

1章 風水害予防計画

川本町における周到でかつ十分な風水害予防対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 災害に強い町土づくりの整備に関する対策

風水害による被害を予防し、被害が及ぶ範囲を最小限に止めるよう、災害に強い町土づくりを実現する必要がある。

そのため、町及び防災関係機関は、浸水災害の予防、土砂災害の予防、都市構造の防災化、建築物・公共土木施設等の安全化、農林施設災害の防止等の各種防災事業等を推進するとともに、老朽化した社会資本について、長寿命化修繕計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努めるものとする。

2 風水害応急対策活動に備えるための事前の活動体制等の整備

災害時に迅速・円滑で効果的な応急対策活動を実施するため事前の整備をしておく必要がある。

そのため、まず、災害対策本部の設置要領や風水害時の職員配備基準をはじめとする初動体制を整備しておくとともに、被害情報等の収集・伝達体制、広報体制を整備しておく。

また、避難予防対策、消防活動、救出・救急活動、医療救護活動、交通確保・交通規制、緊急輸送等の応急対策実施体制を整備しておく。

さらに、広域防災拠点等の防災施設、装備、緊急輸送ネットワーク等の整備、施設・機能の代替性の確保、各交通施設間の連携の強化などに努めるとともに、物資及び資機材等の備蓄・調達体制の整備により、食料、飲料水、燃料、生活必需品等の確保・供給活動に備える。

特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、関係機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練・研修等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

3 防災教育の推進

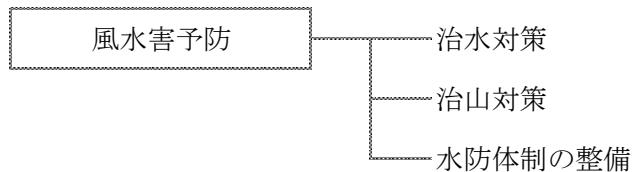
風水害災害に際して、人的被害を最小限とし、生活上の制約（障害）を解消するためには、日頃から防災機関職員及び住民等の防災意識の啓発や防災行動力の向上に関する施策の推進が不可欠である。

そのため、消防団、自主防災組織等の強化・育成、災害ボランティアの活動環境の整備、防災機関職員及び住民等に対する防災教育、防災訓練の充実、避難行動要支援者の安全確保に関する対策を推進するとともに、各種調査研究を実施する。

第1節 風水害予防

町は、これまでの水害や集中豪雨に伴う災害等の経験に立ち、住民の生命と財産を守るとともに地域の豊かな自然を守っていくため、災害防止と環境保全の両面から江の川地域等の治山・治水及び土砂災害対策の推進を図る。また、計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動など危険を伴う活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するものとする。

施策体系図



1 治水対策

(1) 重要水防箇所の把握

町内の河川流域のうち、浸水、決壊等により重大な災害の発生が予想される重要水防箇所を定期的に点検し、その対応策について検討する。また、住民に対し、重要水防箇所について周知する。

(2) 河川の改修等

町は、従来からの河川等の氾濫を念頭にした河道拡幅、築堤、河床掘削等による河道の整備、遊水地、分水路等の建設及び下水道事業による雨水排水の整備など治水施設等の整備を進める。

また、既存施設の老朽度点検を行い、特に重要な施設から改修等を計画的に実施する。

2 治山対策

町は、国及び県の協力を得て、次により治山対策を講ずる。

(1) 保安林の整備

森林の維持造成を通じ災害に強いまちづくり及び山地に起因する災害を防止するため、指定保安林の保全に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。

危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域等への指定を推進し、治山施設、地すべり防止施設の整備を計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し、必要に応じ修繕等を行う。

3 水防体制の整備

(1) 消防団（水防団）による水防体制

本町では、消防団が水防団を兼ねている。町及び消防団は、水防体制の強化のため、次の事項について実施する。

ア 水防訓練の実施

イ 町内河川の分団ごとの管轄区域の指定

ウ 重要水防箇所の把握

エ 定期的な河川巡視及び降雨時の警戒巡視の実施

(2) 水防資機材の整備等

ア 町が保有している水防資機材を定期的に点検し、資機材の種類及び数量の確認と不良・不足物資の交換・補充を行う。

イ 水防活動に必要となる重機の借り上げ等について、町内の建設業者等と必要に応じて協議し、調達ルートを確保しておく。

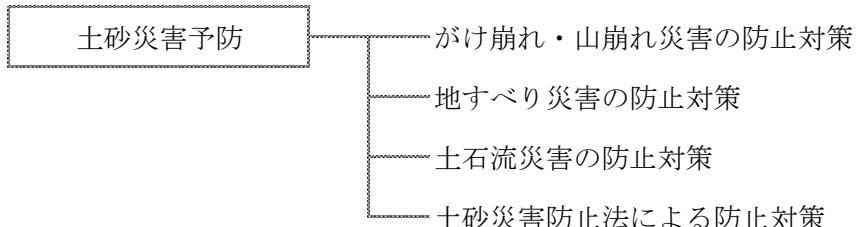
第2節 土砂災害予防

土砂災害の原因となる現象として山崩れ、がけ崩れ、地すべり、土石流、落石などがあげられる。これらの現象を整理すると、斜面崩壊（落下により移動）、地すべり（滑動）、土石流（流動）に区別される。

これら土砂災害を引き起こす誘因として、降雨、融雪、地震等がある。特に、梅雨前線や台風等の集中豪雨等により発生するケースが多いが、洪水等に比べ、ひとたび土砂災害が発生すると一瞬にして周辺住民、施設等に対し、多大な人的・物的被害をもたらす危険性がある。

土砂災害のおそれがある箇所については、土砂災害危険箇所図が県により整備されているほか、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下「土砂災害防止法」という。）に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、危険箇所の把握と周辺住民への周知に努め、警戒避難体制の整備、一定の開発行為に対する許可制限、居室を有する建築物の構造規制、既存不適格建築物に対する移転等の勧告などの施策を推進するとともに、土砂災害発生の危険度が高い箇所から、砂防法・地すべり等防止法・急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による指定を行い、各種砂防関係事業を実施するなど総合的な土砂災害対策を推進する。

施策体系図



1 がけ崩れ・山崩れ災害の防止対策

斜面崩壊とは、がけ崩れ、山崩れ、人工斜面の崩壊などを総称し、斜面を構成する土、砂礫、岩盤等が主として重力の作用によって斜面から剥落・転倒し、急速に斜面上を崩壊・転落・落下する現象である。崩壊は発生域（崩壊源）と移動堆積域からなり、地すべりと比べると規模が小さく、急傾斜地において突発的に発生し、移動速度が速い。

斜面崩壊の発生に係る要因としては、雨量、斜面の勾配、斜面形、地質条件等がある。

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所の把握、周知

ア 現況

がけ崩れによる危険がある急傾斜地崩壊危険箇所について、県では、防災上緊急度の高いものから、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づき、急傾斜地崩壊

危険区域に指定し、対策事業を実施している。町内の急傾斜地崩壊危険箇所については、**資料編**のとおりである。

- 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 傾斜度30°以上、高さが5m以上の急傾斜地で被害想定区域内に人家5戸以上ある場合
(5戸未満の場合であっても官公署、学校、病院、旅館等のある場合を含む。)

イ 対策

急傾斜地の資料を整備し、住民等への周知徹底を図る。特に周辺地域住民に対して、急傾斜地崩壊危険箇所及び避難所・避難路・防災施設等の防災情報の周知に努めるとともに、危険が予想される区域内の土地所有者、管理者、占有者、又は維持管理の徹底と危険が及ぶおそれのある施設の管理者に対し、保安措置を講ずるよう指導を行う。

また、新たな危険区域箇所を調査把握し、指定を要望する。

なお、急傾斜地崩壊危険区域では、崩壊を助長するような行為が制限されている。

(2) 急傾斜対策工の実施

急傾斜地崩壊防止工事には、雨水及び地下水の影響をできるだけ排除するようとする抑制工と、崩れようとするがけに対して力で対抗して崩れを抑える抑止工がある。

急傾斜地崩壊対策工事は、避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の避難行動要支援者関連施設を優先する。

ア 抑制工

がけ崩れが起こる最も大きな原因となる雨水と地下水を排除するための排水工、雨滴の衝撃や風化に対抗するため斜面をコンクリート等で被覆するのり面防護工、雨水によって崩壊しやすい不安定土塊をあらかじめ取り除いておく切土工等がある。

イ 抑止工

コンクリート擁護工や、土中に杭を打ち込み滑落する土層を止める杭工等がある。

ウ その他

がけから少し離して擁壁を作り、崩壊が発生したとき被害の拡大を防ぐ待ち受け擁壁工や落石防護工等がある。

(3) 警戒・避難体制の整備

ア 災害発生の防止のため、急傾斜地崩壊危険区域の周辺において危険性を示す標識の設置及び保全・管理に関する住民への指導を実施するとともに、がけ崩れ発生の危険度を判定し、住民の避難を促す土砂災害予警報システムの活用を推進する。また、危険区域の住民に対しては、常に危険に対する認識を持って急傾斜地の危険確認3要素『危険な時期、危険な場所、危険な前兆』の早期発見に努めるよう指導するとともに、住民自身による防災措置の実施を促進する体制の確立を図る。

イ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域に

おける円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(4) 住宅移転の促進等

ア 町は県の協力を得て、災害危険区域を指定し、当該区域内において、住宅等の建築制限を行う。また、土砂災害防止法及びがけ条例に基づく既存不適格住宅に対しては、移転促進のための啓発を行い、がけ地近隣等危険住宅移転事業の促進を図る。

イ 町は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれがあると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

2 地すべり災害の防止対策

地すべりは斜面崩壊よりも一般的に大規模で継続的なもので、比較的緩勾配でも発生し、多大な被害をもたらす危険性がある。第三紀層、変成岩、火山性変質岩などすべり面となる粘土が生成されやすい特定の地質構造において多く発生し、粘性土をすべり面として滑動するので土塊の乱れは小さい。誘因としては地下水の影響が大きく、台風、梅雨のほか、融雪時にも発生する。

(1) 地すべり危険箇所の把握、周知

ア 現況

地すべり危険箇所については、資料編を参照

なお、地すべり危険箇所及びこれに隣接する地域のうち、地すべり危険箇所の地すべりを助長若しくは誘発し、又はそのおそれの極めて大きいもので、公共の利害に密接に関係するものを「地すべり防止区域」として国土交通大臣又は農林水産大臣が指定している。

イ 対策

県と協力、連携を図りながら、地すべり危険箇所等の把握のための各種調査を実施する。また、地すべり危険箇所等については、監視を行い、危険の発見に努めるとともに、周辺地域住民に対して周知に努める。

(2) 地すべり防止工事の促進

地すべり防止工事には、地すべりが起こらないようにする抑制工と地すべりを抑える抑止工があり、状況に応じてこれらの工事を実施していくが、地すべりの最大の誘因は地下水状況の変化によるものなので、排水工が最も基本的な工事である。その他、状況により地すべり土塊の除去、工作物による地すべり抑止工等を実施していく。

危険箇所のうち未指定箇所については、対策工事を実施するために指定の促進を図る。

(3) 警戒・避難体制の確立

ア 地すべり発生には、前兆を伴うことが一般的である。特に危険度の高い地すべり危険箇

所に対しては、地割れ、陥没、隆起、建物・立木の傾き及び湧水等に関する観測体制を整えるとともに、被害が及ぶと考えられる住宅等に対してはソフト対策（地すべり監視施設、情報機器の整備等）により、警戒体制を確立し、被害の軽減を図る。さらに、大規模な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

イ 現在、砂防課ホームページ及び町のハザードマップにより、指定区域、危険箇所の位置が確認できるので、このホームページ等を十分に活用し、地域住民の認識を高める。

ウ 町は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、土砂災害に関する情報の伝達方法、地すべりのおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行えるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

3 土石流災害の防止対策

土石流は、土砂や岩石が水と混合し一体となって谷、渓床など地形の低所に沿って流下するもので、豪雨、地震等による崩壊土砂の流下、渓流をせき止めていた崩壊物の再崩壊による流下、洪水流による渓床堆積土砂の流下、地すべり土塊の流下等のケースがある。

豪雨による土石流は、先頭に岩塊や樹木の集中する盛り上がりをもち、後方に細粒物質と洪水流が続く。土石流の速度は速いもので時速60km近くにもなり、斜面崩壊等に比べ移動距離が長く、100mから数kmに達する場合もあり、巨岩を含む場合は破壊力がさらに強大になる。

一般的には、勾配が15°以上あり、渓流の中に多量の不安定な土砂がある渓流で、しかも勾配が15°となる地点より上流の流域面積が広いものが土石流の発生の危険度が高いといえる。

(1) 土石流危険渓流及び危険区域の把握・周知

ア 現況

土石流発生の危険がある区域については、[資料編](#)を参照

イ 対策

既に調査している箇所以外についても調査を進め、より一層の危険箇所及び危険区域の把握に努める。また、土石流危険渓流及び危険区域等の資料を整備し、標識を設置するなど周辺住民等に周知徹底を図る。

(2) 土石流対策工の実施

国土交通大臣により砂防指定地に指定された土地については、土石流対策として、砂防工事を実施するほか立木の伐採、土石の採取等の行為制限がなされる。

土石流対策としての砂防工事には、山腹工（荒廃した山地の回復）、砂防えん堤工（土砂の流出を調節する）、床固工（渓床の安定）、護岸工（渓岸の安定）等がある。

各危険渓流について、緊急度の高いものから計画的にそれらの対策工事を進めていく。

砂防工事は、避難所等の防災施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者関連施設を優先する。

特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。

(3) 治山事業の実施

渓流の侵食が進み土砂の流出のおそれのある渓流については、保安林指定による立木伐採等の規制と土砂流出防止対策として谷止工（渓床・渓岸侵食の防止）、床固工（堆積土砂の流出防止）、流路工（縦横侵食の防止）等の施工と併せ森林整備を一体的に行うよう治山事業の促進を図る。

特に、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。

(4) 警戒・避難体制の整備

県及び松江地方気象台は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合は協議のうえ土砂災害警戒情報を共同で発表する。また県は、この補足情報として、以下に記載する土砂災害警戒情報の補足情報（土砂災害危険度情報）で該当市町村に提供するとともに、砂防課ホームページでも提供する。

町は、土砂災害警戒情報及び補足情報等を参考にして、土砂災害警戒区域ごとに防災活動や避難勧告等の災害応急対策を行うとともに、周辺住民等への周知徹底を図り、危険箇所には巡回警戒要員の配置等を検討する。

ア 土砂災害警戒情報の目的

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、町長が防災活動や住民等への避難勧告等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援するとともに、住民の自主避難を支援することを目的とする。

イ 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第11条及び災害対策基本法第55条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。

ウ 発表対象地域

県内の全市町を発表対象地域とし、市町単位で発表する。

エ 発表基準

土砂災害警戒情報の発表基準は、警戒基準と警戒解除基準からなり、それぞれ以下のとおりとする。

(ア) 警戒基準

大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて算出した降雨指標が監視基準に達したときとする。又、警報の切り替え等各種情報を勘案して、より厳重な

警戒を呼びかける必要があると認められる場合、土砂災害への警戒を改めて呼びかける必要があると認められる場合等には、島根県土木部砂防課と松江地方気象台が協議のうえ、土砂災害警戒情報を発表するものとする。

(イ) 警戒解除基準

降雨指標が監視基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想されるときとする。ただし、無降雨状態が長時間継続しているにもかかわらず基準を下回らない場合は、土壤雨量指数や土砂災害の発生状況等を考慮し、島根県土木部砂防課と松江地方気象台が協議のうえで警戒を解除できるものとする。

オ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨に基づいて判定し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動等を反映したものではない。したがって、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。

また、土砂災害警戒情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については発表対象とするものではないことに留意する。

カ 土砂災害警戒情報に係る町の対応

町長は、避難勧告等の発令にあたり、土砂災害警戒情報を活用し、判断を行う。

■土砂災害警戒情報の補足情報（危険度レベル）

土砂災害警戒情報の補足情報である土砂災害危険度情報は、それぞれの市町を約5km四方の格子毎に土砂災害の危険性を下記のように区分して発表される。

危険度	表示	状況及び行動の目安
レベル1 (目安)	黄	3時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合 (避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者には避難を、それ以外の者には避難の準備を呼びかけることが必要な状況)
レベル2 (目安)	桃	2時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (土砂災害警戒情報が発表される状況)
レベル3 (目安)	赤	1時間以内に土砂災害発生の基準値を超えるおそれがある場合。 (危険箇所等の近くの住民が避難を終えたことを確認する必要がある)
レベル4 (目安)	紫	既に土砂災害発生の基準値を超えている場合。 (土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況)

キ 土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予報又は警報の発令及び伝達、避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害に関する情報の伝達方法、土石流のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域の

円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物を配布するなど必要な措置を講ずる。

また、土砂災害警戒区域内の高齢者、障がい者等が主に利用する施設における土砂災害情報等の伝達方法についても定め、円滑な警戒避難が行えるようにする。

(5) 住宅移転の促進

ア 町は、県と連携して、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながらその所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行う。

イ 町は関係機関と連絡調整を図った上、各種制度の活用により、人命、財産等を土石流から保護するために、危険住宅の移転促進に努める。

4 土砂災害防止法による防止対策

県は、土砂災害防止法により渓流や斜面及びその下流などの土砂災害により被害を受けるおそれのある区域の地形、地質、土地利用状況等について調査を行い、土砂災害のおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定する。また、土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

町は、県の指定を受けた土砂災害警戒区域において、土砂災害から生命を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備を進める。

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供する。

(1) 土砂災害警戒区域における対策

ア 警戒避難体制の整備

町は、法7条に基づき、土砂災害警戒区域の指定があったときは、市町村地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに下記事項を明示するとともに、周辺住民等への周知徹底を図る。

(ア) 土砂災害に関する情報等の収集・伝達、予報及び警報、土砂災害警戒情報の伝達、住民等への伝達方法、避難路・避難場所及び救助体制、その他連絡先など警戒避難体制に関する必要な事項

(イ) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

(ウ) 土砂災害警戒区域内に社会福祉施設、学校、医療施設その他特に防災上の配慮を必要

とする者が利用する施設であって、急傾斜地の崩壊等が発生するおそれがある場合における当該施設を利用している者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるこれらの施設の名称及び所在地、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

イ ハザードマップによる周知

町は、土砂災害警戒区域や避難場所、避難路等を記載したハザードマップを作成し住民に周知する。

(2) 土砂災害特別警戒区域における対策

県は、法第9条に基づき、土砂災害特別警戒区域として指定したときは以下の措置を講ずる。

(ア) 住宅分譲地、社会福祉施設等のための開発行為に関する規制

(イ) 建築基準法に基づく建築物の構造規制

県は、居室を有する建築物に作用すると想定される力に対して、建築物の構造が安全であるかの建築確認を行う。

(ウ) 身体等に著しい危害が生じるおそれが大きい場合に、建築物の所有者等に対する移転等の勧告

県は、土砂災害特別警戒区域内の既存不適格建築物について、過去の土砂災害の実態等から見て土砂災害が発生するおそれが急迫していると認められながら、その所有者等が自ら必要な措置を講じていない等、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれが大きいと認めるときは、市町村と連絡調整の上、当該建築物の所有者等に当該建築物の移転等の勧告を行うことができる。

(エ) 移転者への資金等の支援（住宅金融支援機構の融資、住宅・建築物安全ストック形成事業による補助）

(3) 重大な土砂災害が急迫している状況における対応

法28、29条に基づき県は地滑り、国は河道閉塞に起因する土石流及び河道閉塞による湛水を発生原因とする重大な土砂災害が急迫している状況において、町が適切に住民への避難勧告等の判断等が行えるよう、その土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするため、必要な調査（以下「緊急調査」という。）を実施する。

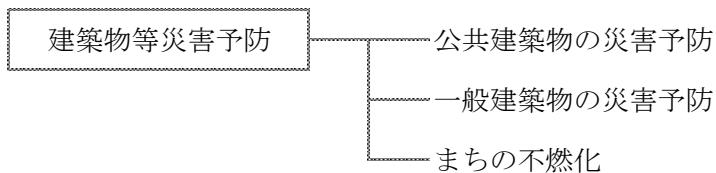
第3節 建築物等災害予防

災害に強いまちづくりを行うに当たって、町は、公共建築物、一般建築物の安全性の確保に努めるとともに、関係団体の協力のもとに建築物の安全性を一層高める。

また、老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施などにより、その適切な維持監理に努めるものとする。

さらに、復興の円滑化のため、あらかじめ各種データ（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）の整備保全を行う。

施策体系図



1 公共建築物の災害予防

町内の公共建築物は、災害対策本部の設置場所となる役場庁舎をはじめ、避難場所、救護所、物資集積場所等、そのほとんどが災害対策上の拠点施設となる。このため、定期的に点検をし、町財政の範囲内において計画的に改修を行うなど、施設の安全性の確保に努める。

2 一般建築物の災害予防

町は、一般建築物の安全化、不燃化を図るため、次の措置を講ずる。

(1) 住民等への意識啓発

町は、住民に対し、次の意識啓発を実施する。

ア 建築物の不燃化等の必要性の啓発

建築確認審査を通じて、建築物の不燃化等の関係法令について、普及・啓発を図るとともに、既存建物については改修時の相談に応ずる。このほか、パンフレットの配布等により不燃化等の必要性を啓発する。

イ がけ地近接等危険住宅の移転の啓発

がけ地近接等危険住宅の移転について、助成による誘導措置を含め、普及・啓発を図る。

ウ 老朽化した既存建築物に対する改修指導

老朽建築物について、構造、敷地、危険度等を調査し、保安上危険である場合には、建築物の補修及び窓ガラス、外装材等の落下物予防措置等について指導に努める。

(2) 特殊建築物等の安全化

ア 特殊建築物の不燃化等

建築基準法第6条第1項第1号に規定された特殊建築物（劇場、映画館、展示場、百貨店など不特定の人が集まる施設、病院、学校、旅館・ホテルなど多数の人が滞在する施設

や自動車車庫等火災の危険性が高い施設など) の安全性を推進するため、建物の不燃化等を進める。

イ 特殊建築物の定期報告

店舗等の特殊建築物については、所有者又は管理者が定期的に調査・検査をし、安全確保を図る。

ウ 特殊建築物の定期的防火検査の実施

多数の者に供される施設については、「建築物防災週間」(火災予防週間と協調して実施)において消防署等の協力を得て、防火点検を実施するとともに、年間を通じパトロールを行い、建築物の安全確保を推進する。

3 まちの不燃化

(1) 「防災まちづくり計画」策定の推進

町が主体となって行う防火区域の整備や避難地・避難路の確保等の町レベルの対策及び住民が中心となって行う密集市街地等の防災上危険な市街地を対象とした地区レベルの対策等について、基本的な方針、具体的な計画、進め方を定めた「防災まちづくり計画」の策定を推進する。

(2) まちの防災構造化の推進

町は、地域の防災構造化を進めるため、道路、公園、緑地、空地等の整備を推進し、防災空間を確保・拡充する。また、安全で良好な市街地の形成に向け、住民等のまちづくり活動の活性化を図るとともに、災害危険度等調査、住民等のまちづくり活動の支援、道路・広場等の地区公共施設や防災まちづくり拠点施設等の整備、避難地・避難路周辺等の建築物の不燃化といった多様な整備事業を重層的に実施し、防災構造化対策を積極的に推進していく。

(3) 公園等の整備

ア 道路の整備

道路は、住民の生活と産業の基盤として重要な社会資本であるとともに、災害時においては、緊急輸送路、避難路等の役割を発揮するほか、市街地火災においては延焼遮断帯としての機能を有する。このため、道路管理者は、災害に強い道路網の整備を計画的に推進し、多重性・代替性の確保が可能となるような整備を目指す。

イ オープンスペースの整備・確保

農村公園(笹畑・笹遊里)は、農村の総合整備の一環として農業者等農村居住者の健康増進と憩いの場を提供し、併せて生活環境・自然環境に資することを目的とするほか、災害時においては避難地として防災上重要な役割を持っている。県及び町は、それらの整備を推進する。また、必要に応じ、農業集落排水処理場等のオープンスペースを確保し、避難地としての機能を強化する。

ウ 共同溝等の整備

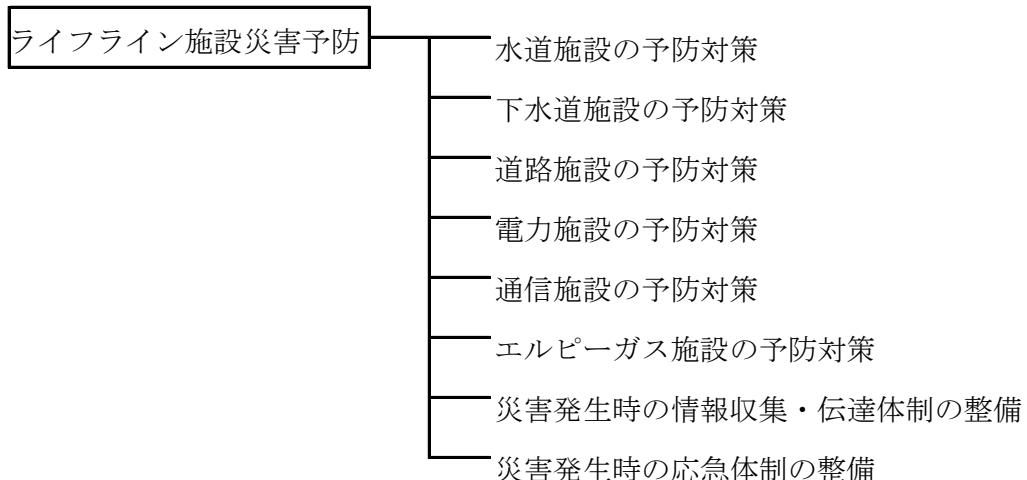
国、県及び町は、地域生活の根幹をなす電線、水道管等のライフライン施設の災害による被害を最小限に止めるため、これらを収容する共同溝等の整備を推進する。

第4節 ライフライン施設災害予防

上下水道等のライフライン施設は、地域生活の根幹をなすものであり、これらが災害により被害を受け、機能まひに陥ると、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障をきたし、避難生活環境の悪化をもたらす等影響は極めて大きい。このため、町及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、風水害等の災害に強い施設を整備するとともに、災害が発生したときも被害を最小限にとどめ、早期復旧が図られるよう施設の災害防止対策を推進する。

また、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

施策体系図



1 水道施設の予防対策

- (1) 未整備地区の拡張工事や簡易給水施設の設置により、普及率100%を目指す。
- (2) 老朽化した送配水管の取替え・付替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、水源の多元化、施設の多系統化等の防災対策の実施に努める。
- (3) 災害時の応急給水及び水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。

2 下水道施設の予防対策

- (1) 生活排水処理計画に基づき、対象区域の浄化槽整備を計画的に推進する。
- (2) 災害時の下水道施設の応急復旧に必要な資機材の備蓄に努めるとともに、関係業者からの資機材の調達や人員の確保等、必要な体制の整備を図る。
- (3) 災害時の仮設トイレ設置につき、リース業者等と必要に応じ協議するなど、調達ルートの確保に努める。

3 道路施設の予防対策

町は、緊急輸送ルートの確保を早期に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化等ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステム、道路災害対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。

(1) 道路ネットワークの整備

町内の各地域を結ぶ道路網として、川本～美郷間の主要地方道川本波多線改良工事の早期完成や、川本～大田間の一般県道川本大家線道路改良及び川本～美郷間を結ぶ道路の整備促進を県に要望し、町内の道路ネットワークの構築を目指す。

(2) 30分都市連携軸の充実

町の各地域の中心部と近隣の大田市等を約30分で結ぶ道路の改良整備によって、30分都市連携軸の充実を図り、これらの都市との連携を強化し、医療等の機能補完を図る。

(3) 集落における生活道路の充実

- ア 町道のうち、未改良・未舗装の部分については、集落間を結ぶ道路等、整備の必要性・緊急性を考慮しながら、計画的に整備を図る。
- イ 災害により道路損壊・土砂崩落等が予想される箇所については、県の協力を得て、緊急性の高いものから、順次対策工事を実施する。

4 電力施設の予防対策

町は、必要に応じて中国電力㈱が行う予防対策に協力する。

5 通信施設の予防対策

町は、まげなねっとかわもとをはじめとして必要に応じて西日本電信電話㈱や携帯電話事業者が行う予防対策に協力する。

6 エルピーガス施設の予防対策

町は、エルピーガス販売事業者の行う予防対策に協力する。

7 災害発生時の情報収集・伝達体制の整備

災害によるライフライン事故が発生したとき、または発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

このため、町、関係機関が、迅速かつ的確に防災対策を実施するためには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト、ハード両面の仕組みの整備が必要である。

(1) 情報通信設備の整備

ア 情報収集伝達機器の整備等

町及び県（防災部消防総務課）は、ライフライン施設において災害が発生した場合に、事故の状況等に関する情報を迅速かつ正確に収集するため、無線等の伝達機器について、整備場所・設備等の整備計画を策定し整備を行い災害時に的確に使用できるよう日常業務または訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

なお、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等に留意するため、通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓

練を定期的に実施する。

イ 情報収集・連絡要員の指定

県（防災部危機管理課）は、専門機関等大規模・特殊災害時の支援要請先について、その把握に努める。県及び消防本部は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、災害現場で情報の収集・連絡に当たる担当員をあらかじめ選任する。

8 災害発生時の応急体制の整備

ライフライン等施設に災害が発生したとき、または発生するおそれがあるときに、効果的な応急対策を実施できるよう、町、県及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(1) 防災組織の整備

ア 防災組織の整備

ライフライン施設等災害時の配備体制、登庁までの協議体制、災害対策本部室設営要領等を整備しておく。

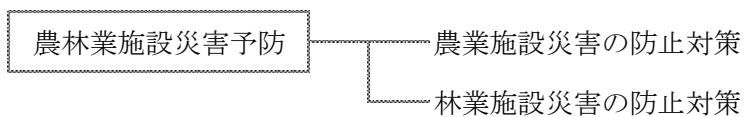
イ 応急活動マニュアルの整備

関係課及び各ライフライン等施設管理者は、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

第5節 農林業施設災害予防

災害から農林業の被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、農地、農業用施設保全事業等の推進を図る。

施策体系図



1 農業施設災害の防止対策

(1) ため池整備事業

ア 現況

町内には144箇所(貯水量126,850m³、流域面積3.7691km²)の農業用のため池があるが、それらの多くは築造年代が古く老朽化している。それらは、災害に対する安全性が考慮されていない場合が多く、決壊した場合、下流の農家、農作物、人畜、家屋及びその他の公共施設に被害を及ぼすおそれがある。

イ 保守管理

農業用のため池については、保全対策に基づいて整備計画を策定する。

また、ため池一覧表及び連絡・点検体制表等を整備し、ため池管理簿により日常点検を行うよう努める。

(2) 農地保全事業

降雨によって侵食を受けやすい急傾斜地帯などに造成された農地で侵食、崩壊を防ぐ必要が生じたところについては、農地保全事業を検討する。

(3) 地すべり対策事業

地すべり防止区域において、地すべりによる被害を除去又は軽減し、農地及び農業用施設等の被害を未然に防止する地すべり対策事業を進める。

2 林業施設災害の防止対策

(1) 山地治山事業

山腹崩壊地、侵食や異常な土砂堆積が見られる渓流などの荒廃山地を復旧整備し、災害の防止・軽減を図る復旧治山事業を行う。

また、地質、地形、気象条件等によって荒廃しつつある林地又は山腹の崩壊のおそれのある箇所及び渓流の侵食によって土石流が発生し、人命、財産に被害を与えるおそれのある山

地災害危険地区のうち、緊急のものについて予防治山事業を行う。

(2) 森林整備

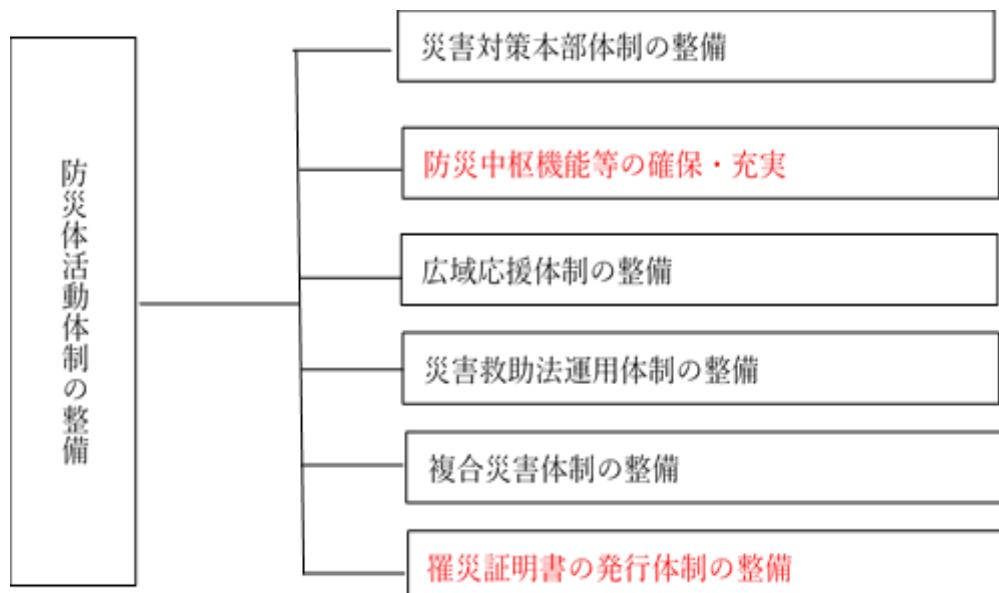
森林は、豪雨災害等に対し土砂の流出を防止するなど大きな役割を果たす。そのため、森林を良好な状態に保つことが必要であり、荒廃林地の復旧、防災林の設置、治水のための植林及び火災予防施設の設置等の対策を実施する。

第6節 防災体制の整備

災害時の効果的な応急対策を実施できるよう、町の防災組織及び防災体制・業務継続体制を整備する。そのため、風水害時の災害対策本部及び初動（警戒）体制の確立要領等を整備しておくとともに、広域応援体制の整備及び災害救助法等の円滑な運用体制を整備する。

また、応急対策全般への対応力を高め、発災後の復興・復旧を円滑に進めるため、人材の育成を図るとともに退職者の活用や民会の人材の任期付き雇用などの人材確保策を整え、緊急時には外部の専門家の意見・支援を活用できるような仕組みを平常時から構築することに努めるものとする。避難場所、避難施設、備蓄など防災に関する諸活動の推進に当たっては、公共用地等の有効活用を図るものとする。

施策体系図



1 災害対策本部体制の整備

町は、発災段階あるいは警戒段階において、効果的に災害に対応するため、災害対策本部体制等の整備を図るものとする。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成について検討するものとする。

(1) 初動（警戒）体制の整備

町は、職員が災害発生後速やかに配備につき、職務に従事・専念できるよう、次の対策を推進する。

ア 動員計画の策定

町は、あらかじめ職員のうちから対策要員を指名し、動員の系統、動員順位、連絡方法

等について具体的に計画しておく。

イ 非常参集体制の整備

- (ア) 町は、参集基準及び参集対象者を明確化し、実情に応じ、**職員の安全確保に十分配慮しつつ**、職員の非常参集体制の整備を図る。
- (イ) 連絡手段や参集手段の確保及び携帯電話等の参集途上における情報収集伝達手段の確保等について検討する。
- (ウ) 交通の途絶、職員又は職員の家族等の被災などにより職員の動員が困難な場合等を想定し、災害応急対策が実施できるよう参集訓練等の実施に努める。

ウ 活動マニュアル等の整備

町は、それぞれの機関の実情を踏まえ、地域防災計画に基づき各所属が災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアルを作成しておく。

そのほか、必要に応じ活動マニュアルを作成し、職員に周知するとともに定期的に訓練を行い、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

エ 当直員等による体制の確保

町は、勤務時間外の予測が困難な災害についても、迅速な警戒体制が確保できるよう、当直員等の配備を行う。

(2) 登庁までの協議体制の整備

町は、勤務時間外に大規模な風水害が発生した場合、本部長等の幹部職員の登庁を待つことなく、必要な意思決定を行う必要がある。

そのため、迅速・確実な連絡が可能な体制づくりに努めるものとする。

(3) 災害対策本部室等の整備

町は、次の点に留意して対策本部室等の整備を行うものとする。

- ア 災害対策本部室・本部事務室の確保・整備、本部室の設営体制の整備
- イ 災害時に備えた非常電源・自家発電機の確保及び浸水等に対する安全の確保
- ウ 電話の余裕回線の確保のほか、衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線等多様な通信手段の整備
- エ 災害対策本部等防災基幹施設の通信、電力等の優先復旧体制
- オ 応急対策用地図

(4) 防災関係機関との連絡体制の整備

災害対策本部に意見聴取・連絡調整等のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努めるものとする。

(5) 公的機関等の業務継続性の確保

町及び防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。

また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

2 防災中枢機能の整備

防災中枢機能を果たす施設、設備等の整備に当たっては、施設等の整備に加え、浸水等の災害に伴う停電対策を施すとともに、物資の供給が困難となる場合を想定した防災要員用の食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶時に備えた衛星携帯電話等の整備等非常用通信手段の確保を図る。

町の災害対策の中核施設の非常用電源設備については、3日間（72時間）以上の発電が可能な燃料等の備蓄を行い、平常時から点検、整備に努める。

3 広域応援体制の整備

町は、平常時から相互応援協定による応援体制の整備を推進する。

また、県・自衛隊への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県・自衛隊と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。自衛隊に対しては、いかなる状況において、どのような分野（救急、救助、応急医療、緊急輸送等）について、自衛隊への派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊に書面にて連絡しておく。

(1) 応援計画及び受援計画の整備

町防災関係機関は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関から応援を受けることができるよう、応援先・受援先の指定、応援・受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配備体制や資機材等の収集・輸送体制等について必要な準備を整えるものとする。

ア 町は、県への応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ県と要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な手順を整えておくものとする。

イ 町は、必要に応じて被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整えるものとする。

(2) 防災関係機関の連携体制の整備

災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、県、町及び防災関係機関は機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保に努めるとともに、応急対策活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結するなど平常時より連携を強化しておく。相互応援協定の締結に当たっては、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との間の協定締結も考慮する

ものとする。

また、県及び町等は、食料、飲料水、生活必需品、医薬品、血液製剤、燃料及び所要の資機材の調達ならびに広域的な避難に必要となる施設等の相互利用等に関する応援体制の充実に努める。

ア 警察

県警察本部は、広域緊急援助隊の運用に関し、平素から警察庁及び中国管区警察局と緊密な連携を図り、大規模災害発生時において、迅速かつ広域的な支援が行われるよう体制の整備を推進する。

また、広域的な派遣体制を確保するため、即応部隊及び一部部隊から構成される警察災害派遣隊の整備を図るものとする。

イ 消防機関

消防機関は、緊急消防援助隊による人命救助活動等の支援体制の整備に努める。

ウ 建設業協会

建設業協会は、国、県、町との協定等を整備し、水防、土砂災害対策等の災害応急対策の支援体制の整備に努める。

エ 日本赤十字社島根県支部

日本赤十字社島根県支部は、県と締結している「災害救助に基づく救助業務委託契約書」を踏まえ、医療、助産、遺体の処理等の災害救助活動の支援体制の整備に努める。

オ 国土交通省中国地方整備局

国土交通省中国地方整備局は、緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が迅速に活動できるよう、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制の整備を図るものとする。

カ 運送事業者である公共機関

(ア) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、町から災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の運送の要請があった場合は、資機材の故障等により当該運送を行うことができない場合、安全でない状況にある場合等、要請に応ずることが極めて困難な客観的事情がある場合を除き、当該物資の輸送を行うものとする。

(イ) 運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関は、運送の要請等に対応できるように、防災業務計画等において、物資等の緊急輸送に関する計画をあらかじめ定めておくものとする。

4 災害救助法等の運用体制の整備

大規模災害の場合は、通常、災害救助法が適用されるが、町の担当者において、その運用に際し混乱を生じることのないよう、日ごろから運用体制を整備しておく。

(1) 災害救助法等の運用への習熟

ア 災害救助法運用要領への習熟

町は、災害救助法に基づく災害救助の基準や運用要領に習熟し、それに対応した体制を整備する。

イ 災害救助実務研修会等

町は、災害発生時における災害救助法に基づく業務を円滑かつ的確に推進し、有事の際の災害救助体制に万全を期するため、災害救助法実務研修会に参加する。

もしくは町の担当者は、自己研さん等により、その内容に十分習熟しておく。

(2) 運用マニュアルの整備

町は、災害救助法等の適用申請から適用を受けた後の運用方法について、県の指導を受け災害救助法の適用された事例を参考にし、分かりやすいマニュアルを作成するものとする。

5 複合災害対策

- (1) 複合災害（同時又は連續して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象）の発生可能性を認識し、地域防災計画等を見直し、備えを充実するものとする。
- (2) 災害にあたる要員、資機材等について後発災害の発生が懸念される場合には、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行うよう対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定めておくものとする。
- (3) 様々な複合災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害後との対応計画の見直しに努めるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害を想定し、職員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努めるものとする。
- (4) 複合災害が発生した場合において対策本部が複数設置された場合は、重複する要員の所在調整、情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣、合同会議の開催等に努めるものとする。対策本部事務局の担当部局が異なる場合には、統合を含めた具体的な連携方策をあらかじめ定めておくものとする。現地災害対策本部についても、必要に応じて、同様の配慮を行うものとする。

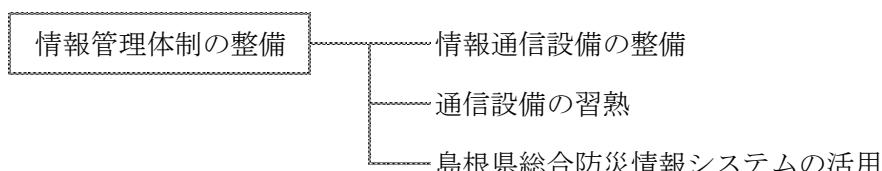
6 罹災証明書の発行体制の整備

- (1) 町は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受け入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。
- (2) 町は、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第7節 情報管理体制の整備

災害発生時には、通信施設の被害により住民等が災害の各種情報が得られなくなるおそれがあり、また防災関係機関相互の情報伝達も確保できなくなることが予想されるので、町、県及び防災関係機関は、情報伝達手段の確保に努めるとともに、多ルート化の整備等必要な措置を講ずる。

施策体系図



1 情報通信設備の整備

(1) 防災行政無線等の整備

町は、住民に対する災害時における情報を迅速かつ的確に収集、伝達を図るため、防災行政無線等の整備に努める。

(2) 応急用資機材の整備

町、県及び防災関係機関は、非常用電源（自家発電用設備、電池等）などの応急用資機材の確保充実を図るとともに、これらの点検整備に努める。

(3) 多様な通信手段の確保

衛星携帯電話、衛星通信、インターネットメール、防災行政無線、IP告知放送等の通信手段を整備するなどにより、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

(4) 各種データの整備保全

町は被災時での業務継続のため、あらかじめ各種データの（戸籍、住民基本台帳、不動産登記、地積、公共施設・地下埋設物等情報及び測量図面等データの整備保存並びにバックアップ体制の整備）整備保全を行う。

2 通信設備の習熟（総務財政課）

(1) 非常災害時の通信の確保を図るため、平常時より災害対策を重視した通信設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取扱い、機器の操作の習熟等に向け、他の防災関係機関等の連携による通信訓練を積極的に行う。

(2) 通信輻輳時及び途絶時を想定した通信統制や、重要通信の確保及び非常通信を取り入れた実践的通信訓練を定期的に実施する。

3 島根県総合防災情報システムの活用

島根県総合防災情報システムは、以下のサブシステムから構成されており、各種気象・地象等の情報や災害情報を収集し、県及び関係機関へ的確に伝達できるようになっている。本システムを運用することにより、大規模災害が発生した際の災害情報の共有を図り、災害の規模の迅速な把握及び的確な情報提供が可能となっている。

(1) 災害情報共有システム

各種気象・水象・地象・国民保護・武力攻撃情報等を防災関係機関にWeb画面にて情報伝達し、防災端末においては音声及びポップアップにより重要情報を一斉に通知する。

また、被害状況等の入力や掲示機能による資料掲載により、関係機関の間で情報の共有を迅速に行う。

(2) 防災業務支援システム

備蓄物資情報の管理業務などを支援する。

(3) 情報提供システム

登録制メール、緊急速報メール、ホームページにより町民及び職員に防災情報を提供する。

(4) 防災情報交換基盤

一般財団法人が運営するLアラートに災害情報共有システムで収集した被害状況や避難情報等を連携させ、メディアを通じて町民に情報提供を行う。

また、水防情報システムや土砂災害予警報システム等の関係システムとのデータ交換を行い、他のサブシステムとのデータ連携を行う。

(5) 運用支援・管理システム

システム研修、データ管理、マニュアル管理、設備管理・監視等を行う。操作訓練・研修できる環境を設け、システム操作の習熟を図る。

4 総合防災情報システムの運用体制の充実

総合防災情報システムにより、防災情報のデータベース化、情報収集・伝達訓練の高度化、防災行政事務の効率化等を図り、平常時の予防対策等の円滑な推進に資する。

(1) 総合防災情報システムの習熟

総合防災情報システムの操作研修や情報伝達訓練を通じて、関係機関の操作の習熟を図り、災害時における円滑な運用ができるようにしておく。

(2) 総合防災情報システムのバックアップ体制の整備

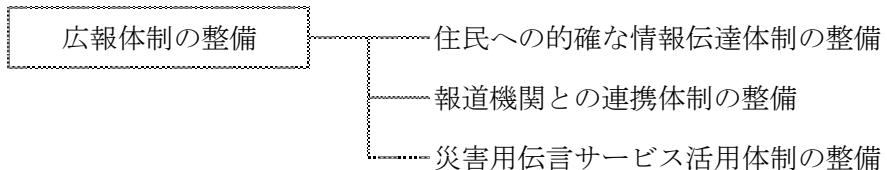
総合防災情報システムは、基幹部分を耐災害性に優れたデータセンターに設置するとともに、通常事務に用いるネットワークからの利用のほか、別途通信回線と専用端末を設け、耐災害性を確保するなどしているが、障害発生時に備えて、防災行政無線FAXなど代替手段による運用についても習熟を図っておく。

第8節 広報体制の整備

災害時における人命の安全と社会秩序の維持を図るため、住民に対する正確な広報の実施や被災者の要望、苦情等の把握により、効果的な災害対策の実施に資するとともに、災害相談や情報提供の窓口を設置し、被災者や住民の様々な相談に適切に対応できる体制の整備を推進する。

町は、様々な環境下にある住民等及び職員に対して警報等が確実に伝わるよう、**Lアラート（災害情報共有システム）の活用や関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、全国瞬時警報システム（J－ALERT）、IP告知放送、ホームページ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む）、ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化、多様化を図るものとする。**

施策体系図



1 住民への的確な情報伝達体制の整備

(1) 本町では、被災者への情報伝達手段として、防災行政無線、IP告知放送、広報車、ホームページ、広報紙等を活用することとしているが、このほか多様な手段の整備に努める。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、外部の通信確保が最重要であり、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要な通信機器については非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え、衛星携帯電話の整備や民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(2) 町は、災害に関する情報及び被災者に対する救援情報等を的確に広報できるよう、広報体制及び施設、設備の整備を図る。

(3) 広報の実施に当たって、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮し、他の関係機関と相互に連携を図りながら実施できる体制を整備しておく。

また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(4) 町は、居住地以外の市町村に避難する被災者に対して**全国避難者情報システムなど**により必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け渡すことができるよう、被災者の所在地

等の情報を避難元と避難先の地方公共団体が共有する仕組みの円滑な運用・強化を図るものとする。

- (5) 防災関連サイトにより、住民等に対してインターネットを利用した各種情報の伝達が可能となっているが、避難所等の端末、自治体のエリアメール、**防災拠点施設への Wi-Fi の整備**を進め、被災者に必要な情報を即報できる体制を構築する。
- (6) 県及び市町村は、**携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等**を活用して、特別警報及び警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

2 報道機関との連携体制の整備

町は、災害時の広報について協定の締結を促進するほか、これら協定に基づく放送要請の具体的な手続きの方法等について、年1回程度打ち合わせ会議を開催し、事前の申し合わせを行うなど、報道機関との連携体制を構築しておく。

3 災害用伝言サービス活用体制の整備

一定規模の災害に伴い被災地への通信が輻輳した場合においても、被災地内の家族・親戚・知人等の安否等を確認できる情報通信手段である災害用伝言サービスについて、住民に対して認知を深め、災害時における利用方法などの定着を図る必要がある。

そのため、町は、平常時において西日本電信電話株式会社、携帯電話各社と連携して、広報誌・紙、県のホームページの活用など、様々な広報手段を活用し普及促進のための広報を実施する。

また、災害時において災害用伝言サービスの運用を開始した場合における広報体制について、災害時特設公衆電話の設置など町は関係機関と協議するなど検討しておく。

○災害用伝言サービス

通信の混雑の影響を避けながら、家族や知人との間での安否の確認や避難場所の連絡等をスムーズに行うことを目的に、固定電話・携帯電話・インターネットによって提供されるシステム。

現在以下の4つが整備されている。

- ・災害用伝言ダイヤル

災害発生後、家庭電話、公衆電話、携帯電話等から「171」通話により伝言登録を行う。

- ・災害用伝言板

携帯電話・PHSのインターネット接続機能で、伝言を文字によって登録し、携帯電話・PHS番号をもとにして全国から伝言を確認できる。

- ・災害用伝言板（web171）

パソコンやスマートフォン等から固定電話番号や携帯電話・PHS番号を入力して安否情報（伝言）の登録、確認を行える。

- ・災害用音声お届けサービス

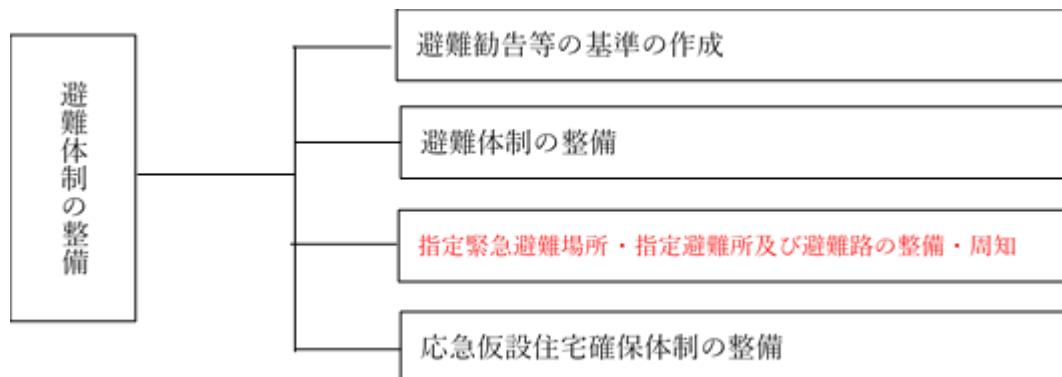
専用アプリケーションをインストールしたスマートフォン等の対応端末から、同じ通信事業者の対応端末に音声メッセージを送信できる。

第9節 避難体制の整備

風水害等の災害時には、河川増水、土砂災害等のため、住民の避難を要する地域が数多く出ることが予想される。町はこのような事態に備えて、あらかじめ避難計画を定めるとともに、災害時において住民等が安全・的確に避難行動や避難活動を行いうるよう平常時から必要な体制を整備しておく必要がある。

また、平常時から被災者支援の仕組みを担当する部局を明確化し、被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。

施策体系図



1 避難勧告等の基準の策定

(1) 避難勧告等の類型

住民に対して避難準備を呼びかけ、要配慮者や避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する人に対して避難行動を開始することを求める「避難準備・高齢者等避難開始」を制度的に位置づけるとともに、避難準備情報・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の意味合いや住民に求める行動について、事前に周知を図る。

また、警戒レベルを用いた防災情報の発信を行い、災害発生のおそれの高まりに応じて居住者等がとるべき行動をわかりやすく情報伝達を行う。

避難勧告等の一覧及び警戒レベル

警戒レベル	避難情報等	発令時の状況	住民に求める状況
警戒レベル 5	災害発生情報	堤防の越水、決壊や土砂災害等の災害が既に発生している状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる
警戒レベル 4	避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> ・前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 ・堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・既に災害が発生していてもおかしくない極めて危険な状況となっており、未だ避難していない人は、予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
	避難勧告	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル 3	避難準備・ 高齢者等避 難開始	避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	<ul style="list-style-type: none"> ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、突発性が高く予測が困難な土砂災害の危険性がある区域や急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。
警戒レベル 2	注意報	気象庁が大雨注意報等を発表	避難に備え、自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 1	早期注意情報	気象庁が早期注意情報を発表	気象情報等の最新情報に注意し、災害への心構えをする。

(2) 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の作成

町は、避難勧告等に関するガイドラインに基づき、下記の点について検討し、適切な避難勧告、避難指示等を行うため、避難すべき区域及び具体的な判断基準を含めた「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を作成する。

ア 避難の概念

(ア) 町の責務

- a 住民一人ひとりが避難行動をとる判断ができる知識と情報として避難勧告等を発令
- b 避難勧告等の判断に際し、専門的知見を有する指定行政機関などからの助言を重要な判断材料とする。

(イ) 避難行動

- a 指定避難所への移動

- b (自宅などから移動しての) 安全な場所への移動 (公園や親戚や友人の家など)
- c 近隣の高い建物などへの移動
- d 建物内の安全な場所での待避

イ 対象とする災害及び警戒すべき区域・箇所

- (ア) 水害
 - a 住民が避難行動を取る必要のある河川と区間を特定
 - b 対象とする河川の特性を把握

(イ) 土砂災害

- a 土砂災害の発生するおそれのある箇所を特定
- b 土砂災害の発生しやすい気象条件を把握

ウ 避難すべき区域

- (ア) 避難が必要な区域を特定
- (イ) 当該区域での災害の様相や、避難勧告等の判断に関する特性を把握

エ 避難勧告等の発令の判断基準・考え方

- (ア) 避難勧告等 (避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示(緊急)) の意味合いと、住民に求める行動を確認
- (イ) 住民が避難所等へ避難するために必要な時間を把握
- (ウ) 避難すべき区域毎に、避難準備・高齢者等避難開始情報、避難勧告、避難指示(緊急)の発令基準(考え方)を策定

オ 避難勧告等の伝達方法

- (ア) 伝達文の内容の設定
- (イ) 伝達手段及び伝達先の設定

カ 参考とすべき情報

- (ア) 過去の災害記録(浸水実績、土砂災害記録等)
- (イ) 浸水想定区域図、土砂災害警戒区域図、土砂災害危険箇所図
- (ウ) 河川の特徴に関する情報(堤防の整備状況、流下能力図、重要水防箇所、排水機場・水門の状況等)
- (エ) 災害時に入手できる実況情報(水位情報、雨量情報等)
- (オ) 避難勧告等に参考とすべき情報(気象等の特別警報、警報、注意報、洪水予報、特別警戒水位情報(避難判断水位)、土砂災害警戒情報、土砂災害危険度情報、記録的短時間大雨情報、記録的な大雨に関する気象情報等)

- (カ) 情報伝達手段の整備状況(防災行政無線、携帯電話、インターネット、放送機関との協定等)

(3) 防災マップの作成

町は、発災時に住民等が円滑に避難を行うため、住民等と一体となり防災マップを作成し、災害の危険が及ぶことが想定される地域や指定緊急避難場所の所在地、避難経路、洪水、雨

水出水に係る避難訓練に関する事項、避難情報の入手・伝達方法等の災害に関する情報、その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を住民等に周知するとともに、災害からの避難に対する住民等の理解を図るよう努める。

防災マップの作成に当たってバリアフリー化が必要な避難経路等が確認された場合は所要の措置を講じる。

2 避難計画の策定

(1) 町の避難計画

町は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自治会等の代表者・嘱託員等を通じて、避難組織の確立に努める。

なお、避難所（被災者収容施設）の運営にあたっては運営マニュアルを早期に作成しマニュアルにに基づいた整備に努める。

ア 避難勧告等の判断・伝達マニュアルで定めた避難勧告等の基準及び伝達方法

イ ハザードマップによる浸水箇所、土砂災害警戒区域等

ウ 避難地の名称、所在地、対象地区及び対象人口

エ 避難地への経路及び誘導方法

オ 指定避難所（被災者入所施設）開設に伴う被災者救援措置に関する事項

(ア) 給水措置

(イ) 給食措置

(ウ) 毛布、寝具等の支給

(エ) 衣料、生活必需品の支給

(オ) 負傷者に対する応急救護

(カ) 要配慮者の救護

カ 指定避難所の管理に関する事項

(ア) 避難所入所中の秩序保持

(イ) 避難所生活者に対する災害情報の伝達

(ウ) 避難生活者に対する応急対策実施状況の周知徹底

(エ) 避難生活者に対する各種相談業務

(オ) 避難が長期化した場合のプライバシーの確保、女性についての配慮、要援護者への配慮、ペットについての配慮その他避難場所における生活環境の確保

キ 指定緊急避難場所及び指定避難所の整備に関する事項

(ア) 指定避難所

(イ) 給水施設

(ウ) 情報伝達施設

ク 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

(ア) 平常時における広報

　a 掲示板への掲示、広報紙、パンフレット等の発行

- b 住民に対する巡回指導
 - c 防災訓練等
- (イ) 災害時における広報
- a 広報車による周知
 - b 避難誘導員による現地広報
 - c 住民組織を通じての広報
- ケ 避難行動要支援者の避難支援に関する事項
- (ア) **避難行動要支援者等への情報伝達方法**
 - (イ) **避難行動要支援者ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項**
 - (ウ) **避難行動要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担**
- (2) 防災上重要な施設の避難計画
- 病院、社会福祉施設、不特定多数の者が出入りするスーパー等の施設等、防災上重要な施設の管理者は、町の作成する避難計画を踏まえ、以下のように避難計画を作成し、避難の万全を期する。**特に浸水想定区域内、土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練を行う。**
- 町は、防災上重要な施設の管理者が避難計画を作成するに際して必要な指導・援助を行う。
- ア 病院
- 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、避難（入院）施設の確保、移送の方法、保健、衛生対策及び入院患者に対するそれらの実施方法等に留意する。
- イ 社会福祉施設等
- 高齢者、障がい者及び児童福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難の場所、経路、時期及び誘導方法並びに避難（入所）施設の確保、保健、衛生対策及び給食等の実施方法等に留意する。
- ウ 不特定多数の者が出入りする施設等
- スーパー等、不特定多数の者が出入りする施設等においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難場所、経路、時期及び誘導方法並びに指示伝達の方法等に留意する。
- (3) 学校等の避難計画
- 町は、所管する学校等が風水害の際にとるべき行動を防災計画に明記するよう指導するとともに、連絡方法・連絡様式の整備を行い、迅速な応急対策が行えるよう事前準備を推進するものとする。
- 学校等においては、臨時休校や終業時刻の繰上げによる下校措置に備え、臨時休業を児童及び生徒（以下「児童等」という。）に連絡するための方法、児童等を安全に下校させるために必要な措置等について、教育委員会と連携して整備するとともに、保護者の理解を得て

おくことが必要である。

また、多数の児童等を学校から避難させる場合も想定し、避難場所、避難経路、誘導方法等を防災計画に明記しておく。

ア 臨時休校・下校措置に備えた体制整備

- (ア) 家庭訪問、児童カード等を利用して児童等の通学路を確認し、土砂災害が発生しやすい箇所や、大雨により氾濫が予想される用水路・小河川の把握に努め、状況に応じた通学路の変更等の指示ができるようにしておく。
- (イ) 臨時休校・下校措置の決定に当たり、隣接の学校、所轄の教育委員会との連絡のとり方を明確にしておく。
- (ウ) 臨時休校・下校措置をとることを地域、保護者に連絡する方法を明確にしておく。
- (エ) 災害時の学校の対応について、学校の広報紙、PTA総会等を利用して保護者に理解を得ておく。

イ 学校周辺の危険箇所の把握

大雨により、浸水又は土砂崩れが発生する可能性がある学校の敷地内及び学校周辺の危険箇所を把握しておき、大雨の際、速やかに確認を行い、対策が講じられるようにしておく。

ウ 小学校就学前の乳幼児等の避難誘導

町は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における保育園・保育所・の連絡・連携体制の構築に努める。

3 避難誘導体制の整備

(1) 避難計画の習熟と訓練

町は、あらかじめ定めた避難計画及び本編第2章第8節「避難誘導」に示す活動方法・内容等に習熟し、避難誘導訓練を実施する。

(2) 避難勧告・指示等の実施要領の明確化

町長による避難の勧告・指示等が、迅速に行われ、関係者に徹底するよう、実施基準を明確化し、あらかじめ本計画、避難計画等において実施要領を定めておく。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(3) 避難者の誘導体制の整備

避難者の誘導を、安全かつ迅速に行うことができるよう、次のように誘導体制を整備しておく。

ア 避難誘導を必要とする場合は、消防団や自主防災組織等のもとで、組織的に避難誘導をできるようにしておく。特に、高齢者、障がい者、難病患者、妊娠婦、児童・乳幼児、外国人等のいわゆる要配慮者の安全な避難を最優先する。

イ 災害の種類、危険地域ごとに避難所への避難経路をあらかじめ指定しておき、住民への周知徹底を図る。その際、周辺の状況を検討し、風水害の場合は、浸水、建物の流失、斜

面崩壊等のおそれのある危険箇所を避けるようする。

ウ 状況に応じて、誘導員の配置や車両による移送等の方法を講じておく。

エ 町及び県は、大規模災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在に係る応援協定を締結するなど、発災時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

(4) 自主避難体制の整備

町は、土砂災害等の前兆現象が出現した場合等における住民の自主避難について、住民に対し、あらかじめ広報紙をはじめとしてあらゆる機会を通じてその指導に努める。また、住民においても、豪雨等により、災害の発生する危険性を感じたり、土砂災害等の前兆現象を発見し、自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所で声を掛け合って自主的に避難をするよう心掛けるものとする。

町は、次の事項について、各種広報活動や、コミュニティ活動への指導・協力等を通じて、住民への周知を図る。

ア 自宅周辺の状況を把握しておく。特に付近の災害危険箇所については、その種類や特性等について把握する。

イ 自宅から最も近い避難場所を確認しておく。町が指定する避難場所まで相当距離がある者は、隣近所の協力関係のもとに、近くの民家等を一時的な緊急避難場所としておく。

ウ 自治会等の代表者・嘱託員等を中心とした自治会内の情報伝達体制を整備する。

エ 隣近所の協力体制のもとに、独り暮らしの高齢者等避難行動要支援者が迅速かつ安全に避難できるよう、避難誘導体制について検討しておく。

(5) 避難指示等の伝達体制の整備

避難指示等の伝達は、本章第8節「広報体制の整備」に示す広報体制に準じ、住民への周知が最も迅速で確実な効果的方法により実施できるよう、次のようにあらかじめ伝達系統や伝達体制を整備しておく。

ア 同報無線等無線施設を利用して伝達する。

イ 自主防災組織等を通じ、関係者が直接、口頭及び拡声器により伝達する。

ウ サイレン及び鐘をもって伝達する。

エ 広報車による呼びかけにより伝達する。

オ テレビ、ラジオ、告知放送、電話等の利用により伝達する。

カ ケーブルテレビを利用して伝達する。

キ 登録制メールにより伝達する。

ク 携帯端末による緊急速報メールサービスにより伝達する。

ケ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）により伝達する。

コ ラアート（災害情報共有システム）により伝達する。

町長は、市町村の避難計画において、危険区域ごとに避難勧告等の伝達組織及び伝達方法を定め、危険地域の住民に周知徹底を図る。

なお、土砂崩れ等により孤立が予想される地区は、多様な通信手段を確保のうえ、電源の必要通信機器について非常用電源の整備に努める。また、通信設備障害時に備え民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制について検討する。

(6) 避難行動要支援者に対する避難誘導体制の整備

町は、要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難な者で特に避難の支援を要する避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、平常時から避難行動要支援者に係る避難誘導体制を構築する。

ア 避難指示等の伝達体制の確立

町長は、日頃から避難行動要支援者に関する情報の把握・共有に努めるとともに、避難指示等が確実に伝達できる手段・方法を事前に定めておく。

イ 地域ぐるみの避難誘導体制の整備

町長は、避難行動要支援者が避難するに当たって、地域住民をはじめ、避難誘導員、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との情報の共有に努めるとともに、地域ぐるみの避難誘導等の方法をあらかじめ具体的に定めておく。

4 指定緊急避難場所・指定避難所及び避難路の整備・周知

(1) 指定緊急避難場所等の指定及び周知

ア 指定緊急避難場所の指定

町長は、法令に基づく指定緊急避難場所について、防災施設の整備状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、必要な数、規模の施設等を指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 災害種別に応じて、災害及びその二次災害のおそれのない場所にある施設、又は構造上安全な施設とする。

(ウ) 災害及びその二次災害が想定される区域に立地する場合、災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、かつ、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有する施設等とする。

(エ) 指定した緊急避難場所については、災害の危険が切迫した緊急時において、施設の開放を行う担当者をあらかじめ定める等の管理体制を整備しておく。

(オ) 必要に応じて、近隣市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設けておく。

イ 住民等への周知

指定緊急避難場所を指定及び指定の取り消しした場合は、住民への周知徹底を図る。

指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努める。

(2) 指定避難所の指定及び整備

ア 指定避難所の指定

町は災害の危険性があり避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間滞在させ、または災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設として公共施設その他の施設を指定避難所として指定する。

(ア) 指定にあたっては、あらかじめ管理者の同意を得ておく。

(イ) 被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設。

(ウ) 想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるもの。

(エ) 主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置を講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの。

(オ) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(カ) 学校を指定避難所として指定する場合、学校が教育活動の場であることに配慮する。

(キ) 指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

イ 指定避難所の整備

町は、指定避難所となる施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、給食施設、換気、冷暖房、照明等の設備の整備に努める。

また、指定避難所において、救護施設、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど、要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。

ウ 指定避難所における備蓄等の推進

町は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

なお、町は、指定避難所となる施設に、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の

確保、通信設備の整備等を進める。

また、孤立予想地区の指定避難所は、特に、一週間程度の避難生活を想定し、必要な物資の備蓄に努める。

エ 指定避難所の管理者等との調整

(ア) 町は、指定管理者施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に指定避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(イ) 町及び各指定避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。

(3) 要配慮者の特性にあわせた避難所の指定・整備

町は、指定避難所の設定に当たり地域の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮とともに、一般の指定避難所では生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を指定するよう努める。

なお、指定避難所においては、要配慮者の介護等に必要な設備や備品についても十分配慮するとともに、避難生活が長期化することが予想される場合には、福祉避難所の開設や民間賃貸住宅、旅館やホテル等を借り上げる等、多様な避難所の確保に配慮する。

(4) 指定緊急避難場所区分けの実施

町は、次の事項を勘案して避難地の区分けを実施し、住民一人ひとりの避難すべき場所を明確にしておく。

ア 指定緊急避難場所区分けの境界線は、地区単位を原則とするが、主要道路及び河川等を横断して避難することを避けるため、これらを境界とすることもできる。

イ 指定緊急避難場所区分けに当たっては、各地区の歩行負担及び危険負担がなるべく均等になるようにする。

ウ 避難人口は、夜間人口によるが、指定緊急避難場所の収容力に余裕をもたせておく。

(5) 避難路の選定と確保

町職員、警察官及び消防職員等の避難措置の実施者は、迅速かつ安全な避難ができるよう、通行の支障となる行為や障害物を除去し、避難路の通行確保に努める。

ア 避難路の選定と確保

町は市街地の状況に応じて次の基準を参考に避難路を選定し、確保に努める。

また、地域の要配慮者の実態にあわせ、利便性や安全性に十分配慮する。

(ア) 避難路は、相互に交差しないものとする。

(イ) 避難路は、浸水や斜面崩壊等による障害のない安全なルートを選定する。

(ウ) 避難路の選択に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。

(エ) 避難路については、複数の経路を選定しておく。

(オ) 避難路は、おおむね8m以上の幅員を有するもの。

イ 大規模な火事における指定緊急避難場所及び周辺道路の交通規制

災害時における混乱を防止し、避難を容易にするため県警察は次により大規模な火事における指定緊急避難場所及びその周辺道路における交通規制を平常時から実施する。

- (ア) 大規模な火事における指定緊急避難場所にある道路は、終日全域駐車禁止とする。
- (イ) 大規模な火事における指定緊急避難場所周辺の道路で避難者の通行に支障があると認められる道路は駐車禁止とする。
- (ウ) 上記以外の道路については、避難地から流出方向への一方通行や指定方向外進行禁止等の車両通行抑制とするが、可能な限り車両通行禁止の歩行者用道路とする。

(6) 指定緊急避難場所等の住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所、避難路等について平常時から以下の方法で周知徹底を図る。

なお、周知にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

ア 広報紙等

イ 案内板等の設置

- (ア) 誘導標識
- (イ) 指定緊急避難場所・指定避難所案内図
- (ウ) 指定緊急避難場所・指定避難所表示板

ウ 防災訓練

エ 防災啓発パンフレットの作成、配布

(7) 避難誘導標識の整備及び住民への周知

町は、指定緊急避難場所・指定避難所への誘導をスムーズに行うため、避難誘導標識の整備に努めるとともに、避難場所等の周知方法に準じて関係住民に対する周知徹底を図る。

なお、避難誘導標識の整備にあたっては外国人（海外からの旅行者を含む。）に配慮し、英語等の多言語表記に努める。

5 応急仮設住宅の確保体制の整備

町及び県は企業等と連携を図りつつ、応急仮設住宅の建設に要する資機材に関し、供給可能量を把握するなど、あらかじめ調達・供給体制を整備しておくとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、災害に対する安全性に配慮しつつ、応急仮設住宅の用地に関し、建設可能な用地を把握するなど、あらかじめ供給体制を整備しておく。

このほか、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

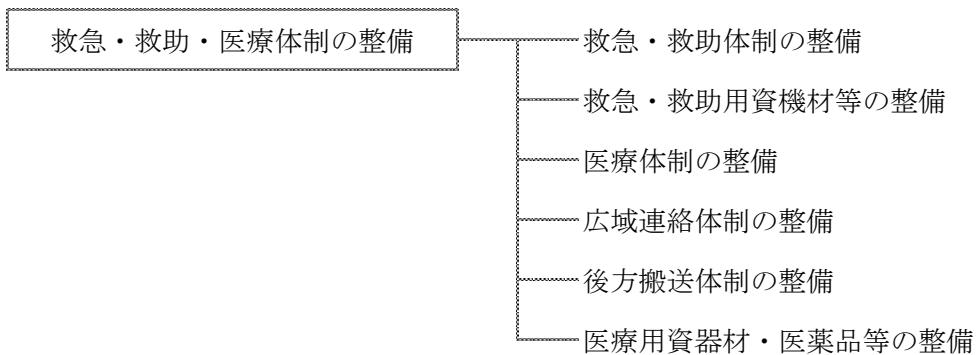
第10節 救急・救助・医療体制の整備

災害時には、住民の生命と安全を守るため、迅速な救急・救助・医療救護が要求される。

このため、町は、防災関係機関と緊密な連携を図りながら、被災者の救護に万全を期すため、必要な体制の整備に努める。

また、平成23年度に整備した広域災害救急医療情報システム（EMIS）の操作等の研修・訓練を定期的に行うものとし、具体的な手続き等は島根県災害時医療救護実施要綱によるものとする。

施策体系図



1 救急・救助体制の整備

(1) 関係機関等による救急・救助体制の整備

ア 町は、消防団、医療機関、警察、江津邑智消防組合、近隣市町、県等の機関による救出対象者の状況に応じた救出体制の整備に努める。

イ 風水害で予想される被害のうち、特に土砂崩れ等による生き埋め等に対応する救出作業に備え、普段から必要な装備・資機材の所在、確保方法や関係機関への協力要請等について、十分検討しておくとともに、情報の収集・連絡・分析等の重要性に鑑み、情報連絡・災害対応調整等のルール化や通信手段の確保等を図るものとする。

また、土砂崩れ等で孤立が予想される地域については、事前に関係機関と当該地域における救出方法や近隣市町との間の情報伝達手段の確保、救出に当たる関係機関との相互連絡体制等について、十分検討しておく。

ウ 救急・救助活動を効果的に実施するため、職員の教育訓練を充実させる。

エ 多数の傷病者が発生した場合に備え、民間の搬送業者等と連携し、傷病者の搬送保護体制の確立を図る。

オ 土砂崩れ等による生き埋め等からの救急・救助活動への対応とともに、救急・救助に必要な重機を確保するため、建設業者等と連携を図る。

カ 災害発生後急性期（おおむね3日程度）における救助活動について、災害派遣医療チーム（略称D.M.A.T。次節を参照）や日本赤十字社医療救護班との連携体制の確立を図る。

(2) 消防団、自主防災組織、住民の救出活動能力向上のための教育、指導

災害時には、地域ぐるみの救急・救助活動への参加協力が必要になる。消防団が主体となり、自主防災組織、住民に対して、救急・救助活動を効果的に実施するため、防災訓練や研修会等の教育指導を推進し、救急・救助活動に関する知識や応急救護処置等の習得を推進するとともに、住民及び自主防災組織が行うこれらの活動等を支援する。

また、消防団については、日頃から地域の避難行動要支援者等の把握を行うとともに、救急・救助の訓練や救急・救助用資機材の整備・点検に努めるよう啓発する。

2 救急・救助用資機材等の整備

(1) 救急用装備・資機材等の整備方針

災害時に同時多発する救急事象に対応するため、車両や救急資機材等、救急用装備・資機材等の整備を図る。

(2) 救助用装備・資機材等の整備方針

土砂崩れ等による生き埋め者等の救出・救助事象に対応するため、消防団、自主防災組織等は、必要な救助用装備・資機材等の整備を図る。

ア 消防団

- ・消防団員用救助用資機材

大型万能ハンマー、チェーンソー、切断機（鉄筋カッター）等救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令第4条別表による。削岩機（軽量型）、大型バール、鋸、鉄線鋏、大ハンマー、スコップ、救助ロープ（10m）

- ・担架（毛布・枕を含む）

- ・救急カバン

イ 自主防災組織

- ・担架（毛布・枕を含む）

- ・救急カバン

- ・簡易救助器具等（バール、鋸、ハンマー、スコップほか）

- ・防災資機材倉庫等

3 医療体制の整備

風水害時は多数の負傷者が発生し、また、医療機関が被害を受けることによる機能の停止、医療従事者や医療用資器材、医薬品等の数が著しく不足するなど混乱が予想される。このため、発災時に備え、必要な医療用資器材・医薬品等の整備及び救護班の編成等、住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療・助産を実施する体制の整備を計画的に推進する。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

(1) 総合的な地域医療ネットワークの充実

ア 救急、高度医療への対応強化

町は、江津邑智消防組合に対し、救急救命士や高規格救急自動車の配置等による搬送体制の充実を要望するとともに、道路整備の促進によって、近隣都市の医療機関等との連携による救急医療や高度医療への対応の強化を図る。

イ 地域医療サービスの充実

町は、地域における医師会・県央保健所・福祉施設等の連携や連絡調整機能の充実を図り、災害時の医療機能の確保に努めるとともに、次の対策を推進する。

(ア) 邑智病院、大田市立病院等近隣医療機関の施設充実に係る関係機関への要望

(特に、災害拠点病院である大田市立病院における、非常時の電源確保のための自家発電設備、L P ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備や、通信途絶に備えた衛星携帯電話等の非常用通信手段の確保等)

(イ) 町内各診療所の施設・設備の充実による地域医療の拠点整備

(ウ) 医療機関への交通利便性の確保

(2) 緊急医療体制の整備

ア 医療救護班の編成

医療・助産の実施は、医療機関の協力をもって編成し、医療に当たるものとする。

また、救護所の設置等の医療救護活動を速やかに実施するため、地元医師会、日本赤十字社島根県支部及び各地域の医療機関との協力・連携体制の整備を図るとともに、対応する患者の分担等、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。

イ 救護所の設置、運営計画

救護所は避難所を中心に設置するよう、あらかじめ当該管理者と協議し、設置場所の指定及び整備をするとともに、住民へ周知する。運営に関しては、県及び関係医療機関等との協力を図る。また、傷病者が多数発生した場合を想定し、現地救護所の設置についても考慮しておく。

ウ 医療機関及び助産機関

医療機関及び助産機関については、[資料編](#)を参照

エ 情報連絡体制の充実

町は、医療機関、救護所の被害状況や傷病者の受入情報等を収集するため、県、医療機関、江津邑智消防組合、県央保健所等、防災関係機関との通信手段の確保と連絡体制について検討し、整備を図る。

オ 救急方法、家庭看護知識等の普及・啓発

県及び医療機関と連携して、住民のとるべき予防策として救急方法、家庭看護知識の普及に努める。

- (ア) 軽度の傷病については、自分で応急手当が行える程度の医薬品を準備しておく。
- (イ) 町、県、日本赤十字社島根県支部及び医療機関が実施する講習会等において、応急手当等の技術の習得に努める。
- (ウ) 慢性疾患等のための常備薬については、その薬名をメモしておく。
- (エ) 災害時における血液不足に備え、住民に対して献血を啓発し、血液の確保体制を確立する。

(3) 後方医療体制の整備

ア 町、県及び関係機関相互の役割

傷病者の後方搬送について、町、県及び関係機関はそれぞれの役割分担を明確に定める。

イ トリアージの訓練・習熟

救護班や医療機関は、多数の負傷者が発生している災害現場において、救急活動を効率的に実施するため傷病者の傷病程度を選別し、救命措置の必要な負傷者を搬送する必要がある。

このため、傷病程度の選別を行うトリアージ・タグを活用した救護活動について、日頃から訓練し、習熟に努める。

○トリアージ

災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合、傷病者の緊急度や重症度に応じて適切な処置や搬送を行うために傷病者の治療優先順位を決定することをいい、トリアージ・タグとは、トリアージの際に用いるタグ（識別票）をいう。

ウ 透析患者及び住宅難病患者等への対応

(ア) 透析患者等への対応

慢性腎不全患者や挫滅症候群に伴う急性腎不全患者に対しても、人工透析等の適切な医療を行う必要があるため、近隣市町等への患者の搬送や県や医師会等関係機関との連携による情報提供を行う体制を整える。

(イ) 在宅難病患者等への対応

人工呼吸器を装着している在宅難病患者等は、病勢が不安定であるとともに、専門医療を要することから、災害時には医療施設等に救護する必要がある。

このため、平常時から県央保健所等を通じて、患者の把握を行うとともに、医療機関及び近隣市町、ボランティア等との連携、関係機関との合同訓練を通じて、災害時における在宅難病患者の円滑な搬送及び救護の体制を確立する。

エ 住民等の自主的救護体制の整備

大規模災害時には、救急車等搬送手段の不足、通信の途絶、交通混乱等により、医療活動が困難となることが予想される。

そのため、町は、各地区及び住民に対し、近隣の救護活動や医療機関への搬送活動等について自主的に対応する必要があることを広報や研修等により周知徹底し、自主的救護体制の整備を推進する。

ク 医療機関の防災体制の確立

各医療機関は、入院患者の安全確保やライフラインの被災による停電、断水等の被害に対応するため、備蓄対策、医療体制の確立について、病院防災マニュアルを作成・習熟し、応急措置、緊急復旧等について関係事業者と協議するなど、平素から体制を整備しておくものとする。

コ 医療チーム受入体制の整備

災害時における被災地の情報収集や医療チーム等の配置調整等を迅速に対応できるよう、災害医療関係機関による「地域災害医療対策会議」を開催しながら、関係機関の連携強化を図る。

5 医療用資器材・医薬品等の整備

(1) 医療用資器材・医薬品等の調達体制の整備

災害時には、多量の医療用資器材・医薬品等の需要が見込まれるので、各関係機関は、医療用資器材・医薬品等の整備に努めるものとする。

(ア) 医薬品等の補給

医薬品等の補給については、健康福祉班が対応するものとし、健康福祉課は、医薬品等の補給体制の編成計画を策定しておく。

(2) 医療用資器材・医薬品等の備蓄方針

大規模災害に備え、防災センターにおいて、必要最小限の医療用資器材・医薬品等の備蓄を推進する。

医療用資器材・医薬品等の調達先は、**資料編**を参照のこと。

緊急輸送については、**第1章第12節「輸送体制の整備」**を参照のこと。

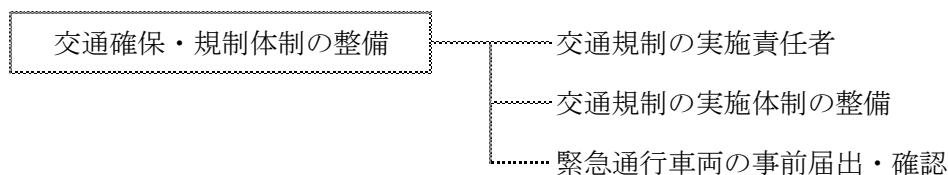
第11節 交通確保・規制体制の整備

風水害時には、道路、橋梁等の交通施設に被害が発生することが予想され、このことから発生する交通の混乱を防止し、被災者の搬送、必要な物資、資機材及び要員等の輸送のための緊急通行路を確保することが必要である。

このため、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するための交通確保体制の整備を計画的に推進する。

道路管理者は道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに警察及び消防等との連携の下で適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施責任者

交通規制の実施責任者及びその範囲は、次のとおりである。

区分	実施責任者	範囲
道路管理者	国土交通大臣 (指定区間内の国道) 知事 (指定区間を除く国道及び県道) 町長 (町道・農道・林道) 西日本高速道路㈱ (西日本高速道路㈱が管理する道路)	(道路法第46条) 1 道路の損壊、決壊その他の事由により交通が危険であると認められる場合 2 道路に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合

公安委員会 ・警察機関	公安委員会 警察署長 高速道路交通警察隊長 警察官	(災害対策基本法第76条) 1 本県又はこれに隣接し若しくは近接する県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようとするため緊急の必要があると認められるとき。 (道路交通法第4条～第6条) 2 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき。 3 道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあるとき。
----------------	------------------------------------	--

2 交通規制の実施体制の整備

交通規制の実施体制は、次の方針により整備する。

区分	整備方針
道路管理者	道路管理者は、道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想される場合、又は発見通報等に備え、速やかに必要な規制を行う体制の整備に努める。 また、警察等関係機関と連携を図るとともに、道路情報を迅速に伝達できる体制を整備する。
公安委員会 ・警察機関	警察機関は、交通の混乱を防止し、緊急通行路を確保するために以下の項目について整備に努める。 ア 交通規制計画の作成 発災時の交通安全や緊急通行車両の通行確保を行うため、又は防災訓練のための交通規制計画を策定する。 イ 交通情報の収集 交通情報の収集は、ヘリコプター、オートバイその他の機動力を活用することとし、交通情報の収集を行う体制の整備に努める。 ウ 関係機関や住民等への周知 交通規制を実施した場合の関係機関や住民等への周知方について、その内容や方法・手段について、日頃から計画しておく。 また、道路交通情報センターや報道機関等との連携を日頃から図っておく。 エ 警備業協会等との協定 規制要員は、警察官を中心に編成するものとするが、災害時の混乱期には警察官が不足することが予想される。 その場合、警備業協会や日本自動車連盟中国本部島根支部（J A F）の協力を得られるよう、協定に基づき日頃から連携を図っておく。 オ 装備資機材の整備 規制用サインカーや規制用標識等の装備資機材の整備に努める。

3 緊急通行車両等の事前届出・確認

(1) 緊急通行車両の事前届出

町が保有する車両等で、災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用するものについて、緊急通行車両の事前届出を行う。

(2) 届出済証の受理と確認

ア 町は、県公安委員会による緊急通行車両に該当するかどうかの審査を受け、該当すると認められるものについては、届出済証の交付を受ける。

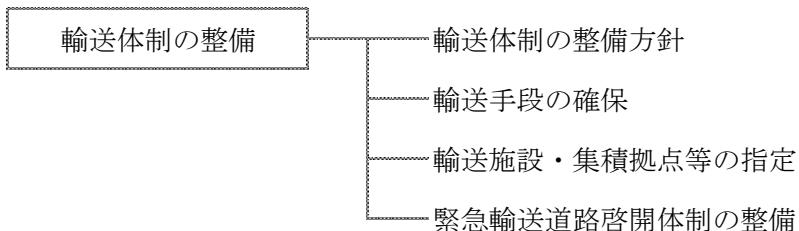
イ 町は、届出済証の交付を受けた車両については、災害対策基本法に基づく交通規制が行われた場合、県、県警察本部、警察署において、緊急通行車両の標章及び確認証明書の交付を受ける。

第12節 輸送体制の整備

町は、他の道路管理者と連携し、災害応急対策を実施するための要員及び物資等の輸送に必要な緊急輸送道路を定め、整備に努める。

また、場外離着陸場の適地をあらかじめ把握しておき、緊急事態に備える。

施策体系図



1 輸送体制の整備方針

(1) 輸送条件を想定した輸送計画の作成

災害時には、道路損壊等の被害状況に応じた輸送ルートの選定や、災害の状況等による輸送対象（被災者、応急対策要員、搬送患者、資機材、救援物資等）の変化等に迅速に対応できる輸送体制が必要である。このため、輸送の実施責任者は、平素から、災害の種別・規模、地区、輸送対象、輸送手段（車両、舟艇、航空機等）ごとのいくつかの輸送条件を想定した輸送計画を整備する。

(2) 関係機関相互の連携の強化

災害時には、応急対策を実施する人員や資機材、救援物資等、多数の輸送需要が発生すると予想され、町をはじめ、県、応急対策実施機関の輸送能力が不足することが考えられる。このため、日ごろから関係機関相互の連携の強化に努める。

また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ民間事業者との間で協定を締結しておくなど、民間事業者のノウハウや協力等を活用するものとする。

ア 輸送業者等と緊急輸送に係る協力協定の締結を図る。

イ 関係機関相互の情報連絡体制の整備を図る。

ウ 緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施を図るため、協定に基づき社団法人島根県トラック協会へ物資輸送に併せ、物流専門家等の派遣を要請する。

また、物資の輸送拠点として運送事業者の施設を活用するための体制整備を図るものとする。

エ 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源や非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

オ 輸送協定を締結した民間事業者等の車両については、緊急輸送車両標章交付のための事前届出制度が適用され、発災後、当該車両に対して緊急通行車両標章を円滑に交付されることとなることから、民間事業者に対して周知を行うとともに、自らも事前届出を積極的にするなど、その普及を図るものとする。

2 輸送手段の確保及び関係機関相互の協力関係の強化（総務財政課・地域整備課）

災害時の輸送手段として、次の方法について確保しておく。

(1) 自動車による輸送

- ア 町有車両等
- イ 公共団体等の車両等
- ウ 貨物自動車運送事業者所有の営業用車両等
- エ その他の民間の車両等
- オ 石油燃料の輸送車両等

(2) 鉄道による輸送

(3) ヘリコプターによる輸送

県防災ヘリコプターの出動要請方法等について、職員に周知を図る。

3 輸送施設・集積拠点等の指定

(1) 輸送施設の指定

町は、関係機関と連携して、緊急時における輸送の重要性にかんがみ、輸送施設及び輸送拠点について、災害時の安全性の確保に配慮する。

ア 緊急輸送路の指定

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町域内の緊急輸送を確保する。

イ 場外離着陸場の指定

町の場外離着陸場を指定し、そのために必要な整備に努める。

(2) 物資集積拠点の指定

救援物資等の備蓄・集積拠点

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画」に基づき、町内の集積拠点を確保する。

4 緊急輸送道路啓開体制の整備

(1) 啓開道路の選定基準の設定

災害時において、道路啓開（道路上の土砂、流木等を除去し、交通確保を図ること。）を実施する路線の選定、優先順位について関係機関と連携を取り選定基準を設け、あらかじめ定めておく。

(2) 道路啓開の作業体制の充実

道路管理者は、平素から、災害時において、関係機関及び関係業界が迅速かつ的確な協力

体制を確立して道路啓開の作業を実施できるよう、効率的な道路啓開体制の整備を図る。

(3) 道路啓開用装備・資機材の整備

道路管理者は、平素から、道路啓開用装備・資機材の整備を行うとともに、建設業協会等を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。また、障害物除去、応急復旧等を迅速に行うため、道路管理者相互の連携の下、あらかじめ応急復旧計画を策定する。

(4) 関係団体等との協力関係の強化

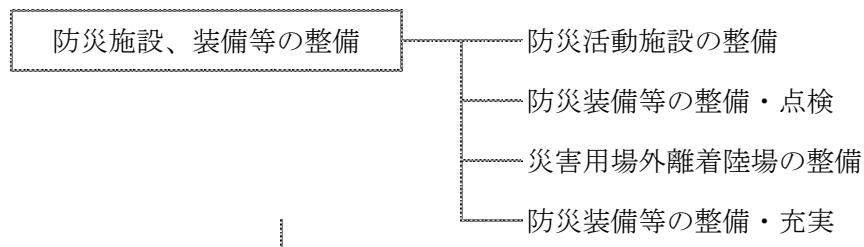
道路管理者は、災害時に建設業協会や関係団体等の協力を得て、迅速かつ的確な道路啓開作業が実施できるように、道路啓開に関する協力協定の締結を図り、協力関係の強化を図る。

また、自衛隊の災害派遣への対応も円滑に行えるよう受入れ体制の整備に努める。

第13節 防災施設、装備等の整備

災害時における防災中枢機能を果たし、災害対策活動の拠点となる施設、設備、各種防災装備・資機材等を整備するとともに、あわせて町内に災害用場外離着陸場を整備する。

施策体系図



1 防災活動施設の整備

発災時において、防災対策を円滑に活動させるために、防災中枢機能を果たす施設、設備等について、安全性の確保及び充実を図る。

- (1) 既存の施設・設備にあっては、安全点検、浸水対策等の強化を行う等、必要に応じて改修・補強工事を実施していく。
- (2) 町役場庁舎には、停電時の対応が可能なように、自家発電設備の整備を推進する。
- (3) 資料の被災を回避するため、各種データの整備保全、バックアップ体制の整備に努める。

2 防災装備等の整備・点検

応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。保有装備等は随時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町及び江津邑智消防組合が災害時の地域における防災拠点施設の整備に当たって、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。

- (1) 保有防災装備等の点検に際して留意すべき事項

ア 機械類

- (ア) 不良箇所の有無
- (イ) 機能試験の実施
- (ウ) その他

イ 物資、資機材等

- (ア) 種類、規格と数量の確認
- (イ) 不良品の有無
- (ウ) 薬剤等効能の確認
- (エ) その他

(2) 点検実施結果と措置

点検実施の結果は常に記録し、物資・資機材等に損傷等が発見されたときは、補充、修理等により整備しておく。

3 災害用場外離着陸場の整備

陸路からの緊急輸送が困難な場合は、県の防災ヘリコプター及び県警察のヘリコプター等による空輸を依頼するため、ヘリコプターが離着陸できる災害用場外離着陸場の選定、整備に努める。

また、迅速に航空輸送が行えるように、道路・緊急通行路にもアクセスできる場外離着陸場を整備する。

なお、孤立可能性のある地区については、ヘリコプター離着陸適地の選定・確保に努めるものとする。

(1) 臨時離発着場の選定

本町における災害対策用ヘリコプター臨時離発着場については、[資料編](#)を参照。

ア 場外離着陸場の標示

- (ア) 石灰等を用い、接地帯の中央に直径5m程度の円を描き、中にHの字を標示する。
- (イ) 旗又は発煙筒等で風の方向を表示する。

イ 危険防止上の留意事項

- (ア) ヘリコプターの離着陸は風圧等による危険を伴うため、警戒員を配置し、関係者以外の者及び車両等の進入を規制する。
- (イ) 離着陸帯及びその周辺には、飛散物等を放置しない。
- (ウ) 砂塵の発生が著しい場所では、散水等の事前措置を講ずる。
- (エ) 航空機を中心として半径20m以内は、火気厳禁とする。

ウ 指定地周辺の環境整備

場外離着陸場と避難場所や救援物資の集結場所、医療機関とのルートの確保や通信機器の配備等に努める。

(2) 県消防総務課への届け出

新たに場外離着陸場を選定した場合、本計画に定めるとともに、県消防総務課へ次の事項を届け出る（略図添付）。また、報告事項に変更を生じた場合も同様とする。

ア 場外離着陸場番号

イ 所在地及び名称

ウ 施設等の管理者及び電話番号

エ 発着場面積

オ 付近の障害物等の状況

カ 離着陸可能な機種

(3) 場外離着陸場の管理

選定した場外離着陸場の管理について、平素から当該場外離着陸場の管理者と連絡を保つなど現状の把握に努めるとともに、常に使用できるよう配慮する。

4 防災装備等の整備・充実

防災関係機関は、応急対策の実施のため、防災用装備等をあらかじめ整備・充実しておく。

保有装備等は、隨時点検を行い、保管に万全を期するものとする。

町（消防機関）が災害時の地域における防災拠点施設を整備するにあたっては、施設の建設にあわせ、災害時に必要となる各種装備、資機材等の備蓄に配慮する。町の防災拠点施設を指定する。

(1) 各種防災装備等の整備

ア 特殊車両

イ その他（可搬式標識・標示板等交通確保、規制対策用資機材等）

(2) 資機材等の調達

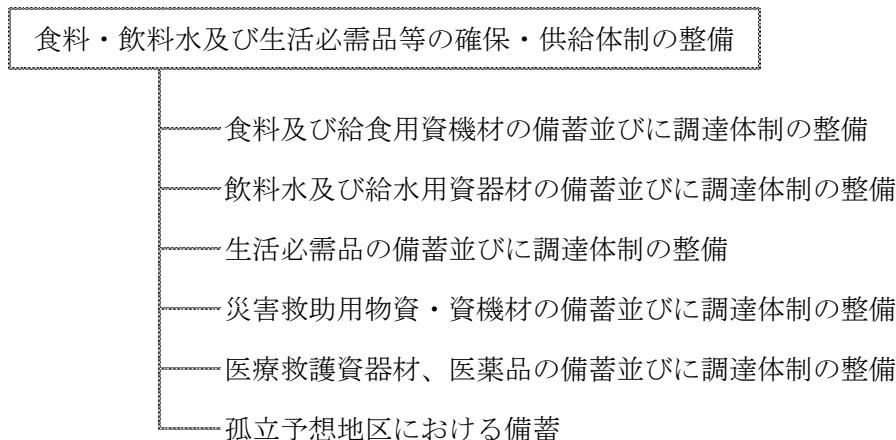
防災関係機関は、災害時における必要な資機材等の調達の円滑を図るため、調達先の確認等の措置を講じておくものとする。

第14節 食料・飲料水及び生活必需品等の確保・供給体制の整備

災害時においては、食料、飲料水、医薬品、医療救護資器材、生活必需品、燃料類、応急給水資機材、通信機器及び防災用資機材等を速やかに用意する必要があるため、平素より必要器材の整備を図るとともに、災害時における迅速かつ確実な調達、輸送が可能な体制を確保する。

この他、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

施策体系図



1 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達体制の整備

(1) 基本的事項

ア 対象者、品目等

(ア) 対象者

災害時の食料給与の対象者は、短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 品目

備蓄は、乾パン、アルファ米、包装米飯、即席粥、缶詰、乳児食（粉ミルク、調整粉乳）、飲料水（ペットボトル）等、調理不要で保存期間の長い品目とする。

(ウ) 実施責任者及び実施内容

食料の調達、給与は町長が行うことを基本とするが、必要な場合には知事に要請する。

イ 食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、食料の備蓄品目、数量、災害時における調達品目、数量、調達先、輸送方法その他必要事項を、食料の備蓄並びに調達計画として策定するものとする。なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとす

る。

(2) 食料及び給食用資機材の備蓄（備蓄目標数量）

県、町及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等^{*1} 及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に食料及び給食用資機材の備蓄体制の整備を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

この内訳は、県、町で1日、県民が1日の備蓄を行うことを目標とする。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

※ここでいう県民の備蓄食料とは、避難時に持出し可能なものをいう

(注) * 1 短期的避難所生活者等とは、短期避難所生活者数に食事のみの提供者数である1.2を乗じたものをいう。

(3) 食料及び給食用資機材の調達体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄・調達計画に基づき、生産者・販売業者並びに近隣市町、県の協力を得て食料の調達を行う。また販売業者などとの調達協定の締結等に努め、その協力を得て食料等の調達を行う。

(4) 食料及び給食用資機材の輸送体制の整備

食料及び給食用資機材の備蓄並びに調達計画に基づき、輸送業者と十分協議しておく。

(5) 食料及び給食用資機材の集積地の指定

集積地を定め、その所在地、経路等についてあらかじめ知事に報告しておく。

2 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達体制の整備（地域整備課・市民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

短期的避難所生活者等及び災害救助従事者とする。

(イ) 被災者及び災害救助従事者のための飲料水及び給水用資機材を確保する。

イ 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達計画の策定

町は被害想定に基づく必要数量等を把握の上、災害時における調達先、飲料水及び給水用資機材の備蓄並びに調達計画を作成する。

(2) 飲料水及び給水用資器材の備蓄並びに調達

県、町及び市民は全体で、被害想定に基づく短期的避難所生活者等及び災害救助従事者のおおむね2日分に相当する量を目標に、飲料水及び給水用資器材の備蓄を行う。これは災害により、輸送経路等が被災し、県外及び遠隔地からの輸送が困難となることも想定されることによる。

また、迅速な応急給水を行うために必要な飲料水及び給水用資機材（ポリ容器、給水タンク車、給水タンク、ドラム缶、ポリ袋等）を整備するとともに、緊急時の調達先として、当該資機材を有する他の機関又は業者と十分協議し、その協力が得られるように努める。

なお、備蓄数量については別途計画を策定するものとする。

(3) 応援体制の整備

激甚災害等のため町のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合に備え、近隣市町又は県、関係機関に応援要請できる体制を整備しておく。

3 燃料等生活必需品の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・町民生活課）

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない燃料等生活必需品が喪失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、生活必需品を直ちに入手することができない状態にある者とする。

(イ) 品目

- ・ 寝具 ・ 衣服 ・ 肌着 ・ 身回り品
- ・ 炊事用具 ・ 食器
- ・ 日用品（懐中電灯（電池を含む）、トイレットペーパー、ティッシュペーパー）
- ・ 燃料、光熱材料
- ・ 簡易トイレ、仮設トイレ ・ 小型エンジン発電機
- ・ 情報機器 ・ 要配慮者向け用品 ・ 紙おむつ ・ マスク ・ 作業着
- ・ 女性用衛生用品 ・ カセットコンロ、カートリッジ
- ・ 土のう袋 ・ ブルーシート

イ 生活必需品の備蓄並びに調達計画の策定

町は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、燃料等生活必需品の備蓄数量、災害時における調達数量、品目、調達先、輸送方法並びにその他必要事項等について調達計画を策定しておく。なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

(2) 燃料等生活必需品の備蓄

県及び町は、被害想定に基づく短期的避難所生活者のおおむね2日分に相当する量を目標に、燃料等生活必需品の備蓄を行う。備蓄と調達による確保量の割合は、調達先の存在や距離等各地域の特性に合わせて町が決める。

(3) 燃料等生活必需品等の調達体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画に基づき、生産者及び販売業者と十分協議していく。

(4) 燃料等生活必需品の輸送体制の整備

燃料等生活必需品の備蓄並びに調達計画を作成し、生産者、販売業者及び輸送業者と十分協議し、備蓄並びに調達を行う燃料等生活必需品の輸送に関して、業者との協定の締結に努めるものとする。

4 災害救助用物資・資機材の備蓄並びに調達体制の整備（総務財政課・地域整備課）

燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有効な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

(1) 基本的事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害時に県及び町が行う災害応急対策活動における要救援対象者であり、特に避難所及び広域避難において一時的に収容・保護した短期避難所生活者とする。

(イ) 品目

- ・ ヘルメット、安全靴、中敷き、安全手袋
- ・ 発電機、投光器
- ・ 移送用具（自転車、バイク、ゴムボート、船外機、担架等）
- ・ テント、防水シート
- ・ 仮設トイレ（簡易トイレ）
- ・ 道路、河川、下水道等の応急復旧活動に必要な資機材
- ・ 間仕切り、女性用更衣テント等の避難所でのプライバシー保護に必要な資機材

(ウ) 民間事業者等への協力の要請

事業所在勤者のための生活必需品の備蓄体制の整備を民間事業者へ要請する。

(2) 災害救助用物資・資機材の備蓄

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄を行う。

(3) 災害救助用物資・資機材の輸送体制の整備

町は、災害救助用物資・資機材備蓄計画に基づき、備蓄物資の拠出、仕分け、輸送に関し担当課と十分協議しておくほか、災害救助用物資・資機材の輸送に関し輸送業者との協定の締結に努める。

5 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達体制の整備（健康福祉課）

(1) 基本事項

ア 対象者及び品目等

(ア) 対象者

災害時の医療及び助産救護活動を行う県、市町村及び県、市町村が要請した機関とする。

(イ) 品目

災害用医療セット（救急箱）、ベッド兼用担架等の応急用資器材並びに消毒剤、止血剤及び各種疾患用剤等の医薬品等、災害による負傷の形態を考慮し、最も必要とされる医薬品等医療資器材から順次備蓄に努める。

(2) 医療救護資器材、医薬品の備蓄並びに調達

町は、被害想定結果に基づく人的被害（負傷者数）数及び医療関係機関における現在のストックの状況を把握の上、町が備蓄すべき医療救護資器材、医薬品の品目、数量、保管場所、その他必要事項等の備蓄計画を策定しておくものとする。

- ア 発災時の医療及び助産活動のための医療救護資器材、医薬品の備蓄及び更新に努める。
- イ 医薬品等備蓄施設における災害時の医薬品等資材の品質の安全確保について、管理体制を明確にするなど、自主対策の推進に努める。

(3) 医薬品等の輸送、仕分け、管理体制の整備

町は、医療用資器材の集積所、救護所、避難所等における輸送体制について協議しておくほか、輸送業者と協定の締結に努める。また、医薬品等の備蓄に当たっては、適正な管理と保存期限ごとの更新を行う。

6 孤立予想地区における備蓄

孤立可能性のある地区においては、飲料水、食料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。

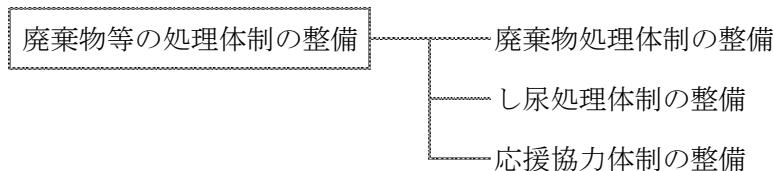
第15節 廃棄物等の処理体制の整備

風水害時には、建物の浸水、焼失等により、廃木材やコンクリート殻類等大量の災害廃棄物が発生するおそれがある。

また、ライフライン等が被災することにより、トイレの使用に支障を來し、し尿処理の問題が生ずる。特に、多くの被災者が生活している避難所等において、仮設トイレ等の早急な設置が必要となる。

このため、廃棄物等の処理体制を整備しておくことにより、効果的に廃棄物を処理できるようにしておく。

施策体系図



1 廃棄物処理体制の整備

(1) 廃棄物処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示された災害廃棄物処理活動の要領及び内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

また、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。

(2) 災害廃棄物の仮置場の選定

災害廃棄物の仮置場の選定を行う。選定の基準は次のとおりとする。

ア 他の応急対策活動に支障のないこと。

イ 環境衛生に支障がないこと。

ウ 搬入に便利なこと。

エ 分別、焼却、最終処分を考慮した場合に便利なこと。

2 し尿処理体制の整備（町民生活課）

(1) し尿処理要領への習熟と体制の整備

町は、本編第2章第24節「廃棄物等の処理」に示されたし尿処理活動の要領・内容に習熟するとともに、必要な体制を整備する。

(2) 災害用仮設トイレの整備

町は、あらかじめ民間の清掃及びし尿処理関連業者、仮設トイレ等を扱うリース業者等と

の関係を密にし、迅速な収集処理及びそのために必要となる資機材、人員の確保等ができるよう協力体制を整備しておくことが必要である。

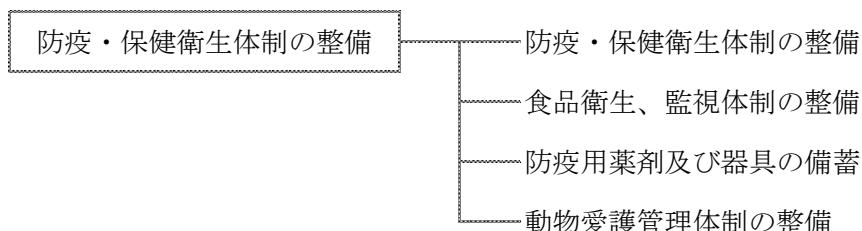
3 応援協力体制の整備（町民生活課）

町は、災害廃棄物の処理の応援を要請する相手方（建設業者、各種団体）について、あらかじめその応援能力等について十分調査の上、協力体制を整備しておく必要がある。

第16節 防疫・保健衛生体制の整備

風水害時の被災地域においては、衛生条件が極度に悪く、感染症等の疾病の発生が多分に予想されるので、これを防止するとともに、被災者の健康状態を把握し、必要に応じた対策を行うための防疫・保健衛生、食品衛生、監視体制等を整備しておく。

施策体系図



1 防疫・保健衛生体制の整備

(1) 防疫班の編成

町は、防疫作業のために防疫班の編成計画を作成する。防疫班は、町の職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。

(2) 防疫・保健衛生活動要領の習熟

町及び関係機関は、第2編第2章第25節「防疫・保健衛生活動」に示す活動方法・内容について習熟する。

(3) 精神保健活動体制の整備

町は、災害時の心のケアの専門職からなる精神活動班編成の整備に努めるものとする。

2 食品衛生、監視体制の整備

風水害時は、県の体制だけでは十分な対応ができない場合もあるので、営業施設の被災状況の把握、被災施設の重点的監視を行う体制を整備するとともに、速やかな状況把握と衛生指導を行うため、業者・団体との連携の強化に努める。

3 防疫用薬剤及び器具の備蓄

町は、消毒剤、消毒散布用器械、運搬器具等について、災害時の緊急の調達に困難が予想されるものについては、平常時からその確保に努める。

4 動物愛護管理体制の整備

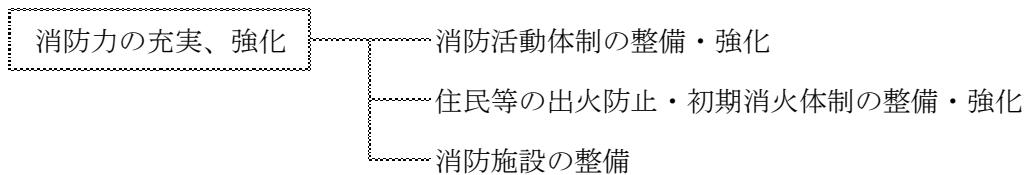
災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係機関と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼養者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図るとともに、指定避難所等における家庭動物の受入れや飼養方法について、あらかじめ担当部局等との調整を行う。

第17節 消防力の充実、強化

火災時等において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるよう、消防活動の組織、方法及び関係機関との協力体制を確立しておく必要がある。このため、消防活動体制並びに消防用水利、装備、資機材等の整備を促進する。さらに、住民による出火防止、初期消火体制の整備を促進する。

施策体系図



1 消防活動体制の整備・強化

(1) 消防組織の整備状況

消防組織は、常備消防（江津邑智消防組合消防本部（以下「消防本部」という。））と非常備消防（町消防団）により構成されている。

(2) 消防組織の充実強化

整備された装備・資機材を十分に活用して、より高度な消防活動が行えるよう、消防団員に対して、より高度な教育・訓練を実施することにより、消防活動体制の充実強化を図る。

(3) 消防団の育成強化

ア 消防団の育成強化の必要性

消防団は、常備消防と並んで、地域社会における消防防災の中核として、救出救助、消火等をはじめとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員対象者の減少、就業構造の変化、生活圏域の広域化による活動の衰退、団員の高齢化等の問題を抱えており、その育成強化を図ることが必要となっている。

イ 消防団の育成・強化

町は、次のとおり消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の強化を図る。

(ア) 消防団員の技術向上

町は、消防団員の知識及び技能の向上を図るために、必要な訓練計画を策定し、実施する。

(イ) 消防団員の能力活用

消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用であることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促進し、消防団への参加、協力の環境

づくりを進める。

(4) 婦人会組織の活用

婦人会組織は、地区単位に組織され活動をしているため、婦人防火クラブとしての活動はもとより、炊き出し等の担当として、その能力を十分活用できるようにする。

2 住民等の出火防止・初期消火体制の整備・強化

(1) 一般家庭に対する出火防止の指導

町は、一般家庭内における出火を防止するため、住宅用火災警報器の設置や消防団等を通して、火気使用の適正化や消火器具等の普及等、出火防止の指導に努める。

(2) 地域住民の初期消火体制の整備

町は、地域単位で自主防災組織の育成を図るとともに、日ごろから火災時の初期消火等について知識、技術の普及に努める。

(3) 事業所に対する出火防止の指導

町は、消防用設備等の維持点検と取扱方法の徹底について指導する。

3 消防施設の整備（総務財政課）

今後も国の示す消防水利の基準に適合するよう、国庫補助及び消防施設整備県単補助等の活用、並びに有効的自己財源の投入等により、整備及び装備の促進を図る。

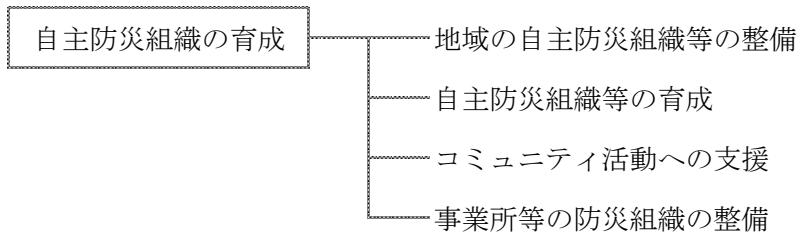
第18節 自主防災組織の育成

災害発生時には、被害が広範囲に及ぶことが予想され、通信手段や道路交通の混乱等から災害応急対策の活動が阻まれ、十分な活動が行われない場合が予測される。

このため、被害の拡大防止を図るために、防災関係機関の活動のみならず「自らの身の安全は自らが守る」という意識のもとに、初期における自主的な防災活動が重要である。

町は、消防団及び自主防災組織の育成強化を図るとともに、これらの組織の連携、組織の活動環境を整備することにより地域コミュニティの防災体制の強化を図る。

施策体系図



1 地域の自主防災組織等の整備

(1) 基本方針

風水害に際して、被害を防止し、軽減するためには、住民の自主的な防災活動が必要不可欠となる。住民自らが初期消火活動や自主避難等を行い、被災者を救出・救護することで、これらの防災活動を行うときは、住民が地域ごとに団結し、組織的に行動することによって、その効果が最大限に發揮できる。

このため、地域に密着した自主防災組織の結成等を促進する。

(2) 自主防災組織の編成

以下の点に留意して、自主防災組織の編成を行う。

ア　自治会等に防災部を設置している場合等、すでに自主防災組織と類似した組織がある場合は、その活動内容の充実、強化を図る。

イ　自治会等があるが、特に防災活動を行っていない場合は、自治会活動の一環として防災訓練等防災活動を取り上げることにより、自主防災体制の整備を推進する。

ウ　自治会等がなく、新たに自主防災組織を設ける場合においても、その地域で活動している何らかの組織の話し合いの場や防災訓練等を通じて、自主防災組織の設置を推進する。

(3) 自主防災組織等の育成

- ア 町は、住民の自主防災組織に対する関心を高めるため、県、消防本部、関係団体と協力して、啓発活動を展開し防火防災意識を高め、組織化を図る。
- イ 町及び消防本部は、研修の実施等による防災リーダーの養成、組織への指導、助言を行うとともに、多様な世代が参加できるような環境整備等により、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。
- ウ 町及び消防本部による防災訓練等実態に即した地道な指導の積み重ねにより、自主防災組織の育成を図る。

(4) 民間防火組織の育成

日頃から火災予防に関する知識を身につけ、出火防止、初期消火方法、避難等の行動・知識を習得することは、安全な地域社会づくりに必要なことである。

そこで、防火防災意識の高揚と知識の普及を図るため、民間の防火組織として、幼年消防クラブ、少年消防クラブ、婦人防火クラブの育成強化を図る。

2 自主防災組織等の育成

本町では、集落単位での自主防災活動を推進している。今後は、その組織体制の整備と自主防災組織等に求められる役割の明確化を図ることが必要である。

自主防災組織等の活動は、主に次の内容である。

(1) 平常時の活動

ア コミュニティ活動

要配慮者を含めた自分たちの地域は自分たちで守ろうという連帯意識の醸成

イ 防災知識の普及

災害の心得、応急手当の方法、避難の方法、消防水利の所在等防災に関する正確な知識の習得

ウ 集落における自主防災リーダーの育成

防災に関する各種の取り組み事例の情報提供や防災研修会・人材交流等を推進し、自治会単位における自主防災リーダー（防災士）の育成を図る。

(2) 災害時の活動

ア 情報の収集・伝達

イ 出火防止、初期消火

ウ 避難誘導

エ 救出・救護

オ 給食・給水

カ 要配慮者の安全確保 等

3 事業所等の防災組織の整備

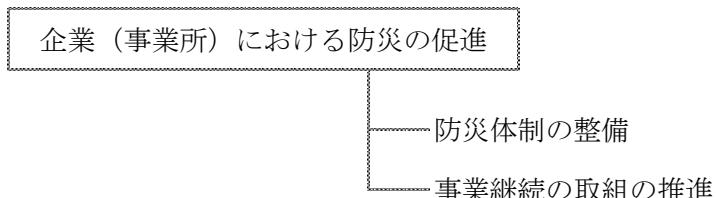
町は、各事業所が実施する自主防災活動に関しては、それぞれの実情に応じて、次の事項について指導する。

- (1) 町及び防災関係機関の実施する防災事業への協力
- (2) 防災施設及び消防施設の整備
- (3) 避難体制の確立
- (4) 自衛消防隊等の結成
- (5) 防災訓練の実施

第19節 企業（事業所）における防災の促進

企業（事業所）には、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時の防災体制の整備や重要業務を継続するための取組が求められており、町及び県は、企業（事業所）における防災組織の整備や事業継続計画（B C P : Business Continuity Plan）の策定等を推進する必要がある。

施策体系図



1 防災体制の整備

町は、消防法等により自衛消防組織の設置が義務づけられている企業（事業所）に対して、自衛消防組織の整備・充実を支援するとともに、地域住民の自主防災組織との連携強化を図る。また、設置が義務づけられていない企業（事業所）についても、自主的な防災組織の設置を促進する。

企業（事業所）においては、防災組織の整備や防災訓練の実施、事業所の耐震化等の防災体制の整備に努める。

2 事業継続の取組の推進

町は、企業（事業所）における事業継続計画の策定のための普及啓発や情報提供等、企業（事業所）の事業継続に向けた取組を推進する。また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

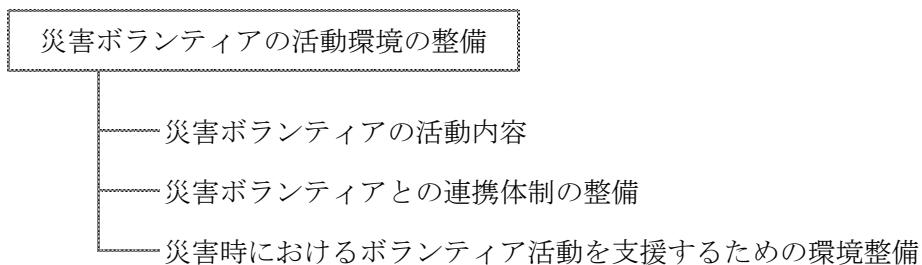
企業（事業所）は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画を策定運用するよう努めるとともに、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフルラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなどの防災活動の推進に努めるものとする。

第20節 災害ボランティアの活動環境の整備

大規模災害発生時には、救護活動をはじめ各種の支援活動が必要となり、公的機関の応急・復旧活動とともに、ボランティアによる被災者のニーズに応じたきめ細やかな支援が求められる。

(災害発生時に被災者の支援を目的として様々な活動を展開するボランティア団体・NPO等の団体、個人を「災害ボランティア」という。) 県及び市町村は、ボランティアの自主性を尊重しつつ、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携を図るとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害発生時にボランティアニーズの把握、災害ボランティアの受け付け、登録、派遣調整など、災害ボランティアの活動が円滑かつ効果的に行えるよう、平時から活動環境の整備を図る。また、全国各ブロックの特定の都市等と平常時から交流を進めることにより、迅速かつ円滑な災害ボランティア派遣要請が可能となる仕組みづくりに努める。

施策体系図



1 災害ボランティアの活動内容

災害ボランティアとは、災害発生時に被災地域や被災者の自立を支援することを目的とした善意の活動を行う個人・団体をいう。災害時におけるボランティア活動には、以下に例示するように、専門知識、技術や特定の資格を必要とする専門ボランティアと、被災者の生活支援を目的に専門作業以外の作業に自主的に参加する一般ボランティアがある。

また、これらの災害ボランティアが活動しやすいように、ボランティアニーズの把握、派遣調整、関係機関との調整を行うボランティアコーディネーターの活動がある。

(1) 専門ボランティア

- ア 救助・救急
- イ 医療
- ウ 高齢者、障がい者等の介護
- エ 農林、土木・建築物関係の危険度判定（農地、農業用施設の災害復旧に係る技術者によるボランティア、治山関係の山地防災ヘルパー・斜面判定士を含む砂防ボランティア、被

災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士等)

- オ 輸送（航空機、船舶、特殊車両等の操縦・運転）
- カ 通訳（外国語、手話）
- キ アマチュア無線による通信
- ク ボランティア・コーディネート業務

(2) 一般ボランティア

- ア 災害情報・生活情報等の収集、伝達
- イ 避難所等における炊き出し、清掃等の被災者支援
- ウ 救援物資、資器材の仕分け・配給
- エ 軽易な応急・復旧作業
- オ 災害ボランティアの受入業務
- カ 情報提供

2 災害ボランティアとの連携体制の整備

町は、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関の協力を得て、災害時の意思の疎通を円滑にするために、災害ボランティアの情報（活動内容、規模、連絡先等）を把握し、迅速な派遣のための災害ボランティアバンクの設置に努める。

その際、平常時の登録、研修制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、災害ボランティア活動拠点の確保、活動上の安全の確保、被災者ニーズ等の情報提供方策について整備を推進するものとする。

3 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(1) 災害ボランティアの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティア活動に必要な知識や技術について、講習や訓練の実施に努めるとともに、活動上の安全の確保、災害救援ボランティアセンター運営のための人材育成に努める。

(2) 災害ボランティアコーディネーターの育成

町は、県、日本赤十字社島根県支部、社会福祉協議会、災害支援に関わるNPO等関係機関と連携し、災害ボランティアコーディネーターの育成に努める。

(3) ボランティア精神の育成

町は、ボランティア精神育成のため、学校教育や社会教育を通じて積極的にボランティアへの理解と実践のきっかけづくりとなる活動に取り組んでいく。

(4) 災害ボランティア受入れマニュアルの整備

災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、受入れマニュアルの整備に努める。

マニュアルは川本町社会福祉協議会において定められた「災害ボランティアセンター設置運営マニュアル」と連動を図る。

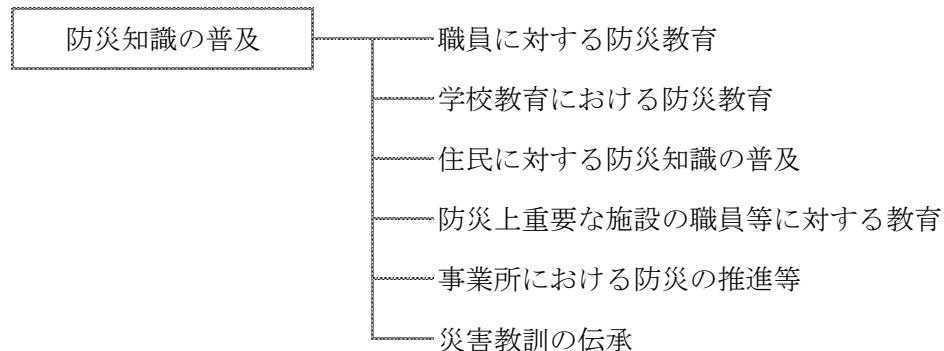
第21節 防災知識の普及

災害対策は人的被害防止を最優先とし、平素から防災関係職員はもとより、住民一人ひとりに防災知識の普及徹底を図り、防災意識の高揚に資する。

また、「自らの身の安全は自らが守る」という自主防災意識を持った災害に強い住民の育成に努める。個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のための行動と投資を息長く行う町民運動の展開に努めるものとする。その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図ることに努めるものとする。

さらに、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修や講演会、実施研修の開催等により、防災教育を実施するものとする。

施策体系図



1 職員に対する防災教育

災害時における適正な判断力を養い、防災活動の円滑な活動を期すため、職員に対して、あらゆる機会を利用して防災教育の普及徹底を図る。その内容においては、職員自身の安全確保についても配慮したものとする。

(1) 教育の方法

- ア 講習会、研修会等の実施
- イ 見学、現地調査等の実施
- ウ 災害時の行動マニュアルの作成・配布

(2) 教育の内容

- ア 町地域防災計画及びこれに伴う防災体制と各自の任務分担
- イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性
- ウ 防災知識と技術

- エ 総合防災情報システムの操作方法等
- オ 防災対策の現状と課題
- カ 各機関の防災体制と各自の役割分担
- キ 職員のとるべき行動
- ク その他災害対策に必要な事項

2 学校教育における防災教育

学校における防災教育は安全教育の一環として、児童等（以下児童等）の安全確保及び防災対応能力の育成や自他の生命尊重の精神、ボランティア精神を培うため、下記の点をねらいとして、教育課程に位置づけ、教育活動全体を通じて、計画的、組織的に行う。

また、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。このほか、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアルの策定が行われるよう促す。

- ・災害時における危険を認識し、日常的な備えを行うとともに、状況に応じて、的確な判断のもとに、自らの安全を確保するための行動ができるようとする。
- ・災害発生時及び事後に、進んで他の人々や集団、地域の安全に役立つことができるようとする。

（1）各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間における防災教育

体育・保健体育科、理科、社会科、生活科、家庭科などの関連教科において、自然災害の発生のメカニズムや地域の自然災害や防災体制など、基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高め、それを働かせることによって意思決定ができるようとする安全学習を行う。

学級活動・ホームルーム活動、児童会活動・生徒会活動、学校行事等の特別活動を中心に課題を理解して的確な判断のもとに安全に行動できるようとする安全指導を行う。安全学習及び安全指導の基盤となる生命尊重や思いやりなどの心や態度を育てるため、道徳の時間の指導との密接な関連を図る。

総合的な学習の時間において、学校の実状に応じて、教科などの発展として、防災に関する課題を設定し取り組む。

（2）学校行事としての防災教育

訓練の内容は、学校の立地条件、校舎の構造などを十分考慮し作成する。

避難訓練は、表面的、形式的な指導に終わることなく、具体的な場面の想定や、関連教科や学級活動・ホームルーム活動との連携を図るなど事前事後指導を意図的に実施する。

特に、休憩時間や放課後などの授業時間外や校外で活動中に発生した場合を想定した避難訓練も実施し、教職員がその場にいなくても、自らの判断で安全な行動がとれるよう指導しておくことが大切である。教職員にあっては、児童等及び施設の安全確認、校内の連絡体制などそれぞれの役割の習熟に努めることが重要である。

また、防災意識を高めるため、防災専門家や災害体験者の講演会の開催、県、町が行う防

災訓練への参加等、体験を通した防災教育を実施する。

(3) 教職員に対する防災研修

災害時における児童生徒に対する指導方法、負傷者の応急手当の方法、火災発生時の初期消火法、災害時の児童等の心のケアなど災害時に特に留意する事項等に関する研修を行い、災害時の教職員のとるべき行動とその意義の周知徹底を図る。

また、指導に当たる教職員は、災害時のイメージトレーニングやシミュレーションを行い、緊急時に迅速かつ適切な行動がとれるようにしておく

3 住民に対する防災知識の普及

防災思想の高揚を図り、自主防災体制の確立を期するため、教育機関や民間団体との密接な連携の下、住民に対してあらゆる機会を利用して防災知識の普及の徹底を図る。

また、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関するさまざまな動向や各種データを分かりやすく発信するものとする。

この場合、高齢者、障がい者、難病患者、妊産婦、児童・乳幼児、外国人等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、災害時の男女のニーズの違い等男女双方の支援に十分配慮するよう努めるものとする。

(1) 普及の方法

ア 社会教育事業、各種団体、地域コミュニティを通じての普及

教育内容の中に防災関係の事項を取り上げるほか、有識者による防災関連の講座や研修会、実地研修の開催等により、防災上必要な知識の普及に努める。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなど地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中での防災活動を促進し、住民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の防災活動に寄与する意識を高める。

イ 広報媒体等による普及

(ア) 広報紙、ホームページ等による普及

(イ) 防災パンフレット、防災マップ、防災に関するテキストやマニュアル等の印刷物による普及

(ウ) 防災訓練による普及

(エ) 防災器具、災害写真等の展示による普及

(2) 普及の内容

ア 町地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制

イ 気象、水象、地象その他の災害についての知識及びその特性

ウ 風水害に対する平素の心得

(ア) 浸水及び土砂災害等周辺地域における災害危険性の把握

(イ) 家屋等の点検・改修及び周辺危険個所の安全化

(ウ) 家族内の連絡体制について、あらかじめ決めておくこと

(エ) 火災の予防

- (オ) 応急救護等の習得
- (カ) 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- (キ) 食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等物資の備蓄（3日分程度）
- (ク) 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池、衣類、応急医薬品、非常食のほか、紙おむつや粉ミルク等家族構成にあわせて準備）
- (ケ) 自主防災組織の結成
- (コ) 要配慮者への配慮
- (サ) ボランティア活動への参加
- (シ) 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備等
- (ス) 浸水深・浸水継続時間等に応じた水・食料の備蓄
- (セ) ライフライン途絶時の対策
- (リ) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

エ 災害発生時の心得

- (ア) 災害発生時にとるべき行動（場所別）
- (イ) 出火防止と初期消火
- (ウ) 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
- (エ) 救助活動
- (オ) 防災行政無線やホームページ、テレビ・ラジオ等による情報の収集
- (カ) 避難実施時に必要な措置
- (キ) 避難場所での行動
- (ク) 自主防災組織の活動
- (ケ) 自動車運転中及び旅行中等の心得
- (コ) 災害用伝言サービスによる安否情報等の登録（運用開始時）
- (サ) 警報等発表時や避難指示（緊急）、避難勧告、避難準備・高齢者等避難開始の発令時に取るべき行動、避難場所での行動
- (シ) その他災害対策に必要な事項

4 防災上重要な施設の職員等に対する教育

(1) 防災上重要な施設が行う防災教育

施設管理者等は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災学習の徹底を図ることとする。防災学習の内容については、職員自身の安全確保にも配慮したものとなるようとする。

(2) 防災関係機関が行う防災教育

防災関係機関は、施設管理者及び防災要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の点検・改修・応急対策上の措置等の周知徹底に努めることとする。

5 事業所における防災の推進等

事業所の防災担当者は、災害時の企業の役割（従業員や顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、防災体制の整備、防災訓練、事業所の耐震化、従業員教育等を積極的に進めるとともに、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（B C P）の策定に努めることが必要である。

町は、事業所におけるこうした取り組みに資する情報提供等を進めるとともに、事業継続計画（B C P）策定支援等に取り組むものとする。さらに、事業所職員の防災意識の高揚、事業所の防災活動を積極的に評価する等により事業所の防災力向上の促進を図るものとする。また、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行うものとする。

また、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や安否確認手段について平時から積極的に広報するとともに、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行う。

事業所の事業形態、規模、立地条件等により必要な防災教育や事業継続計画の内容は異なるが、すべての事業所において従業員教育を進めるとともに、可能なところから防災体制の整備に努める。

6 災害教訓の伝承

(1) 町

過去に起こった大災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、町は大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう公開に努めるものとする。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

(2) 住民

住民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとする。国及び地方公共団体は、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。

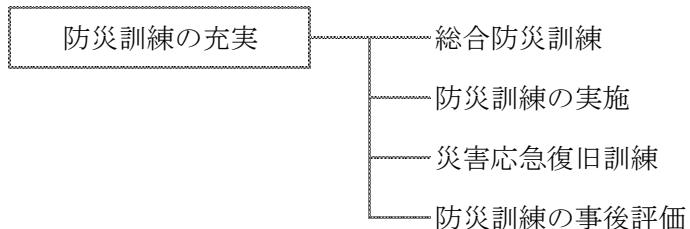
第22節 防災訓練の充実

町は、災害予防の万全を期するため、考えうるさまざまな被害を想定し、訓練の目的を具体的に設定した上で、風水害の被害の想定を明らかにするとともに、訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境等について具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な防災訓練の実施に努める。

応急対策活動を円滑に行うためには、平常時から自衛隊、警察本部、消防本部、海上保安庁等国の機関と協力し、また、学校、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、避難行動要支援者を含めた地域住民等の地域に関する多様な主体と緊密に連携し、不測の事態を想定した各種防災訓練を継続的に実施し、災害に備えておく。

また、災害対応業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

施策体系図



1 総合防災訓練

(1) 広域連携

町は、県、防災関係機関、住民、企業等と一体となって、初動活動の訓練や各防災機関の連携訓練等災害応急対策について実践的で実効性のある総合的な防災訓練を実施する。これにより各機関相互の緊密な協力・連携体制を確立するとともに、地域防災計画の内容の理解と防災意識の高揚を図る。

(2) 単独又は隣接市町村と共同

町は、地域における第一次的な防災機関として円滑な災害対策活動を期すため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法に関する計画を定め、防災関係機関、自主防災組織及び住民の協力を得て、総合訓練を反復して実施する。

2 防災訓練の実施（総務財政課）

町は、防災関係機関及び住民の協力を得て、防災訓練を実施する。

(1) シミュレーション（図上）訓練

シミュレーション（図上）訓練は、災害応急対策を地図等を使用して実施するもので、訓

練実施項目は、次のとおりとする。

- ア 応急対策に従事し、又は協力する者等の動員及び配置
- イ 復旧資材、救助物資等の緊急輸送
- ウ 緊急避難及びこれに伴う措置

(2) 実地訓練

実地訓練は、想定した災害に基づき次の種別及び区分により訓練目的を効果的に達成し得られる場所を選定して、実地において訓練を行う。また、必要に応じ総合防災情報システムを活用して実施するものとする。

- ア 予報及び警報等の伝達及び通信訓練
- イ 学校、保育所、福祉施設等の避難訓練
- ウ 消防、救急・救助訓練
- エ 水防訓練
- オ 避難訓練
- カ 医療救護訓練

(3) その他の訓練

町は、定期的な訓練の実施により、住民に危険箇所、避難場所等を周知徹底する。訓練においては、訓練地区の土砂災害等による孤立の可能性等の情報を提供するとともに、D I G (Disaster Imagination Game 図上訓練ゲーム) の使用等により、住民が地域の災害対策を話し合い、共有する取り組みを促進する。

3 災害応急復旧訓練

災害の応急復旧を実施するための訓練は、概ね次の項目について行う。

- (1) 鉄道、道路の交通確保
- (2) 復旧資材、人員の緊急輸送
- (3) 決壊堤防の応急修復
- (4) 電力、通信施設の応急修復

4 防災訓練の事後評価（総務財政課）

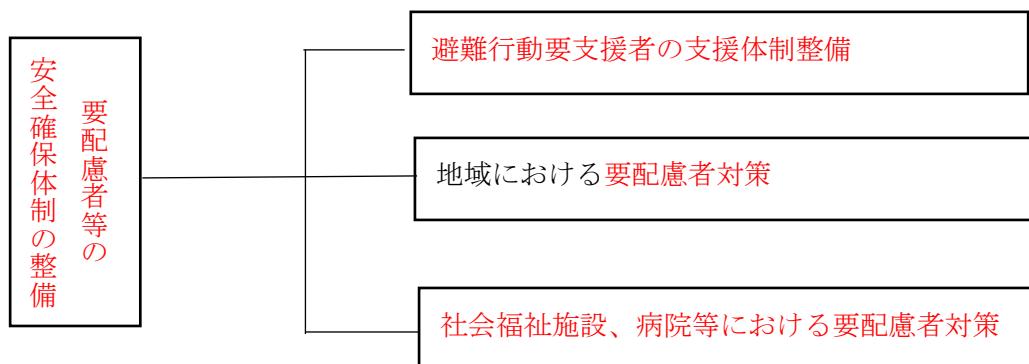
防災訓練実施後は、関係機関等訓練参加者の意見を収集するなどの方法により、成果及び問題点を点検・評価し、これらの検討結果に基づき、以後の防災体制や防災活動要領等の改善について検討、反映させるものとする。

第23節 要配慮者等の安全確保体制の整備

災害発生時には、児童（乳幼児を含む。）、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、病弱者（難病患者を含む）高齢者、妊産婦、外国人、観光客・旅行者等の要配慮者は、災害に際して必要な情報を得ることや迅速かつ適切な防災行動をとることが困難であり、被害を受けやすい避難行動要支援者は、今後増加することが予想される。

このため、町は、社会福祉施設等の関係機関と連携し、住民等の協力を得ながら災害から避難行動要支援者を守るための防災対策の一層の充実を図る。

施策体系図



1 避難行動要支援者支援体制の整備

町は、総務財政課と健康福祉課の連携の下、災害の発生に備え、避難支援者等の実施に携わる関係者（以下避難支援等関係者）という。）と協力して、避難行動要支援者の避難支援体制を整備し、避難行動支援者に関する情報の共有、避難行動要支援者避難支援プランの策定等に努めるとともに避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するものとする。

(1) 避難行動要支援者避難支援プランの策定

町は、避難行動要支援者避難支援プランの策定に当たっては、特に以下の点に留意するものとする。

- ア 避難行動要支援者への避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告・避難指示（緊急）等の伝達方法
- イ 避難行動要支援者の種別ごとの避難支援の方法及び配慮すべき事項
- ウ 避難行動要支援者の支援における町、町内会、自主防災組織、福祉関係者等の関係者の役割分担

(2) 個別の避難行動要支援者の避難支援

町は、個々の避難行動要支援者が、避難に要する時間や必要とする支援の種類に応じて必要な支援を受けることができるよう、上記の関係者等と協力して、避難支援個別計画等の作成に努めるものとする。

(3) 避難行動要支援者名簿の整備

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

(4) 避難行動要支援者名簿の範囲

避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲は以下の要件とするが、具体的には避難行動要支援者避難支援プランに定める。

- ア 介護保険における要介護・要支援認定者 要介護3以上
- イ 移動支援が必要な障害者
- ウ 本人から申し出のあった妊娠婦及び乳幼児
- エ 難病患者
- オ 75歳以上の高齢者（在住外国人を含む）
- カ その他上記以外の要移動支援者

(5) 避難行動要支援者名簿情報

町は避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- ア 氏名
- イ 生年月日
- ウ 性別
- エ 住所または居所
- オ 電話番号その他の連絡先
- カ 避難支援等の必要とする要件
- キ 上記に上げるものほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

(6) 避難支援者等関係者

避難支援等関係者に対し、避難行動要支援者名簿情報を提供するものとする。ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

避難者支援等関係者となるものは次に掲げる団体及び個人とする。

- ア 消防機関
- イ 警察機関
- ウ 民生委員
- エ 社会福祉協議会
- オ 自主防災組織
- カ 自治会

キ 上記に上げるもののはか、避難行動要支援者避難支援プランに定める団体等

(7) 名簿に掲載する個人情報の入手

町は避難行動要支援者名簿を作成するにあたり避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部署で把握している情報を集約するよう努めるものとする。

ただし町条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて、本人の同意が得られていない場合はこの限りではない。

(8) 名簿の更新

町は住民の転入・転出、介護認定、身体障碍者手帳等の事務を通じて避難行動支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。

(9) 名簿提供における情報の管理

町は避難行動要支援者名簿の提供に関しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- ア 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供するものとする。
- イ 町内の一地区の自主防災組織に対して、町内全体の避難行動要支援者名簿を提供しない等、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。
- ウ 災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを説明するものとする。
- エ 避難行動要支援者名簿については、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重な保管を行うように指導するものとする。
- オ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導するものとする。
- カ 避難行動要支援者名簿の提供先が団体である場合には、団体責任者が避難行動要支援者名簿を取り扱うよう指導するものとする。
- キ 個人情報の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結するものとする。
- ク 名簿情報の取扱状況を報告させる。
- ケ 避難行動要支援者名簿の提出先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

(10) 緊急連絡体制の整備

町は、避難行動要支援者が災害発生時に迅速・的確な行動が取れるよう、地域の避難行動要支援者の実態に合わせ、家族に加え、地域ぐるみの協力のもとで、避難行動要支援者ごとのきめ細かな緊急連絡体制の整備に努める。

2 地域における要配慮者対策（総務財政課・健康福祉課）

(1) 防災設備、物資、資機材等の整備

町は、災害発生直後の食料・飲料水等については住民自らの家庭備蓄によっても対応でき

るよう、家庭における事前の備えを推進するとともに、高齢者、傷病者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等に配慮した救援活動が行えるよう、毛布等の備蓄・調達体制を整備しておくなどの対策を推進する。

また、一人暮らしの高齢者や寝たきりの病人等の安全を確保するための緊急通報システム等の整備、聴覚障がい者に対する災害情報の伝達のための文字放送受信システムの普及、在宅の要配慮者に対する自動消火器、火災警報機の設置の推進等に努める。

(2) 要配慮者に対する防災知識の普及・啓発及び防災訓練の実施

町は、要配慮者が災害時に円滑に避難し、被害をできるだけ少なくするために、講習会の開催、パンフレット、広報紙の配布等要配慮者の実態に合わせた防災知識の普及・啓発に取り組む。さらに、地域における防災訓練においては、要配慮者のための地域ぐるみの情報伝達訓練や、避難訓練を実施する。

また、町は、ホームヘルパーや民生委員等高齢者、障がい者の居宅の状況に接することができる者が、家庭における家具の転倒防止策等の防災知識の普及を推進する体制を整備する。

(3) 防災基盤の整備

町は、県の協力を得て、要配慮者自身の災害対応能力及び地域の要配慮者の分布等を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図るとともに、避難所については、段差解消、洋式トイレの設置等施設のバリアフリー化に努める。

また、あらかじめ福祉避難所を設定し、一般の避難所では福祉サービスの提供を受けることが極めて困難となる避難者を円滑に移送できる環境を整備する。社会福祉施設設置者へも、社会福祉施設整備費補助金（防災拠点型地域交流スペースの整備制度）の周知を図る。

(4) 外国人対策

外国人に対しては、住民登録の際などに、居住地の災害危険性や防災体制等について十分に説明等を行うとともに、「やさしい日本語」や外国語による多言語での携帯メールマガジン、パンフレットの作成等による防災教育の実施、防災訓練への積極的な参加の呼びかけなどを行う。

また、災害時における通訳など語学ボランティア活用体制や多言語による広報体制の整備、指定緊急避難場所及び指定避難所・災害危険地区等に関する多言語表示の付記などを推進するとともに訪日外国人旅行者等避難誘導の際に配慮を要する来訪者への情報伝達体制等の整備に努める。

大規模災害により、外国人住民の避難生活の長期化が予想される場合、県は、しまね国際センターと協議のうえ、共同で「災害時多言語支援センター」を設置し、多言語による災害情報の発信や、避難所等での翻訳・通訳等の支援を行う。

3 社会福祉施設・病院等における要配慮者対策

町は、社会福祉施設、保育所、病院等の管理者に対して、次の事項を指導する。

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設、保育所、病院等の管理者は、要配慮者に配慮し、電気、水道等の供給停止

に備え、施設入所者等が最低限の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品、医薬品・医療用資器材等の備蓄を行うとともに、当該施設で予想される災害の種類に応じた防災資機材や非常用自家発電機及び燃料等の備蓄・整備に努める。

(2) 組織体制の整備

社会福祉施設や病院等の管理者は、災害の予防や災害発生時の迅速かつ的確な対応のため、あらかじめ防災組織を整え、施設職員の任務の分担、動員計画、緊急連絡体制等を確立しておく。特に、夜間は、職員の動員や照明の確保が困難であることから、消防機関等への通報連絡や入所者等の避難誘導体制に十分配慮した組織体制を確立しておく。

また、社会福祉施設や病院等の管理者は、日ごろから、市町村や他の類似施設、近隣住民や地域の自主防災組織等と連携を図りながら、災害時の協力体制づくりに努める。

(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設や病院等の管理者は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、必要に応じて防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

特に土砂災害警戒区域内にある要配慮者利用施設については避難計画の作成、避難訓練の実施を行う。

(4) 防災基盤の整備

避難行動要支援者自身の災害対応能力及び社会福祉施設、病院等の立地を考慮し、避難場所及び避難経路等の防災基盤の整備を図る。

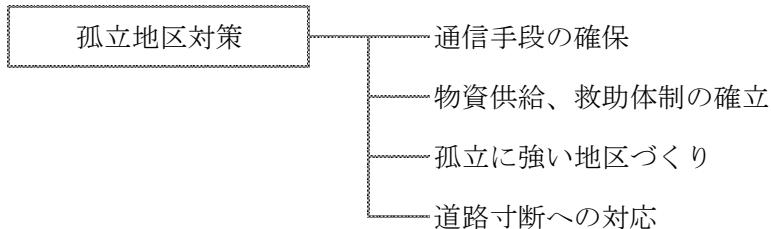
(5) 緊急連絡体制の整備

災害に備え、消防機関等への早期通報が可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確可能な非常通信装置を設置するなど緊急時における情報伝達の手段、方法を確立する。施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努める。

第24節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等により孤立が予想される地区については、地区の実態を詳細に把握して、救援体制の充実を図るとともに、地区における孤立時の自立性・持続性を高めるための対策を推進する。

施策体系図



1 通信手段の確保

(1) 多様な通信手段の確保

発災時には、断線等の通信施設の被災や輻輳により、固定電話、携帯電話等による通信がつながりにくくなることがあり、初動期の情報収集に支障を来すことが考えられる。

そのため、孤立予想地区において、災害時優先電話、衛星携帯電話等の公衆通信網のみならず、町防災行政無線、簡易無線機等の多様な通信手段の確保に努める。

(2) 災害に備えた通信設備の運用

孤立予想地区において、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の確保を図る。設備面での対策のほか、防災訓練等を通じて、これら通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。

また、携帯電話の通話可能範囲を把握しておく。

(3) 通信設備障害時におけるバックアップ体制

通信設備障害により孤立地区の状況が把握できない場合に備え、民間の協力員、自主防災組織、消防団員等人力による情報収集・伝達、アマチュア無線による伝達等バックアップ体制を整える。

2 物資供給、救助体制の確立

(1) 孤立地区の住民ニーズの適切な把握

住民の救出や物資の適切な供給に当たり、伝えるべき項目をあらかじめ整理し、孤立予想地区や町、県等で共有するよう努める。

伝達項目例：負傷者の有無、負傷の程度、孤立地区内の人数、避難行動要支援者の有無、備蓄状況（食料、水、医薬品、毛布）等

(2) ヘリコプター離着陸適地の確保

孤立地区発生時の適切な救助、避難、物資供給に資するため、孤立可能性のある地区へのヘリコプター離着陸適地を選定・確保する。

3 孤立に強い地区づくり

(1) 備蓄の整備・拡充

孤立の可能性がある地区においては、備蓄の推進等を通じ、地域防災力を強化する必要がある。

備蓄に当たっては、食料、飲料水、燃料等の生活物資に加え、非常用電源、簡易トイレ等により地区単位で一週間程度は自活できるような体制が必要である。公的な備蓄のみならず、自主防災組織や個々の世帯での備蓄に努める。この際、高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の避難行動要支援者への配慮にも努める。

また、多数の孤立地区において、けが人が発生した場合には、救援部隊が到着するまでに相当の時間を要する可能性があることから、医薬品、救助用器具等、地区内で最低限の応急処置がとれるための備蓄に努める。

(2) 避難体制の強化

地区の人口に応じた避難施設を指定するとともに、少なくとも72時間は連続運転可能な非常用電源の整備に努めるものとする。

また、防災マップ等の作成・配布や孤立を想定した定期的な訓練の実施により、住民への危険箇所、避難場所等を周知徹底する。

(3) マニュアル等の整備

避難所運営マニュアル等の策定を進め、集団避難を想定した避難計画の策定及び周知を進める。

4 道路寸断への対応

(1) 対策工事の実施

緊急輸送道路について、う回路や防災拠点の状況等、道路の重要度を把握し、広域的な視点で優先順位の高いところから、整備計画を作成し、必要な対策を実施する。

(2) 道路寸断情報の収集・伝達体制の整備

発災後に迅速な孤立の解消を図るため、迅速かつ的確に道路被害情報を収集し、関係機関へ情報提供を行う。

第2章 風水害応急対策計画

川本町における周到でかつ十分な風水害応急対策を推進するための計画の構成は、以下のとおりである。

1 活動体制の確立に関する対策

風水害による災害が発生し、又は発生することが予想される段階において、迅速・的確な応急対策を実施するため、町、県及び防災関係機関は、第一に各々の活動体制を早急に確立する必要がある。

そのため、町は、町職員を動員し、災害状況に応じ災害対策本部等を設置し、情報管理体制等を迅速に確立する。必要に応じて、県、他の市町村・消防機関への広域応援要請、県を通じての自衛隊災害派遣要請等を行うことにより防災体制を強化する。また、災害救助法の適用により、救助体制を確立する。

2 被害の拡大を防止するための応急対策の実施

風水害発生前から発生直後の警戒・避難期において、人命の安全を確保し、被害の拡大を防止するため、緊急性度・重要度の高い各種応急対策活動を実施する。

そのため、まず、気象予報・警報等及び被害情報等の収集・伝達を的確に実施する。併せて、水防、土砂災害等からの避難活動、消防活動による被害の拡大防止、被災者の救急救助、医療救護、警備活動、交通確保、規制、道路啓開、緊急輸送等の一連の応急対策を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者(難病患者を含む)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者への支援に留意する。

3 被災者の保護と社会秩序の安定を図るための応急対策の実施

風水害による被害が一段落した事態において、引き続き、被災者の保護と社会秩序の安定を図るための各種応急対策を実施する。

そのため、被災者の生活確保に資する各種ライフライン・交通関係機関は、施設の応急対策を推進する。

また、被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び、燃料等生活必需品等を供給するため、年齢・性別によるニーズの違いや避難行動要支援者に配慮しながら、備蓄物資を活用するほか、必要物資を調達する。さらに、災害に伴い大量に発生するごみ・し尿の処理、防疫・保健衛生活動、遺体の処理・埋火葬、住宅確保、文教対策等を行う。なお、これらの応急対策の準備 자체は、災害発生の早い段階から着手する必要があることに留意する。

第1節 初動体制の確立

町域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、町は第一次的な防災機関として応急対策活動を円滑かつ迅速に実施できるよう、職員を動員するとともに、災害対策本部の設置等災害初動体制を確立し、被害の拡大を防止するための災害応急対策活動を実施する。特に、発災当初の72時間は、救命・救助活動において極めて重要な時間帯であることを踏まえ、人命救助及びこのために必要な活動に人的・物的資源を優先的に配分するものとする。

なお、これらの活動に際しては、特に高齢者、病弱者（難病患者を含む）、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、要配慮者への支援に留意する。

施策体系図



1 災害本部設置までの警戒本部体制

町は、住民に対する救援活動を遅滞なく実施するため、県総合防災情報システムを活用するなど、災害発生直後の災害警戒本部体制（災害対策本部設置前の活動体制）を早急に確立して災害応急対策に着手する。

(1) 災害準備体制

ア 体制の基準及び手続

本節 3(3)動員配備体制を参照。

イ 災害体制の内容

降雨状況や気象予報・警報等及び被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。また、災害の程度により第1次体制に動員ができるように準備する。

) 災害警戒本部の構成員となる本部連絡員は、気象情報等に留意し、時間外の登庁に備え自宅等で待機する。また、第1次体制の対象となる課は、第1次体制の指示に備えるものとする。

(2) 災害警戒本部体制（第1次体制）

ア 体制の基準及び手続

本節3(3)動員配備体制を参照。

イ 災害体制の内容

災害警戒本部を設置し、災害対策本部を設置する前の警戒体制を確立し、降雨状況や気象予報・警報等及び被害状況等の情報を収集し、的確な警戒活動及び情報連絡活動を推進する。また、災害の程度により第2次体制に動員ができるように準備する。

(ア) 災害警戒本部に本部長及び副本部長をおく。本部長には町長（不在時：副町長）をもって充て、副本部長には副町長（不在時：総務財政課長）をもって充てる。

(イ) 各課長は、職員の動勢を把握し、第2次体制の準備を行う。関係各課は、災害の程度により第2次体制のもとで災害対策本部体制に即座に移行できるよう準備する。

(3) 意思決定権者

警戒本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行う。ただし、町長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、副町長が行うものとする。

2 災害対策本部の設置

川本町の地域に災害が発生し、又は発生のおそれのある場合に、必要があると認めるときは、「川本町災害対策本部条例」の定めるところにより、町長を本部長として、災害対策本部（以下「本部」という。）を川本町役場内に設置し、関係機関と協力して災害の防御、救助、警備その他災害の応急対策を総合的かつ強力に推進するものとする。

庁舎が被災し、本部を設置できない場合は悠邑ふるさと会館を代替場所とする。

災害対策本部は、災害情報の収集、災害対策の実施方針の作成等を行うとともに、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等との連携の確保に努めるものとする。

災害対策本部長は、必要に応じ、関係行政機関、関係地方公共団体、関係公共機関等に対し、資料・情報の提供等の協力を求めるものとする。

(1) 本部の設置及び廃止

本部の設置及び廃止は、町長（本部長）の指示により決定する。

ア 設置基準

本節3「動員計画」に定める第2次体制をとったとき。

イ 廃止基準

(ア) 災害に係る危険性がなくなったと認めたとき。

(イ) 災害に係る応急対策がおおむね完了したと認めたとき。

(2) 意思決定権者

本部の設置及び廃止等の決定は、町長が行うものとする。ただし、町長が不在で、連絡が取れない場合の意思決定については、①副町長 ②総務財政課長 ③総務財政課長補佐の順位により、行うものとする。

(3) 本部の組織

ア 本部長（町長）

本部長は、本部の事務を総括し、本部職員を指揮監督する。

イ 副本部長（副町長、教育長）

副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

ウ 本部員（各部長・議長・消防団長・副団長・消防署員）

本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

エ 本部会議

本部会議は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害に対する応急対策、応急措置及び防災体制に関する基本的事項を協議するものとする。

(ア) 本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。ただし、本部長が必要と認める場合には、それ以外の者の出席を求めることができる。

(イ) 本部会議の会務は、本部長が総理する。

(ウ) 本部員は、災害応急対策上、本部会議による検討・決定等が必要であると判断した場合には、本部長に対し、本部会議の開催を求めるものとする。

オ 現地災害対策本部

本部長は、災害応急対策上必要と認める場合には、災害現場付近の公共施設等に現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置することができる。

(ア) 現地本部長には、副本部長又は本部員の中から本部長が指名する者をもって充てる。

(イ) 現地本部員には、本部長が指名する職員をもって充てる。

カ 本部各班の構成及び事務分掌

本部各班の構成及びそれぞれの事務分掌は、別表2のとおりである。

3 動員計画

災害応急対策活動に必要な職員の動員計画は次のとおりとする。

(1) 動員の実施機関

本部長の命により各班長が行い、各班に調整の必要があるときは、本部長が行う。

(2) 職員の動員

ア 各班長は各班の実情に応じた動員の方法をあらかじめ定めておくものとする。

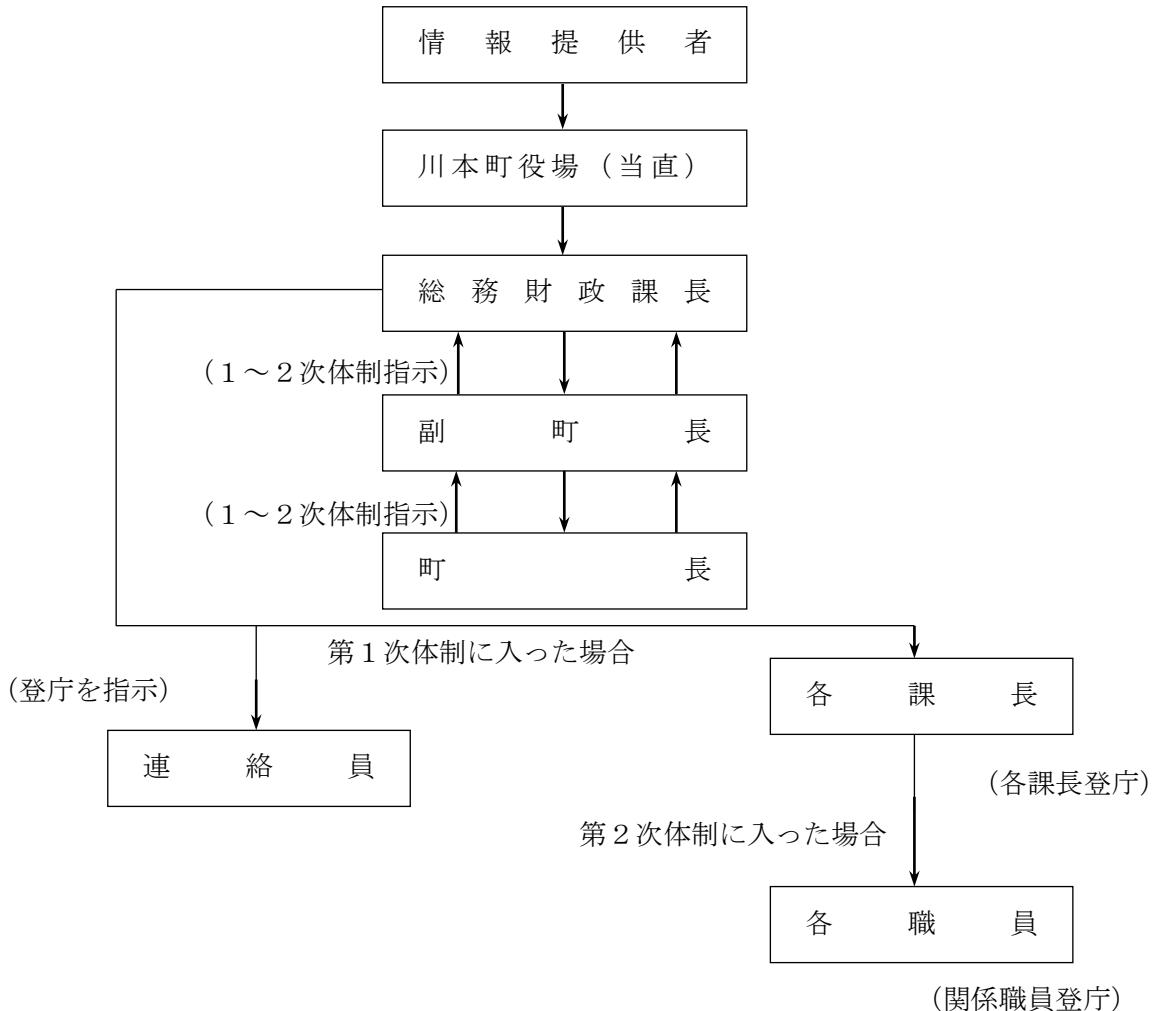
イ 職員の招集は電話、急使、その他の方法による。

ウ 職員は、災害が発生し、又は発生のおそれがあると自ら判断した場合は、自主的判断により直ちに登庁する。（消防団員と役場職員を兼務している者は、役場職務を優先する。）

(3) 動員配備体制

体制	準 備 体 制	災害警戒本部体制 (第1次体制)	災害対策本部体制 (第2次体制)	災害復旧体制 (第3次体制)
時 期	1 暴風・大雨・はん濫等の各種警報が発表され、災害発生の危険がある場合 2 軽微な災害が発生した場合で必要と認めた場合	1 河川の水位が警戒水位を越える等災害の危険が極めて増大した場合 2 災害が発生した場合で必要と認めた場合	1 大規模な災害が発生するおそれがあり、町長が必要と認めた場合 2 災害が発生し、その規模及び範囲から、特に対策を要すると町長が認めた場合	1 大規模な災害が発生し、町長が必要と認めた場合
決 定	総務財政課長が決定する。	町長が決定する。	町長が決定する。	町長が決定する。
動 員 内 容	1 各課長は、職員の動勢を把握し、第1次体制の準備を行う。 2 関係各課は、災害情報の収集連絡を行う。 3 時間外は、総務課職員及び各課長は自宅待機とする。	1 関係各課長は、防災活動に従事する。 2 第3次体制の準備を行う。 3 時間外には、2名以上の職員を役場内に連絡員として配備する。 4 全職員自宅待機とする。	1 各班は全面的に防災活動を行う。 2 直接災害に關係のない職員にあっては、班長の指示に従いつつも防災活動ができるよう待機する。 3 時間外にあっては全課長を動員し、必要に応じて関係職員を動員する。	1 各班は全面的に復旧活動を行う。 2 直接災害に關係のない職員にあっては、班長の指示に従いつつも復旧活動ができるよう待機する。
動 員 人 員	総務財政課 若干名 地域整備課 若干名	総務財政課員 地域整備課員 その他各課・室・局長	全職員を対象に編成 災害対策本部設置	全職員を対象に編成 災害対策本部設置

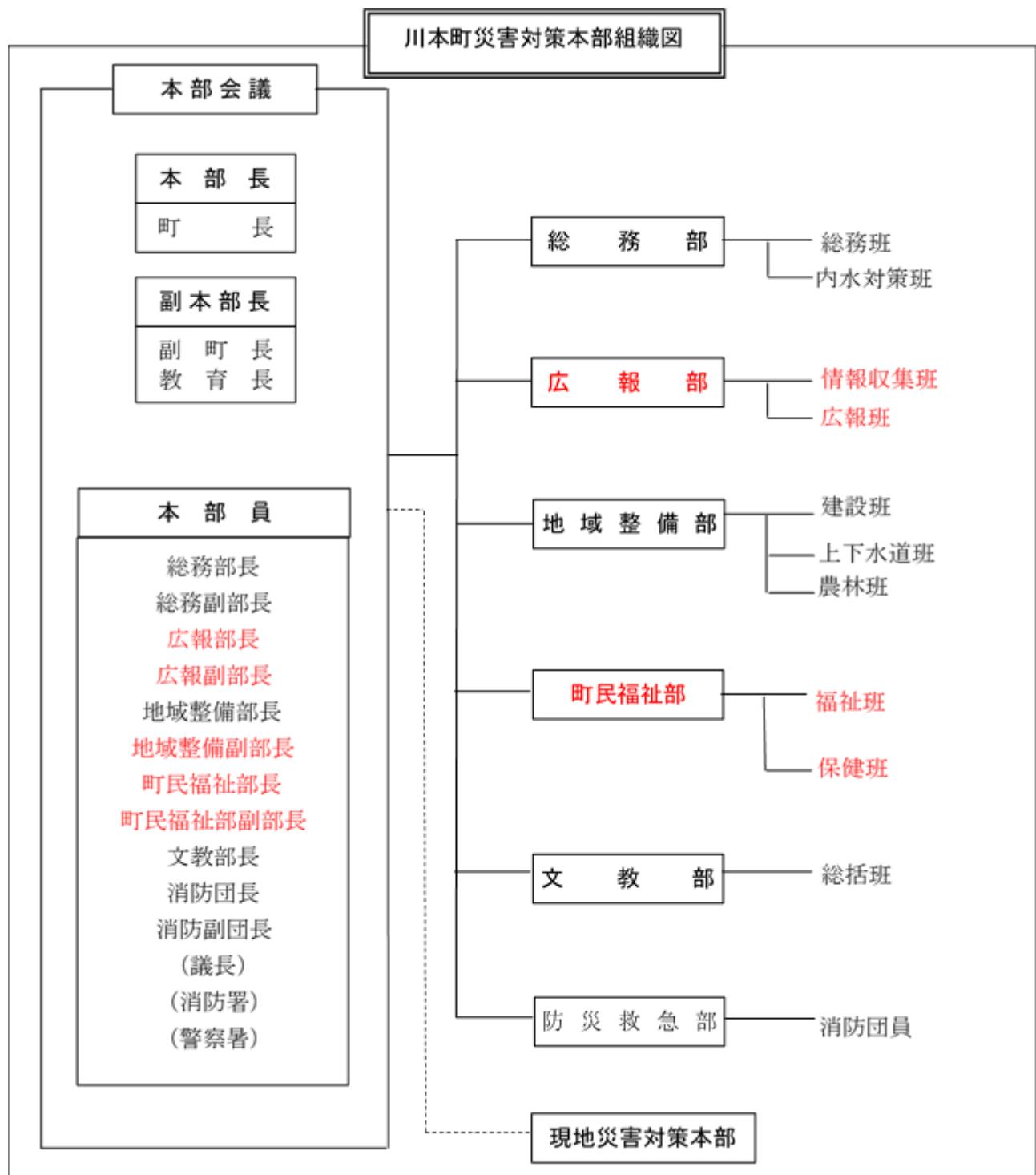
(4) 時間外における動員伝達



(5) 伝達の方法

時間内の伝達は口頭、電話とし、時間外は電話、使走による。緊急を要する場合は防災行政無線による放送による。

別表1 川本町災害対策本部組織図



別表2 災害対策本部各班の事務分掌表

部 名	事 務 分 掌
総務部	1 職員の動員及び指揮
部長	2 総合連絡調整
総務財政課長	3 国、県、他市町村との連絡調整
副部長	4 災害見舞及び表彰に関すること。
会計室長	5 公用車の配車その他災害時の輸送に関すること。
総務班長	6 警察、消防団（水防団）との連絡及び調整に関すること。
総務財政課員	7 自衛隊の災害派遣要請に関すること。
内水対策班長	8 防災訓練計画及び実施に関すること。
地域整備課内水担当者	9 電気通信関係の災害対策と被害調査に関すること。 10 交通安全施設関係の災害対策等に関すること。 11 町有財産、公の施設その他公共建物の災害対策及び被害調査に関すること。 12 災害救助用仮設住宅の建物及び住宅の応急修理に関すること。 13 自治会その他協力関係機関への応援要請に関すること。 14 被災地の防犯に関すること。 15 本部の庶務に関すること。 16 本部会議に関すること。 17 防災会議その他関係機関団体との連絡調整 18 陳情に関すること。 19 災害関係の予算措置に関すること。 20 漂流物の受付及び公告に関すること。 21 内水排除に関すること。 22 その他各班に属さないこと。

部 名	事 務 分 掌
広報部	1 気象警報・注意報等の情報収集と伝達に関すること。
部長	2 災害広報の発行に関すること。
まちづくり推進課長	3 被害状況の把握及び報告に関すること。
副部長	4 各無線の送受信及び告知放送に関すること。
議会事務局長	5 情報発信に関すること。
情報収集班長	6 総務班の補助
まちづくり推進課員	
広報班	
総務財政課員	

部 名	事 務 分 掌
地域整備部 部長	1 道路、橋りょうその他公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。
地域整備課長	2 土木関係災害用資材機械の調達に関すること。
副部長	3 建設業者との連絡に関すること。
産業振興課長	4 土木関係機関との連絡調整
建設班長	5 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。
地域整備課員	6 道路障害物の排除（除雪を含む。）に関すること。
上下水道班長	7 治山、治水関係施設の災害対策及び被害調査に関すること。
地域整備課員	8 農道及び林道の災害対策の被害調査に関すること。
農林班長	9 農地の災害対策及び被害調査に関すること。
産業振興課員	10 地すべり対策に関すること。
	11 水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。
	12 災害時の給水に関すること。
	13 農業集落排水施設の被害調査に関すること。
	14 農作物、林産物及び林産施設の災害対策と被害調査に関するこ
	と。
	15 家畜及び家畜施設、水産物及び水産施設の災害対策と被害調査に
	関すること。
	16 商業及び鉱業関係の災害対策及び被害調査に関するこ
	と。
	17 災害用食糧及び生活必需品の調達に関するこ
	と。
	18 災害時における種苗、肥料、農薬等の確保に関するこ
	と。
	19 被災農家の災害融資に関するこ
	と。
	20 災害商工業者の災害融資に関するこ
	と。
	21 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関するこ
	と。
	22 農林水産共同利用施設関係の災害対策及び被害調査に関するこ
	と。
	23 産業関係機関及び農業協同組合との連絡調整

部 名	事 務 分 掌
町民福祉部 部長 健康福祉課長 副部長 町民生活課長 福祉班長 健康福祉課員 保健班長 健康福祉課員	1 災害救助に関すること。 2 避難所の開設及び管理運営に関すること。 3 り災者に対する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の適用に関すること。 4 り災世帯に対する災害援護資金並びに被災者生活再建支援金等の融資に関すること。 5 人及び住家被害認定調査に関すること。 6 義援金品及び見舞金品の配分に関すること。 7 遺体の搜索処理及び埋葬に関すること。 8 被害納税者の調査減免等に関すること。 9 衣料、生活必需品等の供給に関すること。 10 炊き出し、食料の確保に関すること。 11 廃棄物処理に関すること。 12 児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。 13 県央保健所その他関係機関との連絡調整 14 応急医療及び助産に関すること。 15 医薬品に関すること。 16 り災者の栄養指導に関すること。 17 被災者の相談に関すること。 18 衛生材料及び防疫剤に関すること。 19 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。廃棄物処理に関すること。 20 保育所児童の避難救護に関すること。 21 避難行動要支援者の調査、把握に関すること 22 り災者に対する身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）の適用に関すること。 23 飲料水給水に関すること。（水道施設を除く） 24 被災証明に関すること。 25 帰宅困難者に関すること。 26 仮設住宅に関すること。

部　名	事　務　分　掌
文教部 部長 教育課長 総括班長 教育課員	1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 2 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。 3 応急教育対策に関すること。 4 児童及び生徒の避難対策に関すること。 5 災害時における学用品の調達及び支給に関すること。 6 災害時における学校給食対策に関すること。 7 教育関係機関との連絡調整 8 スクールバスの運行に関すること。 9 避難所の開設に関すること。
防災救急部 部長 消防団長	1 消防団員の動員に関すること。 2 巡視及び警戒に関すること。 3 避難所までの避難誘導に関すること。 4 災害の応急工作及び非常警備に関すること。 5 人命救助及び救助に関すること。

第2節 災害情報の収集・伝達

風水害時において県、町及び防災関係機関が災害応急対策を適切に実施するためには、相互に密接な連携のもとに、迅速かつ的確に災害情報を収集、伝達する必要がある。

そのため、各機関は、情報収集・伝達体制を確立するに当たって、保有している情報伝達手段を効果的に運用するほか、必要に応じ新たな情報伝達手段を増強・確保する。

また、被災地域の災害状況の実態を迅速・的確に把握し、緊急性度の高い救援対策の需要を把握するため、各機関は、各自の情報収集・伝達体制確立要領に従い、相互に密接な連携をとり災害情報等を収集・伝達することに努める。

施策体系図



1 情報管理体制の確立

(1) 町の情報管理体制の確立

災害時の町の通信連絡系統として市町村防災行政無線を基幹的な通信系統とするほか、防災活動用の電話（災害時優先電話、各種携帯電話を含む）については、関係機関等との連絡用電話を指定して連絡窓口の明確化や、不要不急の問い合わせが入らないようにしておくなどの措置を講ずることにより効果的な災害情報の管理体制を確立する。

(2) 町の情報連絡手段の確保

町は、災害時の町の無線通信連絡体制として、防災行政無線等をはじめ、防災相互無線等を含めた効果的な運用体制を確立する。

また、N T T一般加入電話をはじめ地域ごとに整備されているC A T V、有線放送電話、農協・漁業電話、アマチュア無線等を含むその他の各種通信手段を適宜組み合わせ、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

ア 総合防災情報システムの活用

町は、災害時において、被害情報等の収集、県や防災関係機関との通信・連絡、気象観測情報等の各種情報の収集・検索、被害状況等の登録等総合防災情報システムを効果的に

活用することが可能であるため、常にシステムの防災端末を立ち上げ、運用体制を確立する

イ 町防災行政用無線による通信

災害時における各種情報の伝達及び被害状況を把握するため、地域の状況により陸上移動局（車載・携帯）を現地に配備し、迅速かつ的確な情報連絡を行う。また、詳細な運用については、別途定める管理運用規定による。

ウ 災害時優先電話の利用

災害発生時には被災地への安否確認等の電話が殺到することにより、通信設備がマヒ状態になり電話がかかりにくくなるため、災害時の救援や復旧に必要な重要通信を確保するために、電気通信事業法に基づき指定された電話が災害時優先電話である。災害発生時には比較的かかりやすい措置が講じられているので、外部発信専用として利用する。

災害時優先電話	所在地名称	電話番号
	川本町役場本庁舎	0855-72-0631

エ 非常通信の活用

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、有線通話を利用することができないか、又はこれを利用することが著しく困難であるときに、電波法第52条の規定に基づき、無線局は非常無線（以下「非常通信」という。）を行うことができるので、次のとおり活用するものとする。

（ア） 利用資格者

原則として、非常通信はだれでも利用することができるが、通信の内容には制限がある。

（イ） 非常通信の依頼先

最寄りの無線を所有する防災関係機関（本町の場合は川本警察署）に依頼するものとするが、この場合あらかじめその防災関係機関と連絡して、非常事態の際の協力を依頼しておくものとする。

オ アマチュア無線の活用

町内のアマチュア無線局開設者に対し協力を求め、その無線網を活用して、被災現場との連絡や、町外の災害情報の収集等を行う。

カ 伝達手段の多重化・多様化

災害時における警報等の伝達手段として、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等を活用する。

2 気象予報及び警報等の収集・伝達

（1）気象予報及び警報伝達体制の確立

関係機関は、気象予報及び警報等伝達体制を確立し、気象予報及び警報等が関係者に対し迅速かつ正確に伝達されるよう努めるとともに、県、市町村及び放送事業者等は、伝達を受

けた気象予報及び警報等を市町村防災行政無線等（戸別受信機を含む。）により、住民等への伝達に努める。なお、県は、大雨、暴風、高潮及び波浪等の特別警報の伝達を受けた場合は、これを直ちに市町村に伝達し、市町村は、直ちに住民等への周知の措置をとらなければならない。

県防災行政無線及び地域衛星通信ネットワークでは、一斉指令システムにより市町村、関係機関等に設置された受令システムに気象予警報及び警報等を伝達できるようになっており、総合防災情報システムでは、市町村、関係機関等に設置された防災端末により気象予警報及び警報等を迅速に確認できるよう一斉通知画面で表示できるようにし、気象予警報及び警報等伝達手段の多重化を図っている。

また、総合防災情報システムのリンクから、水防情報システム、土砂災害予警報システムで提供される情報を確認できる。

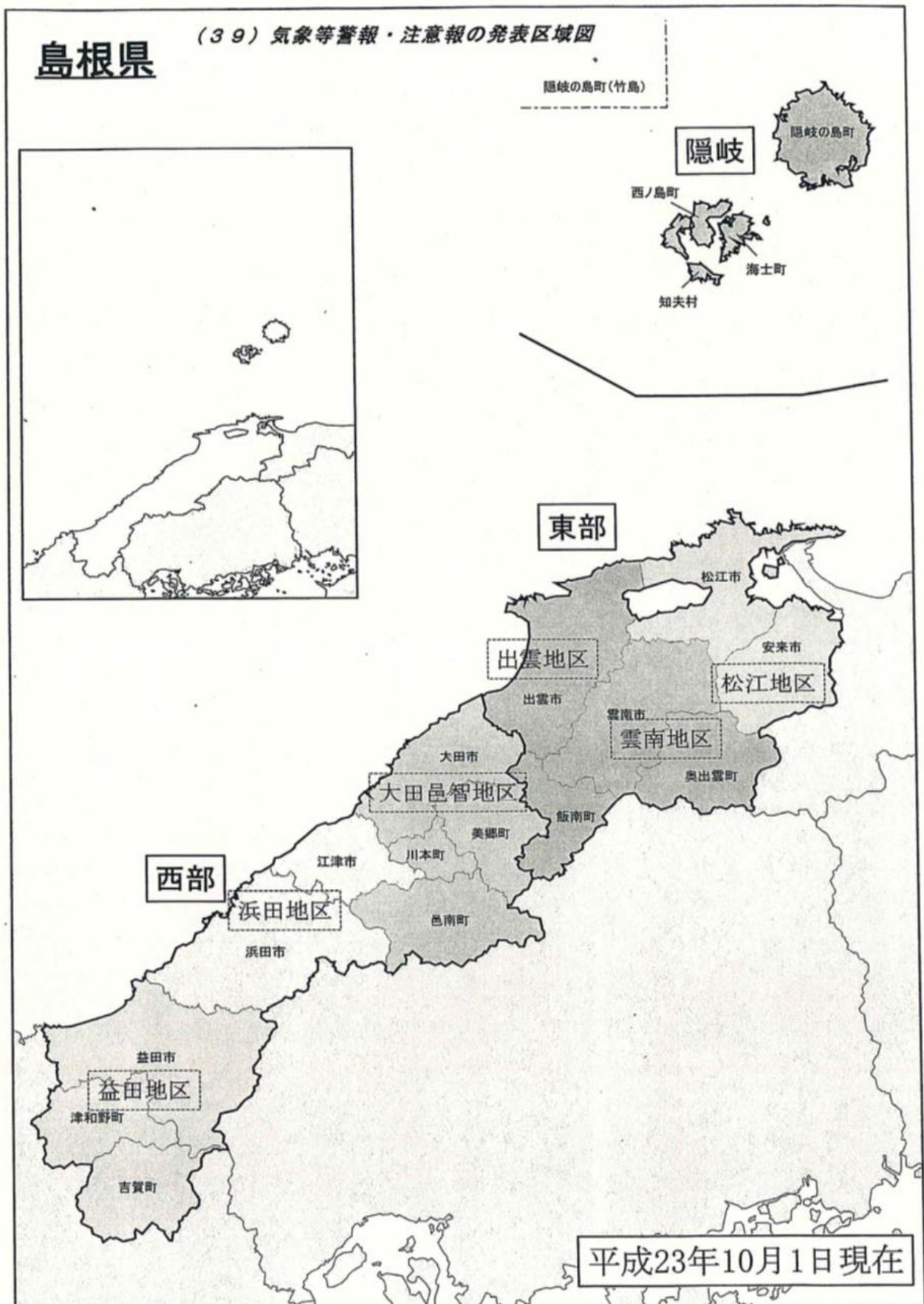
関係職員等は、気象等の特別警報、警報及び注意報等を覚知した場合、確認作業を行い、気象観測情報の収集、職員の招集等の気象等の特別警報、警報及び注意報等に対応して行うべき業務を実施する。

（2）気象等予報及び警報若しくは情報の発表及び伝達

ア 気象予報及び警報等の発表

- (ア) 気象予報及び警報等は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象として発表する。そのうち特に災害と関係のある特別警報、警報及び注意報の種類及び発表基準は資料編のとおりである。
- (イ) 防災上必要と考える場合、松江地方気象台は、一次細分地域の東部・西部・隠岐又は市町村及び海岸や海上に細分し、特別警報、警報及び注意報を発表する。

なお、気象予報及び警報等地区細分境界は次表のとおりである。



発表基準				
注意報	風雪注意報	<p>風雪によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雪を伴い平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合 		
	強風注意報	<p>強風によって被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平均風速が 12m/s 以上になると予想される場合 		
	大雨注意報	<p>大雨によって被害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。</p>		
		市町村	表面雨量指標基準	
	大雪注意報	川本町	5	
	融雪注意報	<p>濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・濃霧によって視程100m以下が予想される場合 		
	雷注意報	<p>落雷等により被害が予想される場合</p>		
	乾燥注意報	<p>空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最小湿度40%以下、実効湿度60%以下になると予想される場合（湿度の値は、気象官署の値とする。） 		

	具体的には次のいずれかの条件に該当し、雪崩によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 ① 積雪100cm以上 ② 積雪が50cm以上あり、30cm以上の降雪が予想される場合 ③ 積雪が50cm以上あり、最高気温が8℃以上と予想される場合（最高気温の値は浜田特別気象観測所の値とする。） ④ 積雪が50cm以上あり、かなりの降雨が予想される場合
雪崩注意報	
着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・24時間の降雪の深さが平地で15cm、山地で30cm以上になり、気温が-1℃～2℃になると予想される場合
霜注意報	晩霜によって農作物に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 ・4月上旬から5月中旬までの最低気温が3℃以下と予想される場合
低温注意報	低温によって農作物等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・最低気温が平地で-4℃以下、山地で-8℃以下が予想される場
洪水注意報	具体的には次のいずれかの条件に該当し、洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 市町村 流域雨量指数基準 川本町 小谷川流域=2.9, 濁川流域=14.3, 木谷川流域=6, 矢谷川流域=4.8, 三谷川流域=10.9, 祖式川流域=6.9, 奥三俣川流域=6.4, 飯谷川流域=4.3, 大槻谷流域=2.8
地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
浸水注意報	浸水によって災害が予想される場合
警報	暴風雪警報 暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・雪を伴い、平均風速が20m/s以上になると予想される場合
	暴風警報 暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・平均風速が20m/s以上になると予想される場合

	大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には次の条件に該当する場合である。				
		市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準		
		川本町	1 1	1 5 3		
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的には次の条件に該当する場合である。 ・12時間の降雪の深さが平地で25cm、山地で35cm以上になると予想される場合				
	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合				
		市町村	流域雨量指数基準			
		川本町	小谷川流域=3.7, 瀬川流域=17.9, 木谷川流域=7.5, 矢谷川流域=6.1, 三谷川流域=13.7, 祖式川流域=8.7, 奥三俣川流域=8.1, 飯谷川流域=5.4, 大槻谷流域=3.6			
	地面現象警報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合				
	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合				

- (注) 1 発表基準欄に記載した数値は島根県における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際のおおむねの目安である。
- 2 注意報、警報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、特別警報、注意報、警報が発表される時は、これまで継続中の注意報、警報は自動的に新たな注意報、警報、**特別警報**に切り換えられる。
- 3 地面現象注意報、警報、浸水注意報、警報は標題を出さないで関連する気象注意報、気象警報に含めて行う。
地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。
- 4 山地とは、標高100m以上の場所のことをいう。(大雪警報、大雪注意報については標高200m以上)

特 別 警 報	暴 風 特 別 警 報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合			
	暴 風 雪 特 別 警 報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれがある場合。 数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合。			
	大雨 特 別 警 報		大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。具体的には次の条件に該当する場合である。		
	市町村	雨量基準	土壤雨量指数基準		
	川本町		48時間降水量 372mm以上 3時間降水量 136mm以上	215	
	「50年に一度の値」の欄の値は、各市町村にかかる5km格子の50年に一度の値の平均値をとったものである。 ※「50年に一度の値」は統計値であり、一の位の大小まで厳密に評価する意味は無い。 ※特別警報は、府県程度の広がりで50年に一度の値となる現象を対象。個々の市町村で50年に一度の値となることのみで特別警報となるわけではないことに留意				
大雪 特 別 警 報		地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪(cm)	
		赤名	162	152	
		瑞穂	103	102	
地面現象 特別警報		大雨、大雪等による山崩れ、地滑り等によって重大な災害が発生するおそれがある場合。 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合。			

<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水害リスクの高まりを示す指標。表面雨量指数とは、短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標である。降った雨が地中に浸み込みやすい山地や水はけのよい傾斜地では、雨水が溜まりにくいという特徴がある一方、地表面の多くがアスファルトで覆われている都市部では、雨水が地中に浸み込みにくく地表面に溜まりやすいという特徴がある。表面雨量指数は、こうした地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して、降った雨が地表面にどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。表面雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（浸水害）・大雨注意報の判断基準に用いている。

土壤雨量指数：土壤雨量指数は、降雨による土砂災害リスクの高まりを示す指標。土壤雨量指数とは、降った雨による土砂災害危険度の高まりを把握するための指標である。大雨に伴って発生する土砂災害（がけ崩れ・土石流）には、現在降っている雨だけでなく、これまでに降った雨による土壤中の水分量が深く関係しており、土壤雨量指数は、降った雨が土壤中に水分量としてどれだけ溜まっているかを、タンクモデルを用いて数値化したものである。土壤雨量指数は、各地の気象台が発表する大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等の判断基準に用いている。

流域雨量指数：流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。流域雨量指数とは、河川の上流域に降った雨により、どれだけ下流の対象地点の洪水危険度が高まるかを把握するための指標である。流域雨量指数は、全国の約20,000河川を対象に、河川流域を1km四方の格子（メッシュ）に分けて、降った雨水が、地表面や地中を通って時間をかけて河川に流れ出し、さらに河川に沿って流れ下る量を、タンクモデルや運動方程式を用いて数値化したものである。流域雨量指数は、各地の気象台が発表する洪水警報・注意報の判断基準に用いている。

イ 気象等情報は、気象業務法に基づき、松江地方気象台は県東部、県西部及び隠岐を対象に、台風や大雨、竜巻などについての情報を発表する。

なお、気象情報等のうち、「島根県記録的短時間大雨情報」は、アメダス及び気象庁以外の機関の雨量又は解析雨量等※1で1時間の降水量が100mmの雨量を観測又は解析した場合に発表する。

ウ 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

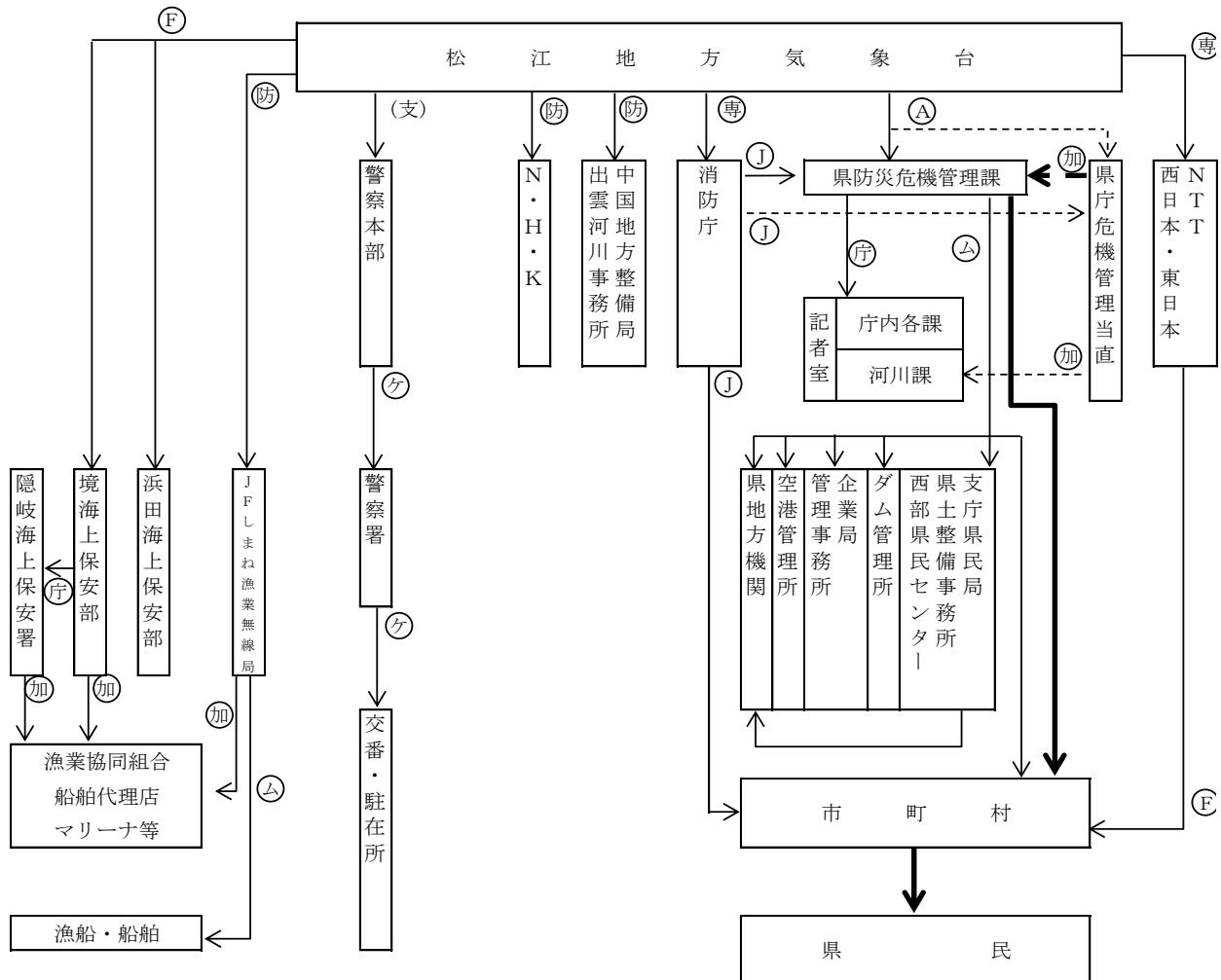
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、土砂災害警戒判定メッシュ情報、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。

エ 警報級の可能性の発表

気象庁は、警報級の現象が予想されている時には、その可能性を【高】、【中】の2段階の確度を付して発表する。当日から翌日にかけては、時間を区切って、島根県東部、島根県西部、島根県隠岐を発表単位で、2日先から5日先にかけては、1日ごとに島根県を単位として発表する。

※1 「解析雨量等」とは、気象庁、国土交通省水管理、国土保全局、道路局が全国に設置している気象レーダーと、アメダス及び自治体等の地上の雨量計を組み合わせて、それぞれの特性を活かし全国を1km四方に細かく区切って解析したもので、解析雨量は30分ごとに、速報版解析雨量は10分ごとに解析したものである。

気象等特別警報及び警報伝達経路図



(注1) ○印は、通報の方法を示す。

- | | | | |
|-----|-------------------------|-----|-------------------------|
| 専 | ……専用回線 | ケ | ……警察電話 |
| 防 | ……防災情報提供システム | ム | ……無線回線 |
| 加 | ……加入電話 | 防 | ……防災情報提供システム |
| (A) | ……アデス 総合防災情報システム | (支) | ……気象業務支援センター |
| (J) | ……全国瞬時警報システム (J-ALEERT) | (J) | ……全国瞬時警報システム (J-ALEERT) |
- 無印は、適宜の方法による。

(注2) 線は、通報の時間を示す。

- | | |
|-------|--|
| — | 昼夜とも |
| - - - | 勤務時間外 (※1) のみ |
| — | 特別警報が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路 |

※1 [勤務時間外の定義]

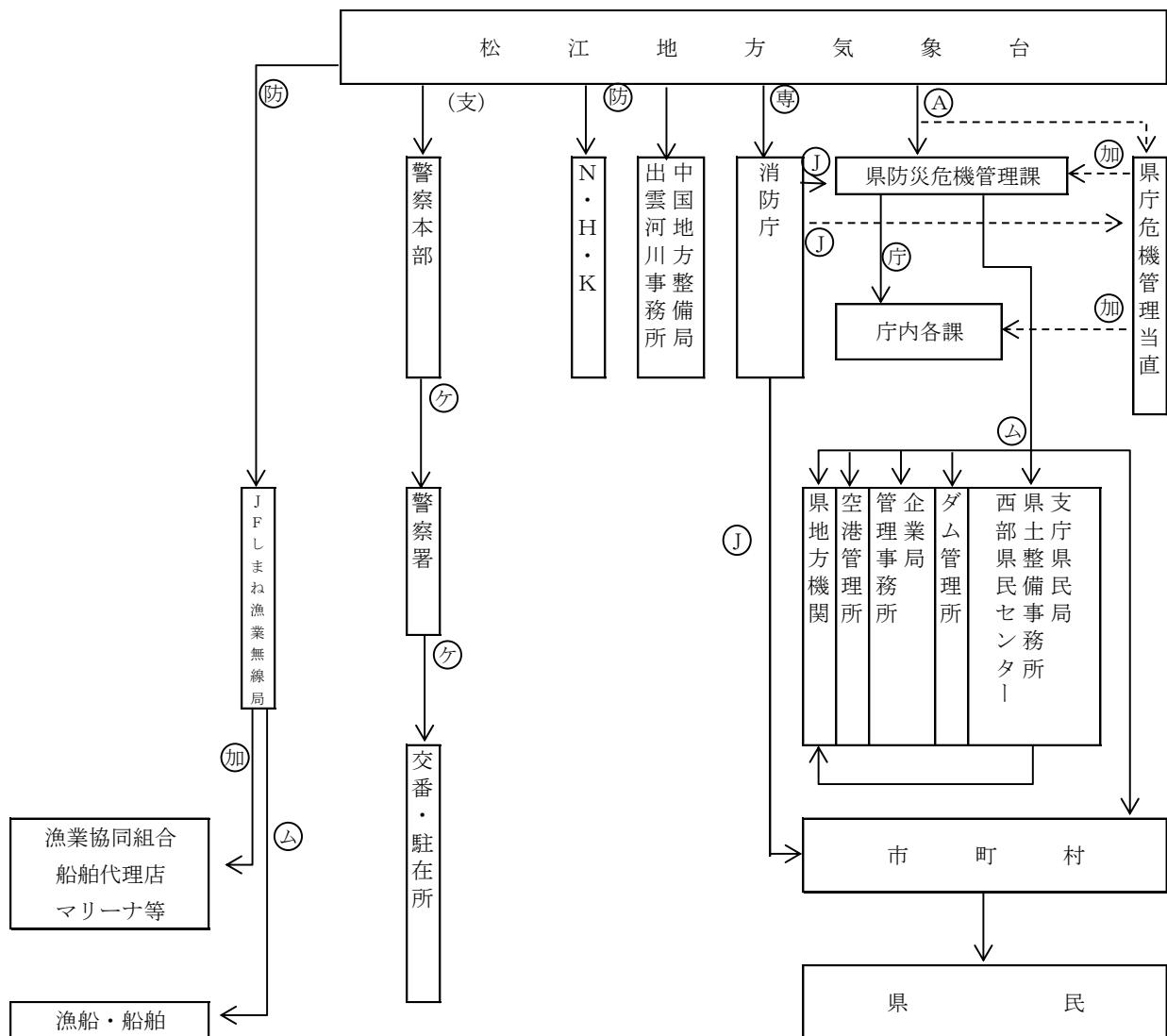
勤務時間外とは次の時間帯をいうものとする。

ア. 平日0時00分から8時30分までおよび17時00分から24時00分までの間

イ. 土曜日、日曜日および国民の祝日並びに振替休日 全日

ウ. 年末、年始 (12月29日～1月3日) 全日

気象等注意報伝達経路図



(3) 土砂災害警戒情報の発表及び伝達

ア 土砂災害警戒情報の発表

土砂災害警戒情報は、大雨警報を解説する気象情報のひとつであり、気象業務法第 11 条及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 27 条に基づき、松江地方気象台と県が共同で作成発表する。松江地方気象台と県は、大雨警報発表中において、気象庁が作成する降雨予測に基づいて才に示す監視基準に達し、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、土砂災害警戒情報を市町村単位で発表する。

イ 土砂災害警戒情報の伝達

土砂災害警戒情報を発表した際には、松江地方気象台は県及び関係機関へ伝達し、県は市町村へ伝達する。伝達経路は一斉指令システム、FAX（図 2.2.2.7）、総合防災情報システムによる気象予報及び警報等の伝達経路図（図 2.2.2.6）による。

ウ 地震等発生後の暫定基準について

地震等の発生後は、地盤条件等が変化し、通常時よりも少ない降雨で土砂災害が発生しやすくなる。このため、島根県と松江地方気象台では、次の事象が発生した場合に、土砂災害警戒情報の暫定基準を速やかに設定する。設定については、「島根県と気象庁が共同して行う土砂災害警戒情報に関する協定」に基づく実施要領に従い行う。

（暫定基準を設定する事象）

- ・震度 5 強以上の地震を観測した場合
- ・その他、通常基準よりも少ない雨量により対象とする土砂災害の発生が想定される現象

エ 利用に当たっての留意事項

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判定しているが、雨の多少にかかわらず急傾斜地等が崩壊することもある。従って、土砂災害警戒情報の利用に当たっては、個別の災害発生箇所・時間・規模等を詳細に特定するものではないということ、また、がけ崩れなど表層崩壊等による土砂災害を対象としており、深層崩壊、山体崩壊、地すべり等は対象としていないということに留意する。

また、市町村長が行う避難勧告等の発令に当たっては、土砂災害警戒情報を参考にしつつ、県が提供する補足情報（本編第1章第2節「土砂災害の予防」表）や、個別の渓流・斜面の状況、気象状況等も合わせて総合的に判断すること。

オ 島根県における監視基準

- (ア) 県内を 5 km 格子ごとに区切った全ての格子（285）に、5 km 格子及び 1 km 格子の雨量を用いて基準を設定する。
- (イ) RBFN 出力値は、奥出雲町は 0.4、その他の市町村は 0.2 とする。
- (ウ) 監視基準は適宜見直しを行う。

(エ) 各ブロックの監視基準（60分間積算雨量、土壤雨量指数）は、資料編による。

(4) 水防警報の伝達

水防法第16条の規定に基づき、指定された河川、湖沼又は海岸については、国土交通大臣又は知事が水防警報を行うが、この伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

(5) 洪水予報の伝達

水防法第10条第2項及び第11条第1項、気象業務法第14条の2第2項及び第3項に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、国土交通大臣又は知事は気象庁長官は共同して洪水予報を発表するが、この伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

(6) 水位周知河川における水位情報の伝達

水防法第13条に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、洪水特別警戒水位（避難判断水位）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちにこれを一般に周知させなければならないが、この伝達取扱いについては、島根県水防計画の定めるところによる。

また、その他の河川についても、役場等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市町村等へ河川水位等の情報を提供するよう努める。

市町村長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民、滞在者その他のものへ周知するものとする。

(7) 火災警報等の伝達（消防法第22条、災害対策基本法第55条・第56条）

ア 県は、気象官署から消防法に規定する火災気象通報及び災害対策基本法に規定する火災予防上危険な気象予報及び警報等の発表を受けたときは県総合防災情報システム、電話、電報等により、速やかに町及び関係機関に通報する。

イ 町長は、県から通知を受けたとき、又は自ら地域的気象状況の判断によって、火災警報を発表し、又は解除したときは、打鐘、サイレン吹鳴、その他本計画の定めるところにより周知を図る。

(8) 知事、町長が行う警告等の伝達

ア 知事が、災害に対処するために町又は関係機関へ発する通知又は要請（災害対策基本法第55条、気象業務法第15条、第15条の2、消防法第22条、水防法第10条、第11条）等については県総合防災情報システム、公衆通信施設等の利用によるほか、必要と認めるときは、放送機関に放送を依頼する。

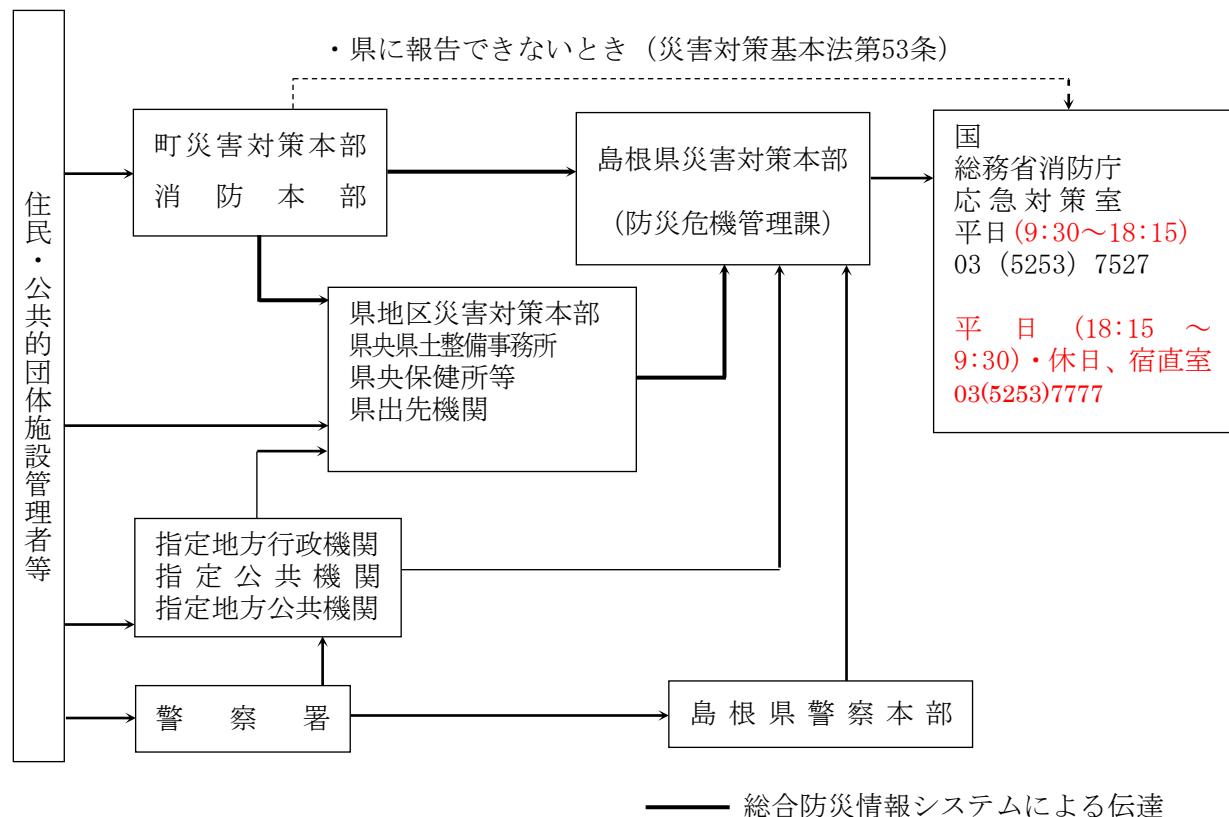
イ 町長が発令する避難勧告（指示）、退去勧告等警告の伝達体制（災害対策基本法第56条、第60条）は、本計画に定めるところによるものとするが、伝達に特に放送機関を利用することが適切と考えられるときは、県を通して行う。

3 被害情報の収集伝達

被害状況の迅速かつ的確な把握は、災害対策要員の動員、災害救助法適用の要否、応援要請、救援物資・資機材の調達など、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

そのため、町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する必要がある。

情報の収集・伝達系統



(1) 被害情報の収集・把握

風水害時は、警戒・避難期から降雨・水位等の気象状況や被害状況の概況を把握することが重要である。さらに、風水害時における被災地の状況は刻々と変化する上、被害が甚大であればあるほど、被災地からの情報収集は困難となる。そのため、総合防災情報システムや地理空間情報等を活用し、初動期における被害情報等の伝達を重視する。

概括的な情報も含め、多くの災害情報を収集し、災害の規模を早期に把握することは、災害応急対策を効果的に実施するうえで不可欠である。このため、町は、県総合防災情報システムの端末のほか、電話（119番通報含む）、FAX等により情報収集する。

(2) 異常現象又は突発的災害の発生に対する措置

災害が発生するおそれのある異常な現象又は突発的災害が発生した場合における情報の伝達は、次のとおり行われるものとする。（災害対策基本法第54条[関連]消防法第24条、水難救護法第2条）

ア 発見者

災害が発生するおそれのある異常な現象又は災害の発生を発見した者は、直ちに町長又は警察官に通報しなければならない。

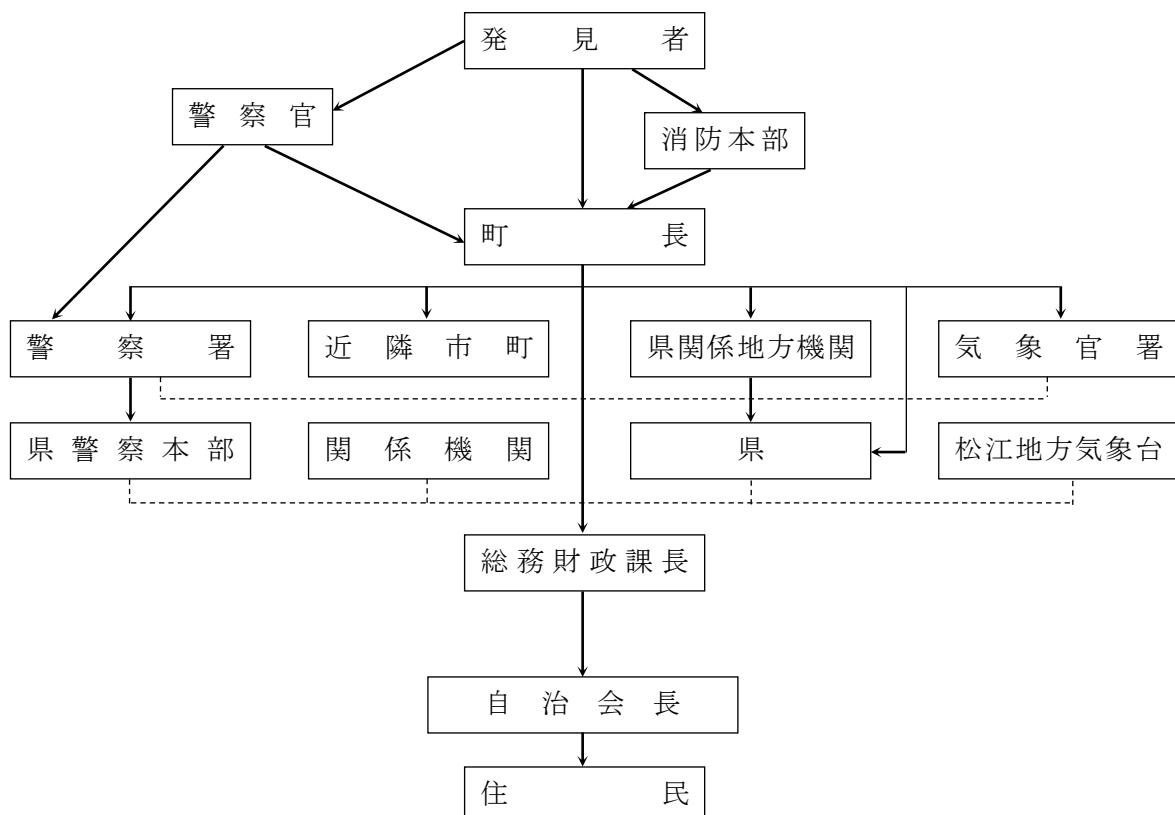
発見者から通報を受けた警察官は、速やかに町長に通報するものとする。

イ 町長の措置

発見者又は警察官から通報を受けた町長は、遅滞なく次の機関へ通報するとともに、住民に(災害対策基本法第54条[関連]気象業務法第24条、消防法第18条、水防法第13条)周知を図る。

- (ア) 気象官署 (気象に関する異常現象の場合)
- (イ) 警察署
- (ウ) 県の関係地方機関
- (エ) 災害に関係のある近隣市町長

ウ 連絡系統



(3) 被害状況の調査

被害状況の調査は、的確な状況判断のもとに、適切な対策実施を行うための基本的条件となるので、迅速確実に行わなければならない。

ア 収集方法

- (ア) 自治会長、消防団分団長から電話、使送等により被害報告を受ける。
- (イ) 収集職員から収集途中の状況を聴取する。
- (ウ) 住民からの通報を受ける。

なお、町長は、県管理の公共建物、公共土木等施設において災害が発生したことを覚知したときは、その施設を管理する県の関係地方機関に通知する。

イ 調査の種類

調査の種類は、災害時期別に次のとおり行う。

(ア) 発生調査

災害の発生についての通報を受けた関係機関は直ちにその概況を調査する。本調査は、災害に伴う応急対策実施上の基礎となるので、できる限り短時間にその概況を調査する。

(イ) 中間調査

災害発生後の状況の変化に伴い、できる限り詳細に調査する。

本調査は、災害の変動に伴い諸対策の準備、変更等に重大な影響を及ぼすので、状況の変動に従ってできる限りその都度行う。

(ウ) 確定調査

災害が終了し、その被害が確定したときに調査する。本調査は、災害に伴う応急措置、災害復旧計画等の基礎となるものであり、また復旧費の費用負担に影響を与えるので、正確を期する。

ウ 調査事項

所定の被害報告様式の内容について調査する。

エ 被害状況等の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害のうち、人的被害(行方不明者の数を含む。)、建築物被害、農地被害等については、判定基準(1)による。ただし、発生即報にかかる被害については、判定基準(2)による。

判定基準(1)

被害等区分		判定基準
人 的 被 害	(1)死 者	当該災害が原因で死亡し、遺体を確認した者、又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。
	(2)行 方 不 明 者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
	(3)重 傷 者、 軽 傷 者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け又は受ける見込みのある者のうち「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月末満で治療できる見込みの者とする。
	(4)り 災 者	り災世帯の構成員
	(5)り 災 世 帯	住家に(8)、(9)、(11)の被害を受けた世帯
	(6)世 帯	生計を一つにしている実際の生活単位 (同一家屋の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となり、また主として学生等を宿泊させている寄宿舎、下宿その他これらに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舎等を1世帯とし取扱う。)

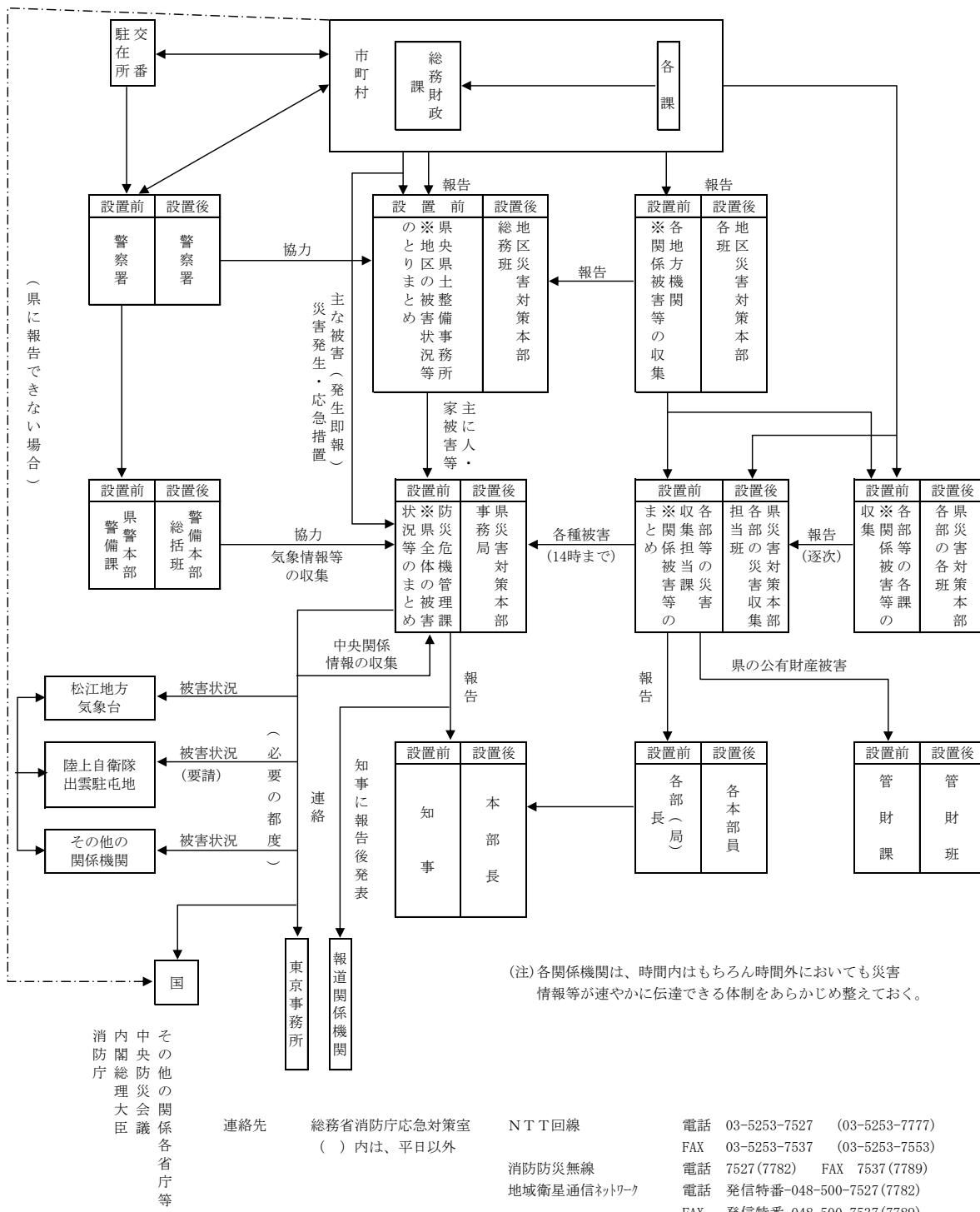
建 物 の 被 害	(7)住 家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	(8)住家全壊、全焼又は失 流	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p> <p>住家被害戸数については「孤立して家庭生活を営むことができるよう建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする（半壊、半焼も同様）。</p>
	(9)住家半壊又は半焼	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	(10)破 損	(8)、(9)、(11)及び(12)に該当しない場合であって、 浸水がその住家の床上程度に達した程度のもの、又は土砂竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態になったもの。 家屋の一部が破損した状態をいう（窓硝子が数枚破損した程度の軽微な被害は含まない。）
	(11)床 上 浸 水	浸水がその住家の床上に達した程度のもの及び(8)、(9)に該当しないが土砂、竹木の堆積等のため一時的に居住することができないもの。ただし、同一の家屋で被害の程度が半壊以上に達している場合は、半壊又は全壊として取扱う。
	(12)床 下 浸 水	前各項に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達しないもの
	(13)非 住 家	住家以外の建築物をいうものとする。 なお、官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣等は非住家とする。ただし、これらの施設に、常時人が居住している場合は、当該部分は住家とする。

農地の被害	(14)流失	失	その筆における耕土の10%以上が流失した状態のもの
	(15)埋没	没	土砂が耕地を被覆し、耕地として利用できなくなった状態のもの
	(16)流入	入	平均粒径0.25mm以上の土砂が、筆別に2cm以上流入したもの、又は平均粒径0.25cm以下の土砂が、筆別に5cm以上流入したもの
	(17)冠水	水	作物全部が水中に没した状態のもの
	(18)浸水	水	作物が平常時必要とする水量以上に浸水し、かつ、冠水に至らない状態のもの

判定基準(2) (即報にかかる被害のみ適用)

被害者区分	判定基準
人的被害 住家の被害 農地被害	判定基準(1)と同じ。
非住家	住家以外の建物で、半壊以上の被害を受けたもの
道路損壊	国道、県道、市町村道、及び大型農道の一部が損壊し、車両の通行が不能となった程度
橋梁流失	市町村道以外の道路に架設した橋の一部又は全部が流失し、一般の渡橋が不能となった程度
山、がけ崩れ	がけ崩れ、地すべり等によって、負傷者以上の人的被害、公共建物及び住宅に一部破損以上の損害を与えたもの
通信施設の破損	電信、電話が故障し、通信不能となった回線
無線放送	市町村、農協等が設置した無線放送が破損し、通信不能となった世帯数
水道障害	水道法に定める水道事業及び水道用水供給事業の水道施設が破損し、給水が不能となったもの
ため池水路決壊	ため池及び水路が決壊し、応急復旧を要する程度のもの
堤防の決壊	河川（湖）等の堤防護岸が決壊し、応急復旧を要する程度
廃棄物処理施設	ごみ処理及びし尿処理施設で、機能に支障をきたす程度の被害
その他の被害	農業用施設、林業用施設、砂防施設、農作物の被害で特に報告を必要とするもの

(4) 災害状況の通報及び被害状況報告



ア 町における通報及び報告

(ア) 通報責任者

町は、あらかじめそれぞれ通報責任者を定め、総合防災情報システム等による相互の情報伝達を円滑に行う。

(イ) 被害状況等の取りまとめ及び報告

各課は、被害の調査結果を定められた時間に総務財政課に提出するものとする。総務財政課長は、被害状況をとりまとめるとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から町長に報告し、県総合防災情報システム等により直ちに県に連絡する。

イ 町から県への報告

町は人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から総合防災情報システムにより直ちに県へ報告する。ただし、総合防災情報システムによる報告ができない場合は、FAX又は電話による。

特に、行方不明者の数は、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県に連絡する。

(ア) 各所掌事務に係る報告は、人的被害の状況（行方不明者の数を含む。）、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概要的情報を含め、把握できた範囲から所轄各課が所轄の地方機関を通じ、県総合防災情報システムによる所定の様式により県へ報告する。

(イ) 災害発生即報については、県総合防災情報システムによる所定の様式により県防災危機管理課（本部設置後は総務部庶務班）及び県央県土整備事務所に報告する。

(ウ) 被害状況の報告に当たっては、防災端末に配備されているデジタルカメラにより現場写真を撮影し、その写真データを地図情報とともに県総合防災情報システムの被害地点報告として登録し、報告するものとする。

(エ) 被害規模を早期に把握するため、町は情報（119番通報が殺到する状況等）を積極的に収集し、報告する。

ウ 町から国への報告

町が県に報告できない場合には、町は直接被害状況等の報告を消防庁にしなければならない。ただし、県と連絡がとれるようになった後の報告については県に対して行うものとする。

エ 報告の種類及び時間等

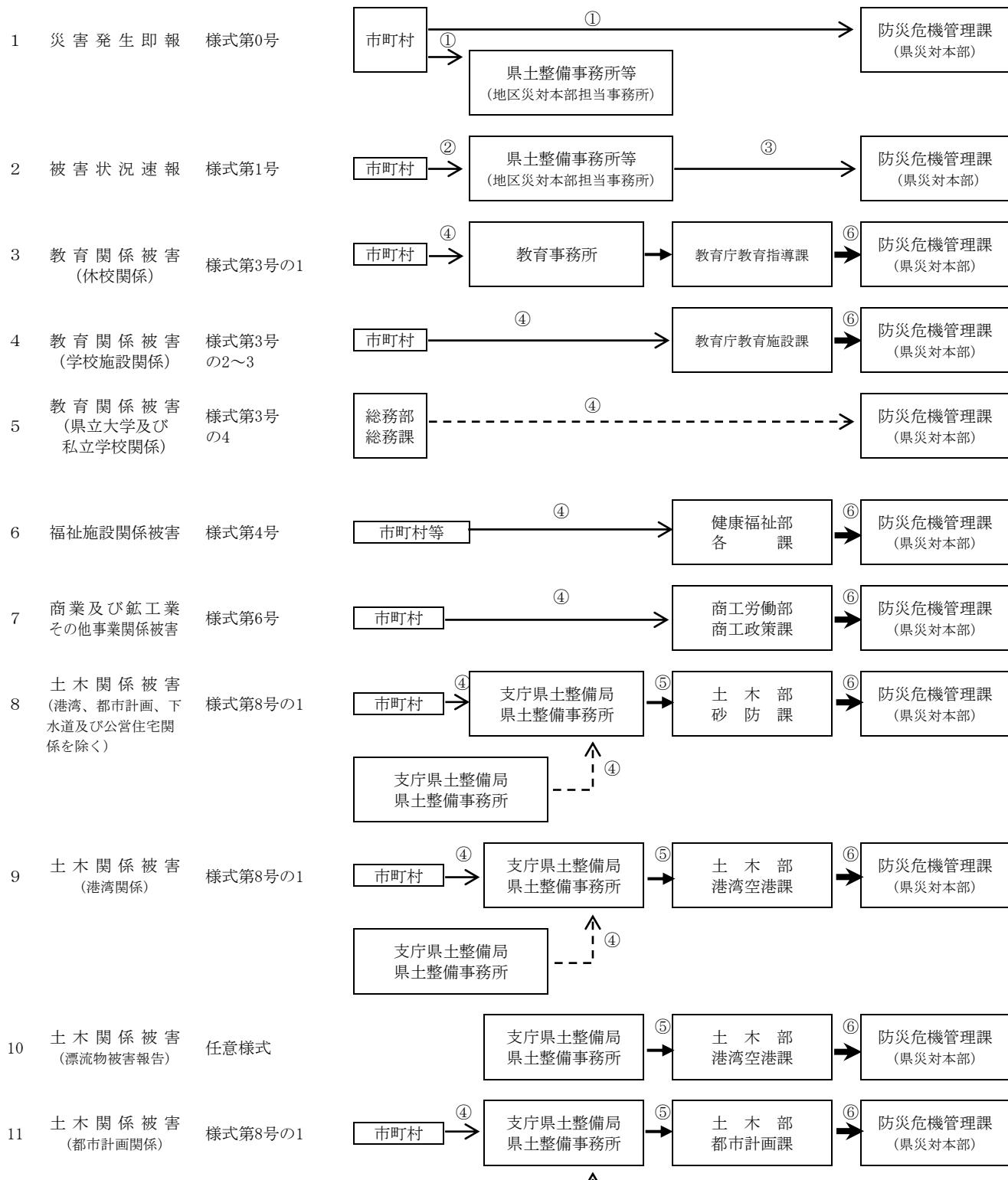
区 別	報 告 内 容	報告の時期及び経路	連絡方法等
災害発生即 報	①災害の発生状況 ②災害に対してとった措置の状況 ③県等に対する応援要求 ④被害の概要（判定基準（即報用）以上のもの） ※様式第0号による	町→県央県土整備事務所・防災危機管理課 ①②③④のいずれかが判明次第、直ちに	緊急を要するものであるので昼夜間を問わず電話電報、無線等を利用して報告すること。
速 報	各種被害等の概況 ※様式第1号による	町→県央県土整備事務所→防災危機管理課 概況が判明次第、随時 ただし、県央県土整備事務所が行う集計確認の時期については、被害の発生状況により防災危機管理課より別途指示するものとする。	
詳 報	各種被害等の状況 ※様式第2号～ 様式第23号による	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課被害等の状況が判明次第逐次報告 ただし、県の出先機関が行う集約報告は13時まで、関係課が行う県計報告は、14時までに行う。	被害等の状況は諸応急対策の決定等のもとになるものであるため、関係課等は迅速に被害等の収集ができるよう平素から体制を整えておくものとする。
確定報告	同 上	町・県出先機関→関係課→防災危機管理課 災害に対する応急措置を完了した後20日以内に報告	災害復旧計画等のもとになるので正確を期すること。
災害対策本 部	①災害対策本部の設置 ②災害対策本部の解散	町・県央県土整備事務所・県関係課→防災危機管理課	
被害地点報 告	①被害現場の状況 ②被害現場の位置 ③被害現場の画像	全ての防災端末設置機関→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
ライフルライン	電気、エルピーガス、電信電話、下水道、簡易水道被害の状況	町・県関係課→防災危機管理課→販売事業者→県エルピーガス協会→消防総務課→防災危機管理課 被害の状況が判明次第、直ちに	
林野火災	林野焼損面積 20 ヘクタール以上の火災	消防本部→防災危機管理課 鎮火した月の翌月末日までに報告	

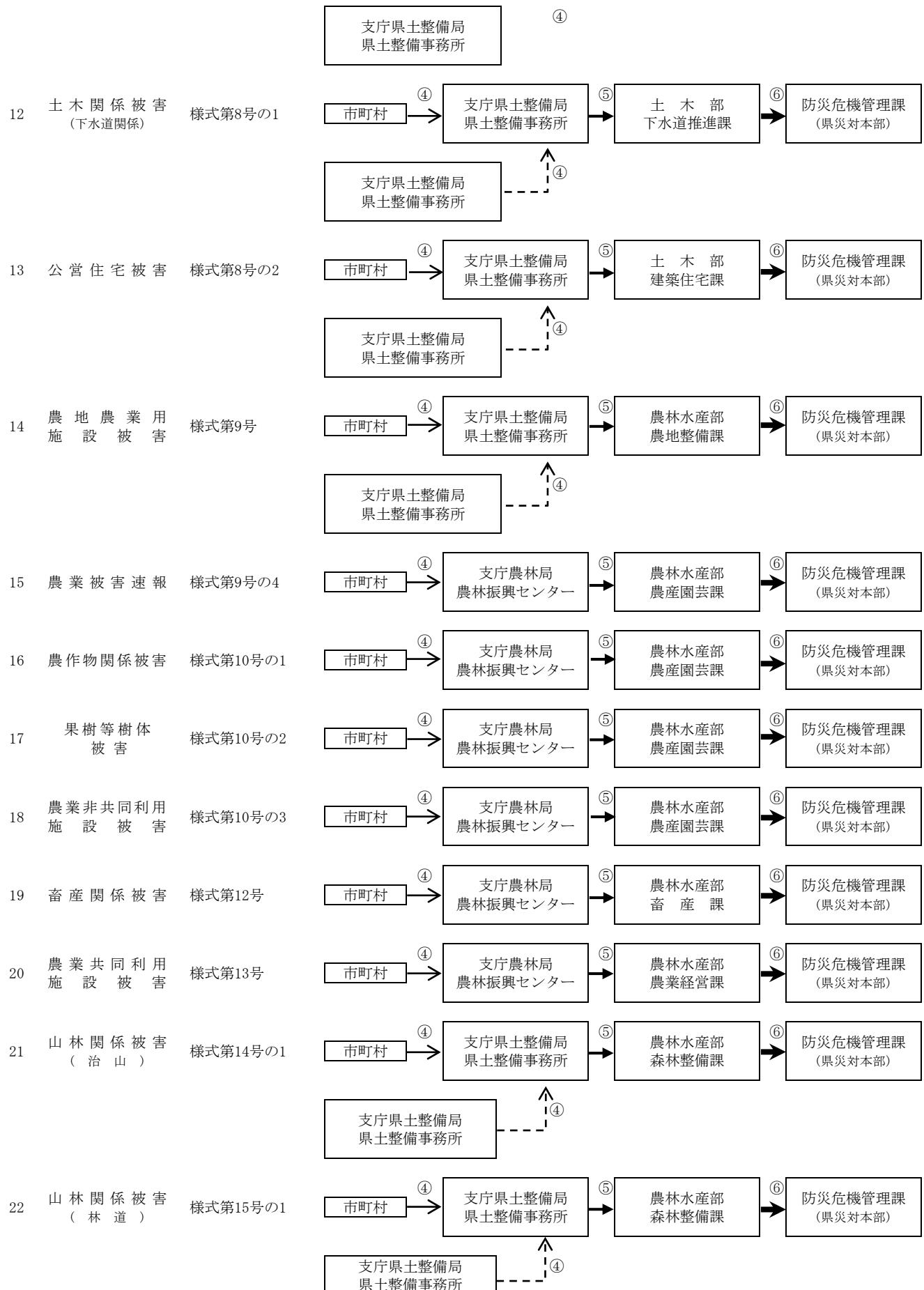
(注) 上記による報告は、原則として災害体制及び対策本部設置前の規定であり、災害体制等設置後にあっては災害の程度、形態等により報告の内容、時期等を変更することができる。

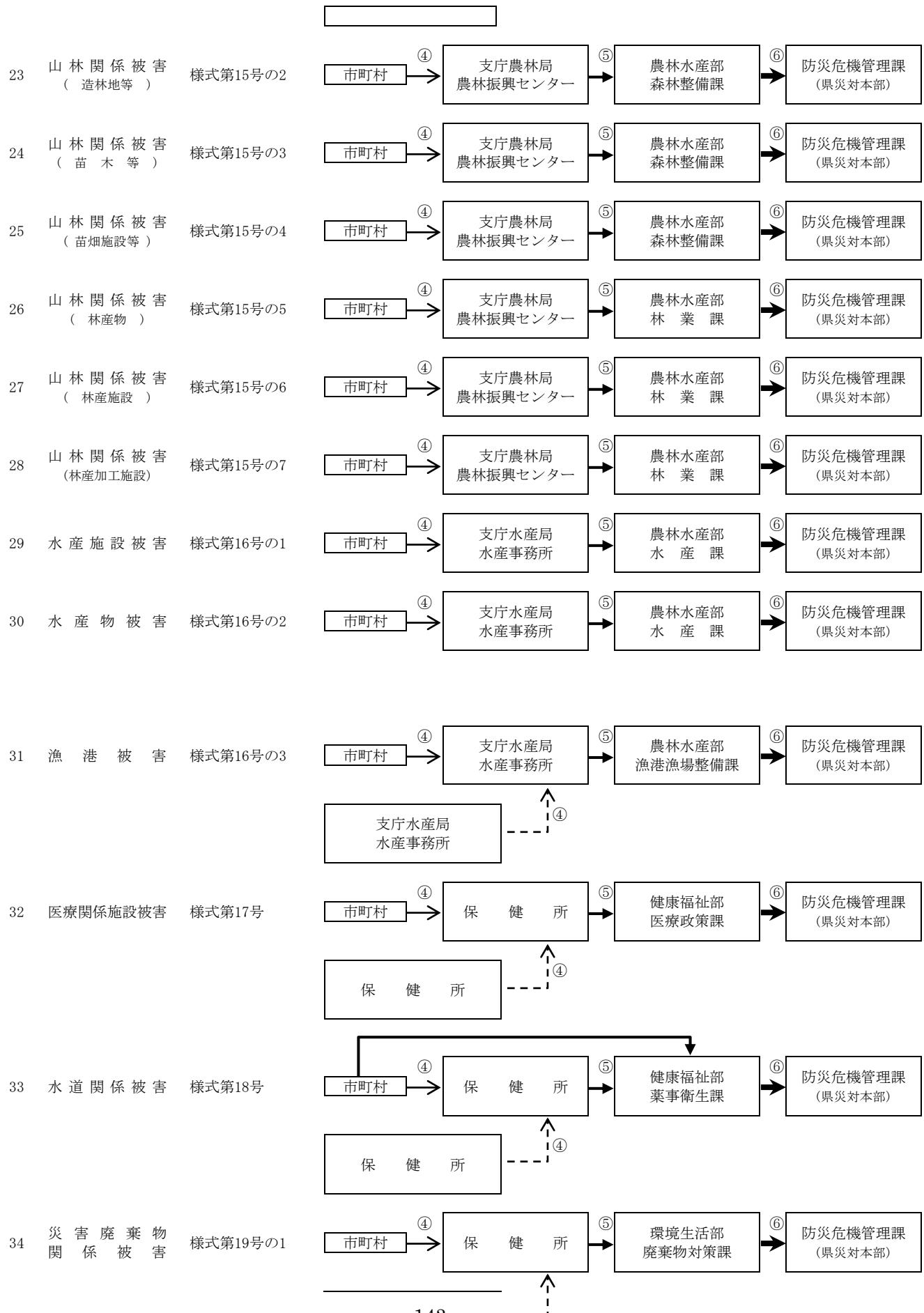
才 報告様式及び様式別報告系統

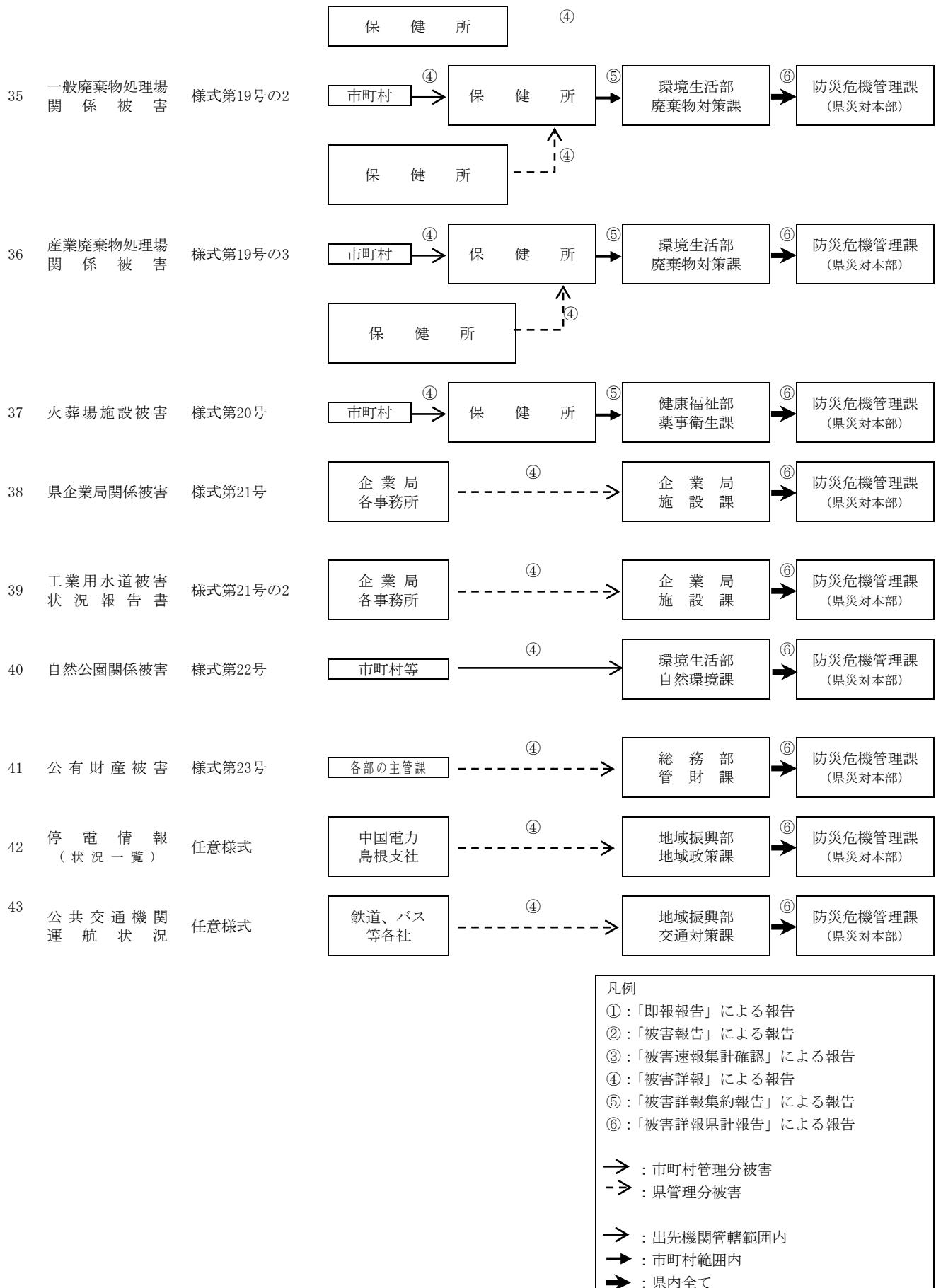
報告様式別報告系統は次のとおりである。

なお、県土整備事務所等とは、地区災害対策本部担当事務所（隠岐地区では支庁県民局、松江・雲南・出雲・浜田・川本・益田地区では各県土整備事務所、大田地区では県央県土整備事務所大田事業所）を指す。









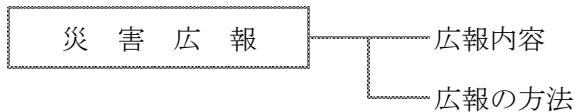
第3節 災害広報

災害時の混乱した事態に、民心の安定、秩序の回復を図るため、住民に災害の事態、災害応急対策の実施状況等を迅速かつ的確に周知できるよう、町は、防災関係機関と連携し、通信手段の確保を図るとともに、緊急事態用の広報計画を作成し、広報活動を展開する。

その際、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。また、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

各防災機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。

施策体系図



1 広報内容

- (1) 警戒・避難期の気象予報及び警報等若しくは気象情報等の広報
 - ア 雨量、河川水位等の状況
 - イ 浸水・土砂災害等の発生状況及び二次災害の発生見込み等
 - ウ 住民のとるべき措置（周辺地域の状況把握、近隣助け合いの呼びかけ等）
 - エ 避難の必要の有無、避難所の開設状況等
- (2) 災害発生直後の広報
 - ア 災害発生状況（人的被害、住家被害等の災害発生状況）
 - イ 災害応急対策の状況（地区ごとの取組状況等）
 - ウ 道路交通状況（道路交通規制等の状況、バスの被害、復旧状況等）
 - エ 電気・ガス・下水道・電話等ライフライン施設の被災状況（途絶箇所、復旧状況等）
 - オ 医療機関の開設及び医療救護所の設置状況
- (3) 応急復旧活動段階の広報
 - ア 住民の安否（**被災者台帳の作成**、災害用伝言サービス等の案内）
 - イ 給食・給水・生活必需品の配給状況その他生活に密着した情報（地域のライフライン設備の途絶等被災状況、し尿処理・衛生に関する状況、臨時休校の情報等）

(4) 支援受入れに関する広報

ア 各種ボランティア情報（ニーズ把握、受入れ・派遣情報等）

イ 義援金・救援物資の受入れ方法・窓口等に関する情報

(5) 被災者に対する広報

町による安否情報の提供、その他各種の相談サービスの開設状況

(6) その他の必要事項

安否情報等についての災害用伝言サービスの案内・利用呼びかけ、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報など

2 広報の方法

(1) 住民への広報

防災行政無線、IP 告知放送、広報車、ホームページ、広報紙ほか、町が保有する広報手段を最大限活用した広報を実施する。

なお、災害の程度により、広報の手段を著しく欠いたときは、県を通じて報道機関に協力を要請し、災害広報を実施する。

広報の実施に当たっては、視聴覚障がい者、高齢者、外国人等に十分配慮するとともに、避難所等にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者に配慮した伝達を行うものとする。

また、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

(ア) 市町村防災行政無線（戸別受信機、屋外拡声装置）、告知放送、CATV等による広報

(イ) 広報車による広報

(ウ) ハンドマイクによる広報

(エ) 広報誌紙、掲示板による広報

(オ) インターネットによる広報

　a ホームページ等を活用した広報

　b SNS等を活用した情報提供

　c ポータルサイト・サーバー運営業者の協力による広報

(2) 報道機関への広報

町総務財政課が定期的に記者発表し、広報を実施する。ただし、複数の市町村にまたがる広域的かつ大規模な災害のときは、県による調整を要請する。

3 住民等からの問い合わせに対する対応

町は、必要に応じ、発生後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図る。また、情報のニーズを見極めた上で、情報収集・整理・

発信を行う。

(1) 安否情報の提供

県及び町は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、消防機関、警察本部等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

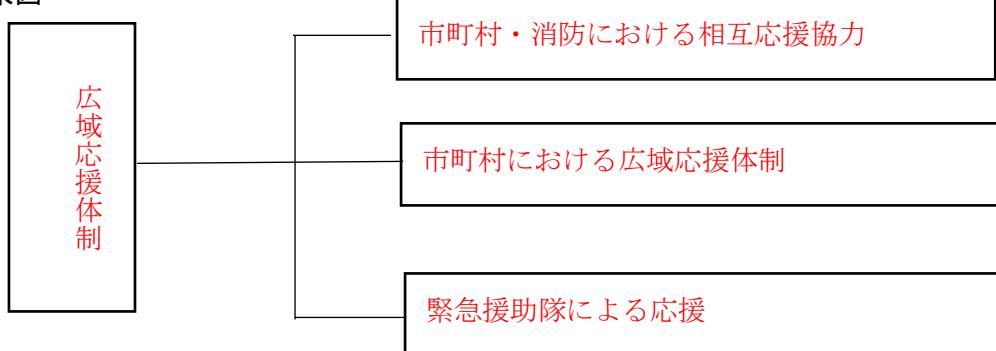
なお、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居場所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底する。

第4節 広域応援体制

大規模災害が発生し、被害が広範囲に拡大して町単独では対処することが困難な場合、県の機関、被災していない他の市町村、民間等の協力を得て広域的な応援体制を迅速に構築し、災害対策を実施する必要がある。

このため、各関係機関相互があらかじめ十分に協議の上、相互応援の体制を整えるとともに、災害時には相互に協力し緊密な連携のもと、円滑な応急対策活動を実施し、災害活動体制を強化・充実していく。

施策体系図



1 市町村相互の応援

- (1) 災害が発生した場合、町は災害対策基本法第67条に基づき災害応急対策を行うために必要な場合、他の市町村に対し、応援を求めるものとする。

応援を求められた場合、災害応急対策のうち消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置については、正当な理由がない限り、応援を行うものとする。

応援に従事する者は、被災市町村の指揮の下に行動するものとする。

- (2) 被害がさらに拡大した場合、同一ブロック内の市町村に対し、応急措置の実施について必要な応援協力を要請する。

また、必要な場合、町は、県に対し応援を要請する。この場合、基本的に地区本部を窓口にして応援を要請する。

- (3) 災害が大規模となりブロックを越える応援が必要と判断される場合、町は県に対して応援要請又は県内市町村の相互応援の調整を要請する。

また、県を通じて他県又は他県の市町村、防災関係機関等からの応援を要請する。

2 県内消防本部の応援

- (1) 島根県消防広域相互応援協定による応援

大規模災害及び特殊災害等の発生により町の消防力で災害の防御が困難な場合には、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請をする。

(2) 緊急消防援助隊等による応援

ア 応援要請

- (ア) 町長は、大規模な消防の応援等が必要と判断したときは、直ちに知事に緊急消防援助隊の応援が必要である旨を連絡する。この場合で知事と連絡が取れないときは、直接消防庁長官に対して連絡する。
- (イ) 知事は、連絡を受けて、又は自らの判断により消防庁長官に応援要請を行う。
- (ウ) 知事は、要請に当たって事前に代表消防機関（松江市消防本部。被災等により松江市消防本部による連絡調整が困難なときは浜田市消防本部。）及び消防庁との間で事前調整を行うとともに、要請を行った場合は速やかにその旨を代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。
- (エ) 知事は、消防庁長官から応援決定の通知を受けたときは、速やかに代表消防機関及び被災地市町村長に連絡する。代表消防機関は必要な事項を県内すべての消防本部に伝達する。

イ 調整本部の設置

知事は、緊急消防援助隊が出動した場合で、被災地が複数の場合は、直ちに島根県消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置する。

また、被災地が一の市町村の場合であっても、知事が必要と認める場合は、調整本部を設置することができる。

調整本部の名称	島根県消防応援活動調整本部
設置場所	島根県庁
調整本部長	島根県知事
調整副本部長	島根県防災部長等及び島根県に出動した指揮支援部隊長
調整本部員	<ul style="list-style-type: none"> ・島根県防災部消防総務課の職員、島根県防災航空隊の職員 ・代表消防機関又は代表消防機関代行の職員 ・被災地消防本部の職員
調整本部の業務	<ul style="list-style-type: none"> ① 被災状況、島根県が行う災害対策等の各種情報の集約及び整理に関すること ② 被災地消防本部、消防団、島根県内消防応援隊及び緊急消防援助隊の活動調整に関すること ③ 緊急消防援助隊の部隊移動に関すること ④ 自衛隊、警察、海上保安庁、DMA T等関係機関との連絡調整に関すること ⑤ 島根県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること ⑥ 島根県災害対策本部に設置された航空運用調整班との連絡調整に関すること ⑦ 島根県災害対策本部に設置された医療政策班等との連絡調整に関すること ⑧ その他必要な事項に関すること

ウ 指揮本部は被災地消防本部ごとに設置し、被災地市町村の市町村長（又はその委任を受けた消防長）が指揮者として県内消防応援隊と緊急消防援助隊の活動を指揮する。指揮支援隊長は、被災地に設置された指揮支援本部の指揮支援本部長として、指揮者を補佐し、その指揮の下で、緊急消防援助隊の活動の管理を行う。

エ 緊急消防援助隊の経費負担

緊急消防援助隊の経費負担については、「緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱」、「一般社団法人全国市町村振興協会消防広域応援交付金交付規程」等により処理する。

3 自主防災組織との協力体制

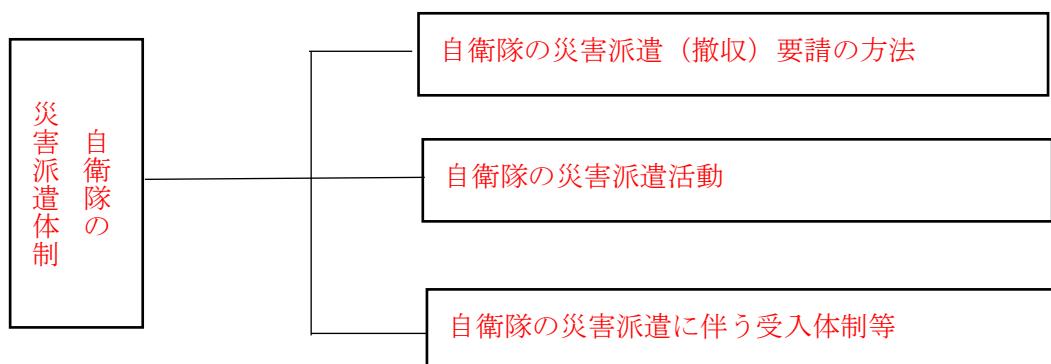
町域内の自主防災組織（企業等を含む。）との協力体制を確立し、その機能が十分発揮できるよう自主防災組織の協力内容及び協力方法等についてあらかじめ定めておくとともに、発災時に円滑な行動が取れるよう日常から関係者等に周知を図る。

- (1) 避難誘導、避難所での救助・介護業務等への協力
- (2) 救助・救急活動を実施する各機関への協力
- (3) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等への協力
- (4) 被災地域内の社会秩序維持への協力
- (5) その他の災害応急対策業務への協力
- (6) 避難行動要支援者の保護等

第5節 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣については、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第83条の規定に基づき、行うこととなるが、派遣要請に当たっては、公共性・緊急性・非代替性の3つの災害派遣原則に鑑み、町は、県、防災関係機関との連携を密にして自衛隊が迅速に災害派遣活動を実施できるよう確な情報提供に努める。

施策体系図



1 自衛隊の派遣基準等

自衛隊の災害派遣は、次の3原則が満たされることが基本となっている。

ア 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。（公共性の原則）

イ 差し迫った必要性があること。（緊急性の原則）

ウ 自衛隊の部隊が派遣される以外に他の適切な手段がないこと。（非代替性の原則）

この際、人命にかかるものについては特別な配慮をもって迅速な対応を図ることが必要である。

2 派遣の要請方法

1. 災害派遣の区分

(1) 自衛隊法第83条第2項の規定に基づく派遣

ア 要請を受けての派遣

（ア）災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（イ）災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

（ウ）災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣をするよう要請を求め、これを受けた知事が県の対応能力を超えると判断し自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣され

る場合

イ 要請を待たないで行う派遣

- (ア) 災害に際し、通信の途絶等により市町村長が知事に対する災害派遣要請の要求ができない場合に、自衛隊が、市町村長等からの災害の状況等の通知を受けて、直ちに救援の措置をとる必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (イ) 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認めて自主的に派遣する場合
- (ウ) 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- (エ) 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついたまがないと認めて、自衛隊が自主的に派遣する場合

(2) 自衛隊法第83条第3項の規定に基づく派遣

庁舎・営舎・その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生したとき、自衛隊が自主的に派遣する場合

2. 知事に対する災害派遣要請の要求

(1) 灾害派遣要請の要求者

町長又は防災関係機関の長は、知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う。（資料編「自衛隊災害派遣要請依頼書」参照）。

(2) 要求手続

市町村長が知事に対して自衛隊災害派遣要請の要求を行う場合は、次の事項を明記した文書を県防災部長あてに送達する。この場合において、市町村長は必要に応じて、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知する。ただし、緊急を要する場合は、電話等で要求し、事後速やかに文書を送達する。

ア 災害の情況及び派遣を要請する事由

イ 派遣を希望する期間

ウ 派遣を希望する区域及び活動内容

エ その他参考となるべき事項

(3) 灾害派遣要請の要求ができない場合の措置

市町村長は、緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し知事に要求するいとまがないとき、又は通信の途絶等により知事への要求ができないときは、その旨及び市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊要請先の駐屯地司令等の職にある部隊の長に通知する。ただし、事後、速やかに、その旨を知事に通知しなければならない。

3 活動の内容

災害派遣部隊の活動内容はおおむね以下のとおりとする

区分	活動内容
被害状況の把握	知事等から要請があったとき、又は指定部隊等の長が必要と認めるときは、車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する。
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
遭難者等の搜索救助	死者、行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して搜索救助を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積み込み等の活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる。
道路又は水路の啓開	道路、水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの啓開、除去に当たる。
応急医療、防疫等の支援	特に要請があった場合には、被災者の応急医療、防疫、病虫害防除等の支援を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供する物を使用する。
人員及び物資の緊急輸送	特に要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、応急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認めるものについて行う。
炊飯及び給水	被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。
救助物資の無償貸付又は譲与	要請があった場合又は指定部隊等の長が必要と認める場合は、「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）」に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び撤去	特に要請があった場合において、必要と認めるときは、能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項～第10項及び第65条第3項に基づく警戒区域の設定等の措置。

4 派遣部隊の受入体制の整備

- (1) 町は、派遣部隊の宿泊施設又は野営施設を準備しておく。特に駐車場について留意する（所在や出入りの便を考慮する。）。
- (2) 町は、自衛隊の作業が他の災害救助・復旧機関等と競合又は重複することのないよう、重点的かつ効率的に作業を分担するよう配慮する。
- (3) 災害地における作業等に関しては、町と自衛隊指揮官との間で十分協議し決定する。
- (4) その他派遣部隊の便宜を図るために常に留意する。

5 使用資器材の準備

- (1) 災害救助又は応急復旧作業等に使用する資器材類は、次の物資を除き、町において準備す

る。

- ア 部隊等装備資材
- イ 食料
- ウ 燃料
- エ 衛生資材等

- (2) 必要な資器材が調達不能な場合において、派遣部隊が訓練用物品等携行している材料、消耗品等を使用したときは、町は、原則として部隊撤収後において部隊に返還又は代品弁償する。
- (3) 使用資器材の準備については、以上のはかに現地作業に当たり無用の摩擦をさけるため、できる限り事前に受入れ側の準備する資器材の品目、数量、集積場所及び使用並びに派遣部隊が携行する物品の使用及び回収等に関して所要の協議を行う。

6 自衛隊受入れのためのヘリコプター発着場の準備

自衛隊の災害派遣に際し、ヘリコプターによる物資、人員の輸送が考えられるので、ヘリポート適地を選定し、陸上自衛隊出雲駐屯地司令に通知しておく。

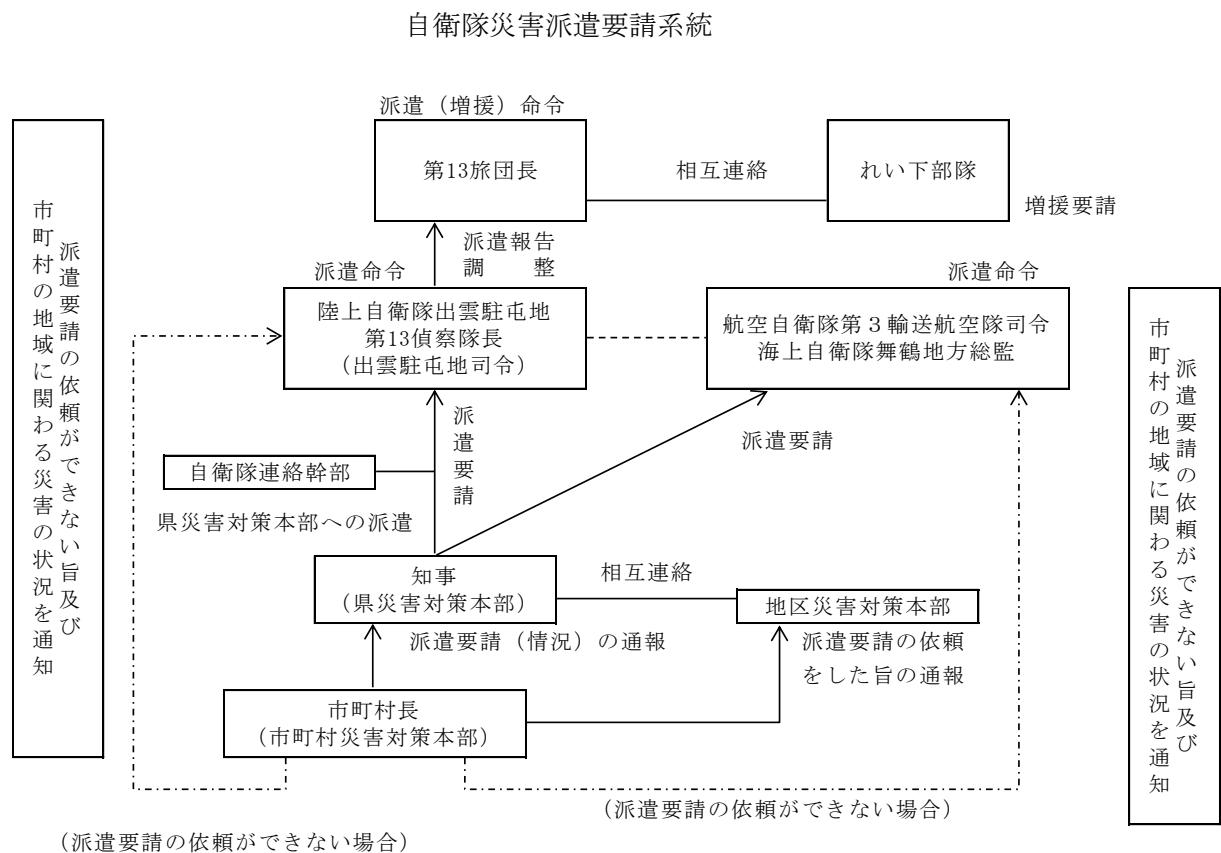
7 派遣部隊の撤収要請

- (1) 派遣の目的を完了、又はその必要がなくなった場合、町長は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について知事を通して要請する。
- (2) 撤収要請は、取りあえず電話等により報告した後、速やかに文書をもって要請（提出）する。
- (3) 災害派遣部隊長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

8 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した以下のような経費は、原則として派遣を受けた町が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係市町村が協議して定める。

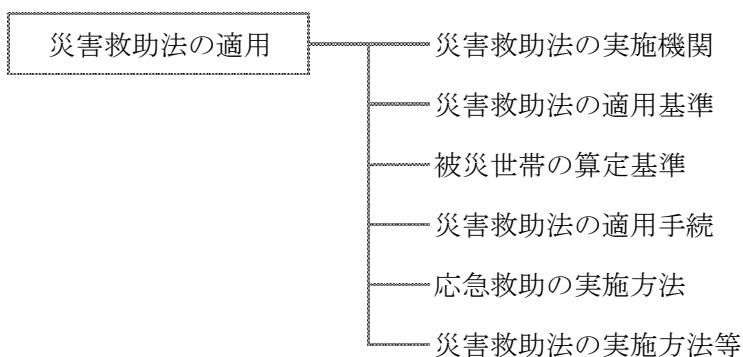
- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備にかかるものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料等
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際し生じた損害の補償（自衛隊装備に係るものと除く。）
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義のある場合は、自衛隊と町が協議する。



第6節 災害救助法の適用

災害救助法の適用は、町域を単位として、住家の滅失が一定規模以上であることと、多数の者が生命、身体に危害を受け、あるいは受けるおそれがある場合であること、被災者が現に救助を要する状態にあるとき、知事が災害救助法を適用する。町長は、災害による被害が災害救助法の適用基準に達したときは、知事に災害救助法の適用を要請する。

施策体系図



1 災害救助法の実施機関

(1) 実施責任者

知事より委任されている救助、及び災害の事態が急迫して知事による救助の実施を待つことができないときは、救助は町長が実施する。

(2) 町への委任

災害救助法が適用された場合、同法に基づく救助は県が実施機関となり、町はその補助機関として行うことになるが、災害救助法第30条及び島根県災害救助法施行細則第29条の規定により、次の各号に掲げる救助の実施に関する権限は、町長に委任されている。したがって、災害救助法が適用された場合は、町において実施する。

- ア 避難所の供与
- イ 応急仮設住宅入居者の決定
- ウ 炊き出しその他のによる食品の給与
- エ 飲料水の供給
- オ 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- カ **被災者**の救出
- キ **被災した**住宅の応急修理
- ク 学用品の給与
- ケ 埋葬

- コ 死体の搜索
- サ 死体の処理
- シ 障害物の除去

2 災害救助法の適用基準

町における災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 本町の滅失世帯（住家滅失世帯）数が30世帯以上のとき。（1号基準）
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯の総数が1,000世帯以上に達したときで、かつ、本町の滅失世帯数が15世帯以上に達したとき。（2号基準）
- (3) 島根県の区域内の住家が滅失した世帯が 5,000世帯以上に達した場合、（3号前段基準）。
- (4) 当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと（3号前段基準）。

[府令]被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊な技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第3号に定める災害

災害救助法施行令第1条第1項第3号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令（平成25年10月1日内閣府令第68号。以下「府令」という。）第1条の「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出に特殊な技術を必要とすること。」とは次のような場合であること

ア 被害地域が他の村落から隔離又は孤立している等のため、生活必需品等が極めて困難な場合で、被災者の救助に特殊補給方法を必要とする場合

イ 有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、被災者の救助が極めて困難であり、そのために特殊な技術の方法を必要とすること

- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、府令で定める基準に該当すること（4号基準）。

[府令]次のいずれかに該当すること

- 一 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に住居する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること
- 二 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊な技術を必要とすること。

[厚生省社会局通知（S40.5.11社施第99号）]

令第1条第1項第4号に定める災害

ア 同号の基準は、災害による被害の発生前に適用できるものであり、この場合においては、府令の定めるところにより、生命又は身体に対する危害のおそれの程度を十分に検討の上、法の適用について判断されたいこと

イ 府令第2条第1号の「災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 火山噴火、有毒ガスの発生、放射線物質の放出等のため、多数の住民が避難の指示を受け避難生活を余儀なくされた場合

(イ) 紫雲丸事件等船舶の沈没あるいは交通事故による多数の者が死傷した場合

ウ 府令第2条第2号「被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等についての特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること」とは、次のような場合であること

(ア) 交通路の途絶のため多数の登山者等が放置すれば飢餓状態に陥る場合

(イ) 火山噴火、有毒ガスの発生のため多数の者が危険にさらされている場合

3 被災世帯の算定基準

適用の基準となる被害世帯の換算等の計算は、次の方法による。

(1) 被災世帯の算定

住家の被害程度は、住家の滅失した世帯、即ち、全焼、全壊、流失等の世帯を標準とし、住家が半壊、半焼等著しく損傷した世帯については、2世帯をもって、床上浸水又は土砂堆積等により一時的に居住することができない状態になった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した一つの世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

本章第3節「災害情報の収集・伝達」に掲げる被害状況の判定基準による。

(3) 住家及び世帯の単位

住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

4 災害救助法の適用手続

災害発生から救助の実施に至るまでの事務は、以下のとおりとなるが、関係各課は相互に密接な連携をもって、災害救助法による救助の円滑な実施に努める。

- ① 被害状況の把握（適用基準該当の確認）
- ② 適用申請（町長から知事へ）
- ③ 適用（災害救助法による救助の実施）通知（知事から町長へ）
- ④ 災害救助法による救助の実施指示（町長から関係各課へ）

5 応急救助の実施方法

災害救助法の適用とともに応急救助を実施するが、具体的な実施方法は、本計画の各節に定めるところによる。

救助の種類	本計画第2編風水害対策計画第2章の該当節
救助の総括 被害状況等の調査・報告 応急仮設住宅の供給 避難所の設置運営 炊き出し等食品の給与 飲料水の供給 生活必需品の給与 応急医療の実施、助産 救出 被災住宅の応急修理 教科書・学用品等の供与 遺体の埋火葬 遺体等の搜索 検案等遺体の処理 障害物の除去	本節 災害救助法の適用 第3節 災害情報の収集・伝達 第3編 第2章 第27節 住宅の確保及び応急対策 第8節 避難活動 第20節 食料の供給 第19節 給水活動 第21節 生活必需品の供給 第10節 救急・救助活動 第10節 救急・救助活動 第3編 第2章 第27節 住宅の確保及び応急対策 第23節 文教対策 第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬 第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬 第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬 第24節 廃棄物等の処理
輸送（輸送費） 労務供給（賃金職員等雇上費） ・被災者の避難 ・医療及び助産 ・被災者の救出 ・飲料水の供給 ・遺体の搜索 ・遺体の処理 ・救済用物資の整理配分	第13節 緊急輸送 第3章 第2節 生活再建等支援対策の実施 第8節 避難活動 第11節 医療救護活動 第10節 救急・救護活動 第19節 給水活動 第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬 第26節 行方不明者の捜索、遺体の処理及び埋・火葬 第3章 第2節 生活再建等支援対策の実施

6 災害救助法の実施方法等

(1) 災害報告

災害救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要となるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の種類及び内容等

災害救助法による救助の種類、対象、程度、期間等については、**資料編**を参照
救助法の適用を受けた場合には、各担当課において適切な指示及び処理をするよう指導する。

災害救助法による救助の種類、対象、期間

救助の種類	対象	期間	備考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を受け入れる。	災害発生の日から7日以内	1. 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2. 避難に当たっての輸送費は別途計上。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	災害発生の日から20日以内着工	1. 平均1戸当たり 29.7m ² であればよい。 2. 高齢者等の要配慮者等を数人以上受入れる「福祉仮設住宅」を設置できる。 3. 供与期間 最高 2年以内 4. 民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。
炊き出しその他のによる食品の給与	1. 避難所に受け入れた者 2. 全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上。
被服寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	災害発生の日から10日以内	1. 備蓄物資の価格は年度当初の評価額。 2. 現物給付に限ること
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上。
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	分娩した日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上。
被災者の救出	1. 現に生命、身体が危険な状態にある者 2. 生死不明な状態にある者	災害発生の日から3日以内	1. 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2. 輸送費、人件費は別

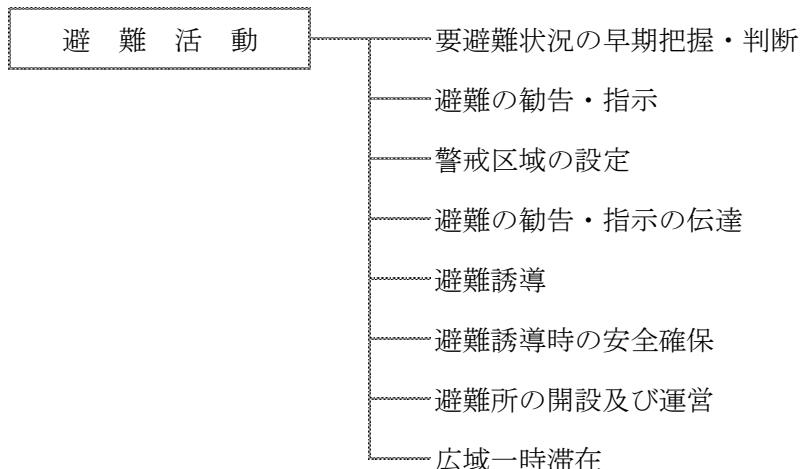
			途計上。
被災した住宅の応急修理	1. 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2. 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	災害発生の日から1か月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	災害発生の日から、教科書及び教材は1か月以内、文房具及び通学用品は15日以内	1. 備蓄物資は評価額。 2. 入進学時の場合は個々の実情に応じて給与する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	災害発生の日から10日以内	1. 輸送費、人件費は別途計上。 2. 災害発生後3日を経過した者は一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	災害発生の日から10日以内	1. 検案は原則として救護班。 2. 輸送費、人件費は別途計上。 3. 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1. 被災者の避難 2. 医療及び助産 3. 被災者の救出 4. 飲料水の供給 5. 死体の搜索 6. 死体の処理 7. 救済用物資の整理配分	救助の実施が認められる期間以内	
	範囲	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

第7節 避難活動

大規模災害発生時においては、土砂災害、家屋倒壊等の発生が予想される中、迅速、的確な避難活動を行う必要があるため、町は、避難のため可能な限りの措置をとることにより、住民の生命、身体の安全の確保に努める。その際、避難行動要支援者について十分考慮する。

避難所の運営に関しては、役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。

施策体系図



1 要避難状況の早期把握・判断

(1) 要避難状況の把握活動の早期実施

町長は、人的被害の発生する可能性が高まり、避難行動を開始しなければならない段階には、避難準備・高齢者等避難開始を発令し、要配慮者等、避難行動に時間を要する者の迅速な避難や、風水害による被害のおそれが高い区域の居住者等の自主的な避難を促進する。

また、災害の危険のある場合、必要と認められる地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを勧告し又は指示する等の措置は、関係法令に基づきそれぞれの実施責任者が時期を失しないよう必要な措置をとらなければならない。

特に町長は、避難措置実施の第1次責任者として警察官、知事及び自衛官等の協力を求め、常に適切な措置を講ずるため、避難を要する地域の実態の早期把握に努め、迅速・確実な避難対策に着手できるようにする。

(2) 避難対策の必要性の早期判断

避難を要する状況は、発生した災害の状況により大きく異なるため、被災地域の情報収集を踏まえ、避難対策の要否を判断する。

また、災害対策本部の置かれている本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は、勧告等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど、適時適切な避難誘導に努めるものとする。

上記において避難行動の判断ができるよう住民への周知には努めるものの、想定を上回る規模の災害があることも考慮して、住民各人が自ら判断して屋内安全確保を含めた避難行動をとることが必要である。

ア 河川災害からの避難

気象・降雨状況によって、河川等の出水による浸水等の被害が生じる地域も予想されるため、当該地域の住民が適切な避難活動が実施できるよう、町は、気象等の警報発表以降は警戒活動に着手し、地域の状況を的確に把握の上、避難の勧告等の伝達及び注意喚起広報を早期に実施し、住民の避難活動を補完する。

イ 土砂災害からの避難

急傾斜地崩壊危険箇所、地すべり危険箇所、土石流危険渓流などの土砂災害の危険性の高い地域等において避難が想定されるが、市町村・消防本部その他は、警戒活動により地域の状況を把握し、その実態に応じて避難の必要性を判断し、混乱防止措置と併せて必要な対策を講じる。

2 避難の勧告・指示等

(1) 避難の勧告・指示権者及び時期

避難の勧告・指示の実施責任者及びその時期については次表に示すとおりである。

なお、孤立した地区については、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

ア 避難勧告等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、町は、住民等への周知徹底に努める。

イ 町は、孤立した地区について、人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

ウ 町は、避難勧告の発令の際には、避難場所を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令す

る。また、そのような事態が生じ得ることを住民に周知する。

エ 町は、住民に対する避難のための準備情報の提供や勧告・指示等を行うにあたり、対象地域の適切な設定等に留意する。

オ 町は、勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、住民が避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。

表1 避難準備・高齢者等避難開始の発令者及び時期

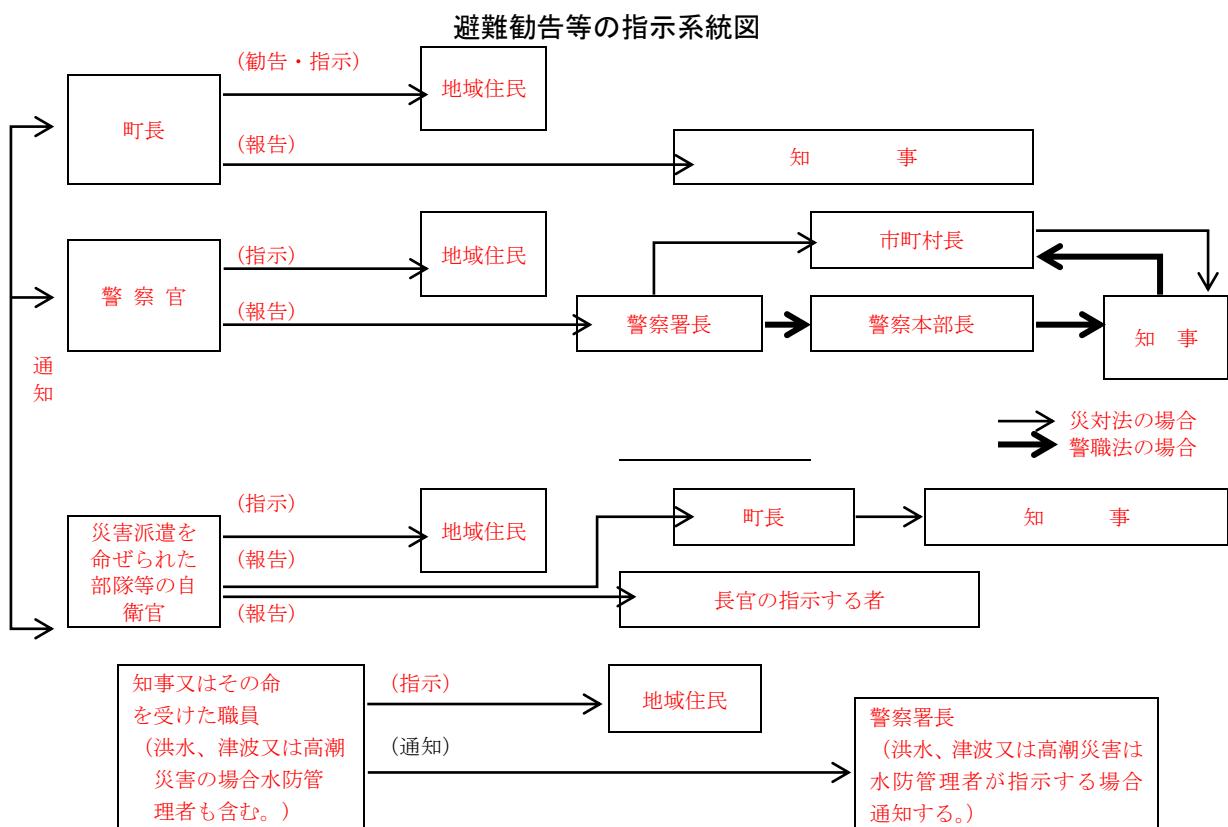
発令者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	対象	内容	取るべき措置
町長	災害対策基本法 防災基本計画 県地域防災計画 町地域防災計画	要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まったとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	<ul style="list-style-type: none"> ・要配慮者、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始(避難支援者は支援行動を開始) ・上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始 	県知事に報告 (窓口は防災危機管理課)

表2 避難の勧告・指示権者及び時期

指示権者	勧告権者	関係法令	対象となる災害の内容 (要件・時期)	勧告又は 指示の対象	勧告又は 指示の内容	取るべき 措置
町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	町長 (委任を受けた吏員又は消防職員)	災対法 第60条 第1項、 第2項、第3項	全災害 ・災害が発生し又は発生のおそれがある場合 ・人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。 ・急を要すると認めるとき。	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者	立退きの勧告・指示 「屋内安全確保」の指示 立退き先の指示	県知事に報告 (窓口は防災危機管理課)
知事 (委任を受けた吏員)		災対法 第60条 第6項	・災害が発生した場合において、当該災害により町がその全部又は大部分の事務を行なうことができなくなった場合	同上	同上	事務代行の公示
警察官		災対法 第61条第 1項、第2項 警察官職務執行法 第4条	全災害 ・町長が避難のため立退きを指示することができないと警察官が認めるとき又は町長から要求があったとき。 ・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	必要と認める地域の居住者、滞在者、その他の者 危険を受けるおそれのある者	立退きの指示 「屋内安全確保」の指示 警告、避難の措置 (特に急を要する場合)	災対法第61条による場合は、町長に通知(町長は知事に報告)
自衛官		自衛隊法 第94条	・危険な事態がある場合において、特に急を要する場合	危害を受けるおそれのある者	警告、避難について必要な措置 (警察官がその場にいない場合に限り災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官に限る。)	警察官職務執行法第4条の規程の準用
知事 (その命を受けた県職員)		地すべり等防止法 第25条	地すべりによる災害 ・著しい危険が切迫していると認められるとき。	必要と認める区域内の居住者	立退くべきことを指示	その区域を管轄する警察署長に通知
知事 (その命を受けた県職員)水防管理者		水防法 第29条	洪水による災害 ・河川等のはん濫により著しい危険が切迫していると認められるとき。	同上	同上	同上

(注) 1 「勧告」とは、その地域の住民が、その「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧め又は促す行為をいう。

2 「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のため立退かせるためのものをいう。



(2) 避難勧告等の内容と避難行動

ア 避難勧告等の種類

(ア) 「避難準備・高齢者等避難開始」

要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難先への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始）、それ以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始する。

(イ) 「避難勧告」

河川出水等による浸水、山・がけ崩れ、地すべり、出火・延焼等が予想される地域からの避難など、危険が事前に予想され、早期避難が適当と判断される場合、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、事前に避難のための立退きを勧め又は促し、避難させる。

(ウ) 「避難指示（緊急）」

山・がけ崩れ、地すべり、土石流等の土砂災害の兆候を直前に把握した場合や、有毒ガス事故が発生するなど、著しく危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを「指示」し、速やかに近くの安全な場所へ避難させる。なお、「指示」は、「勧告」よりも拘束力が強い。

(エ) 屋内安全確保

避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないときは、居住者等に対し、屋内安全確保を指示することができる。

イ 避難行動

避難勧告等の発令時に行う避難行動は次の全ての行動とする。

- (ア) あらかじめ定められた避難場所への移動（立ち退き避難）
- (イ) 自宅等から公園や親戚や友人宅等への移動（立ち退き避難）
- (ウ) 近隣の高い建物への移動（立ち退き避難）
- (エ) 建物内の安全な場所への待避（安全確保行動）

ウ 避難勧告等の判断基準

災害種別ごとの避難勧告等の発令の判断基準の設定に関する具体的な事項は「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」によるものとする。

エ 相互の連絡協力

関係機関（者）は、避難の必要があると予想されるとき、あるいは避難のための立退きの指示、勧告の措置をとった場合、相互に通知、報告するとともに、避難の措置が迅速、的確に実施されるよう協力する。

(3) 避難勧告・指示の伝達方法

ア 避難者に周知すべき事項

市町村の区域内において災害の危険がある場合、必要と認める地域の居住者・滞在者その他の者に対し避難措置を実施する。避難勧告等を行う場合は、必要に応じ、避難準備・高齢者等避難開始の発令等にあわせて指定緊急避難場所等を開放し、住民等に周知徹底を図るとともに、状況の許す限り、次の事項を避難者に周知するよう努める。

(ア) 避難すべき理由（危険の状況）

(イ) 避難経路及び避難先

(ウ) 避難後における財産保護の措置

イ 避難対策の通報・報告

(ア) 避難措置を実施しようとするときは、当該現場にある警察官等のほか、指定避難場所の管理者又は占有者にあらかじめ必要な事項を通報する。

(イ) 避難のための立退きの準備、避難勧告等、屋内安全確保など、避難措置を実施したときは、速やかにその内容を県（防災部防災危機管理課（県災害対策本部設置時は事務局又は所管地区災害対策本部））に報告しなければならない。

(ウ) 避難の必要がなくなったときは、その旨を公示しなければならない。

(エ) 町は、避難措置の実施に関し本計画に、次の事項を定めておく。

- a 避難措置に関する関係機関の連絡方法
- b 避難措置を実施する区域別責任者
- c 避難の伝達方法
- d 地域ごとの避難場所及び避難方法
- e その他の避難措置上必要な事項

3 警戒区域の設定

(1) 警戒区域の設定権者

原則として、災害全般において、住民の保護のために必要な警戒区域を設定する場合は、町長若しくは委任を受けた吏員が行う。

町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第73条第

1項により、知事は応急措置の全部又は一部を代行する。

なお、消防又は水防活動のための警戒区域の設定は消防法又は水防法によって行う



(2) 警戒区域設定の権限

災害対策基本法第63条に定める警戒区域の設定は、以下のとおりである。

市町村長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限若しくは禁止又は当該区域からの退去を命ずる。

なお、警戒区域の設定は、避難の指示と異なり、対象を地域的にとらえて、立入り制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするもので、罰則規定があり、災害が急迫した場合に行使される場合が多い。

(ア) 市町村長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとときは、警戒区域を設定する。

(イ) 警察官若しくは海上保安官は、市町村長（権限の委託を受けた市町村の職員を含む。）が現場にいないとき、又は市町村長から要求があったときは警戒区域を設定する。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町村長へ通知する。

(ウ) 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、市町村長その他その職権を行うことができる者、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。

この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を、市町村長へ通知する。

(エ) 県は、被災により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収容する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施

すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

(オ) 国土交通省等は、被災により県がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能となつた場合は、応急措置を実施するため市町村に与えられた権限のうち、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部又は一部を、当該市町村に代わって行う。

県は、国による応急措置が迅速に行えるよう、あらかじめ応急措置の内容、応援の手順、連絡方法等を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

(3) 警戒区域設定の周知等

ア 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び関係機関への連絡を行う。

イ 町長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

4 避難の勧告・指示の伝達

(1) 避難計画に基づく伝達

町は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」及び本計画の避難計画においてあらかじめ定められた避難の勧告・指示の伝達系統及び伝達要領に従って、危険地域の住民に周知・徹底を図る。

また、島根県避難勧告等情報伝達連絡会で定めた「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」に基づき、放送事業者へ情報提供、必要な協力を行うものとする。

なお、避難所等に避難中の者に対し警報等の発表状況、被害状況等の情報提供を行うことにより、避難の勧告・指示等が発せられている途中での帰宅等の防止を図る。

避難指示等の伝達経路は、**本編第1章第8節「情報管理体制の整備」**に示す広報体制に準じ行う。

(2) 災害状況に応じた伝達

避難指示等の伝達方法は、次のとおりとし、避難を要する防災気象情報等を十分に把握した上で、住民への周知が最も迅速で確実・効果的に周知・徹底できるよう市町村が保有する市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。）を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を用い、以下の方法により伝達する。

その際、危険の切迫性に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにるべき避難行動がわかるように伝達すること、繰り返しつきややすい言葉で伝えるなど、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。

なお、避難の必要がなくなった場合も同様とする。

ア 同報無線等無線施設を利用した伝達

イ あらかじめ定められた伝達組織を通じての直接口頭及び拡声器による伝達

ウ サイレン及び鐘による伝達

エ 広報車からの呼びかけによる伝達

オ 「避難勧告等情報伝達に関する申し合わせ」による、放送事業者による伝達

カ テレビ・ラジオ（県は、市町村から広報に関する応援要請を受けた場合、又は状況により必要と認める場合は放送機関に対する放送要請等必要な措置を講じる。）、告知放送、電話、その他の施設の利用による伝達

キ ケーブルテレビを利用した伝達

ク 登録制メールによる伝達

ケ 携帯電話会社による緊急速報メールサービスによる伝達

コ SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）による伝達

サ LAラート（災害情報共有システム）による伝達

(3) 要配慮者への配慮

町長は、高齢者、障がい者、病弱者、難病患者、児童・乳幼児及び妊産婦及び外国人等の情報の伝わりにくくい要配慮者への避難の勧告・指示の伝達には特に配慮し、各種伝達手段・機器を活用するほか、地域住民の協力等を得て確実に伝達できるように努める。

(4) 各種施設等

学校・教育施設等不特定多数の者が出入りする施設、医療施設・社会福祉施設等の管理者は、各々の消防計画等に定めた避難計画に従い、館内放送設備、ハンドマイク等の各種広報施設等を利用して、必要な情報を関係者に周知・徹底し、避難措置を講じ、町は必要に応じて支援する。

また、休日や夜間等の学校管理は無人化しているところも多いので、鍵の管理や受け渡し方法等について毎年度変更等の状況を確認するなど、町と学校等とであらかじめ定めておく。

5 避難誘導

(1) 避難誘導の実施

町は、災害時に河川の増水、土砂災害等が予想され、地域に避難の勧告・指示をした場合で、避難者の誘導を行う必要がある場合、次の方法で避難の誘導体制を確立し、安全かつ迅速な避難誘導を実施するよう努める。

その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

ア 避難誘導体制の確立

(ア) 避難場所が比較的遠距離であり、又は避難に危険が伴う場合等は、避難のための集合場所及び誘導責任者（自治会長又は消防団等から選定）を定め、警察等の協力も得ながら、できるだけ早めに自動車等を活用し、集団で避難するようにする。

(イ) 緊急を要する避難の実施に当たっては、警察等の協力を得て、特に誘導責任者・誘導員が十分な連絡のもとに強い意思をもって誘導に当たり、住民が混乱に陥らず、安全に避難できるようにする。

イ 避難経路

- (ア) 避難誘導に先立ち、災害の種類・危険地域別に、あらかじめ定めておいた**指定緊急避難場所**への避難経路の周知・徹底を図る。
- (イ) 災害時に避難経路を選択するに当たっては、周辺の状況を検討し、浸水や斜面崩壊、地すべり等のおそれのある危険箇所を避ける。

ウ 避難順位

- (ア) 災害時の避難誘導は、原則として、**要配慮者**を優先して行う。
- (イ) 浸水や斜面崩壊等の災害に際しては、災害の種別、災害発生の時期等を考慮し、客観的に判断して早い段階で災害が発生すると認められる地域内居住者の避難を優先するよう努める。

エ 携帯品の制限

- (ア) 携帯品は、必要最小限の食料、飲料水、衣料、日用品、医薬品、貴重品等とする。
- (イ) 避難が比較的長期にわたるときは、避難中における生活の維持に役立てるため、さらに携帯品の増加を考慮する必要があるが、その数量は災害の種別、危険の切迫性、**指定緊急避難場所**の距離、地形等により決定しなければならない。

オ 危険防止措置

- (ア) 避難所の開設に当たって、町長は、避難所の管理者等の協力を得て、二次災害のおそれがないかどうかを確認する。
- (イ) 避難経路の危険箇所には、標識、なわ張等をしたり、誘導員を配置するなど危険防止に努める。
- (ウ) 避難者の携帯品は、最小限の物にして行動の自由を確保し、夜間にあっては、特に誘導者を配置し、避難者は、その誘導に従うようとする。

カ 避難者の移送

町は、被災地域が広範囲にわたり、あらかじめ定めた避難先が使用できない場合、あるいは避難先に収容しきれなくなった場合には、県、警察及び近隣市町等の協力を得て、避難者を他地区へ移送する。

(2) 自主避難

豪雨等により災害の発生する危険性を感じたり、土砂崩れ等の前兆現象を発見し、住民が自ら危険だと判断した場合等においては、隣近所声を掛け合い、助け合いながら自主的に安全な場所へ避難するものとする。

(3) その他避難誘導に当たっての留意事項

ア 避難行動要支援者の事前の避難誘導・移送

地域に居住する避難行動要支援者の避難誘導に当たっては、事前に把握された避難行動要支援者の実態に応じて定められた避難誘導方法に基づき実施する。特に、自力で避難できない者に対しては、自主防災組織の協力を得るなどして地域ぐるみで避難行動要支援者の安全確保を図るほか、状況によっては、町が車両等を手配し、一般の避難所とは異なる

介護機能を備えた福祉施設等に事前に移送するなどの措置をとる。

イ 避難が遅れた者の救出・収容

避難が遅れた者を救出する場合、町において処置できないときは、直ちに県又はその他の機関に応援を要請して救出活動を行い、避難所への収容を図る。

6 避難誘導時の安全確保

避難誘導や防災対応にあたる消防団員、水防団員、警察官、町職員等の安全が確保されることが前提とした上で、避難行動要支援者の避難支援等の緊急支援を行うものとする。

7 避難所及び避難場所開設及び運営

(1) 避難所及び避難場所の開設

ア 避難所及び避難場所の開設及び管理

避難所及び避難場所の開設は町長が行い、災害救助法適用時においては、町長が知事の委任を受けて行うことになる（「避難所の供与」に係る救助活動の職権は、知事から町長に事前に委任されている。）。避難所等の開設に当たっては、事後の事務に支障をきたさないよう災害救助法の定める実施基準に準じて以下のように行う。

なお、町長は、避難所又は避難場所を開設したときは、その都度管理者及び補助者を任命し、避難所等の管理及び避難者の保護に当たらせる。

イ 開設の方法

指定緊急避難場所及び指定避難所は、事前に管理者との協議を経て指定した学校、公会堂、公民館等の公共施設、神社及び仏閣等の既存建物を応急的に整備して使用する。ただし、これらの適当な施設を得がたいときは、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難場所又は避難所として開設するほか、野外に仮設住宅を設置し、又は天幕を借り上げて開設する。

また、住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難経路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

さらに、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難所として借り上げる等、多様な避難所の確保に努める。

なお、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、あらかじめ指定避難所に指定されていたとしても原則として開設しないものとする。

また、指定緊急避難場所又は指定避難所を開設したときは、市町村長はその旨を住民等に対し、周知徹底を図るものとし、指定避難所に受け入れすべき者を誘導、保護しなければならない。

この場合、市町村は以下の点に留意する。

- a 避難所又は避難場所の立地条件及び建築物の安全の確認
- b 川本警察署等との連携
- c 開設避難所又は避難場所の付近住民に対する速やかな周知徹底
- d 避難所責任者の選任とその権限の明確化
- e 避難者名簿の作成

f 要配慮者に対する配慮

民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者及び避難行動要支援者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報について町に提供するものとする。

g 次の事項についての県へ報告を行う。

- (a) 避難所又は避難場所開設の目的、日時及び場所
- (b) 箇所数、収容状況及び収容人員
- (c) 開設期間の見込み
- (d) 避難対象地区名及び災害危険箇所名等
- (e) 避難所で生活せず食事のみを受け取りにきている被災者数及びその状況

(2) 開設が長期化する見通しの場合の避難所運営

避難所の開設が長期化する見通しの場合、町は以下の点に留意する。

避難所運営マニュアルに即し、避難所の運営に関して役割分担を明確化し、被災者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、被災者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。

ア 指定避難所の避難所運営

- (ア) グループ分け
- (イ) プライバシーの確保や女性への配慮（専用物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品・女性用下着の女性による配布等）、ペットへの配慮と、それらの状況の把握
- (ウ) 情報提供体制の整備
- (エ) 避難所運営ルールの徹底

避難所を円滑に運営するための避難所運営ルール（消灯時間、トイレ等の施設使用等）を定め、徹底する。

- (オ) 避難所のパトロール等
- (カ) 避難行動要支援者等の社会福祉施設等への移送等
- (キ) 福祉避難所の開設等

福祉避難所（避難行動要支援者（社会福祉施設等に緊急入所する者を除く。）が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した避難所）の開設、必要に応じて民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難所の確保の検討と避難行動要支援者の移送・誘導等

- (ク) 年齢性別によるニーズの相違への配慮
- (ケ) 食事供与の状況把握
- (コ) トイレの設置状況の把握
- (サ) 簡易ベッド等の活用状況の把握
- (シ) 男女双方の視点を取り入れた自主運営体制の整備

- a 避難所運営における女性の参画の推進
- b 女性専用の物干し場の設置
- c 女性専用の更衣室、授乳室の設置
- d 女性用衛生用品、女性用下着の女性による配布
- e 巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保
- f 女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所運営
- (ア) 暑さ寒さ対策、入浴及び洗濯の機会確保等の生活環境の改善対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる
- (セ) 避難所の早期閉鎖を考慮した運営

イ 保健衛生対策

避難所の衛生管理については、以下の点に留意し、感染症の発生等を防ぐ。

- (ア) 救護所の設置
- (イ) 巡回健康相談、栄養相談の実施
医師、歯科医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回頻度等の状況把握に努め、避難後の安全対策や生活不活発病の予防、心のケア等必要な措置を講じる。
- (ウ) 福祉的支援ニーズへの対応
島根県社会福祉協議会に本部がある「しまね災害福祉広域支援ネットワーク」から派遣された福祉専門職の協力を得て、介護等福祉的な対応が必要な要配慮者等の状況把握に努め、指定避難所等における個別ケア、相談対応など必要な措置を講じる
- (エ) 仮設トイレの確保
避難行動要支援者への配慮や、設置場所について、女性等への配慮を行う。
- (オ) 入浴、洗濯対策
利用頻度等の状況把握に努め、必要な措置を講じる。
- (カ) 食品衛生対策
食品衛生、食事給与の状況把握、栄養管理・指導及び食物アレルギー等への必要な対策の実施
- (キ) し尿及びごみ処理の状況等避難所の衛生対策の実施
- (ク) 家庭動物のためのスペースの確保
- (ケ) 感染症対策の実施

(3) 避難所の早期閉鎖

町及び県は、災害の規模等必要に応じて、避難者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

(4) 指定避難所に滞在することができない被災者への対策

県及び市町村は、やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

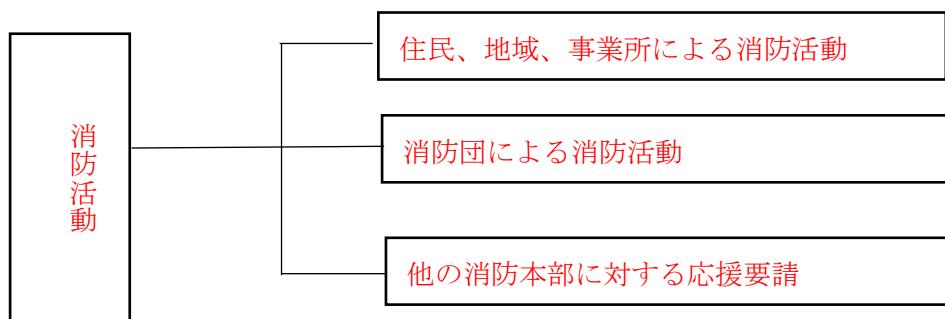
8 広域一時滞在

- (1) 町は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、町外への広域的な避難及び応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合において、島根県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては島根県に対し当該都道府県との協議を求めるものとする。
- (2) 町は、避難所を指定する際にあわせて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

第8節 消防活動

住民の生命、身体及び財産を火災から保護するため、町・消防機関はもとより住民挙げて出火防止と初期消火を行うとともに、関係機関と連携して住民の救助・救急をはじめとして、避難者の安全確保、防災上重要な施設等の火災防御等に全機能を挙げて当たる。

施策体系図



1 住民、地域、事業所による消防活動

災害発生時には、火災発生を最小限に食い止めるため、住民、事業者挙げて初期消火に努める。

また、町は、乾燥・強風等で気象状況が火災の延焼防止上危険であると認められるときは、速やかに防災行政無線、広報車等を活用し、住民に対して出火防止の徹底を呼びかける。

(1) 住民の活動

火災等が発生した場合、住民はまず身の安全を確保し、初期消火に努める。

ア 使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断する。

イ プロパンガスはガスボンベのバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止する。

ウ 電気器具は電源コードをコンセントからはずし、避難の際はブレーカーを切るなど通電時の出火防止に努めるとともに、停電時におけるロウソク等火気の使用に注意を払う。

エ 火災が発生した場合は、消火器等で消火活動を行うとともに、隣人等に大声等で助けを求める。

(2) 集落の活動

ア 地域の火災の発生状況、被災状況を調査把握するとともに、各家庭に火気の使用停止、ガス栓の閉止、電気器具の使用中止等出火の防止を呼びかける。

イ 火災が発生したときは、消防機関に通報するとともに消火器、可搬式ポンプ等を活用し、河川、プール等あらゆる消防水利を活用して自主的に初期消火活動に当たる。

なお、消火器具が不足するときは、バケツリレーなどにより消火、延焼阻止に努める。

ウ 消防機関が到着したときは、協力して消火活動に当たる。

(3) 事業所の活動

- ア 火気の停止、プロパンガスの供給の遮断等の確認、ガス、石油類等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
- イ 従業員は火災を発見した場合、事業所内の防災センター・守衛室・電話交換室など定められた場所に通報し、受報者は消防機関に通報するとともに、放送設備や非常ベル等で関係者に伝達する。
- ウ 事業所の自衛消防隊は機を失すことなく、消火設備や器具を集中させて一気に消火し、延焼阻止に努める。なお、火災が多数発生した場合は、重要な場所から先に消火し、危険物等が火災になり、拡大すると判断される場合は付近の住民に避難を呼びかける。
- エ 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。その際、誘導に当たっては指示内容を明確にし、かつ危機感をあおらないよう冷静、沈着に行う。

2 消防団による消火活動

(1) 出火防止

事故等の発生により、火災等の災害発生が予測される場合は、消防団員の居住地付近の住民に対し、出火防止対策（火気の停止、ガス・電気の使用中止、避難に際してはガス栓を閉める、分電盤のブレーカーを切る等）を広報するとともに、出火した場合は住民と協力して初期消火を図る。

(2) 消火活動

地域における消火活動若しくは主要避難路確保のための消火活動を、単独又は消防本部と協力して行う。

また、損壊家屋、避難後の留守宅での通電時の出火等の警戒活動を行う。

(3) 救急・救助

消防本部による活動を補佐し、要救助者の救助救出と負傷者に対しての必要な応急処置を行い、安全な場所へ搬送を行う。

(4) 避難誘導

避難の勧告・指示等がなされた場合は、これを住民に伝達するとともに、関係機関と連絡を取りながら住民を安全に避難させる。

3 他の消防本部に対する応援要請

(1) 消防相互応援協定による応援要請

被災市町村長は、自地域の消防力だけで十分な活動ができない場合には、あらかじめ結んだ消防相互応援協定に基づき他の消防機関に応援を要請する。

(2) 知事による応援出動の指示

被害状況を把握した結果、被災地域のみでは十分な対応ができないと判断されるとき、知事は県内の市町村長又は消防長に対して応援出動の指示を行う。

(3) 緊急かつ広域的な応援要請

ア 県内で被害が発生した場合

県内に被害が発生した場合、知事は被害状況を速やかに把握し、県内の消防力をもって

して対応が不可能と認めたときは、消防組織法第44条に基づき緊急消防援助隊等を要請するものとする。

イ 他都道府県で被害が発生した場合

消防庁長官は大規模災害時において被災都道府県知事の要請を待ついとまがない場合、要請を待たないで応援のための措置を他の都道府県知事に対して求めることができるが、消防庁長官から緊急消防援助隊の派遣等の措置を求められた場合、知事は、県内の市町村長に対し、応援出動等の措置を要求する。

特に、緊急を要し、広域的に応援出動等の措置を求める必要がある場合、消防庁長官は直接町長に応援出動の措置を求めることができるが、その場合、その旨は関係する都道府県知事に速やかに連絡される。町長は、措置を求められたときは、直ちに応援活動を行う。

(4) 要請上の留意事項

ア 要請の内容

町長は、応援を要請したいときは、次の事項を明らかにして知事に要請する。要請は緊急を要するため通信により行い、後日文書を提出することとするが、被害が甚大で状況把握すら困難である場合は、その旨を県に連絡し被害状況の把握活動に対する支援を要請する。

- (ア) 火災の状況（負傷者、要救助者の状況）及び応援要請の理由
- (イ) 応援消防隊の派遣を必要とする期間（予定）
- (ウ) 応援要請を行う消防隊の種別と人員
- (エ) 町への進入経路及び結集場所（待機場所）
- (オ) 応援消防隊の活動に対する支援能力の見込み

イ 応援隊の受入れ体制

他都道府県応援消防隊の円滑な受入れを図るため、応援要請を行う消防機関は、連絡係を設け受入れ体制を整えておく。ただし、甚大な被害により次のような準備が困難な場合は、あらかじめその旨連絡し、応援隊に係る支援隊の派遣についても要請する必要がある。

- (ア) 応援消防隊の誘導方法
- (イ) 応援消防隊の人員、機材数、指導者等の確認
- (ウ) 応援消防隊に対する給食、仮眠施設等の手配

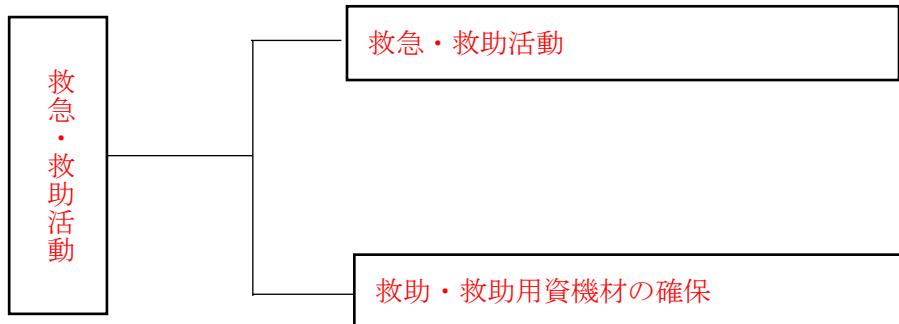
(5) 慣事ストレスへの対策

消防活動を実施するにあたり、団員等の慣事ストレス対策の実施に努める。また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

第9節 救急・救助活動

大規模災害が発生した場合、多数の負傷者が発生するおそれがあり、これらの人々については一刻も早い救急・救助活動が必要となる。このため町は、防災関係機関と相互に連携して住民及び事業所に協力を呼びかけ、生命、身体が危険となった者を直ちに救助し、負傷者を医療機関に搬送する。

施策体系図



1 実施体制の確立

(1) 救急救助活動（町及び消防本部）

ア 活動の原則

救急・救助活動は、救命処置を要する重症者を最優先とする。

イ 出動の原則

救急・救助を伴う場合は、努めて救急隊と他隊が連携して出動するものとし、救助を伴わない場合は救急隊のみとし、次の優先順位により出動する。

(ア) 延焼火災が多発し、多数の救急・救助事象が発生している場合は、火災現場付近を優先する。

(イ) 延焼火災は少ないが、多数の救急・救助事象のある場合は、多数の人命の救護することを優先する。

(ウ) 同時に小規模な救急・救助事象が併発している場合は、救命効率の高い事象を優先する。

(エ) 傷病者に対する救急処置は、救命の処置を必要とする事象を優先する。

(2) 救急搬送（町及び消防本部）

ア 傷病者の救急搬送は、重症度に応じて振り分け、後方医療機関に搬送する必要があるか否かを判断し救命処置を要する者を優先する。

なお、搬送に際しては、所轄消防本部、医療救護班、県等の車両のほか、重症患者等は必要に応じ県、自衛隊の航空機により行う。

イ 救護所等からの後方医療施設への移送は、被災状況の推移を勘案して他機関との協力体制のもとに行う。

(3) 傷病者多数発生時の活動（町及び消防本部）

ア 災害の状況等を判断し、安全かつ活動容易な場所に現場救護所を設置し、救助隊、医療救護班と密接な連携を図り効果的な救護活動を行う。

なお、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するのに必要な情報が把握できるよう、災害時医療情報体制を確立する。

イ 救護能力が不足する場合は、自主防災組織等に医療機関への自主的な輸送協力を求めるなど、関係機関との連絡を密にし、効率的な活動を行う。

(4) 警察

ア 救出地域の範囲や規模に応じ、警察本部及び各警察署に救助部隊を編成し、被災者の救出救助に当たる。

イ 救助した負傷者は、応急処置を施したのち、医療救護班に引き継ぐ。

ウ 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(5) 自衛隊

ア 必要に応じ、又は知事等の要請に基づき救出活動を行う。

イ 救出活動は、当該市町村を始め関係機関と連絡を密に協同して行う。

(6) 消防庁

必要に応じ、緊急消防援助隊の派遣等の広域的な応援のための措置をとる

(7) 国土交通省、西日本高速道路株式会社、県及び町

高速道路のサービスエリア、道の駅等を警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営、物資搬送設備等の拠点として使用させるなど、救助・救命活動への支援を行う。

(8) 住民、自主防災組織、事業所

自発的に被災者の救急・救助活動を行うとともに、救急・救助活動を実施する各機関に協力するよう努める。

2 惨事ストレス対策

救急・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

また、消防機関は必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家の派遣を要請する。

3 救急・救助用装備・資機材の調達（総務班・健康福祉班）

(1) 初期における救急・救助用装備・資機材の運用については、原則として各関係機関においてそれぞれ整備・保有しているものを活用する。

(2) 救急・救助用装備・資機材等に不足を生じた場合は、その他関係機関が保有するもの又は民間業者からの借入れ等を図り、救助活動に万全を期する。

(3) 損壊家屋等からの救出に必要な重機等については、民間業者の協力を得て調達する。

(4) 搬送する重傷者が多数で、消防本部、医療救護班等の車両が不足する場合は、住民及び自主防災組織の協力を得て、民間の車両を確保する。

第10節 医療救護活動

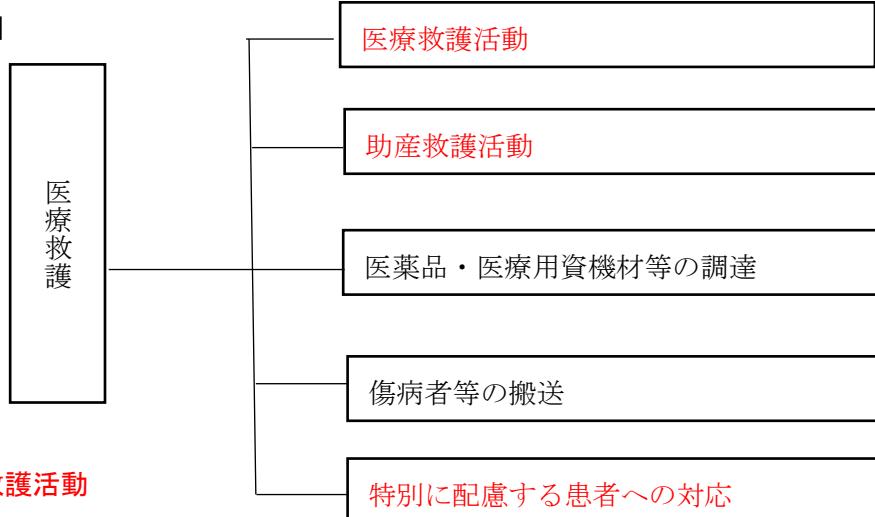
災害時には、多数の傷病者が町内各所で同時多発して一時に医療機関に集中し、また、医療機関も被害を受けることも考えられる。被災者の万全の救護を期するには、初動医療体制や後方医療施設への搬送体制の整備や医薬品・資器材の確保についての計画が必要である。

また、事態が安定してきた段階では、被災者の避難生活の長期化や被災した医療機関の機能麻痺が長期化した場合に対し、被災者の医療の確保に万全を期す必要があり、住民への巡回健康相談やメンタルケア等を実施していく。

また、平常時より災害医療関係機関連絡会議を設置し、以下の災害医療体制の充実強化に向けて検討を行う。

なお、医療救護の具体的な事項については、「島根県災害時医療救護実施要綱」及び「島根県D P A T 実施要領」による。

施策体系図



1 医療救護活動

(1) 実施体制の確立

災害時における医療救護は、町が第一次的に実施するものとし、町長は、関係機関の協力を得て医療救護班を編成する。なお、災害の種類及び程度により医師会の医療救護班の出動を要請して医療救護を行う。また、災害の程度により、町では対応が困難な場合は、県健康福祉部及びその他関係機関に協力を要請する。

また、町長は、災害救助法適用後による医療救護の必要があると認めたときは、県健康福祉部に医療救護について迅速、的確な要請を行う。

(2) 情報収集・伝達

災害時において県、町、関係機関等が相互に密接な連携のもとに医療救護活動を実施するため、広域災害救急医療情報システム（E M I S）等を活用し情報の共有に努めるとともに、あらかじめ定められた手段により迅速かつ的確に伝達する。

また、通信手段の途絶等が発生した場合は、あらゆる手段により情報を伝達する。

(3) DMA Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び消防本部から要請があったとき、災害派遣医療チーム設置要綱及びDMA Tの派遣に関する協定書に基づき、DMA T指定医療機関の長に対し、DMA Tの派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又は厚生労働省を通じて他の都道府県に対し、DMA Tの派遣を要請する。

派遣されたDMA Tは、日本DMA T活動要領に基づき、本部活動、病院支援、傷病者搬送、現場活動、情報収集等の活動を行う。

(4) 災害拠点病院等における活動

災害拠点病院は、災害時に医療救護活動の中心となる医療機関として、被災地からの重症患者受入やDMA Tの受入及び派遣などの活動を行う。特に、災害拠点病院のうち基幹災害拠点病院については、地域災害拠点病院では対応不能な重篤患者等の受入や医療資源の投入など、県における災害医療の中心的な役割を担う。

災害協力病院は、災害拠点病院を補完する医療機関として、災害拠点病院と連携して傷病者等を受け入れるとともに、被災地への医療救護班の派遣などの活動を行う

(5) 医療救護所における活動

町は、必要に応じて、事前に定める場所に医療救護所を設置し、住民に周知する。また、医療救護所における医療救護活動について、単独の市町村による対応が困難な場合は、地域災害医療対策会議（保健所長）に支援を要請する。

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所における医療救護活動状況の把握に努めるとともに、必要な医療救護班の派遣等を県医療救護班調整本部に要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）からの要請の内容に応じて、医療救護班の派遣調整や傷病者の搬送調整といった支援について迅速に対応する。

(6) 医療救護班の派遣・活動

地域災害医療対策会議（保健所長）は、医療救護所等での医療救護活動において、町から支援の要請があった場合、又は、管内の医療ニーズを把握した上で必要と認めた場合、県医療救護班調整本部に対して、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、地域災害医療対策会議（保健所長）の要請により、日本赤十字社県支部、国立病院機構、県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会等の県内医療関係団体、県内の被災地外の病院等に医療救護班の派遣を要請する。

また、県医療救護班調整本部は、災害の規模に応じて、他都道府県又は国に、医療救護班の派遣を要請する。

県医療救護班調整本部は、別に定める「災害時における医療救護活動に関する協定書」等に基づき医療救護班を編成し、被災地へ派遣する。

(7) D P A Tの派遣・活動

県は、自ら必要と判断したとき及び市町村から要請があったとき、島根県D P A T実施要

領及びD P A T先遣隊の派遣に関する協定に基づき、島根県立こころの医療センターに対し、D P A T先遣隊の派遣要請を行う。

また、必要に応じて、直接又はD P A T事務局を通じて他の都道府県に対し、D P A Tの派遣要請をする。派遣されたD P A Tは、D P A T活動マニュアル等に基づき、情報収集とアセスメント、災害によって障害された既存の精神医療システムの支援等の活動を行う。

2 助産救護活動

市町村は、必要に応じて助産救護班を編成し出動するとともに、災害の種類及び程度により郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した助産救護活動を行う。また、災害の程度により市町村では対応が困難な場合は、県（健康福祉部）及びその他関係機関に協力を要請する。

(1) 助産救護班の編成・派遣

知事は、市町村長からの助産救護に関する協力要請があったとき、又は被災状況により助産救護の必要性を認めたときは、助産救護班を編成し、救護所へ派遣するとともに、必要に応じその他関係機関に協力要請する。

(2) 助産救護班の業務内容

ア 分娩の介助

イ 分娩前及び分娩後の処置

ウ ガーゼ、その他衛生材料の支給

エ 新生児のケア

(3) 連絡調整

助産救護班に関する連絡調整は県が行う。

(4) 助産救護活動の原則

助産救護活動は、原則として助産救護班による救護者等において行うものとするが、助産救護班を出動させないとまがない等のやむを得ない事情があるときは、病院又は診療所において医療救護を実施することができる。（町内の医療機関は資料編を参照）。

(5) 帳簿等

この計画により出動した助産救護班は、別紙様式1～3に基づき取扱患者台帳及び救助実施状況を備えるとともに助産活動終了後、「医療班出動報告書」を提出する。

3 医薬品・医療用資器材等の調達

(1) 医薬品・医療用資機材等の調達

医薬品及び医療資器材は、備蓄しているものを優先的に使用するが不足する場合には、最寄りの販売業者等から調達することを原則とする。また、災害の状況等により県あてに調達を要請する。

(2) 保存血液等の調達

保存血液等については、県あてに調達の要請をする。

4 傷病者等の搬送

傷病者の救護のため収容を必要とする場合は、災害拠点病院を中心に収容することとするが、これが困難な場合は、その他の後方医療機関等に協力を求める。

(1) 傷病者搬送の手順

ア 傷病者搬送の判定

医療救護班の班長及び消防機関は、トリアージタグを用いて重傷度に応じた振り分けを行い、後方医療機関に搬送するか否かを判断する。

イ 傷病者搬送の要請

- (ア) 町及びその他の関係機関は搬送車両の手配・配車を要請する。
- (イ) 重傷者等については、必要に応じて県、自衛隊等の関係機関が所有するヘリコプター等の手配を要請する。

ウ 傷病者の後方医療機関への搬送

- (ア) 医療救護班が保有している自動車が使用可能な場合は、保有する自動車により該当する傷病者を搬送する。
- (イ) 傷病者搬送の要請を受けた場合、町及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬送する。

(2) 傷病者搬送体制の整備

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、**広域災害救急医療情報システム**を活用し、収容先医療機関の被災状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報を確実に提供できるよう、災害時医療情報提供体制の充実を図る。

(3) 透析患者・在宅難病患者への対応

ア 透析患者への対応

人工透析の必要な慢性腎不全患者及び災害によって生じるクラッシュ・シンドロームによる急性的患者に対しても血液透析等適切な医療を行う必要がある。

このため、町は、県、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに対して情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料等の供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

イ 在宅難病患者への対応

人工呼吸器を装着等している難病患者は、病勢が不安定であるとともに専門医療を要するため、県及び保健所、医療機関と連携をとりながら、後方医療機関へ搬送し、医療施設での救護を図る。

5 特別に配慮を要する患者への対応

(1) 透析患者等への医療対応

県及び町は、医師会及び透析医療機関等の協力により、透析医療機関の被災の状況、近県も含めた透析医療の可否について情報を収集し、透析医療機関及び患者からの問い合わせに

対し情報提供できる体制を取る。さらに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、燃料などの供給、あるいは復旧について関係機関と調整する。

(2) 在宅難病患者への対応

県は、平常時から保健所を通じて難病患者の特性に配慮した「災害時個別支援計画」の策定に協力するとともに、必要に応じて、町、医療機関及び近県市町村等との連携により、後方医療機関へ搬送する。

様式 1

救助実施状況 年月日 ○○医療班									
使用医療用品内訳					救助実施状況				
品名	数量	単価	金額	調整先 その他	患者数	内訳			備考
						外科	内科	眼科	
計									

様式 2

取扱患者台帳 ○○医療班								
年月日	住所	氏名	職業	年令	性別	病名	遺体検案数	措置概要適用

様式 3

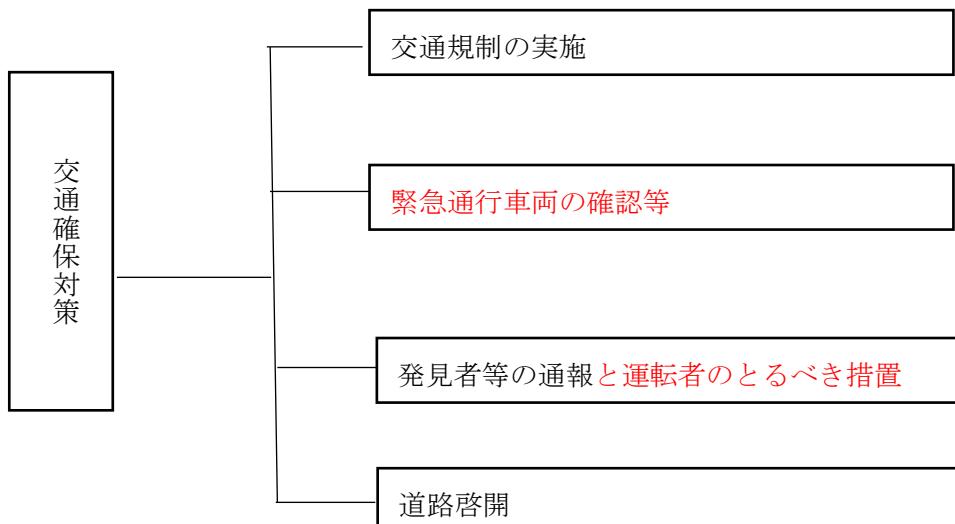
医療班出動報告書 ○○医療班				
班長		班員		編成出動状況
資格	氏名	資格	氏名	
上記のとおり 月 日に出勤したので報告します。 年 月 日				(本隊、支、分隊、関係機関の別)
				責任者 印
本隊 保健衛生課長 様				

第11節 交通確保対策

災害時における交通の混乱を防止し、災害応急対策に従事する人員及び資機材等の緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ交通規制を実施するなど交通の確保に努める。

また、道路管理者は、道路の冠水による事故を未然に防止するため、道路情報表示版等必要な施設の整備を図るとともに、警察及び消防等との連携の下で、適切な道路管理に努めるものとする。

施策体系図



1 交通規制の実施方法

実 施 者	実 施 の 方 法
道路管理者	<p>(1)災害時の交通規制</p> <p>道路、橋梁等交通施設の巡回調査に努め、災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見通報により承知したときは、速やかに必要な規制を行う。</p> <p>(2)災害時における車両の移動等</p> <p>道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うことができる。運転者がいない場合等においては、道路管理者等は自ら車両の移動等を行う。</p>
警 察 機 関	(1) 交通情報の収集

	<p>県警察本部は、航空機、オートバイその他の機動力を活用し、交通情報の収集を行い、交通規制の実施を判断する。</p> <p>また、隣接県警察本部等と連携を密にし、交通情報の収集を行う。</p>
(2) 交通安全のための交通規制	<p>災害により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき若しくは通報により承知したときは、速やかに必要な交通規制を行う。</p>
(3) 緊急通行車両の通行確保のための交通規制	<p>県公安委員会は、被災者の輸送、被災地への緊急物資の輸送等を行う緊急通行車両の通行を確保するため、必要があると認めるときは、次の処置を行う。</p> <p>ア 交通が混雑し、緊急通行の円滑を阻害している状況にあるときは、区域又は道路の区間を指定して一般車両の通行を制限し、又は緊急の度合に応じて車両別交通規制を行う。</p> <p>イ 被災地への流入車両等を抑制する必要がある場合には、区域又は道路の区間を指定して、被災地周辺の警察等の協力により、又必要に応じ広域緊急援助隊の出動を要請して、周辺地域を含めた広域的な交通規制を行う。</p>
(4) 警察官の措置命令等	<p>ア 警察官は、通行禁止又は制限に係る区域又は区間において車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となり、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両等の所有者等に対し必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>イ アの措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないため、当該措置を命ずることができないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。</p>
(5) 緊急通行車両の通行を確保するための要請	<p>県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うために必要があるときは、道路管理者等に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することができる。</p>
自衛官又は消防吏員	自衛官又は消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用又は消防用緊急車両の通行を確保するため、上記(4)のア、イの措置をとることができる。

2 交通規制の実施

(1) 知事による緊急通行車両の通行ルート確保のための指示

知事は、市町村に対し、必要に応じて、ネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

(2) 道路管理者等と警察機関の相互連絡

道路管理者等と警察機関は相互に密接な連絡をとり、交通の規制をしようとするときは、あらかじめ規制の対象、区間、期間及び理由を道路管理者等は警察機関へ、警察機関は道路

管理者等へそれぞれ通知する。ただし、緊急を要する場合であらかじめ通知するいとまがないときは、事後にこれらの事項を通知する。

また、県の管理する道路内において災害等異常事態が発生したときは、県土整備事務所は県土木部道路維持課へ報告する。

(3) う回路等の設定

実施者は、道路の損壊又は緊急通行車両の通行確保等のため交通規制を実施した場合、適当なう回路を指定し、必要な地点に標示するなどの方法によって一般交通に対し、できる限り支障のないように努める。この際、緊急輸送ルート、道路啓開活動等との調整を図るため、道路管理者等と警察との緊密な連携をとること。

(4) 規制の標識等

実施者が規制を行った場合は、それぞれの法令の定めるところにより規制の標識を設置する。

- ・災害対策基本法施行規則第5条（災害時における交通の規制に係る標示の様式等）
- ・道路交通法第4条（公安委員会の交通規制）

ただし、緊急な場合又は標識を設置することが困難又は不可能なとき等は、適宜の方法により、とりあえず交通規制をしたことを明示し、必要に応じ警察官等が現地において指導に当たる（災害対策基本法に基づく規制の標識は、様式1参照。）。

(5) 規制の広報・周知

実施者は規制を行った場合は、関係機関に通知するとともに島根県道路規制情報システム及び報道機関を通じて一般住民に周知徹底する。

(6) 規制の解除

交通規制の解除は、実施者が規制解除を判断し、通行の安全を確保した後、速やかに行い、当該規制区間を管轄する警察署長に通知するとともに関係機関に連絡する。

(7) 緊急道路情報の提供

道路管理者は、災害により高速道路、国道、交通量の多い県道等を全面通行止めとする場合又は解除する場合は、緊急道路情報として、あらかじめ定める方法により、直ちに報道機関への情報提供を行う。災害等により交通施設等の危険な状況が予測され、又は発見したとき、若しくは通報等を受けたときは、速やかに次のとおり必要な規制をする。

なお、町は、自らが管理しない道路、橋梁等でその管理者に通知して規制するいとまがないときは、速やかに必要な規制を行い、道路管理者及び警察官に通報するとともに、応急措置を行う。

(8) 医療機関等への情報提供

県は、急患搬送等に影響を及ぼすおそれのある通行規制が行われる場合は、各消防本部、各救急告示病院及び島根県赤十字血液センターに情報提供を行う。

(9) 路上放置車両等に対する措置

ア 警察官は、災害対策基本法に基づく通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障を及ぼすと認め

- られるときは、同法第76条の3第1項及び第2項の規定に基づき必要な措置を行う。
- イ 自衛官又は消防吏員は、災害対策基本法第76条の3第3項又は第4項の規定に基づく措置等をとったときは、直ちに、当該措置等をとった場所を管轄する警察署長に通知する（様式2）。
- ウ 路上放置車両等をより効率的に排除するため、道路管理者等との連携活動に配意する。

様式1 規制の標示（災害対策基本法施行規則様式第2）



備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、
又は図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

3 発見者等の通報と運転者のとるべき行動

災害時に道路、橋梁等交通施設の被害及び交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は町長に通報する。通報を受けた町長は、その道路管理者又はその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

- (1) 土砂崩れ等の災害や大規模な車両事故等が発生したときは、車両の運転者は次の措置をとらなければならない。
 - (ア) できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停車させること。
 - (イ) 停車後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の

状況に応じて行動すること。

- (ウ) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させる。やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停車させ、エンジンを切り、エンジンキーはつけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。
- イ 避難のために車両を使用しないこと。
- (2) 道路の通行禁止等が行われたときは、通行禁止等の対象とされている区域又は区間の道路を走行中の車両の運転者は、次の措置をとらなければならない。
 - ア 区域又は道路の区間に係る通行禁止等が行われた場合は、当該車両を速やかに当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動すること。
 - イ 当該道路の区間以外又は道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両を道路の左側端に沿って駐車するなど緊急車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。
 - ウ 警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

4 道路啓開

(1) 緊急啓開道路の把握と優先順位の決定

ア 緊急啓開道路の情報収集

緊急啓開道路（緊急輸送道路）に指定された路線の各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等の情報収集を行い把握する。

また、町は、緊急輸送道路の状況について情報提供を行うなど、各道路管理者の情報収集に協力する。

イ 緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）との連携

中国地方整備局は、必要に応じて緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被災地へのアクセス確保、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、施設・設備の応急復旧活動に関して県、町等が行う活動に対する支援を実施する。

救助・救急活動を実施する警察・消防・自衛隊等の部隊は、派遣された緊急災害対策派遣隊（T E C – F O R C E）が災害現場において活動を実施する場合には、必要に応じて、合同調整所等を活用させ、当該派遣隊との間で、情報共有及び活動調整、相互協力を実施する。

ウ 優先順位の決定

各道路管理者は、啓開が必要な緊急輸送路線等が多数発生した場合は、重要度を考慮し、優先順位を決めて道路啓開を実施する。

(2) 道路啓開作業の実施

ア 啓開資機材等の確保

中国地方整備局、県及び市町村は、あらかじめ整備していた資機材及び建設業協会等との協定の締結等により確保した人員及び資機材等を活用し、道路啓開を的確、迅速に行う。

イ 啓開作業

道路啓開に当たっては、関係機関等が有機的かつ迅速な協力体制をもって実施する。国、県、町び各道路管理者等は、所管する緊急輸送道路の被害状況、道路上の障害物の状況を各関係機関と協力して速やかに調査し、緊急性に応じて啓開作業を実施する。

なお、道路啓開に当たっては、以下の事項に留意する。

(ア)道路啓開は原則として第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路（本章第12節「緊急輸送」参照。）の順で行うが、災害の規模や道路の被災状況に応じ、啓開すべき道路を決定する。

(イ)警察、自衛隊、消防本部等と協議し、人命救助を最優先させた道路啓開を行う。

(ウ)道路啓開に際しては、2車線の確保を原則とするが、やむを得ない場合には1車線とし、適当な箇所に車両の交差・離合できる待避所を設ける。

(エ)道路上の破損、倒壊等による障害物の除去については、警察、自衛隊、消防本部及び占用工作物管理者等の協力を得て行い、交通確保に努める。

(オ)啓開作業時は、あらかじめ立案しておいた調達計画により、競合する部分を各道路管理者等と調整した上で、重複等のないように調達する。

(カ)道路啓開及び応急復旧に当たっては、公安委員会又は警察署長の行う交通規制との調整を図る。

(キ)道路啓開で発生した土砂・流木や災害廃棄物等の仮置き場等について、関係機関との調整を行う。

(ク)中国地方整備局は、被害を受けた道路の状況を速やかに把握するため、パトロールカーによる巡回を実施するとともに、道路モニター等からの道路情報の収集に努め、これらの情報を基に啓開作業を実施する。

(ケ)西日本高速道路株式会社は、災害の規模その他の状況に応じ、速やかに啓開作業を実施する。

5 緊急通行車両の確認等

町長は、知事又は公安委員会に対し緊急通行車両の申し出をし、確認標章及び緊急通行車両確認証明書の交付を受ける。

第 号		年 月 日
緊急通行車両確認証明書		
知 事④ 公安委員会④		
番号標に表示さ れている番号		
車両の用途（緊 急輸送を行う車 両にあっては、 輸送人員又は品 名）		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		



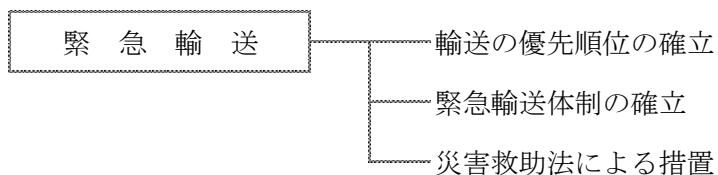
- 備考
- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

備考：用紙は、日本工業規格A5とする。

第12節 緊急輸送

緊急輸送の実施に当たっては、住民の生命の安全を確保するための輸送を最優先に行うことを中心とし、被災者の避難及び災害応急対策等の実施に必要な要員及び物資の輸送を応急復旧の各段階に応じて迅速、的確に行う。

施策体系図



1 輸送の優先順位の確立

(1) 緊急輸送の実施責任者

緊急輸送の実施者は次のとおりとする。

輸送対象	実施責任者	輸送に当たっての配慮事項
被災者の輸送	町長	(1) 人命の安全 (2) 被害の拡大防止 (3) 災害応急対策の円滑な実施
災害応急対策及び災害救助を実施する必要な要員及び物資の輸送	災害応急対策を実施すべき責任を有する機関の長	

(2) 緊急輸送の対象

緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、①人命の安全②被害の拡大防止③災害応急対策の円滑な実施に配慮して推進し、原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階 警戒避難期	○救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資 ○消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資 ○政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な要員・物資等 ○後方医療機関へ搬送する負傷者等 ○緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
第2段階 事態安定期	○第1段階の続行 ○食料、飲料水等生命の維持に必要な物資 ○傷病者及び被災者の被災地外への輸送 ○輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
第3段階 復旧期	○第2段階の続行 ○災害復旧に必要な人員及び物資 ○生活必需品

2 緊急輸送手段の確保

(1) 緊急輸送手段

緊急輸送は次の手段のうち最も適切なものによる。

輸送手段	輸送力の確保等	関係連絡先
自動車	<p>(1) 確保順位</p> <p>ア 応急対策実施機関所有の車両等</p> <p>イ 公共的団体の車両等</p> <p>ウ 貨物自動車運送事業者等の営業用車両</p> <p>エ その他の自家用車両等</p> <p>(2) 災害応急対策実施機関所有の車両及び公共的団体の車両等で不足を生ずるときは、県トラック協会等に対し、貨物自動車運送事業者の保有する営業用車両等の応援要請をする。</p>	<p>協力先 県トラック協会 (電話 0852-21-4272) 一畑バス株式会社 (電話 0852-20-5200) 石見交通株式会社 (電話 0856-22-1100)</p>
航空機	<p>災害応急対策実施機関の長は、一般交通途絶等に伴い緊急に航空機による輸送が必要なときは、県(防災部防災危機管理課 電話 0852-22-5885)に輸送条件を明示して航空機輸送の要請をする。</p> <p>県は直ちに第八管区海上保安本部及び自衛隊の機関に航空機の出動、派遣を要請する。</p>	<p>第八管区海上保安本部 (電話 0773-76-4100) 本章第5節「自衛隊の災害派遣体制」参照。</p>

(2) 輸送条件

災害応急対策実施機関の長は、車両、船舶等の調達を必要とするときは、次の事項を明示して要請する。

- ・輸送を必要とする人員又は物資の品名、数量（重量を含む）
- ・輸送を必要とする区間
- ・輸送の予定日時
- ・その他必要な事項

(3) 強制確保

ア 輸送命令等による方法

県は、災害時輸送手段の確保が著しく困難になったときは、中国運輸局による災害時ににおける自動車応援手配及び自動車運送業者に対する輸送命令等の緊急措置を要請する。

イ 従事命令等による方法

県は、災害救助法及び災害対策基本法に基づく知事の従事命令により、自動車運送業者及びその従業者に対して輸送業務への従事を命令し、輸送手段、輸送人員等を確保する。

(4) 費用の基準及び支払い

輸送業者による輸送あるいは車両等の借上げは、国土交通省の認可及び届出を受けている料金による。

なお、自家用車の借上げについては、借上げ謝金（運転手付等）として輸送実費を下らない範囲内で所有者と応急対策実施機関との協議によって定める。ただし、官公署及び公共的機関所有の車両使用については、燃料費相当（運転手雇い上げのときは賃金）程度の費用とする。輸送費あるいは借上げ料の請求に当たっては、債権者は輸送明細書を請求書に添付して要請機関の長に提出する。

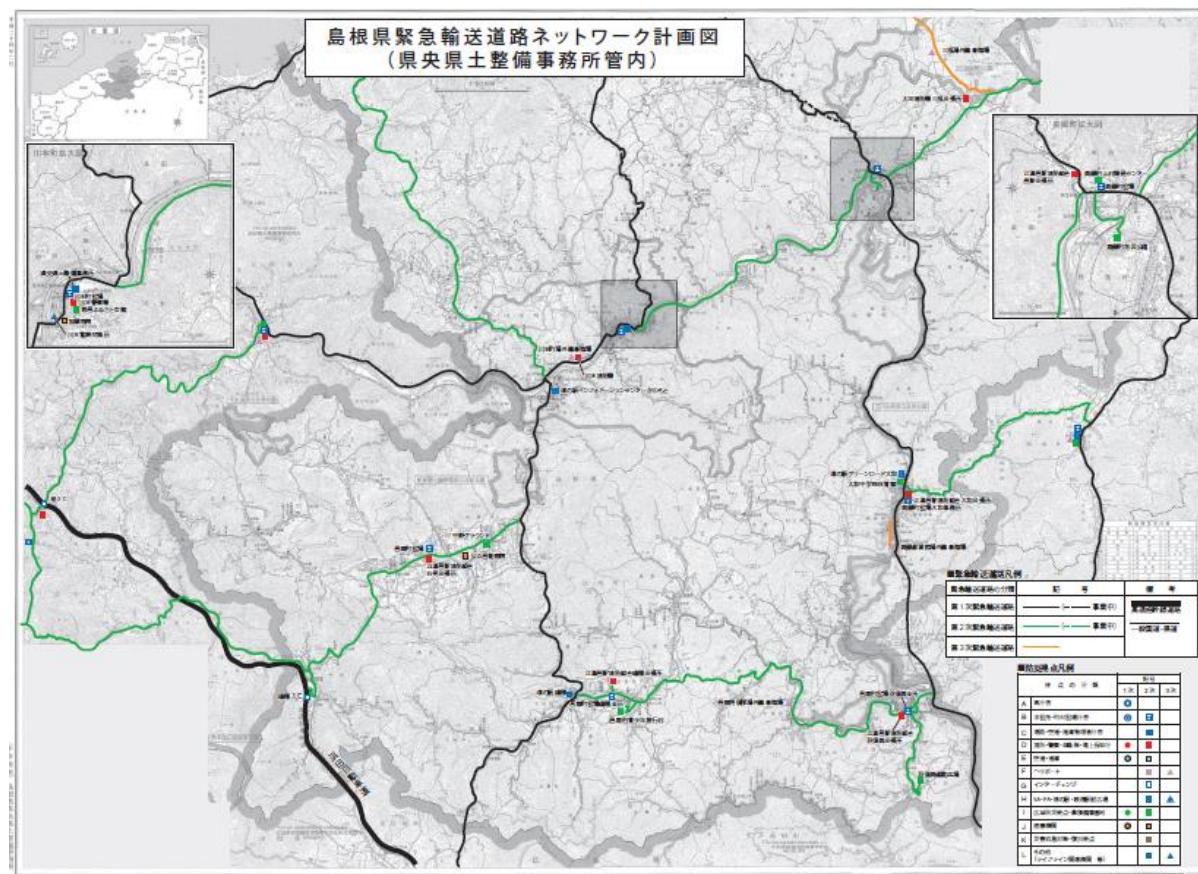
(5) 緊急輸送のための燃料の確保

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁及び関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

3 緊急輸送道路及び輸送拠点等の確保

(1) 緊急輸送道路の確保

区分	緊急輸送道路の内容
第1次 緊急輸送道路	県内及び隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路。 東西、南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と1次拠点を連絡する路線を設定する
第2次 緊急輸送道路	県内市町村相互の連携の確保及び第1次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路。 第1次緊急輸送道路と2次拠点を連絡する路線を設定する。また、第1次緊急輸送道路を補完する路線を設定する。
第3次 緊急輸送道路	第1次及び第2次緊急輸送道路と3次拠点を連絡する路線を設定する。



(2) 緊急輸送拠点の確保

重要な防災上の拠点や各種輸送拠点、緊急輸送時における救援物資等の備蓄・集積拠点の被害状況を速やかに把握し、必要な拠点を確保する。

拠点の種類	内容
県庁、市町村役場その他 防災関係機関の所在地	<ul style="list-style-type: none"> ・県庁〔第1次〕、地方機関〔第2次〕 ・市町村役場〔第1次〕～〔第2次〕、市町村支所〔第2次〕 ・防災関係機関の所在地〔第2次〕～〔第3次〕
市町村物資集積予定地	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村物資集積予定地〔第2次〕
道路空間を利用した防災 拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・インターチェンジ等〔第2次〕 ・道の駅〔第2次〕
災害医療拠点	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹災害拠点病院（県立中央病院）〔第1次〕 ・地域災害拠点病院（松江赤十字病院、雲南市立病院、島根大学医学部附属病院、大田市立病院、島根県済生会江津総合病院、浜田医療センター、益田赤十字病院、隠岐広域連合立隠岐病院、松江市立病院）〔第2次〕 ・救急告示病院〔第2次〕 ・島根県赤十字血液センター〔第2次〕

※ [第1次] 第1次緊急輸送道路に接続する防災拠点

[第2次] 第2次緊急輸送道路に接続する防災拠点

[第3次] 第3次緊急輸送道路に接続する防災拠点

(3) 輸送拠点の開設

県は、広域防災拠点を、被災市町村は地域内輸送拠点を速やかに開設し、各指定避難所までの輸送体制を確保する。

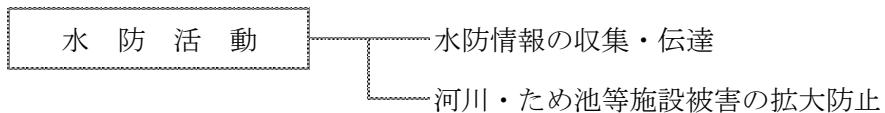
(4) 関係機関及び住民等への周知

災害時において実施責任者は、緊急輸送道路、輸送拠点、救援物資等の備蓄・集積拠点等について、警察・消防等の関係機関及び住民等へ報道機関等を通じて周知する。

第13節 水防活動

町は、防災関係機関と連携し、異常降雨等に伴う洪水等の災害に対して、水防上必要な警戒活動、広報活動、応急復旧活動を適切に実施し、浸水等の被害の拡大防止に努める。

施策体系図



1 水防情報の収集・伝達

- (1) 本章第2節「災害情報の収集伝達」により気象注意報・警報等を受信するほか、総合防災情報システム、インターネット（国土交通省ホームページ）及び携帯電話（島根県川の防災情報）等により雨量・河川水位の観測値を監視するとともに、関係機関に伝達する。洪水予報伝達系統図及び水防警報については、川本町水防計画参照。
- (2) 危険な箇所や二次災害につながるおそれのある河川施設やため池等の監視、警戒を行い、洪水、氾濫危険の把握に努める。
- (3) 浸水想定区域内における地下街等や要配慮者利用施設、条例で定めるところによる大規模な工場その他の施設については避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。また次により洪水予報、水位到達情報を伝達するものとする。
 - ①防災行政無線
 - ②電話連絡

2 河川・ため池等施設被害の拡大防止

町は、河川増水・浸水被害に対応するため、以下の被害拡大防止措置を講ずる。

- (1) 河川施設の損壊等による浸水防止
河川増水等による浸水被害の発生、又はそのおそれがある場合、被害の実態に応じて、浸水防止措置を講じ、二次災害を防止する。また、ダム、ため池等の洪水調節等による流量調整を行う。
- (2) 河川堤防の決壊等による出水防止措置
河川堤防の損壊・亀裂が入るなど被害が生じた場合は、被害実態に応じた出水防止措置を講ずる。
- (3) 河川施設の早期復旧

そのまま、放置すれば二次災害につながるおそれのある河川施設については、関係業者等を手配するなど早急に応急復旧措置を講じ、被害の拡大防止を図る。

(4) その他の水防活動の実施

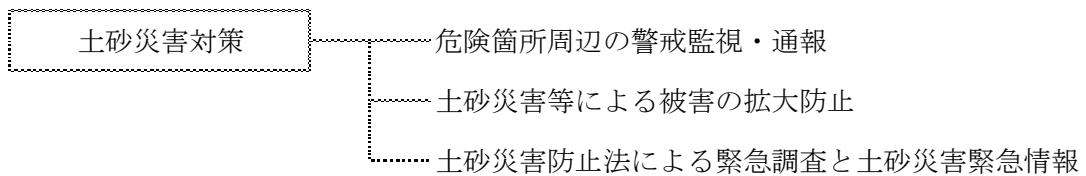
上記のほか、河川災害の防止のため、以下の水防活動を実施する。

- ア 出動・監視・警戒及び水防作業
- イ 通信連絡及び輸送
- ウ 避難のための立ち退き指示
- エ 水防報告と水防記録
- オ その他

第14節 土砂災害対策

風水害時において、土砂災害の発生が予想される場合、降雨等の情報を把握し、必要な体制を確立し、土砂災害を防止するため危険箇所等の巡視・警戒活動を実施する。

施策体系図



1 危険箇所周辺の警戒監視・通報

(1) 土砂災害発生前

土砂災害の発生の兆候が認められるなどの実態が把握された場合、その地区的警戒監視体制を強化し、土砂災害防止対策の早期実施に努める。

(2) 土砂災害発生後

急傾斜地崩壊危険箇所等における斜面崩壊、土石流危険渓流等における土石流及び地すべり危険箇所等における地すべり等により土砂災害が発生した地区がある場合、その被害実態の早期把握に努める。

また、二次災害の発生に対処するため、降雨等の気象状況の十分な把握に努め、崩壊面、周辺斜面及び堆積土砂等について、安全に留意し監視を実施する。

2 土砂災害等による被害の拡大防止

(1) 土砂災害の防止措置

土砂災害の生じた地区において、降雨継続等により引き続きがけ崩れや土石流、地すべり等が懸念される場合、町及び各施設管理者は、崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置等応急的な再崩壊防止措置を講ずる。

また、**土砂災害の発生した地域において、民生安定上放置し難く、採択基準に合致するものは、災害関連緊急事業等において緊急に砂防施設等の整備を行う。**

特に、**土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施する。**

(2) 警戒避難体制の確立

ア 情報の指示・伝達

土砂災害の発生が予想される場合は、住民、ライフライン関係者、交通機関関係者等に

対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行う。特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、個別伝達等により最優先で伝達する。

イ 警戒区域の設定

土砂災害の危険が解消されない場合は、当該危険区域に警戒区域を設定し、関係住民の出入りを制限し、必要に応じ関係地域住民の避難措置を実施する。

ウ 専門家等の派遣による支援

町は県の協力を得て、警戒・監視活動を実施する。また、必要に応じて、アドバイザー制度^{*1}を活用するほか、砂防ボランティア^{*2}山地防災ヘルパー^{*3}、島根県農村灾害ボランティア^{*4}等の派遣要請を行う。

エ 避難誘導

本章第7節「避難活動」を参照

* 1 アドバイザー制度：国において創設した砂防の専門家による助言組織であり、土砂災害等の発生が予想される事態において活用することを目的としている制度。

* 2 砂防ボランティア：平成8年に設立された島根県砂防ボランティア協会に登録されているボランティアをいう。風水害時に急傾斜地崩壊や地すべり等砂防の専門的な知識を活用し、危険箇所を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

* 3 山地防災ヘルパー：平成18年に設立された島根県山地防砂ヘルパー協議会に登録されているボランティアをいう。風水害時に山腹崩壊や地すべり等治山の専門的知識を活用し、山地災害危険地区や防災施設を点検した結果を市町村等の警戒避難活動に役立てようとするもの。

* 4 島根県農村灾害ボランティア：平成17年に島根県における農地・農業用施設等の災害について、未然防止及び災害時の支援等、市町村の防災・災害活動に無償で協力することを目的として発足したものをいう。

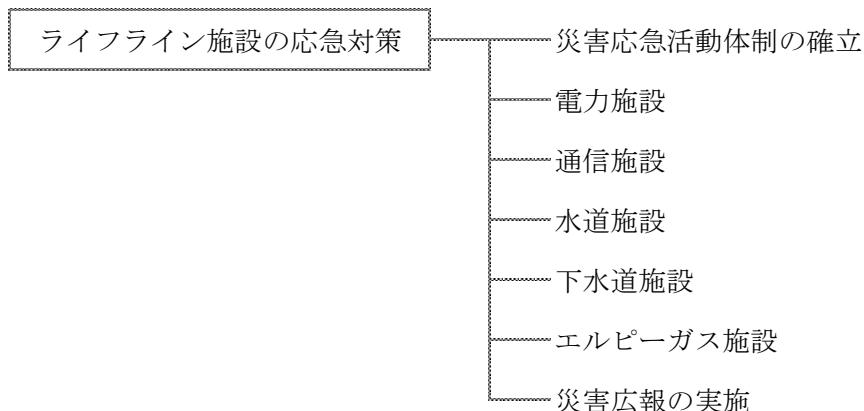
3 土砂災害防止法による緊急調査と土砂災害緊急情報

国土交通省中国地方整備局は、河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って、重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い、町が適切に住民の避難勧告等の判断を行えるよう土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

第15節 ライフライン施設の応急対策

ライフラインの復旧は、他機関の復旧作業や民生安定に大きな影響を及ぼすことから、各ライフライン事業者等は、災害発生時において被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、機動力を発揮して応急復旧に努める。なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努める。

施策体系図



1 災害応急活動体制の確立

ライフライン施設災害が発生した場合、町、県及びライフライン施設管理者等は、相互連携のうえ一致協力して災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報を基に、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

2 電力施設

町は、中国電力(株)の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

3 通信施設

町は、NTT西日本(株)等の行う応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

4 水道施設

町は、水道施設について、迅速な応急復旧対策の実施に努める。

(1) 給水の応急復旧

住民の生活用水確保のため、送配水幹線、給水拠点までの流れを優先して復旧する。次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧し、配水調整によって段階的に断水区域を解消しながら速やかな正常給水を図る。

(2) 資機材等の調達

必要な応急復旧資機材については、備蓄資機材で対応するが、必要に応じて、工事業者への調達依頼により確保を図る。

5 下水道施設

町管理の下水道施設について、被害状況を速やかに把握して、施設の応急復旧に努める。

(1) 管 渠

下水管渠の被害に対し、汚水の疎通に支障のないように応急措置を講じ、排水の万全を期する。

(2) ポンプ場及び処理場

停電のためポンプ場及び処理場の機能が停止した場合、自家発電装置によって排水不能事態が起こらないようにする。

6 エルピーガス施設

町は、エルピーガス販売事業者の行う次の応急復旧対策に、必要に応じ協力する。

(1) 被害状況の把握

(2) 二次災害の防止

(3) エルピーガス設備の総点検の実施と早期安全供給の開始

(4) 防災関係機関への通報

(5) 従業員及び住民に対する人命安全措置

7 災害広報の実施

(1) 情報発信活動

ア 各種情報の収集・整理

町は、関係機関との情報交換を密にし、災害対策に関する各種情報を収集・整理する。

この場合には、情報収集系統に混乱が生じないように留意する。

また、災害発生初期には、不正確な情報が伝達されている可能性があるため、できる限り正確な情報の収集に努める。

イ 情報発信

災害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、医療機関等の情報、それぞれの機関が講じている対策に関する情報、交通規制等ニーズに応じた情報をインターネットホームページ、広報紙、報道機関への報道依頼等を通じて適切に提供する。

なお、町、県、指定行政機関、公共機関、ライフライン施設管理者は、情報の公表あるいは広報活動の際、その内容について、相互に連絡をとりあうものとする。

(2) 関係者等からの問い合わせに対する対応

災害発生初期には、利用者からの問い合わせや報道機関等からの取材等が集中する可能性がある。このため、問い合わせのための体制を確立し、広報部門での対応のほか、各部門での広報責任者を明確にすることにより、適切に対応できるよう努める。

問い合わせ先一覧

種 別	機 関	連 絡 先
電 気	中国電力(株)浜田営業所(お客様サービス課)	0855-22-8612
L P ガス	エルピーガス協会 各エルピーガス販売事業者	0852-21-9716 各エルピーガス販売事業者
水 道	県(薬事衛生課) 町(地域整備課)	0852-22-5263 0855-72-0637
IP 告知放送	NTT西日本IPサポート 町(まちづくり推進課)	0120-248-995 0855-72-0634
下水道	県(下水道推進課) 町(地域整備課)	0852-22-6580 0855-72-0637
電話	NTT西日本島根支店 企画総務部総務担当 (株)NTTドコモ中国支社 島根支店販売企画担当 KDDI(株)a u 島根支店	0852-22-8205 0852-25-6186 0852-26-9550

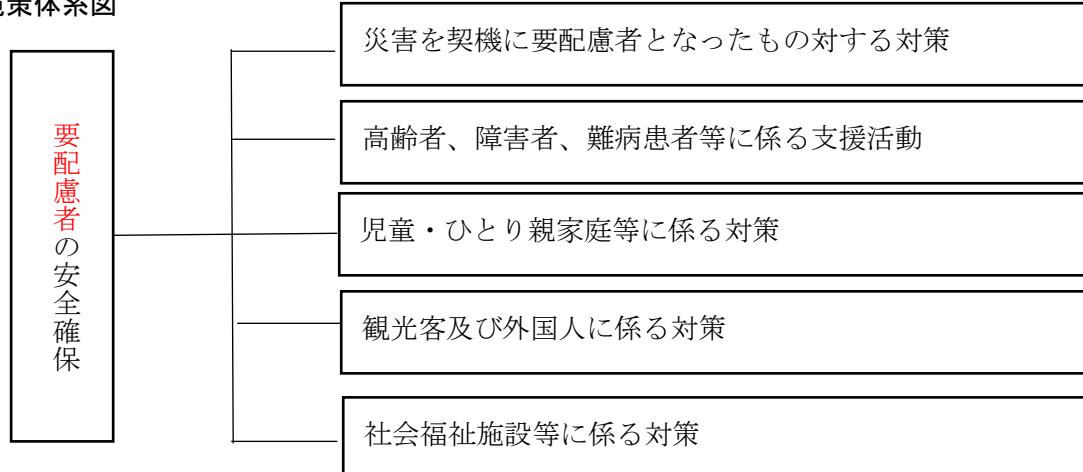
第16節 要配慮者の安全確保

災害時においては、高齢者、病弱者(難病患者を含む。)、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦、観光客・旅行者、外国人等のいわゆる「要配慮者」は、行動等に制約があり、迅速・的確な行動が取りにくく、自力による危険回避活動や避難行動に困難を伴うことが多く、被災しやすい。

特に災害を契機に新たに要配慮者となったものについては、早急にその実態の把握が必要となる。

このため、要配慮者に対し、安全確保や個々人の心身の健康状態、ニーズ等に特段の配慮を行い、地域住民等とも連携をとりながらきめ細かな各種支援対策を積極的に推進し、要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

施策体系図



1 要配慮者に対する対策

災害発生時には、平常時から福祉サービスの提供を受けている者に加え、災害を契機に新たに要配慮者となる者が発生することから、これら要配慮者に対し、時間の経過に沿って、各段階におけるニーズに合わせ、的確なサービスの提供等を行っていくことが重要である。

このため、町は以下の点に留意しながら要配慮者対策を実施する。

(1) 町において把握している要配慮者や新たに発生した要配慮者については、当該要配慮者の同意を得て、状況に応じて以下の措置をとる。

- ア 地域住民等と協力して避難所へ移送する。
- イ 必要に応じ社会福祉施設等への緊急入所を行う。
- ウ 居宅における生活が可能な場合にあっては、在宅福祉ニーズの把握を行う。

(2) 要配慮者に対するホームヘルパー等の派遣、補装具の提供等の福祉サービスの提供を発災1週間を目処に組織的・継続的に開始できるようにする。そのため、発災後2～3日目から、すべての避難所を対象として要配慮者の把握調査を開始する。

2 社会福祉施設等に係る対策

(1) 入所者・利用者の安全確保

ア 町内の社会福祉施設等の管理者は、あらかじめ定めた避難誘導方法に従い、速やかに入所者・利用者の安全を確保する。（本章第7節「避難活動」参照）

イ 町は、県の協力を得て、個々の入所者・利用者のニーズに応じた医療施設及び社会福祉施設等の受入先を確保し、施設入所者の移送を援助する。

また、援護の必要性の高い被災者については、優先的に被災地に隣接する地域の社会福祉施設に入所させる。

ウ ライフラインの復旧までの間、施設管理者は、各施設で備蓄している水、食料、生活必需品等を入所者に配布するなどの対応をとるものとする。ただし、それらが不足する場合は、町及び県に応援を要請する。

エ 保育所等については、児童の安全を確保した後は、保護者等へ連絡をし、引き渡し場所の安全確認を行った上で児童を引き渡す。

3 高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策

町は、避難所や在宅の一般の要配慮者対策に加え、以下の点に留意しながら高齢者、障がい者、難病患者等に係る対策を実施する。

町は、災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を整備し、災害発生時に効果的に利用することで、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるよう努めるものとする。

- (1) 被災した高齢者、障がい者、難病患者等の迅速な把握を行う。
- (2) 防災行政無線、掲示板、広報紙、インターネット、ファクシミリ等を活用し、被災した高齢者、障がい者、難病患者等に対して、食料、飲料水、燃料等生活必需品の配布や利用可能な施設及びサービスに関する情報等の提供を行う。
- (3) 避難所等において、高齢者、障がい者、難病患者等に配慮した食事を工夫する。
- (4) 避難所等において、被災した高齢者及び障がい者の生活に必要な車いす、障がい者用携帯便器、おむつ等の物資やガイドヘルパー・福祉施設職員等の応援体制、手話通訳者等のニーズを把握する相談体制を確立するとともに、それらの物資の調達及び人材の派遣を迅速に行う。
- (5) 避難所や在宅の高齢者及び障がい者に対しニーズの調査を行い、ホームヘルパーの派遣や施設への緊急入所等必要な措置を講ずる。
- (6) 緊急入所には至らないが一般の避難所での生活が困難な避難行動要支援者を収容するため、福祉避難所の開設や、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を避難場所として借り上げる等、多様な避難場所の確保に努める。
- (7) 要配慮者が避難後に命の危険にさらされる事態を防ぐため、防災、医療、保健、福祉等の各専門分野が連携した支援方策を図る。

4 児童・ひとり親家庭等に係る対策

(1) 要保護児童の援護

町は、次の方法等により、被災による孤児、遺児等の要保護児童の発見、把握及び援護を行う。

ア 避難所において、児童福祉施設から避難してきた児童、保護者の疾患等により発生する要保護児童の実態を把握し、避難所の責任者等を通じ、町に対し通報がなされるような体制を確立する。

イ 住民基本台帳の犠牲者の確認や住民からの通報等を活用し、孤児、遺児を速やかに発見するとともに、その実態把握を行う。

ウ 町は、避難児童及び孤児、遺児等の要保護児童の実態を把握し、その情報を親族等に提供する。

(2) 児童のメンタルヘルスの実施

被災児童の精神的不安定に対応するため、県の協力を得てメンタルヘルスケアを実施する。

(3) 児童の保護等のための情報伝達

町は、被災者に対し、防災行政無線、掲示板、広報紙等の活用、報道機関の協力、インターネットの活用により、要保護児童を発見した際の保護及び児童相談所等に対する通報への協力を呼びかけるとともに、利用可能な児童福祉サービスの状況、児童福祉施設の被災状況及び復旧状況等について的確な情報提供を行う。

(4) ひとり親家庭等の支援

町は被災した母子家庭、寡婦、父子家庭の迅速な把握を行い、生活必需品やサービスの情報や利用可能な施設等の情報の提供を行う。

また、中学生までの児童を養育するための手当の給付に関する情報提供に努める。

5 観光客及び外国人に係る対策

(1) 観光客の安全確保

旅館等の観光施設管理者は、災害時には的確に観光客の避難誘導を行い、安全確保に努める。（本章第7節「避難活動」参照）

また、町（消防本部を含む。）は、道路損壊等により孤立した観光客等の救出、移送活動について、関係機関と連携を図り迅速かつ的確に行う。

(2) 外国人の安全確保

ア 外国人への情報提供

町は、県の協力を得て、ライフライン等の復旧状況、食料・飲料水・燃料等生活必需品の配布、避難所、医療、ごみ、入浴等の生活や災害に関する情報を「**やさしい日本語**」**や英語**等の多言語による携帯メールマガジン、パンフレット等により、外国人への情報提供を行う。

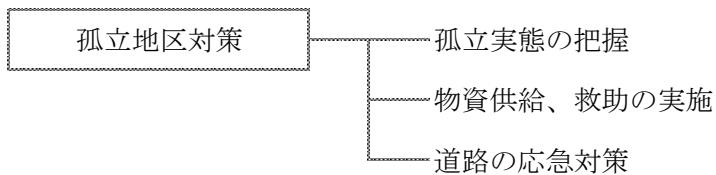
イ 相談窓口の開設

町は、県の協力を得て、外国人を対象とした相談窓口を設け、安否確認や生活相談等を行う。この場合、(公財)しまね国際センター等を介して通訳ボランティアの配置に努める。

第17節 孤立地区対策

大規模な風水害時に土砂崩れ等で孤立が予想される地区については、孤立の有無を確認するとともに被害状況の早期把握に努め、応急対策を実施する。

施策体系図



1 孤立実態の把握

(1) 孤立実態の把握

通信手段が途絶した孤立地区においては、負傷者の発生等に係る緊急の情報が伝達できず、人命が危険にさらされるおそれがあることから、町は住民等と連絡を取り被害状況の把握を行う。

また、必要に応じて防災ヘリコプターの出動を要請し、孤立地区のヘリテレ映像の入手に努める。

(2) 通信手段の確保

町防災行政無線、衛星携帯電話、アマチュア無線の活用等あらゆる方法により情報伝達手段の確保に努めるものとする。また、必要に応じ職員の派遣、消防団や自主防災組織等人力による情報伝達も行う。

2 物資供給、救助の実施

(1) 救助の実施

災害発生時には人命の救助を最優先とした活動を行うこととし、負傷者、病人等に対してはヘリコプターを活用し、迅速な救急・救助活動を実施する。

(2) 物資の供給

アクセス道路の復旧までの間は、孤立地区住民の生活維持のためヘリコプターを効率的に活用して、食料品をはじめとする燃料等生活必需品の輸送を実施するほか、二輪車の活用、不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

(3) 集団避難の実施

人的被害の発生状況、家屋の被災状況、備蓄の状況等の情報に基づいて、自立可能かどうかを判断した上で、必要に応じた集団避難を勧告あるいは指示する。

3 道路の応急対策

町は県及び関係機関と連携し、道路の被災情報を速やかに収集・共有し、避難路及び緊急物資等の輸送路を確保するため、優先度に応じ開閉・復旧すべき被災箇所への迅速な対応を行う。

第18節 飲料水の供給

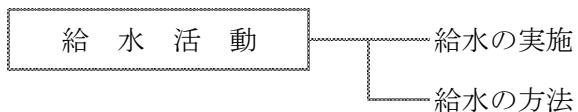
災害時には、ライフラインが被災し、断水や水の汚染により、復旧までの間、飲料水等の確保が困難となるほか、医療機関等では、緊急医療に必要な水の確保が重要となる。

また、避難所において応急給水の需要が高まることが予想される。

このため、緊急性度、重要度を考慮した給水体制をとるとともに、早急に給水手段を確保し、被災者に給水する。

ただし、被災市町村において実施できないときは、協力要請に基づいて隣接市町村が実施する。指定避難所や病院など災害時に特に優先的に給水が確保される必要のある箇所については、事前に把握し、災害発生後の速やかな給水の確保を図る必要がある。

施策体系図



1 給水の実施

(1) 被災者に対する給水

ア 応急給水等を実施するため、災害の態様に応じて給水班を編成し、応急措置、復旧作業及び被災者の救援活動を実施する。

イ 情報の収集

町は、次の情報を収集し、被災者に対する給水の必要性を判断する。

(ア) 被災者や避難所の状況

(イ) 医療機関、社会福祉施設等の状況

(ウ) 通水状況

(エ) 飲料水の汚染状況

ウ 給水活動

給水施設の被災状況を把握し、次のような方法により給水活動を実施する。

(ア) 給水の対象

災害のため飲料水が枯渇し、又は汚染して現に飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(イ) 給水方法の選択

給水の方法は、配水池で行う「拠点給水」あるいは給水車等で輸送する「運搬給水」

を原則とし、その選択は被害の程度、内容等により臨機に対応する。

(ウ) 水質の確認

災害により給水する水の汚染が想定される場合又は遊休井戸等を活用する場合等は、直ちに水質検査により安全性を確認する。なお、必要に応じ、県（保健所）に協力を求める。

エ 広報

給水場所、給水方法、給水時間等について、防災行政無線、広報車等によりきめ細かく住民に広報する。

なお、飲用井戸等を使用する住民に対しては、煮沸飲用及び水質検査を指導する。

オ 医療機関、社会福祉施設等の対応

医療機関、社会福祉施設等については、臨時の活動班を編成するなどして、迅速・的確な対応を図る。

カ 要員の確保

災害時の応急給水活動は、広範囲にわたる場合があり、迅速に要員を確保する。

また、自力で給水を受けることが困難な要配慮者を支援するため、ボランティアとの連携を可能な限り図る。

キ 給水基準

被災地における最低給水量は、一人1日20ℓを目安とするが、状況に応じ給水量を増減する（被災直後は、生命維持のための量（一人1日3ℓ）とするなど）。

ク 応援要請

激甚災害等のため町のみでは最低必要量の水を確保できない場合あるいは給水資機材が不足するなど給水の実施が困難な場合には、近隣市町又は県、関係機関に速やかに応援を要請する。

(2) 災害救助法に基づく措置

災害救助法を適用した場合の措置は、本章第6節「災害救助法の適用」による。

ア 対象

災害のために現に飲料水を得ることができない者

イ 支出できる費用

(ア) 水の購入費

(イ) 給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費、燃料費

(ウ) 薬品及び資材費

ウ 期間

災害発生の日から7日以内

2 給水の方法

給水方法	内容
配水池・浄水池・調整池等での拠点給水	住民が容易に受水できる仮設給水栓を設置する。
耐震性貯水槽等での拠点給水	耐震性貯水槽等が整備されている場合は、仮設給水栓を設置し有効利用を図る。
給水車、給水タンク、ポリ容器等での運搬給水	(1) 避難所等への応急給水は、原則として町が実施するが、実施が困難な場合は、応援要請等により行う。 (2) 医療機関、社会福祉施設及び救護所等への給水については、他に優先して給水車等で行う。
水の缶詰、ペットボトル等による応急給水	必要に応じ、備蓄飲料水の放出又は製造業者等に提供を要請依頼することにより配給する。

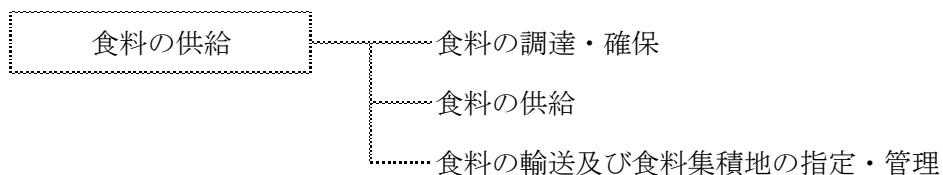
第19節 食料の供給

災害時には、住居の浸水や焼失及びライフラインの途絶等により、食料の確保が困難な状況となり、一部では、その状態が長期化するおそれがある。

このため、町は関係機関と連携して、被災者の食生活を保護するため食料等の応急供給を行うとともに、炊き出し等を実施する。

なお、要配慮者のニーズやアレルギー対応等に配慮するものとする。

施策体系図



1 食料の調達・確保

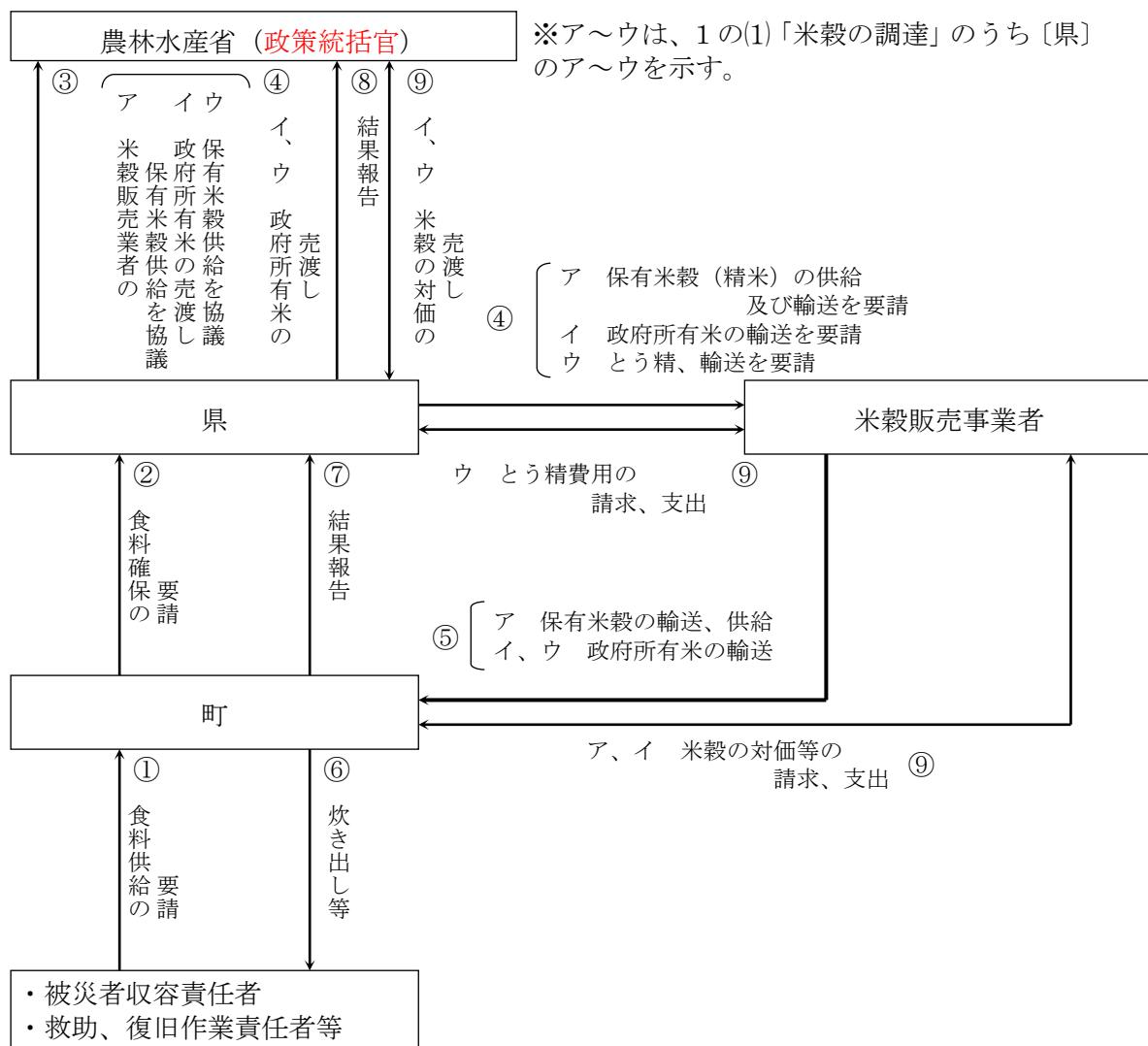
(1) 米穀の調達

〔県の体制〕

ア 県は、災害時において広域的な見地から県が行う備蓄食料により町の備蓄食料を補完する。食料の確保が必要であると認めた場合には、町の要請に基づき農林水産省（政策統括官付農産企画課）と協議の上、米穀販売事業者に対し保有米穀の供給を要請する。

イ 県は、米穀販売事業者の保有米穀で不足すると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）に対し、政府所有米の売り渡しを要請する。

ウ 県は、災害救助法が適用された場合において、災害救助用米穀として政府保有米の直接売却を受けることが適当であると認めた場合は、農林水産省（政策統括官付貿易業務課）と協議の上、他県からの応援を求めるほか、政府保有米の直接購入を行い、町に対し米穀の供給を行う。



(2) その他の食品等の調達

町は、被害の状況等から必要と認めたときは、供給する食料品等の品目及び数量を決定して調達を実施する。ただし、JA島根島根おおち地区本部等の町内関係業者が被害を受けた場合は、知事又は近隣市町長に対し調達を依頼する。

2 食料の供給

(1) 供給対象者

- ア 避難所等に受け入れた者
- イ 住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって炊事のできない者
- ウ 被災地から一時縁故先に避難する者及び旅行者等で、食料品の持ち合わせのない者
- エ 被災地において救助、復旧作業等に従事する者（注：災害救助法の対象者にはならない。）

(2) 食料供給の手段・方法

- ア 被災者に対する食料の供給は、町があらかじめ定めて開設する実施場所（避難所等の適当な場所）において、災害救助法に定める基準に従って行う。

炊き出し、食料の配分及びその他の食料の供給を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む。）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

イ 被災者に対する食料の配分に当たっては、次の事項に留意する。

- (ア) 各避難所等における食料の受入れ確認及び受給の適正を図るための責任者の配置
- (イ) 住民への事前周知等による公平な配分
- (ウ) 要配慮者への優先配分
- (エ) 食料の衛生管理体制の確保

ウ 品目

- (ア) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、町及び県が備蓄食料や流通備蓄等から調達する加工食料等（乾パン、即席めん、パン、クラッカー、レトルト食品（おかゆを含む。）等）を支給する。
- (イ) 乳児に対する供給は、原則として粉ミルク及び調整粉乳とし、ほ乳瓶も併せて確保・調達する。
- (ウ) 炊き出しの体制が整った場合、原則として米飯による炊き出し等を行う（米穀の調達については「1 食料の調達・確保」を参照）とともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等の加工食品の調達についても継続して実施する。
- (エ) 米飯の炊き出しによる給食の実施に伴い、必要な梅干、つくだ煮等の副食品やみそ、食塩等の調味料等を調達し、供給する。
- (オ) 炊き出し要員が不足するときは、県又は日本赤十字社島根県支部に対し、他市町村の応援、日本赤十字奉仕団の派遣、自衛隊の災害派遣要請等を依頼するとともに、ボランティアの活用を図る。
- (カ) 生鮮食料品については、必要に応じ県に要請し、各卸売市場等からの調達や他県等の応援により確保し、供給する。
- (キ) 町が多大な被害を受けたことにより、町において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、県に対し、炊き出し等についての協力を要請する。

(3) 給食基準

ア 配布基準

被災者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として災害救助法施行細則に定めるところによる。本章第6節「災害救助法の適用」による。

なお、一人当たりの供給数量については、次の基準を参考にする。

品 目	基 準	
米 穀 等	被災者（炊き出し）	1食当たり精米換算200 g 以内
	応急供給	一人1日当たり精米400 g 以内
	災害救助従事者	1食当たり精米換算300 g 以内
乾 パ ン	1食当たり	1包（115 g 入り）
食 パ ン	1食当たり	185 g 以内
調整粉乳	乳幼児1日当たり	200 g 以内

3 食料の輸送及び食料集積地の指定・管理

- (1) 町が調達した食料の町集積地までの輸送及び町域内における食料の移動は、町が行う。
- (2) 災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園等を食料集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した食料の集配拠点とする。
なお、町は県に対し、選定した集積地を報告する。
- (3) 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から、集積地への輸送が難しい場合、県は町と協議の上、適切な場所を定めて関係業者に輸送依頼するものとする。

第20節 生活必需品の供給

災害時には、住居の浸水や焼失等により、寝具その他生活必需品等を喪失する被災者が多数発生することが考えられる。また、避難生活が長期化した場合、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料、防寒具や布団等の早急な供給が必要である。

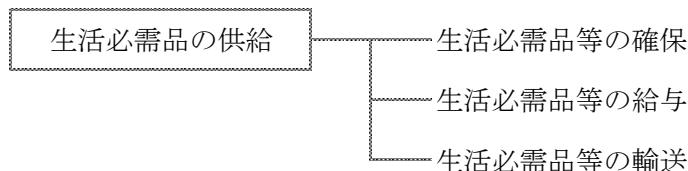
このため、衣料、寝具、燃料、その他生活必需品等、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の供給を行い、被災者の生活の安定を図る。

なお、要配慮者のニーズや、男女のニーズの違いにも配慮するものとする。

また、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水、燃料及び生活必需品等の物資の円滑な供給に十分配慮する。

このほか、在宅での避難者、応急仮設住宅として供される賃貸住宅への避難者、所在が把握できる広域避難者に対しても物資等が提供されるよう努めるものとする。

施策体系図



1 生活必需品等の確保

- (1) 災害時において、被災者への生活必需品の給（貸）付の必要があると認めた場合は、次の情報を収集し、被災者に対する給（貸）付の必要品目及び必要量の判断をする。
 - ア 被災者や避難所の状況
 - イ 医療機関、社会福祉施設の被災状況
- (2) 必要な被服、寝具、その他生活必需品等の物資について、あらかじめ定めておいた町の生活必需品等の給(貸)付に基づき、備蓄物資の放出又は関係業者等からの調達により確保する。
- (3) 状況により、町のみで対応が困難な場合には、近隣市町、県に対し、必要な物資の供給・調達を要請する。

2 生活必需品等の給与

被災者に対する生活必需品等の給（貸）与は、急場をしのぎ一時的に被災者の生活を安定させるものとする。

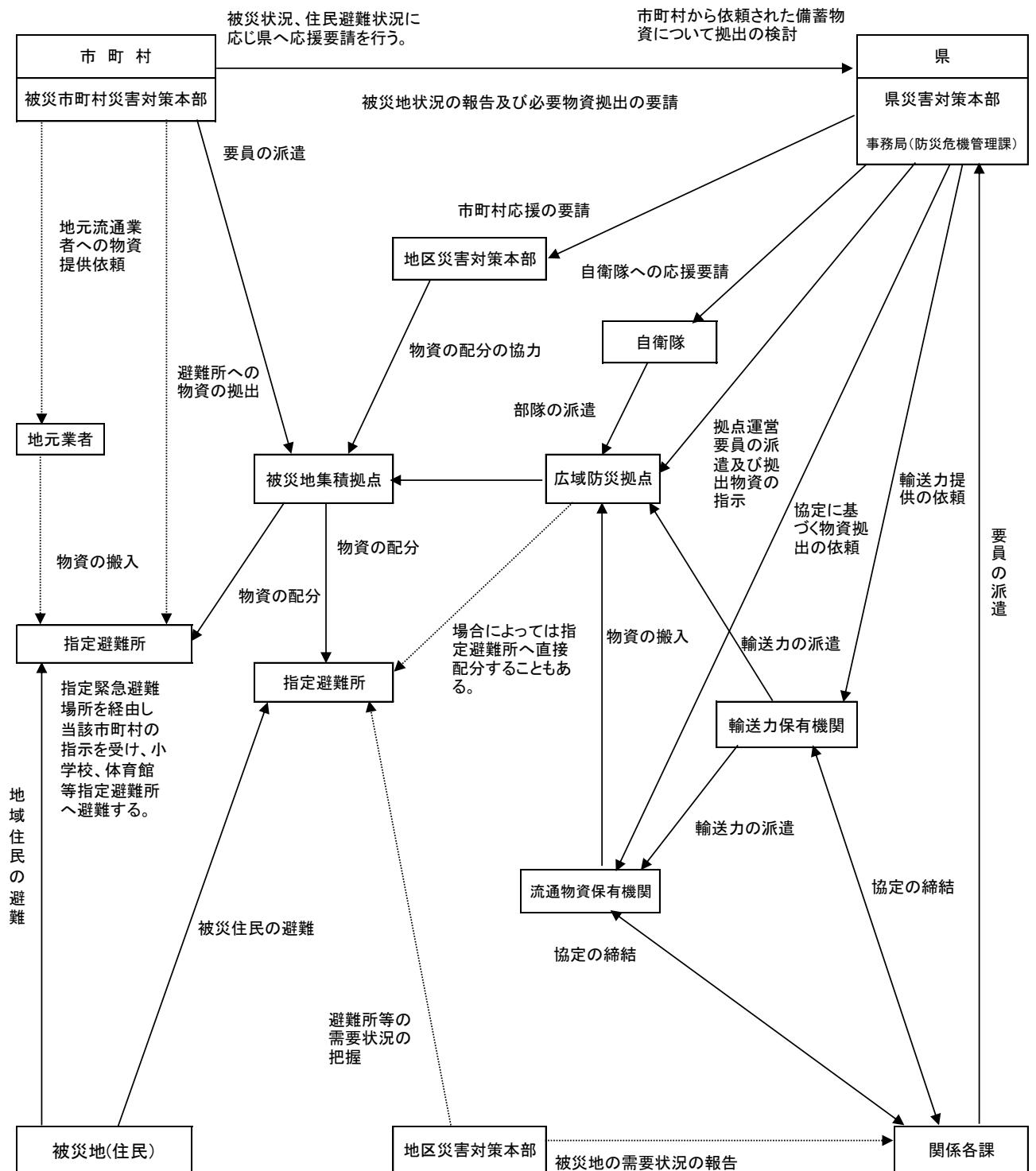
被災者への配布基準は、原則として、県災害救助法施行細則の定めるところによる（本章第6節「災害救助法の適用」参照）。

- (1) 被災者への配分方法等については、町が定める配分計画等による。
- (2) 自力で生活必需品等を受け取ることが困難な要配慮者を支援するため、又は被災者が多数発生した場合等、生活必需品の配布要員を確保するとともに、ボランティア等との連携を可能な限り図る。
- (3) 激甚災害等のため、町のみでは実施困難な場合には、県、近隣市町及び関係機関へ応援要請する。

3 生活必需品等の輸送

- (1) 県は、広域防災拠点の備蓄物資を放出する場合、町が選定する集積地等へ輸送する（救援活動チャート図参照）。
- (2) 県が調達した物資について、町が要請する集積地等までの輸送は、原則として県が調達業者等に要請して行う。
- (3) 災害の状況、輸送区間及び輸送距離の事情等から(1)、(2)により難い場合は、県は、町と協議の上、適切な場所を定め調達業者等に輸送依頼し、又は町へ供給する物資について町長に対し引取りを指示する。
- (4) 町が調達した物資の町集積地までの輸送及び町域内における物資の移動は、町が行う。
- (5) 災害時における交通及び連絡に便利な避難（場）所、公共施設、公園等を集積地として選定し、管理責任者を定め、同時に調達した物資の集配拠点とする。なお、町は県に対し、選定した集積地を報告する。
- (6) 他県等からの応援物資等は、広域防災拠点で引き継ぎ、県が町の指定する集積地等に輸送する。
- (7) 県が輸送を実施する場合は、県有車両及び輸送業者等から確保した輸送手段（輸送力提供依頼等）により実施する。

広域防災拠点における救援活動チャート図



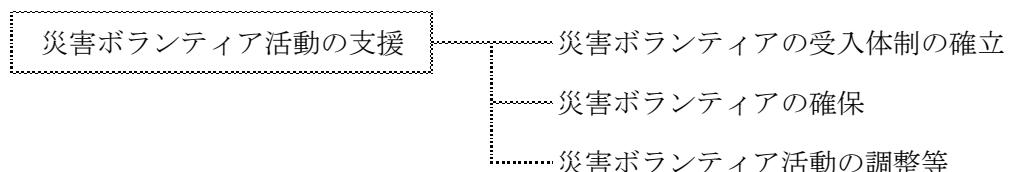
県庁関係各課においては関係機関との協定の締結を行う。また、発災時には災害対策本部事務局へ人員の派遣を行う。

第21節 災害ボランティア活動の支援

大規模な災害時においては、災害応急対策の実施に多くの人員を必要とするため、民間のボランティア団体等の協力を得て、効果的な応急対策を実施する。町は、災害救援ボランティアセンターの設置基準、設置時期、運営マニュアルの作成等活動体制の確立を図るとともに、町災害救援ボランティアセンターの機能を広域的に支援する体制について検討を行う。

また、女性ボランティアの受け入れにも配慮する。

施策体系図



1 災害ボランティアの受入体制の確立

(1) 町は、大規模な災害が発生した場合、社会福祉協議会、災害支援に関わるN P O等関係機関と密接に連携し、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置する。設置後、その旨を速やかに県に連絡する。

- ア 災害及び被災状況の情報収集
- イ ボランティアニーズの把握
- ウ ボランティアの受付、登録
- エ ボランティアの調整（グループ編成及び派遣先の選定）
- オ ボランティアの派遣・撤収の指示
- カ ボランティア活動の企画・開発
- キ ボランティア活動の記録
- ク 災害ボランティアセンターの要員の維持、管理
- ケ 災害ボランティアセンターの運営に必要な資器材の調達
- コ 関係機関との連絡調整 など

2 災害ボランティアの確保

(1) 一般分野のボランティア

- ア 地区単位でのボランティア活動
被災を免れた地区の自治会長に対し、ボランティア活動に協力してもらえる住民の取り

まとめについて要請する。

イ 児童生徒等によるボランティア活動

教育委員会は、各学校の児童生徒等によるボランティア活動が可能であるかどうか、学長と協議、検討する。

ウ 町外からのボランティアの受け入れ

町外から一般ボランティアを受け入れなければならないような大規模災害発生時において、ボランティアの受付、登録、調整、コーディネート等を町単独で実施することが困難な場合は、県等に対し、応援を要請する。

(2) 専門分野のボランティア

町で人員を確保できない場合には、県に対し、必要な分野のボランティアの派遣を要請する。

3 災害ボランティア活動の調整等

(1) 把握したボランティアの必要性やボランティアの受付状況を踏まえて需給調整を行うとともに、受付したボランティアへの情報提供及び協力要請を行う。

(2) ボランティアに対して、活動拠点を提供し、必要な物資を確保する等必要な支援・協力をを行う。

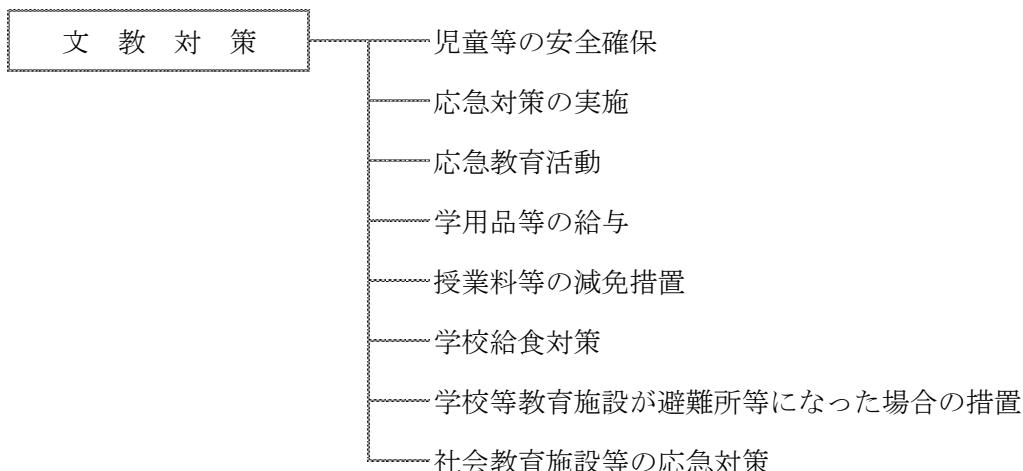
第22節 文教対策

公立の小学校、中学校、高等学校、教育施設（以下「学校等」という。）での防災体制・応急教育計画等を整備し、風水害時における乳幼児、児童及び生徒（以下「児童等」という。）や施設利用者の生命の安全確保と教育活動等の早期回復を図る。

また、教育関係施設及び文化財の管理者等は、防災計画・応急対策計画を整備し、被害を軽微にできるよう措置するとともに、いち早い復旧に備える。

県及び町においては、その所管の業務について、学校等及び各施設管理者と連携を取って文教対策に関する計画を作成し、風水害時にその計画に基づいて対策を実施する。

施策体系図



1 児童等の安全確保

(1) 最優先課題

学校等は災害時には、児童等の安全確保を最優先しなければならない。中でも小学校低学年児童等災害時に要配慮者となることが予想される子供たちに対しては、**避難の指示・避難誘導に当たっては特段の配慮が必要である。**

(2) 災害時の対応

災害時においては、まず児童等の安全を確認するとともに、**当面児童等がとるべき行動の指示を行う**。特に、休憩時間や放課後等授業時間以外にあっては、児童等の掌握が難しいことが予想されるため、教職員は速やかに児童等のもとへ駆けつけて掌握に努める。

(3) 児童等の保護者への引き渡し

ア 安全を確保した後は保護者等へ連絡し、**保護者の在宅の有無の確認、通学路等の帰路の安全確認、引き渡し場所の安全確認を行い**、児童等を引き渡すこととする。

- イ 児童等が自分で勝手に下校したり、また保護者が学校側のチェックなしで子供を連れ帰ったりすること等のないよう、出席簿等の名簿や事前に準備しておいた「引き渡し確認カード」等の利用等、各学校における具体的な行動マニュアルを作成し万全を期することとする
ウ 留守家庭や諸般の事情で、児童等を直ちには引き渡すことが困難な場合は、一時的に学校で児童等を保護する。

2 応急対策の実施

(1) 教育委員会の対応

町は、所管する学校と連絡を取り、気象情報・通学路の状況・公共交通機関の運行状況をもとに、臨時休業・下校措置等について検討を行う。状況によっては、学校に避難を指示するとともに、防災関係機関に支援を要請する。

人的、物的な被害が発生した場合においては、被災状況の把握に努めるとともに、関係機関と連携を取り、各学校に必要な応急対策を講ずる。

(2) 学校の対応

ア 校長は状況に応じ、児童等に対し適切な緊急避難の指示を与える。校長が不在の場合の指揮系統については、事前に定めておく。なお、教育委員会への報告は、報告できるものから逐次行う。

イ 土砂崩れ等が発生した施設内の箇所については立ち入りを禁止するなどの措置を取り、二次災害の防止に努める。

ウ 校長は状況に応じ、可能な限り当該教育委員会と連絡の上、臨時休業等適切な措置を取る。

エ 学校に避難所が開設される場合には、運営責任者である災害対策担当部局に協力し、運営に当たる。例えば、必要に応じて学校防災本部内に避難所支援班を設置して業務に当たる。

オ 校長は人的、物的な被害が発生したとき、臨時休校等の措置をとったときは、直ちに教育委員会へ報告する。

3 応急教育の実施

(1) 教育委員会の対応

町は、所管する学校の児童等及び教職員並びに施設の状況等に応じて、心のケアへの支援、学校に代わる施設のあっせん等により応急教育の実施を支援するものとする。

教育委員会は、学校ごとに担当職員を定めるなどし、指導及び支援のために必要な情報収集及び伝達に万全を期する。

また、仮校舎及び仮運動場の確保、学校施設の応急復旧、安全な通学及び学校給食の確保、教科書及び学用品の供給、授業料等の減免、奨学金の貸与、被災による生活困窮家庭の幼児、児童、生徒に対する就学支援の増強並びに特別支援学校等在籍児童等の就学奨励費の再支給等、応急の教育に必要な措置を講じる。

(2) 学校の対応

ア 校長は、児童等・教職員の被災状況、施設被害を勘案し、応急教育の内容を教育委員会と連携を取りながら決定する。同時に対応可能な教職員・関係機関・地域からの支援を得

て、校舎内外の整備を行い、教育活動再開に向けて取組を行う。

イ 教育活動の再開に当たっては、特に登下校の安全確保に留意し、指導内容は主として健康、安全教育及び生徒指導に重点を置くようとする。

特に、児童等の状態の把握や心の健康相談活動の推進及び心的外傷後ストレス障害（P T S D）等、心のケアについて十分に配慮することが重要であることから、児童・生徒を対象としたスクールカウンセラーを派遣するなど対策に努める。

ウ 学校と教育委員会及び保護者との連絡網の確保を図り、必要な情報伝達の徹底を期する。

当該教育委員会及び保護者との連携は緊密にし、教科書及び教材の供与等に係る必要業務に当たる。

エ 避難した児童等については教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、指導を行うように努める。

オ 避難場所として学校施設を提供したため長期間学校が使用不可能の場合には、当該教育委員会とも協議し他の学校や公共施設等の確保を図ることにより、早急の授業再開を期する。

カ 校長は、災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密に連絡の上、できるだけ早く平常授業にもどすように努め、その時期については早急に保護者に連絡する。

キ 学校教育活動の早期再開に向けて、P T Aや地域の自主防災組織等の協力が得られるよう、協議の場を設定するなど努める。

ク 被災に伴う疎開等により児童等が転学を希望する場合には、所轄の教育委員会とも連絡の上、手続きは必要最小限のものにとどめるなど簡素なものとなるよう留意する。

4 学用品の調達及び支給

(1) 学用品の給与の対象

風水害により住家に被害（全壊焼、流失、半壊焼又は床上浸水）を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒並びに私立小・中学校の児童生徒を含む）であって、町長により被災者として確認された児童、生徒であること。

(2) 給与（調達及び支給）の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む）については1か月以内、文房具及び通学用品については15日以内とする。

(3) 給与（調達及び支給）の実施

ア 教科書、教材の給与

(ア) り災児童生徒の調査は、町長が行うものとする。

(イ) 学用品の調査報告は町長から知事へ行うものとする。

(ウ) 学用品の給与は町長が行うが、町長において調達困難なときには、知事が調達を行う

イ 文房具、通学用品の給与

文房具及び通学用品については、町が被害の実状に応じ現物をもって行う。

5 授業料等の減免措置

公立小・中学校においては被災により費用（公立高等学校にあっては授業料、以下同様）の支払いが困難と認められる児童等について、費用の支払いの延期、減額・免除等必要な措置を検討する。

6 学校給食対策

- (1) 学校長は、当該学校の給食施設・設備、物資等に被害があった場合は、町に報告し、協議の上、給食実施の可否について決定する。このとき、次の事項に留意する。
 - ア 被害があってもできる限り継続実施するよう努める。
 - イ 給食施設等が被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努める。
 - ウ 避難所として使用されている学校については、その給食施設は被災者炊き出し用に利用されることもあり、学校給食と被災者炊き出しとの調整に留意する。
 - エ 被災地においては感染症・食中毒の発生のおそれがあるため、衛生については特に留意する。

- (2) 学校給食用物資は、関係業者の協力を得て確保するが、それが不可能な場合は、県教育委員会に対しあっせんを依頼するとともに、その他必要な措置を依頼する。

7 学校等教育施設が避難所等になった場合の措置

教育施設が避難所等に指定された場合、その運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講ずる。

- (1) 学校長等と協議の上、施設・設備を点検し、避難所として使用する部分を決定する。
- (2) 避難所に管理責任者を置き、学校長等と十分協議しながらその運営に当たる。

8 社会教育施設等の応急対策

(1) 社会教育施設及び社会体育施設の応急対策

ア 被災社会教育施設及び社会体育施設は、応急の教育が実施できるよう速やかに応急修理を行う。

イ 施設が開館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 在館の施設利用者の避難誘導
- (イ) 負傷者の救護、医療機関への搬送
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 町、教育委員会、消防本部への連絡、応援要請
- (オ) 災害発生のおそれがある場合、施設が利用できない場合の臨時休館措置
- (カ) 資料の保存

ウ 施設が閉館中の場合は、次の措置を講ずる。

- (ア) 施設長及び職員は直ちに出勤し、被害状況の調査
- (イ) 教育委員会への連絡
- (ウ) 施設の安全点検、応急処置
- (エ) 資料の保存

エ 施設が避難所となった場合は、施設管理者は町に協力し、円滑な避難所運営に努める。

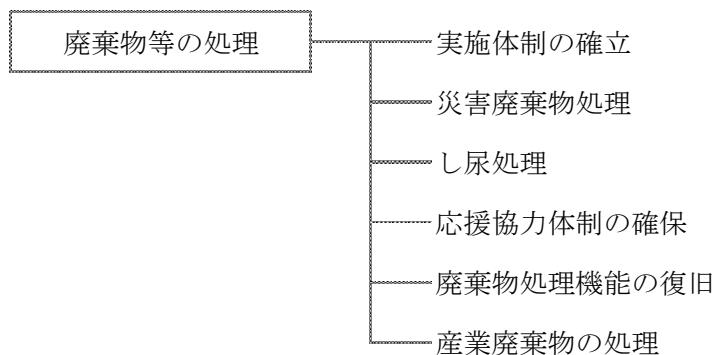
(2) 文化財対策

被災文化財は、文化財としての価値を損なわないよう、県教育委員会と連絡を密にし、所有者又は管理責任者若しくは管理団体に対する指導・助言を行うとともに、必要な措置を講ずる。

第23節 廃棄物等の処理

被災地における廃棄物による環境汚染を防止するため、廃棄物等一般廃棄物及び産業廃棄物の収集及び処分を迅速かつ効率的に実施し、被災地区の環境浄化を図る。

施策体系図



1 実施体制の確立

(1) 災害廃棄物処理体制

ア 災害廃棄物処理計画等

町は、災害により発生する廃棄物等を迅速に処理するため、別途定める災害廃棄物処理計画に基づき対応する。

イ 広域応援体制

(ア) 廃棄物の処理は市町が個別に行っている事業であるため、被災地域に対しては、市町村等間の廃棄物等の収集運搬、被災した処理施設の復旧作業期間における廃棄物等の処理に関する応援協力体制の整備が重要となる。

(イ) 町は、廃棄物の適正処理に影響が生じないよう普段より施設の維持管理等を十分に行っておくとともに、事前に察知できる風水害対策への準備をしておくことが大切である。

(ウ) 県及び町は、あらかじめ民間の廃棄物処理関連業界及び仮設トイレを扱うリース関連業界を把握し、風水害時において迅速に収集運搬ができるようまた、それに伴う資機材、人員の確保等について、積極的な協力が得られるように、事前に協力体制を整備しておくことが必要である。

(2) 被災地の廃棄物処理

災害廃棄物として排出されるごみとして、倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等が考えられる。災害時における被災地の廃棄

物処理は、原則として町が実施するが、事業所及び工場等から排出される災害廃棄物については、事業主が町長の指示により実施する。

また、災害廃棄物については、発生量を的確に把握する必要があり、発生量を把握するため、各市町村は事前にトラック等における廃木材やコンクリート殻類等の積載量を把握し、その台数から発生量、処理量を推定し処理計画を勘案する必要がある。（積載量については、例えば「4 t 車両には、廃木材 6 、土砂類 3 、10 t 車両にはコンクリート殻類 5 、土砂類 7 の積載とする。」）

(3) 近隣市町又は県への応援要請

町の被害が甚大で自ら処理が不可能な場合は、県に対し近隣市町等の応援を得られるよう連絡調整等の協力を要請する。

2 災害廃棄物処理

(1) 生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物

生ごみ等腐敗性の大きい廃棄物については、被災地における防疫上収集可能な状態になった時点からできる限り早急に収集が行われるように体制の確立を図る。

(2) 災害廃棄物の仮置場の指定

ア 風水害により発生する廃棄物は、大量の廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだヘドロ状態の廃棄物等であるが、一時期の最終処分場への大量搬入は処理が困難となる場合が想定されるので、必要に応じて環境保全上支障が生じない仮置場（河川敷、公共広場等）を指定し、暫定的に積み置き保管するなどの方法を講じる必要がある。

イ 災害廃棄物の収集に当たっては、現場においてできるだけ分別収集を行い仮置場に搬入する。

ウ 仮置場においては、衛生害虫が発生しないよう、また、災害廃棄物以外の物（土砂等）が持ち込まれないよう管理の徹底が必要となる。

エ 仮置場の選定に当たっては、以下の基準とする。

（ア）環境衛生に支障が生じないこと。

（イ）搬入に便利なこと。

（ウ）分別等適正処理の対応ができること。

(3) 倒壊家屋からの災害廃棄物等

倒壊家屋、浸水家屋からの廃木材やコンクリート殻類等、水分を含んだ廃棄物等については、原則として被災者自らが市町村等の指定する場所に搬入する。

しかし、被災者自らによる搬入が困難と判断される場合や道路等に災害廃棄物が散在して、生活環境に影響を及ぼし、緊急に処理を要する場合には、市町村等が処理を行う。

また、県及び市町村は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建築業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力を要請を行う。

(4) 災害廃棄物の処分

災害廃棄物については、邑智郡総合事務組合の施設で処理する。処理施設に余裕がない場

合や、被害を受けて使用が不可能な場合は、事前に関係団体と協議の上代替措置を講ずる。

3 し尿処理

(1) 作業体制の確保

ア 平常作業からの全面応援及び近隣市町からの応援作業は、収集可能になった状態から7日間を限度とし、また、処理場への搬入についても計画的処理を崩さないよう努める。

イ 被災地における防疫面から、被災し使用不能となった建物内の便槽に貯留されているし尿及び汚水等についても、早急に収集が行われるよう人員及び機材の確保を図る。

(2) 処理対策

ア 避難所等からのし尿

避難所等より排出されたし尿の収集は、優先的に行う。

イ 水洗トイレ

水洗トイレを使用している世帯及び団地等において、災害により使用不可能となった場合、民間の関係業者の協力を得て、各地区ごと又は避難所ごとに共同の仮設トイレを設ける等の対策を講ずる。

4 応援協力体制の確保

町は、被災状況を勘案し、自己のみではその地区内の処理が困難と判断した場合には、県に対して、近隣市町等からの応援が得られるよう、連絡調整等の協力を要請する。

5 廃棄物処理機能の復旧

(1) 邑智郡総合事務組合等は、廃棄物処理施設に被害が生じた場合、その被害状況を早急に把握し、応急復旧を図る。

(2) 邑智郡総合事務組合等は、被害状況から復旧に時間を要し、収集作業等に影響を与えると判断した場合は、県と協議の上、期間を定めて他の処理施設に処理を依頼する等の方策を立て、効果的な廃棄処理活動を行う。

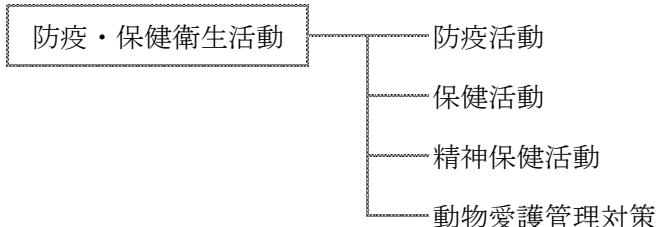
6 産業廃棄物の処理

事業者の被災に伴って排出される廃棄物等は、排出事業者が自己の責任において適正に処理する。

第24節 防疫・保健衛生活動

大規模災害時の一時的な生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期するとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施する。

施策体系図



1 防疫活動

(1) 防疫活動組織

町は、県の組織に準じ組織表を作成し、動員計画及び費用資材の確保計画を樹立しておき被害の程度に応じ迅速適切に防疫ができるようとする。

(2) 防疫活動内容

町は、県の指示を受け、消毒の実施及び鼠族昆虫駆除を行う。

2 保健活動

被災地、特に避難所において生活環境の激変に対し、被災者が心身の健康に不調をきたす可班の編成能性が高いことから、町は、県と連携して次のように被災者の健康管理を行う。

(1) 必要に応じて避難所に救護所を設ける。

(2) 保健師が避難所における健康相談、地域における巡回健康相談を行う。

3 精神保健活動

(1) 発生した災害の規模に応じ、迅速に被災者の精神的ケア（こころのケア）の対応を実施するため、D P A T を組織し、有事に際し適切な活動を行えるようにする。この際は、医療・保健活動と一体的に取り組み、被災者の心身の健康管理を行う。

(2) 精神保健活動内容

ア 被災者の支援

イ 社会福祉施設等との連絡調整

ウ 被災者の精神保健福祉相談

(3) 精神保健の対象者

ア 被災住民全般

(ア) 避難所においては、被災者の心身の健康管理を行う。

(イ) 自宅で生活している者へは、巡回健康相談を行う。

イ 高齢者

ウ 障がい者

エ 児童

オ 外国人

カ その他（公務員、災害救助要員）

4 動物愛護管理対策

災害時の被災地においては、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることにより、負傷動物や放浪動物が多数生じることから、県は、関係団体と協力し、これら動物の収容、保管施設の確保と管理体制の整備を図る。

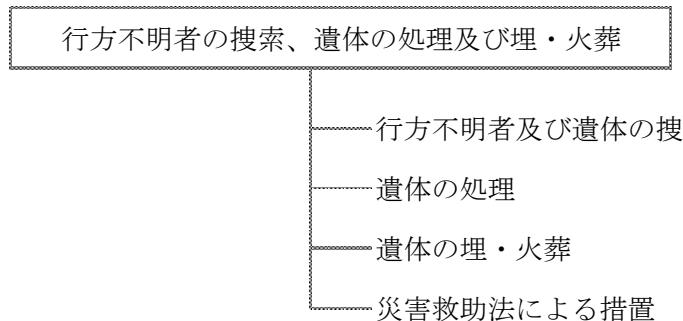
町は、家庭動物として飼育されていた動物が放逐されることによる放浪動物や飼育放棄が発生しないよう、平時から家庭動物の避難用品の確保、首輪等の装着やマイクロチップ挿入等による飼育者確認のための措置や同行避難が行えるよう啓発や体制の整備を図る。

- (1) 県は、飼い主の分からない負傷動物や放浪動物の保護、その他動物に係る相談等を実施する。また、動物の一時預かりを保健所において行う。
- (2) 県は、町等の要請に応じて、飼育動物の餌の調達を行う。ただし、町において実施できないときは、県が協力して実施する。
- (3) 県は、災害発生時の危険な動物の逸走等の有無及び実施された緊急措置について確認し、必要な措置を行う。
- (4) 町は、避難所に飼い主とともに避難した動物の飼育について、適正飼育の指導、助言等必要な措置を行い、動物の愛護及び動物感染症予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について、必要な措置を講ずる。

第25節 遺体対策

災害時において死亡した者及び行方不明の状態にあり、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者については、捜索及び収容を行い、身元が判明しない死亡者については埋・火葬を実施し、人心の安定を図る。

施策体系図



1 行方不明者及び遺体の捜索

遺体及び行方不明者の状態にあり、かつ、周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の捜索は、町が、県・県警察本部・消防本部等の協力のもとに実施する。

2 遺体の収容等

(1) 遺体の輸送

警察官による検視及び救護班による検査を終えた遺体は、市町村長が知事に報告の上、遺体収容所に輸送し、収容する。

(2) 遺体収容所（安置所）の設営及び遺体の収容

ア 町は、被害現場付近の適当な場所（寺院、**公共建物**等）に遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

イ 遺体収容のための既存施設がない場合は、天幕及び幕張等を設置し、必要器具（納棺用品等）を確保する。

ウ 町は、収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定めておくものとする。

(3) 遺体の検視

警察官が、各種の法令等に基づいて検視を行うものとする。

3 遺体の埋・火葬

身元が判明しない遺体の埋・火葬は、町が実施する。

(1) 遺体の火葬

ア 遺体を火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。

イ 燃骨は、遺留品とともに納骨堂又は寺院等に一時保管を依頼し、身元が判明し次第、縁故者に引渡す。

(2) 遺体の仮埋葬

ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

(2) 遺体の仮埋葬

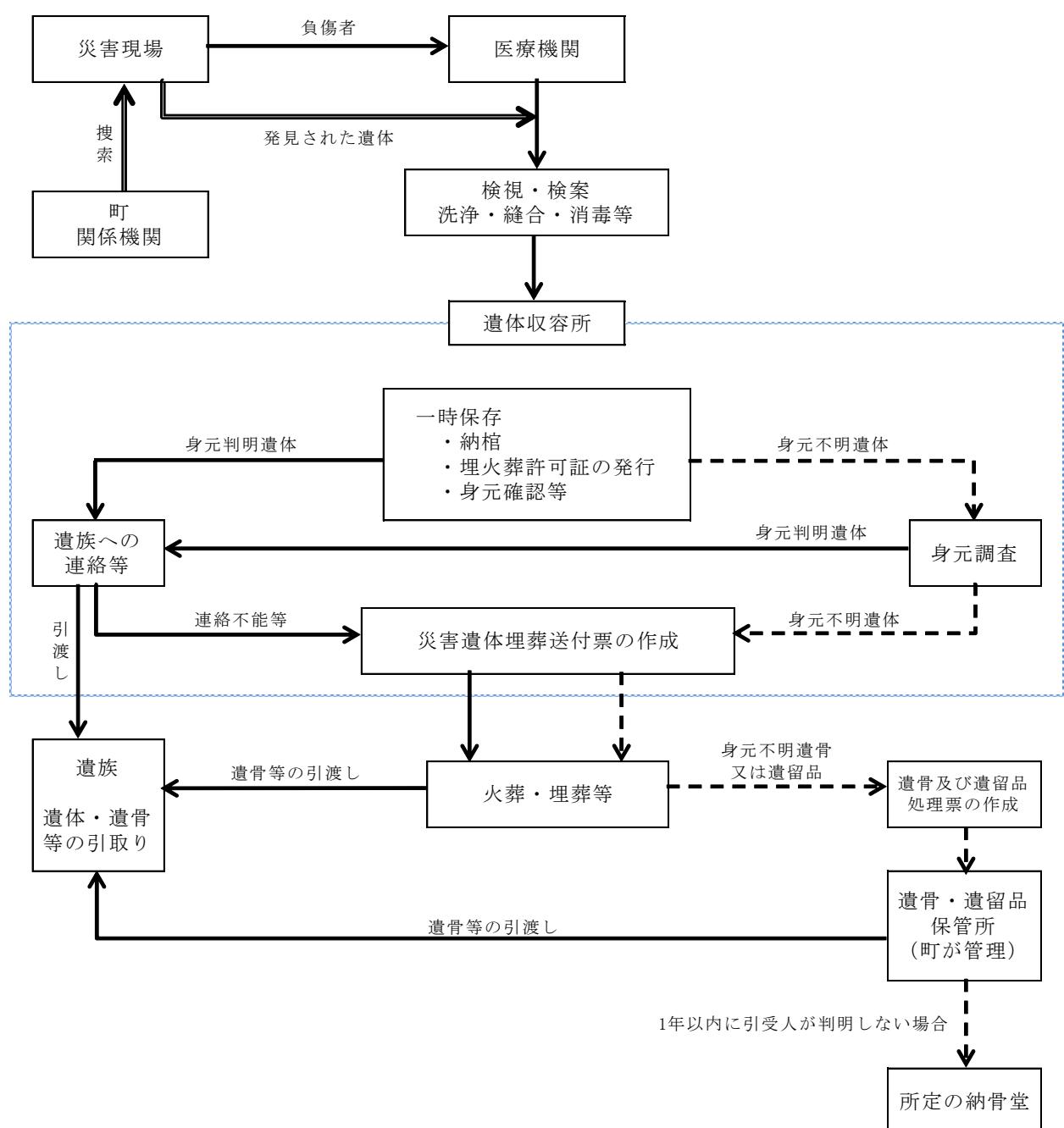
ア 収容した遺体が多数のため火葬場で火葬に付すことができない場合は、寺院その他適当な場所に仮埋葬する。

イ 仮埋葬した遺体は、適当な時期に発掘して火葬に付し、墓地又は納骨堂に埋葬又は納骨する。

4 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、本章第7節「災害救助法の適用」による。

■遺体搜索、火葬、埋葬の流れ

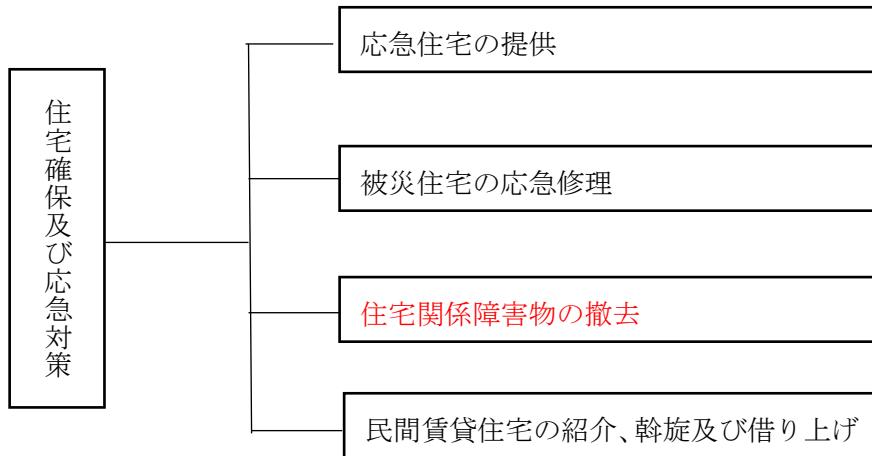


第26節 住宅確保及び応急対策

町は、家屋に被害を受け、自らの資力で住宅を確保できない被災者のために、住宅の応急修理又は応急仮設住宅の建設等必要な措置を講じ、住生活の安定に努める。

また、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合には、住宅の提供を円滑に行えるように努める。

施策体系図



1 応急住宅の提供

(1) 対象者

- ア 家屋が全壊、全焼又は大破、半焼して生活できない状態となった世帯
- イ 居住する仮住宅がなく、また借家等の借上げもできない世帯
- ウ 自らの資力では住宅を確保することができない世帯

(2) 必要住宅戸数の把握

町は、住宅の提供が必要な世帯数をとりまとめ、県へ報告する。その際、世帯ごとの家族構成、人数、男女別、年齢等必要な事項も把握する。

(3) 応急住宅提供の方針

- ア 公的住宅の空家で提供可能なものを提供する。
- イ 町の提供可能住宅の提供だけでは必要戸数に満たない場合には、**応急仮設住宅を建設し、提供する。**

(4) 入居者の決定

町が民生委員その他関係者の意見を聞き、決定する。

県の提供住宅に入居させる場合は、入居する世帯主名、入居時期を速やかに県に報告する。

(5) 応急仮設住宅の建設

ア 実施主体

- (ア) 応急仮設住宅の建設は、町長が行う。
- (イ) 災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設は、知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町長が行う。

イ 建設用地の選定

敷地の選定に当たっては、できる限り集団的に建築できる場所とし、公共用地等の中から町が適地選定する。

なお、病院、商店街等から離れた敷地を選定した場合、被災者の交通手段の確保に配慮する。

ウ 仮設住宅の構造・規模

仮設住宅の構造は、鉄骨プレハブ造とし、規模は入居世帯の人数に応じて定める。

要配慮者等に配慮し、バリアフリー、暑さ（寒さ）対策等を考慮する。

エ 建設場所

建設予定場所は、原則として県又は町公有地とするが、私有地の場合は所有者と町との間に賃貸契約を締結するものとし、その場所は飲料水が得やすく保健衛生上適切な場所とする。

オ 建設着工期限及び貸与期間

災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、その供与期間は、原則として完成の日から 2 年以内とする。

カ 仮設住宅の規模

入居予定者の家族構成、人数に応じて建設する仮設住宅の規模、型式を定める。

キ 災害救助法の適用の場合

(ア) 県への要請

仮設住宅の建設場所、建設戸数、規模・型式及びその世帯主名、家族構成、人数、男女別、年齢を明示して要請する。

(イ) 建設用地の選定

県と協議の上決定する。

(6) 応急仮設住宅の運営管理

町は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。

ア 応急仮設住宅における安心・安全の確保

イ 心のケア対策

孤独死や引きこもり等を防止するための心のケアへの対策を実施する。

ウ 地域コミュニティの形成

入居者による地域コミュニティの形成及び運営に努めるとともに、運営への女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

エ 家庭動物対策

応急仮設住宅における、家庭動物の受け入れに配慮する。

2 被災住宅の応急修理

災害により、住宅が破損し、居住することができないもののうち、特に必要と認められる者に対して住宅の応急修理を行う。

住宅の修理については、借家は家主が、社宅、寮等については事業主が、また公舎、公営住宅については設置主体が行うが、借家等で家主に能力がなく、かつ、借家人に能力がないような場合には対象とする。

(1) 対象者

- ア 住家が半壊、半焼し、又は半流失しそのままで当面の日常生活を営むことのできない世帯
- イ 資力に乏しく、自力で住宅の応急修理を行うことができない世帯

(2) 修理家屋の選定

町長は、民生委員その他関係者の意見を聞き、対象家屋の順位を定めて選定する。

(3) 応急修理

応急修理は、居室、炊事場、便所等生活上欠かすことのできない部分を対象とする。

なお、個々の修理部分については、より緊急を要する部分の応急修理で、例えば土台、床、壁、天井、屋根、窓、戸等の修理を行い、畳の入替え、基礎工事等は含まない。

3 住宅関係障害物の除去

住宅関係障害物除去とは、災害救助法でいう「災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、木竹等で、日常生活に著しい障害を及ぼしているものの除去」をいう。

(1) 実施主体

- ア 住宅障害物の除去に関する計画の樹立と実施は、町長が行う。
- イ 災害救助法を適用した場合の住宅障害物の除去は知事が行うが、知事により救助事務を行うこととされた場合又は知事の実施を待つことができない場合は、町が行う。

(2) 障害物除去の方法

ア 町は、自らの組織、労力、機械器具を用い又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

イ 除去作業は、緊急な応急措置の実施上、やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮し、行う。

(3) 障害物除去の対象

- ア 当面の日常生活が営みえない状態にあること。
- イ 日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれていること。
- ウ 自らの資力をもっては除去ができないものであること。
- エ 住家が半壊又は床上浸水したものであること。
- オ 応急措置の支障となるもので、緊急を要すること。

4 民間賃貸住宅の紹介、斡旋

県は、被災者が民間賃貸住宅への入居を希望する場合、島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部に協力を要請するとともに、その旨を町に通知するものとする。

島根県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会島根県本部は、要請に基づき、無報酬で空家の紹介、斡旋を行うよう努めるものとする。

町は、民間賃貸住宅の紹介、斡旋について、被災者に周知を図るものとする。

なお、被災者の早急な住宅確保のため、民間賃貸住宅の借り上げ制度等の確立を図る。

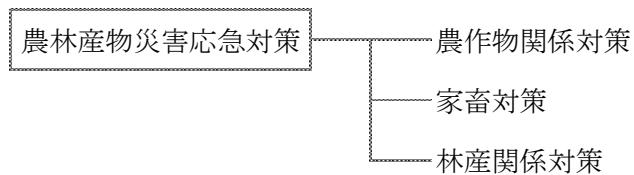
5 災害救助法による措置

災害救助法が適用された場合は、**本章第6節「災害救助法の適用」**による。

第27節 農林産物災害応急対策

町は、災害から農林産物被害を防止し、又は被害の軽減を図るため、農業団体等と連携して、速やかに必要な措置を講ずる。

施策体系図



1 農作物関係対策

(1) 被害状況の把握

町は、JA島根おおち地区本部等と相互に連携し、農作物等の被害状況を把握するとともに、被害情報について、西部農林振興センター県央事務所を通じ県農林水産部に報告する。

(2) 水稲改植用苗の確保

水害等により、水稻の改植を必要とする場合が生じたときは、被災地向け改植用苗の補給を県に要請する等、水稻の再生産を確保するための措置を講ずる。

(3) 病害虫防除対策

水害等により発生が予想される農作物の病害虫防除の対策は、次による。

ア 防除の指示及び実施

町は県の指示により、防除班等を組織して防除の実施に当たる。

イ 防除指導

県は、特に必要があると認めたときは、関係職員によって防除指導組織を編成して、現地の特別指導を行う。

ウ 集団防除の実施

被災地域が広大で、集団的に一斉に病害虫の防除を実施する必要があると認められるときには、県は農林水産大臣に対して緊急防除（植物防疫法第4章）の要請を行うとともに、関係機関の協力を得て一斉防除を実施する。

エ 農薬の確保

災害により、緊急に農薬の確保の必要が生じた場合には、県は全国農業協同組合連合会肥料農薬部中四国営農資材事業所島根推進部及び農薬取扱業者に対し、手持農薬の被災地向け緊急供給を依頼する。

オ 防除機具の確保

県は、被災地の緊急防除の実施を促進するため必要があるときは、県内の防除機具を動員して使用する。

町は、区域内の防除機具を整備、把握し、必要に応じて緊急防除の実施に当たり集中的に防除機具の使用ができるよう努める。

(4) 凍霜害防除対策

松江地方気象台から発表される霜に関する注意報を県から受け取った場合は、町及びJA島根おおち地区本部は、防災行政無線及び広報車等を利用して農家の注意を喚起し、事前に対策を講ずるよう措置する。

なお、平年の警戒期間は4月上旬から5月中旬である。

2 家畜対策

災害により家畜及び畜産施設が被害を受けた場合は、その被害状況を西部農林振興センターに報告するとともに、関係機関と一体になって次の措置を講ずる。

(1) 実施責任者

水害時において発生する家畜伝染病に対処するため、浸水地区の家畜及び畜舎等に対して、県は、市町村、関係農業協同組合及び家畜診療所等の協力を得て、診療、防疫、消毒に必要な組織（以下「診療等組織」という。）を編成し、次によって必要な措置を実施する。

災害により死亡した家畜の措置については、家畜の飼育者に市町村長に届出を行わせるとともに、市町村長の指示に従って、死体の埋却又は焼却等を行わせる。

(2) 家畜の診療

家畜の診療は必要に応じて行うが、平常時の方法によって実施することが不可能又は不適当であると認めるときは、被災地域内に診療等組織を派遣させ、診療に当たらせる。

(3) 家畜の防疫

ア 畜舎の消毒等の実施、踏み込み消毒槽の設置、関係者以外の立ち入り禁止（家畜伝染病予防法第9条）

イ 家畜伝染病予防のための緊急予防注射の実施（家畜伝染病予防法第6条）

ウ 患畜が発生した場合における隔離、通行遮断、殺処分及び死亡獣畜の処理

(4) 家畜の避難

家畜の避難を要するときは、飼育者において安全な場所に避難させる。その場合は協力機関と連絡を密にし、避難場所その他について指導する。

(5) 飼料の確保

災害により飼料の確保が困難となったときは、飼料販売業者に対し、必要数量の確保及び供給について要請を行う。

3 林産関係対策

(1) 被害状況の把握

町は、県の協力を得て、巡視により造林地、治山、林道等施設の被害の状況を把握し、危

険な場所については立ち入り禁止措置をとり、応急処置をとる。

また、被害状況について、西部農林振興センター県央事務所及び県央県土整備事務所を通じて県農林水産部に報告する。

(2) 災害対策技術指導

町は、県及び森林組合等の協力を得て、苗木生産者、森林所有者等に対し、苗畑の復旧、風雪害木等の安全な処理、森林の復旧対策等についての技術指導を行う。

特に被害木については、早期に処分し、病害虫等の発生を防止するとともに、根切れ、根ゆるみ等を起こした幼齢林木は、木起こしや根ぶみをして樹勢の回復を図るよう指導する。

(3) 風倒木の処理指導

町は、風倒木の円滑な搬出等について、県及び森林組合等の協力を得て、森林所有者に対し、必要な技術指導を行う。

(4) 森林病害虫等の防除

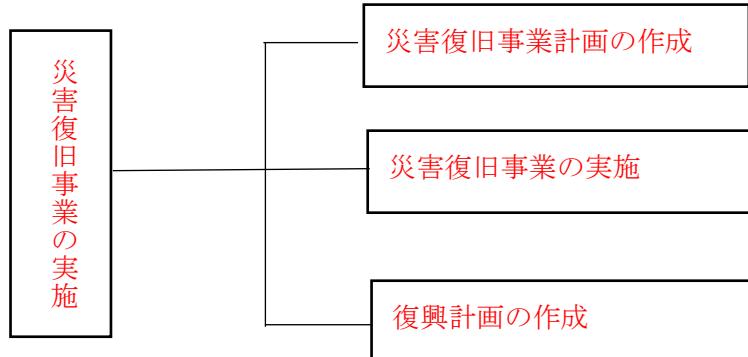
町は、森林病害虫等を防除するため、県及び森林組合等の協力を得て森林所有者に対してその防除活動につき技術指導を行う。

第1節 災害復旧事業の実施

災害復旧計画においては、災害発生により被災した施設の原状復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を策定し、早期復旧を目標に事業を実施する。

災害復興計画においては、被災前の地域の抱える課題を解決し、被災を契機に、災害に強いまちづくりを進めるための復興計画を速やかに作成し、関係機関との調整及び合意形成を行い、計画的な復興事業を推進する。その際、男女共同参画の観点から復旧・復興のあらゆる場・組織に女性の参画を促進する。併せて要配慮者（障がい者、高齢者等）の参画も促進するものとする。

施策体系図



1 事業計画の作成方針の検討

- (1) 町は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方向を定める。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協働して計画的に行う。その際、男女共同参画の観点から、復旧・復興のためのあらゆる場・組織に女性の参画を推進するものとする。併せて、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を推進するものとする。

2 災害復旧事業の実施

(1) 公共施設の復旧等

ア 基本方針

指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者が実施する。

災害により被害を受けた施設の復旧を迅速に行うため県、市町村、他の防災関係機関は旧事業を早期に実施するため、実施に必要な職員の配備、職員の応援及び派遣等活動

体制について、必要な措置をとる。

イ 実施計画

- (ア) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。
- (イ) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度災害防止等の観点から、改良復旧を検討する。
- (ウ) 風水害に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り、土砂災害防止対策を行うものとする。
- (エ) ライフライン交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定期を明示するものとする。
- (オ) 被災状況を的確に把握し、速やかに効果のあがるよう、関係機関は十分連絡調整を図り、事業期間の短縮に努める。
- (カ) 建築物の復旧に当たっては、被災度区分判定を実施して該当建築物の取り壊し又は補修・補強の必要性を判断する。
- (キ) 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町村、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。
- (ク) 事前に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、必要に応じて、災害廃棄物の広域処理を含めた処理方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し、計画的な分別、保管、収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行う。
また、廃棄物処理施設については、災害廃棄物を処理しつつ、電力供給や熱供給等の拠点としても活用する。

(2) 災害復旧事業計画

公共施設の災害復旧事業計画は、おおむね次の計画とする。

ア 公共土木施設災害復旧事業計画

- (ア) 河川
- (イ) 砂防設備
- (ウ) 林地荒廃防止施設
- (エ) 地すべり防止施設
- (オ) 急傾斜地崩壊防止施設
- (カ) 道路
- (キ) 下水道

イ 農林水産業施設災害復旧事業計画

ウ 上、下水道施設災害復旧事業計画

エ 社会福祉施設災害復旧事業計画

- オ 公立学校施設災害復旧事業計画
- カ 公営住宅災害復旧事業計画
- キ 公立医療施設災害復旧事業計画
- ク 公共建築物災害復旧事業計画
- ケ その他の災害復旧事業計画

(3) 被災地方公共団体への支援

特定大規模災害等を受けた地方公共団体又はその団体の長から要請があり、かつ当該地方公共団体の工事の実施体制等の地域の実状を勘案して、円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲で、当該地方公共団体又はその団体の長に代わって工事を行うことができる権限代行制度により、被災地方公共団体に対する支援を行う。

4 復興計画の作成

(1) 復興計画の作成

ア 大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、町は、復興計画を作成し、関係機関の諸事情を調整しつつ計画的に復興を進めるものとする。

イ 県は、復興計画の迅速・的確な作成と遂行のための体制整備（地方公共団体間の連携、国との連携、広域調整）を行う。

ウ 町は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

エ 県は、特定大規模災害を受けた市町村から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、町に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

(2) 防災まちづくり

ア 必要に応じ、再度災害防止とより快適な環境を目指し、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施するものとする。その際、まちづくりは現在の住民のみならず将来の住民のためのものという理念のもとに、計画作成段階でまちのあるべき姿を明確にし、将来に悔いのないまちづくりを目指すこととし、住民の理解を求めるよう努めるものとする。

イ 県及び町は、防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保、豪雨に対する安全性の確保等を目標とする。この際、都市公園、河川等のオープンスペースの確保等については、単に避難先としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、

景観構成に資するものであり、その点を十分住民に対し説明し、理解と協力を得るように努める。

ウ 県及び町は、ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等については、耐水性等に配慮しつつ、各種ライフラインの特性等を勘案し、各事業者と調整を図りつつ進める。

エ 県及び町は、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続、スケジュール、被災者における種々の選択肢等の施策情報等を、住民に対して提供する。

オ 県及び町は、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じ事業者等に対し、大気汚染防止法に基づき適切に解体等を行うよう指導・助言する。

カ 県及び町は、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことにかんがみ、その維持・回復や再構築に十分に配慮する。

キ 被災した学校施設の復興に当たり、学校の復興とまちづくりの連携を推進し、安全・安心な立地の確保、学校施設の災害対策の強化及び地域コミュニティの拠点形成を図る。

第2節 生活再建等支援対策の実施

風水害時に多くの人々が災し、住居や家財の喪失、経済的な困窮や破綻、肉体的・精神的傷病等が生じることを踏まえ、迅速で円滑な災害復旧を図るため、防災関係機関等と協力し、被災者の生活再建のための支援施策を講ずる。

施策体系図



1 被災者の生活相談

町は、庁舎内に生活相談窓口を設けるとともに、避難所等に生活相談所を設け、被災者の生活、資金、健康、身上等の相談に応ずる。また、被災者の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講じる。

また、他の市町村に避難した被災者に対しても、避難先の地方公共団体と協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

2 被災者の被災状況の把握

(1) 町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、速やかに住宅等の被害を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

(2) 被災者台帳の作成

ア 町は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的

な実施に努める。

イ 県は、災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、被災者台帳を作成する町からの要請に応じて、被災者に関する情報を提供する。

3 雇用機会の確保

(1) 雇用対策の内容

被災者の働く場の確保のため、即効性のある臨時的な雇用創出策と、被災地の特性を踏まえた産業振興の方向性に沿った職業訓練を通じた労働者の技能向上等による中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせて実施する。併せて、農林水産業、中小企業等に対する経営の維持・再生、起業等への支援策の充実も図る。

風水害により離職を余儀なくされた者の再就職促進、雇用保険の失業給付に関する特例措置及び被災事業主に対する特別措置等の実施について、島根労働局に要請する。

(2) 被災事業主に関する措置

ア 労働保険料納付等の特別措置

災害により労働保険料を所定の期限までに納付することができない事業主に対する概算保険料の延納の方法の特別措置、延滞金若しくは追徴金の徴収免除又は労働保険料の納付の猶予について、島根労働局に要請する。

イ 雇用維持等地域事業主に対する雇用調整助成金制度の活用促進

厚生労働大臣が指定する地域（雇用維持等地域）の特例措置に基づき、被災による事業活動の縮小に伴う休業等の雇用調整を行い、雇用維持に努める当該地域事業主に対し、島根労働局と連携して、休業手当、賃金等の負担の一部を助成する雇用調整助成金制度の活用を図る。

4 義援金、義援品の受付、配分

県、町、日本赤十字社島根県支部及び関係団体、関係機関は、一般県民及び他の都道府県等から寄託された義援金及び義援品を、効率的に被災者に配分するため、その受付・保管・配分等について相互に協力する。

(1) 義援金品の受付

町は、義援金品の受付窓口を決め義援金品を受け付ける。また、義援金の受付体制を確立するとともに義援金の受付に関する計画を樹立する。

(2) 義援金品の配分及び輸送

町は、県又は日本赤十字社等から送付された義援金品を被災者に速やかに配分する。その際、基本的な配分方法を決定しておくなどして、できる限り迅速な配分に努める。

5 生活資金及び事業資金の融資

(1) 被災者個人への融資

ア 生活福祉資金

災害により被害を受けた低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯に対して速やかに自立更生を促進するため、県社会福祉協議会は、生活福祉資金貸付制度により、民生委員及び

町の社会福祉協議会の協力を得て貸付限度額の範囲内において貸し付けを行う。

なお、この資金は対象世帯であって他の資金制度により借り入れることが困難な場合に利用できる。

イ 住宅復興資金

独立行政法人住宅金融支援機構が指定した災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「罹災証明書」の発行を受けた者は、住宅金融支援機構法の規定に基づく災害復興住宅融資を受けることができる。県は、災害復興住宅融資の適用に関する相談や住宅金融支援機構から受託した工事審査の業務を行う。

ウ 母子父子寡婦福祉資金

風水害により被害を受けた母子家庭、寡婦及び父子家庭等に対して、必要に応じて資金の貸し付けを行う。

(2) 被災中小企業への融資

災害により被災した中小企業の再建を促進するため必要な資金の融資等が迅速かつ円滑に行われるよう以下の措置を講ずる。

- ア 県中小企業制度融資及び高度化資金貸付制度を活用し、緊急融資等を行うよう要請する。
- イ 中小企業金融公庫、国民生活金融公庫及び商工組合中央金庫の災害復旧貸付等の適用について、関係機関に要請する。
- ウ 小規模企業者等設備資金（旧設備近代化資金）借主及び設備貸与借主に対し貸付金（貸与料）の償還免除（対象物が滅失したとき。）、あるいは、償還期間の延長を行うよう要請する。
- エ 高度化資金借主に対し貸付金の償還期間の延長を行うよう要請する。
- オ 金融機関及び信用保証協会に対し、貸付手続の迅速化、貸付条件の緩和等について特別配慮を要請する。

(3) 被災農林水産業関係者への融資等

災害により被害を受けた農林水産業者又は団体に対し復旧を促進し、農林漁業の生産力の維持増進と経営の安定を図るため、天災融資法、農林漁業金融公庫法等により融資等の支援を行う。

- ア 天災融資法の適用に基づく、天災資金の円滑な融資を図る。
- イ 農林漁業金融公庫法に基づく、農林漁業金融公庫資金の融資を関係機関に要請する。
- ウ 日本政策金融公庫資金（農林水産事業）の融資及び既貸付金の貸与条件緩和等を関係機関に要請する。
- エ 農業近代化資金、農業改良資金、林業・木材産業改善資金、沿岸漁業改善資金、漁業近代化資金の既貸付金の償還猶予等を行う。
- オ 農業災害補償法等に基づく農業共済組合及び漁業災害補償法等に基づく JF 共済の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に共済金の支払いができるよう要請する。

カ 漁業損害等保障法に基づく漁業保険組合の災害補償業務の迅速、適正化を図り、必要な場合は早期に保険金の支払いができるよう措置する。

6 郵便・電話等の支援措置

(1) 郵便関係

ア 小包郵便物及び現金書留の料金の免除

日本郵便株式会社が公示した場合は、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体又は日本赤十字社に充てた救助用物資を内容とする小包郵便物及び現金書留の料金を免除する。

イ 郵便はがき等の無償交付

災害救助法適用時に、罹世帯当たり通常郵便はがき5枚以内及び郵便書簡1枚を交付する。

(2) 電報、電話関係

被災地の郵便局において取り扱う被災者の利用する災害関係電報電話については、西日本電信電話株式会社と連絡の上、料金の免除等の措置を実施する。

(3) 為替貯金関係

取扱局、取扱期間及び取扱事務の範囲を指定して払いもどし等の為替貯金業務の特別取扱を行う。なお、災害救助法が発動された場合は、日本郵便株式会社中国支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

(4) 簡易保険関係

取扱局を指定して、保険証書等提出種類の全部又は一部が提出できない場合でも、保険金、貸付金等の支払い及び保険料の払込みの猶予を行う。

なお、災害救助法が発動された場合は、支社からの指示を待たず郵便局長限りで取り扱いができる。

(5) 災害寄附金の料金免除の取扱

地方公共団体、中央共同募金会等からの申請を待って、被災者救援を目的とする寄附金を郵便振替により省令で定める法人の口座に送金する場合における通常払込み及び通常振替の料金の免除の取り扱いを実施する。

7 税等の徴収猶予、減免

被災した県民や事業者の自立復興を支援するため以下の対策を行うとともに、広報等による情報提供や情報提供窓口の設置を検討する。

(1) 町税等の徴収猶予及び減免

町は、被災者の納付すべき地方税について、法令及び条例の規定に基づき、申告、申請、請求、その他書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長、税（延滞金等を含む。）の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

(2) 国民健康保険料の徴収猶予及び減免

保険者は、被災者が納付すべき国民健康保険料について、法令及び条例の規定に基づき、

徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

(3) 後期高齢者医療保険料の徴収猶予及び減免

後期高齢者広域連合は、被災者が納付すべき後期高齢者医療保険料について、法令及び条例の規定に基づき、徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

(4) 国民健康保険被保険者に係る一部負担金の減免

保険者は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、保険者に対して、必要な指導、助言を行う。

(5) 後期高齢者医療保険者に係る一部負担金の減免

後期高齢者広域連合は、被災者が保健医療機関等で支払う一部負担金を支払うことが困難と認められる場合は、法令等に基づき減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

県は、後期高齢者広域連合に対して、必要な指導、助言を行う。

(6) 福祉施設の費用負担の減免

町は福祉施設の入所等に係る費用負担の徴収に関し、被災者については、法令等に基づき期限の延長及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

8 災害弔慰金・災害障害見舞金等の支給

災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、自然災害（以下「災害」という。）により死亡した者の遺族に対して支給する災害弔慰金、災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者に対して支給する災害障害見舞金及び災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付ける災害援護資金について町が実施主体となり、条例に基づき実施する。

ア 災害弔慰金の支給

イ 灾害障害見舞金の支給

ウ 災害援護資金の貸付

9 被災者生活再建支援法に基づく支援

被災地方公共団体のみでは対応が困難な一定規模以上の災害について、「被災者生活再建支援法」に基づいて全国の都道府県が相互秩序の観点から拠出した基金を活用して、被災世帯に対し支援金を支給し、国がその費用を助成することにより被災者を支援する制度が創設された。

県は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者であって経済的理由等によって自立して生活を再建することが困難なものに対し、支援金を支給するための措置を定め、その自立した生活の開始を支援することとなっており、町は支給制度の周知を図るとともに、県の窓口となって活用の促進に努める。

また、被災者生活再建支援法の適用条件に満たない規模の自然災害が発生した際に、同法の趣旨を踏まえ、独自の支援措置を講じることができるよう、必要な措置を講じるものとする。

(1) 対象災害及び被災世帯

ア 対象災害

法の対象となる災害のうち、風水害関連の自然災害は、暴風、豪雨、洪水、高潮等の災害現象であり、人為的な原因により生ずる火災・事故等被害は含まれない。また、以下に示すように、一定の世帯数以上が全壊した自然災害である必要がある。

- a 災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害（同条第2項のみなし規定により該当することとなるものを含む。）が発生した市町村における自然災害
- b 10以上の世帯の住宅が全壊した市町村における自然災害
- c 100以上の世帯の住宅が全壊した都道府県における自然災害
- d a又はbの市町村を含む都道府県で5以上の世帯の住宅が全壊した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害
- e aからcの区域に隣接し、5以上の世帯の住宅が全壊した市区町村
- f a若しくはbの市町村を含む都道府県又はcの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）又は2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害

イ 被災世帯

町、県は、アの自然災害により、その居住する住宅が全壊する等生活基盤に著しい被害を受けた者に対して支援金を支給する。

- a その居住する住宅が全壊した世帯
- b その居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止する必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯。
- c 火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が移住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯
- d 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難である世帯（大規模半壊）

ウ 支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、該当欄の3/4）

(1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

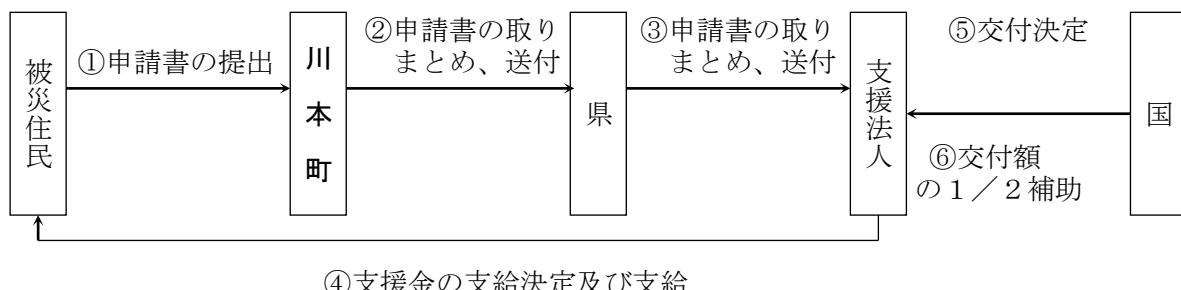
再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万	100万	100万

(2) 支援金の支給

支援金の支給については、被災者の生活再建が速やかに行われるよう、国、県、市町村等は良好な連絡体制を維持し、その円滑かつ的確な実施の徹底を図る。支援金の支給事務の流れは、以下に図示するとおりである。町は、被災住民が提出した申請書を取りまとめ（住宅被害の認定は町が行う。）、県に送付する。

なお、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。県は、県の区域内において、被災市町村から送付された申請書を取りまとめ、被災者生活再建支援法人（以下、「支援法人」という。）に送付し、被災世帯の世帯主に対し自立した生活を開始するために必要な経費に充てるものとして支援金の支給を行う。なお、県は支援金の支給に関する事務を支援法人へ委託している。

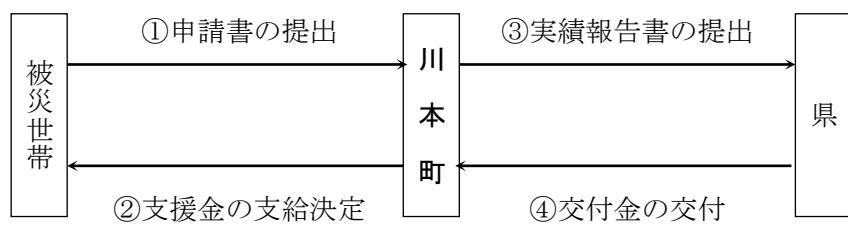
支援金事務の基本的流れ



(3) 県単被災者生活再建支援制度に基づく支援

自然災害の規模が法に定める規模に達しないため、法による支援を受けられない世帯、又は県独自の拡充支援として、「半壊」及び「一部破損」の住宅被害を受けた世帯に対し、町が支援金を支給する場合、県は「島根県被災者生活再建支援補助金要綱」に基づき、当該市町村に対し支援金に相当する額の2分の1を乗じて得た額を島根県被災者生活再建支援補助金として交付する。

支給事務の基本的流れ



ア 支給内容及び支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。（世帯人数が1人の場合は、該当欄の3/4）

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

被害程度	全壊	解体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万	100万	100万	50万

② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

再建方法	建設・購入	補修	賃貸 (公営住宅以外)
支給額	200万	100万	100万

イ 支給内容及び支給額（半壊及び一部破損）

支給額は、以下のとおりとなる。（世帯人数が1人の場合は、該当欄の3/4）

再建方法	半壊	一部破損
支給額	200万	100万

（注1）被災した住宅の補修等に係る経費（以下、「実費」という。）が上限額を下回る場合は、実費の範囲内とする。

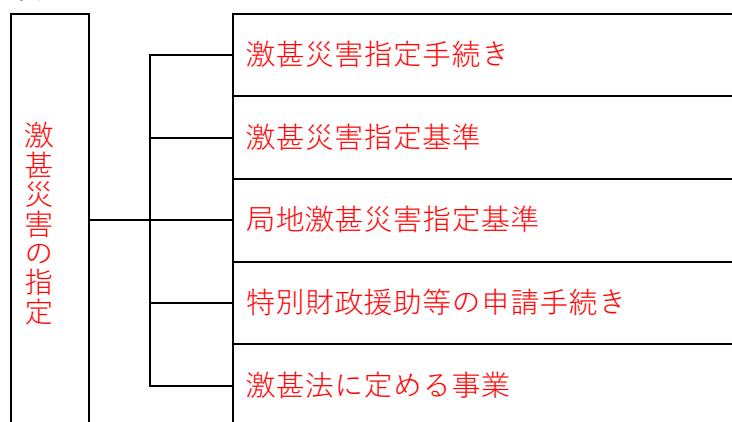
第3節 激甚災害の指定

「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」は著しく激甚である災害が発生した場合における国・地方公共団体に対する特別の財政援助又は被災者に対する特別の財政措置について定めている。

大規模な災害が発生した場合、町としても迅速かつ適切な応急復旧を実施するため「激甚法」による助成援助等を受けることが必要である。

そこで、災害の状況を速やかに調査し、実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、復旧事業費負担の適正化と迅速な復旧に努める。

施策体系図

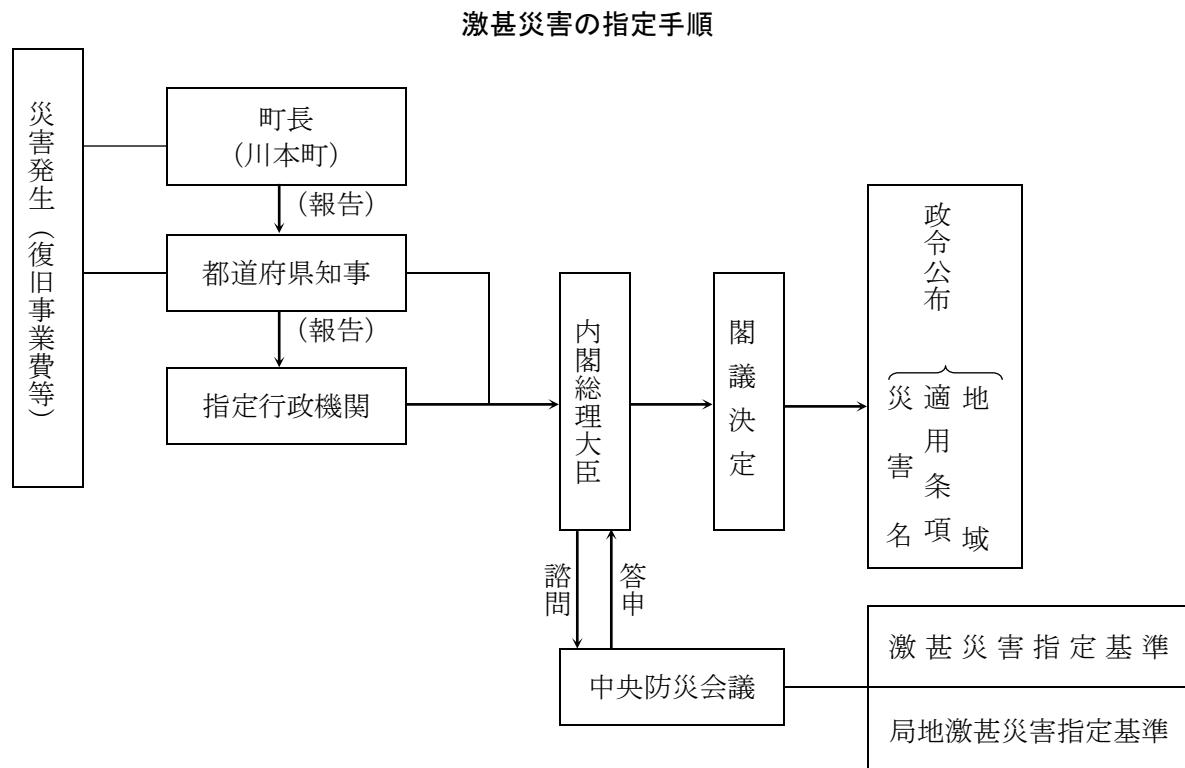


1 激甚災害指定の手続

町長は、大規模な災害が発生した場合、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、都道府県知事に査定事業費等を報告する。

都道府県知事は、所定の指定行政機関を通じ、内閣総理大臣にこれを報告する。

報告を受けた内閣総理大臣は、中央防災会議の意見を聞き、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。この場合、中央防災会議は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。この手続きを図示すると次のとおりである。



2 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設灾害 復旧事業等に関する特別の財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.5% B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額>全国標準税収入×0.2% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の標準税収入×25% ・・・の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額>県内全市町村の標準税収入×5% ・・・の県が1以上
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.5% B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額>全国農業所得推定額×0.15% かつ (1) 一の都道府県の査定見込額>当該都道府県の農業所得推定額×4% ・・・の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額>10億円・・・の県が1以上
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 >全国農業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合は除く。

		<p>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超えるか、かつ次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。</p> <p>(3) 漁船等の被害見込額>全国漁業所得推定額×0.5%</p> <p>又は</p> <p>(4) 漁業被害見込額>全国漁業所得推定額×1.5%で第8条の措置が適用される場合</p> <p>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。</p>
第8条	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例	<p>A 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.5%</p> <p>B 農業被害見込額>全国農業所得推定額×0.15%</p> <p>かつ</p> <p>一の都道府県の特別被害農業者>当該都道府県の農業者×3%</p> <p>・・・・の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>A 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×5%</p> <p>B 林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1.5%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の林業被害見込額 >当該都道府県の生産林業所得推定額×60%</p> <p>・・・・の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の林業被害見込額>全国生産林業所得推定額×1%</p> <p>・・・・の県が1以上</p> <p>ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。</p>
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例	<p>A 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.2%</p> <p>B 中小企業関係被害額>全国中小企業所得推定額×0.06%</p> <p>かつ</p> <p>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 >当該都道府県の中小企業所得推定額×2%</p> <p>・・・・の県が1以上</p> <p>又は</p> <p>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額>1,400億円・・・の県が1以上</p> <p>ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第16条 第17条 第19条	公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 市町村が施行する	<p>第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合</p> <p>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量は軽微であると認められる場合を除く</p>

	感染症予防事業に関する負担の特例	
第22条	罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例	<p>A 被災地全域滅失戸数$\geq 4,000$戸</p> <p>B (1) 被災地全域滅失戸数$\geq 2,000$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 200戸又は住宅戸数1割以上 ・・・・の市町村が1以上</p> <p>又は (2) 被災地全域滅失戸数$\geq 1,200$戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数≥ 400戸又は住宅戸数の2割以上 ・・・・の市町村が1以上</p> <p>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数について、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。</p>
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合
第7条	開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する
第9条	森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助	
第10条	土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助	
第11条	共同利用小型漁船の建造費の補助	
第14条	事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助	
第20条	母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例	
第21条	水防資材費の補助の特例	
第25条	雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例	

3 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が次のように基準を定めている（H28.2.9最新改正）。

適用条項	適用措置	指 定 基 準
------	------	---------

第2条 (第3条) (第4条)	公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。)</p> <p>(ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村 が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万 万円を超える市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20%</p> <p>(ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の 市町村 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額 >当該市町村の標準税収入×20% + (当該市町村の標準税収入-50億円) ×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算し た額がおおむね1億円未満である場合を除く</p> <p>② ①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に 掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該 災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
第5条	農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を 除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲 げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災 害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）</p>
第6条	農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助条例	<p>次のいずれかに該当する災害</p> <p>① 当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費 >当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を 除く。</p> <p>② ①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲 げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災 害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設 に係るものについて、当該市町村の漁業被害額が当該市町村内の農 業被害額を超える、 かつ 当該市町村内の漁船等の被害額 >当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算 した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。</p>
第11条の2	森林災害復旧事業に対する補助	<p>当該市町村内の林業被害見込額（樹木に係るもの） >当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定</p>

		額のおおむね0.05%未満のものを除く) かつ (1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあっては、要復旧見込み面積 >当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25%
第12条 第13条	中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期閑等の特例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円のものを除く) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第24条	小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等	第2章(第3条及び第4条)又は第5条の措置が適用される場合

なお、局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係わるものについては、災害査定によって決定した災害復旧事業費を指標としているため、翌年になってから指定する。

この場合、公共土木施設等については、所定の調査表により、局地激甚災害に関する必要な事項等を調査する。

4 特別財政援助等の申請手続等

町長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、県関係部局に提出しなければならない。

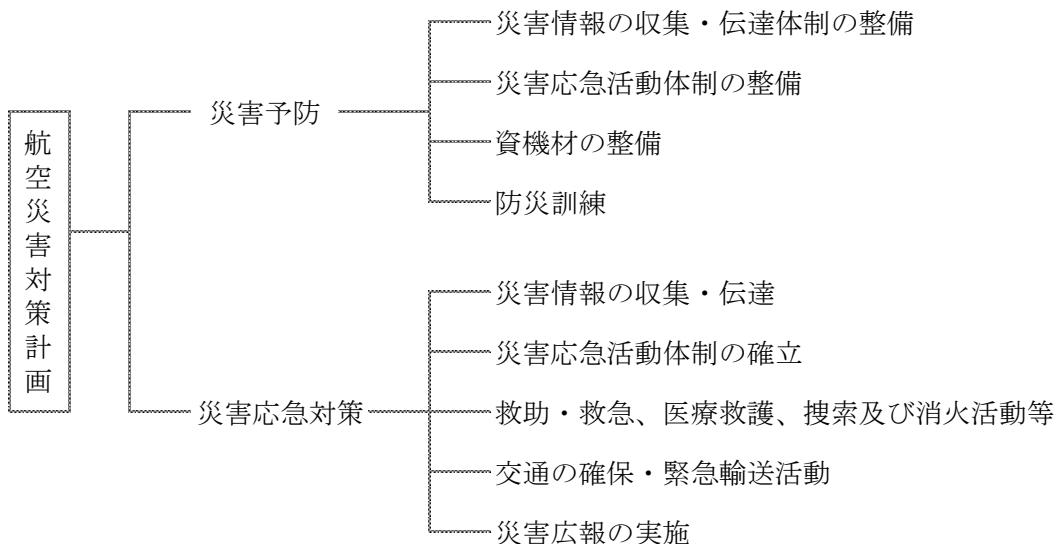
5 激甚法に定める事業

適用条項	事業名
第3条	1 公共土木施設災害復旧事業
	2 公共土木施設災害関連事業
	3 公立学校施設災害復旧事業
	4 公営住宅施設災害復旧事業
	5 生活保護施設災害復旧事業
	6 児童福祉施設災害復旧事業
	7 老人福祉施設災害復旧事業
	8 身体障がい者社会参加支援施設災害復旧事業
	9 障害者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホーム又は障害者福祉サービス(生活介護、自律訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る)の事業の用に供する施設の災害復旧事業
	10 婦人保護施設災害復旧事業
第3条及び 第19条	11 感染症予防事業
	12 感染症指定医療機関災害復旧事業
第3条及び	13 堆積土砂排除事業

第 9 条	
第 3 条及び 第 10 条	14 湛水排除事業
第 5 条	15 農地、農業用施設若しくは林道の災害復旧事業又は当該農業用施設若しくは林道の災害復旧事業に係る災害関連事業
第 5 条及び 第 6 条	16 農林水産業共同利用施設災害復旧事業
第 7 条	17 開拓者等の施設の災害復旧事業
第 8 条	18 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置
第 11 条	19 共同利用小型漁船の建造費の補助
第 11 条の2	20 森林災害復旧事業
第 12 条	21 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
第 13 条	22 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金等の償還期間等の特例
第 14 条	23 事業協同組合等の施設の災害復旧事業
第 16 条	24 公立社会教育施設災害復旧事業
第 17 条	25 私立学校施設の災害復旧事業
第 20 条	26 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
第 21 条	27 水防資材費の補助の特例
第 22 条	28 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
第 24 条	29 公共土木施設、農地及び農業用施設等小災害に係る地方債の元利償還金の交付税の基準財政需要額への算入
第 25 条	30 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

第1節 航空災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

本町の上空を飛行中に墜落炎上等の事故が発生することも考えられるため、航空機による災害に対して的確な対応が行えるよう、国・県及び関係機関との連携を図り、情報収集・伝達体制及び防災体制の整備を図る。

(1) 災害情報の収集・伝達体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模災害が発生した場合には、多種多様かつ大量の災害情報が発生する。

このため、町、県及び防災関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するため、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みを整備するよう努める。

町では、県総合防災情報システム等を活用して災害情報を収集し、関係機関に的確に伝達できるよう、日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(2) 災害応急活動体制の整備

航空機の墜落炎上等により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生した場合に効果的な応急対策を実施できるよう、町及び防災関係機関は、防災体制を整備し、関係機関との相互連携体制を確立する。

(3) 資機材の整備

航空機事故が発生した場合には、多くの傷病者を生ずるのが通例であることから、有効な救急自動車、医薬品等の防災装備・資機材等の整備を推進する。

(4) 防災訓練

航空災害発生時には、県、町、防災関係機関等は、法令又は地域防災計画の定めるところにより災害応急対策活動を実施することとなるが、これらの応急対策活動が円滑に行われるよう、機関相互に連携した防災訓練を実施する。

2 災害応急対策

航空災害が発生した場合、災害の発生場所や時間帯等によって様々な防災活動需要や活動上の制約が生ずる。また、町、県、消防本部、医師会、日赤、地元住民、ボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなるため、町は、県等の防災関係機関と協力し、収集・連絡された情報に基づき、直ちに必要な活動体制をとるとともに、これら防災関係機関は、緊密な連携の確保に努める。

(1) 災害情報の収集・伝達

町、県及び防災関係機関は、航空災害の発生に際し、災害応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携のもと、各機関で情報収集・伝達体制を確立し、迅速かつ的確な災害情報の収集、伝達に努め、災害状況の実態を的確に把握し、緊急度の高い救援対策の需要の把握に努める。

このため、各防災関係機関は、事前に定められた情報収集・伝達体制の確立要領に従い、保有している情報伝達手段を効果的に確保・運用し、各種災害情報を収集・伝達するとともに、組織内・組織間において通信・情報連絡を行う。

ア 情報管理（通信連絡）体制の確立

(ア) 情報管理（通信連絡）体制の確立

航空事故発生時の町の通信連絡系統としては、県総合防災情報システムを基幹的な通信系統とするほか、N T T一般加入電話（災害時優先電話、各種携帯電話、緊急・非常電話を含む。）を効果的に運用できるよう、関係機関等との連絡用電話を事前に指定することにより連絡窓口を確立し、防災活動用の電話に不要不急の問い合わせが入らないようにしておく等の運用上の措置を講ずる。

(イ) 町の情報連絡手段の確保

航空災害発生時の町の無線通信連絡体制として、町防災行政無線をはじめ、N T T一般加入電話、その他の各種通信手段を適宜組み合わせて、災害時の重要通信を確保・運用できる体制を確立する。

イ 情報等の収集・伝達

町をはじめ防災関係機関は、災害の発生に際して、町防災行政無線・県総合防災情報システム等により速やかに管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、関係機関に伝達する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、**第2章第1節「初動体制の確立」**を参照。

(3) 救助・救急、医療救護、搜索及び消火活動等

活動に当たっては、災害の発生場所（町内での発生か、町周辺での発生か）に応じて初動体制を確立するが、被災地が不明だが墜落の可能性があり搜索の要請を受けた場合も含めて、状況に応じた体制や指揮系統を確立する。

ア 町及び町周辺で発生した場合の救助・救急、医療救護及び搜索

(ア) 救助・救急、医療救護活動

a 救助・救急、医療体制の確立

町及び町周辺で災害が発生した場合の救難活動は、各消防本部が一時的にこれに当たり、空港管理事務所が必要に応じて出動する。また、医療協定による医療救護活動に当たっては、県（健康福祉部）は、県医師会と協力するほか、必要に応じ中国四国厚生局、日赤島根県支部等に協力要請し、各機関等の医療救護班の派遣を要請する。このとき、医療救護に関する総合的な連絡調整は、県（健康福祉部）が行う。

なお、県は、県のみでは医療救護班が不足すると認める場合は、中国5県又は中国・四国9県災害時相互応援協定等に基づき応援を要請する。その他の都道府県については、厚生労働省を通じて救護班の派遣を要請する。

その他、救助・救急及び医療救護については、**第2章第10節「救急・救助活動」**及び**第11節「医療救護活動」**を参照

(イ) 搜索

墜落現場が不明の場合又は航空機の行方が不明になる等航空災害発生のおそれがある場合、県警察本部、消防本部がヘリコプター等を活用して搜索活動を実施する。搜索は、人命の危険の大きい場所から順次実施し、生存者等の迅速な発見に努める。

市街地に航空機が墜落した場合は、航空機搭載燃料が周辺に飛散し、これに引火するため、瞬時に大火面が形成され、大規模市街地火災に発展する危険があるとともに、民家及び航空機内には、多数の要救助者がいることも予想されるので、災害の発生を知ると同時に多くの消防隊を集結して、人命救助、避難誘導及び市街地火災の延焼防止のため重点的に消火活動を実施する。

イ 消火活動

航空機火災の消火活動は、火災が特異な様相を呈するため状況判断がしにくいこと、ほ

とんどの火災が人命の危険を伴った油火災であり、迅速な行動と高度な技術を持って対処しなければならず、関係機関と緊密な連携活動が要求されること等から極めて困難なものとなる。

したがって、町は、消防活動に当たって、乗客、乗員及び付近住民の人命救助に主眼を置き、関係機関との緊密な連携のもとに、住宅等周囲の消防対象物への延焼防止を図る。

消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下に行動し、消防団長は、現場指揮本部において消防団の指揮に当たる。消防団隊は、消防署隊との連携を密にし、消防活動に従事する。

なお、消防本部は、現有の消防力（装備・車両・水利等）の総力をあげ、災害状況によつては他の地域からの応援を得て、関係機関等と効果的に連携し、消防活動を実施する。

ウ 油流出・漏洩、水質汚濁等への対応

航空災害にともなって、機体からの油流出、漏洩により、周辺河川等の水質汚濁が生じた場合は、県（環境生活部）、消防本部、土木建築事務所等と連携し、防除活動を実施する。

(4) 交通の確保・緊急輸送活動

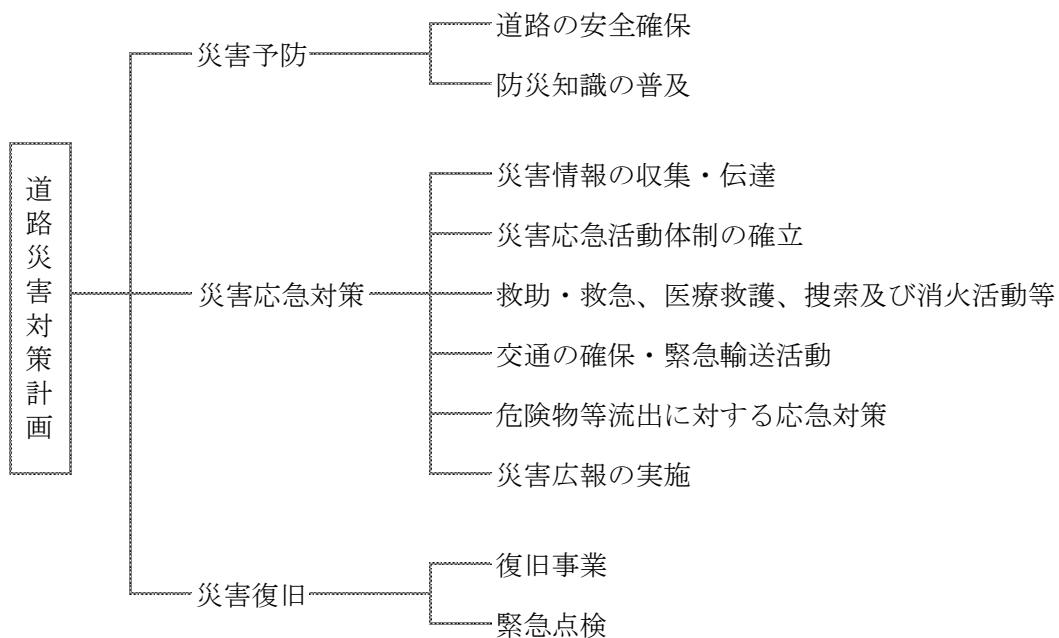
第2章第12節「交通確保対策」、第13節「緊急輸送」を参照

(5) 災害広報の実施

第2章第4節「災害広報」を参照

第2節 道路灾害対策計画

施策体系図



1 災害予防

道路構造物の被災等による災害を未然に防ぐため、道路の安全確保、災害応急・復旧体制の整備、防災知識の普及・啓発等の基本的な対策を推進する。

(1) 道路の安全確保

ア 道路交通情報の充実

(ア) 気象情報等の活用体制の整備

県総合防災情報システムによりリアルタイムで気象情報等を伝達できる体制が整備されているが、関係職員がそれらを道路災害に有効に活用できるよう習熟に努める。

(イ) 道路情報伝達体制の整備

交通規制状況、う回路等の道路災害情報を正確かつ迅速に道路利用者に提供する情報案内板等の路側通信機器の整備、県警察本部との連携方法、県総合防災情報システムを活用した情報の収集・提供に努める。

イ 道路施設等の整備

(ア) 道路施設等の監視・点検体制の整備

県等と連携を図り、応急復旧体制、道路管理連絡員制度等、より一層の整備を進める。

(イ) 災害防除事業の実施

町は県と連携し、管理する道路において各種点検により判明した危険箇所のうち、危険度が高く、緊急性の高い箇所から必要な施設の整備等の対策をより一層進める。

ウ 災害応急・復旧体制の整備

(ア) 関係機関の相互連携の確保

災害発生時に速やかな応急体制を実施するため、国、県、消防本部、警察署、日本赤十字社島根県支部、医師会等とも連携を図り、より一層の情報の収集・伝達体制の整備を図る。その際、夜間、休日の場合においても対応できる体制の確立を図る。

(イ) 通信体制の整備

既存の道路連絡体制を活用し、情報通信システムの強化を図る。また、情報を確実に通信できるよう、有線回線だけでなく防災行政無線や国土交通省マイクロ回線等の連絡回線の相互利用等による連絡ルートの複数化や停電対策の検討を行う。

また、平常時において、無線通信設備の点検の実施や県及び各道路管理者等と連携した通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段の整備を推進する。また、トンネル内において、利用者がより迅速・正確に通報できるよう非常通報設備の整備を推進する。

(ウ) 情報管理体制の確立

道路交通情報センターや県総合防災情報システム、衛星通信ネットワーク等により、情報の収集・伝達体制の整備を推進する。

エ 組織体制の整備

(ア) 参集及び動員の体制

町は、大規模な道路災害に備え、迅速かつ的確な応急対策が実施できるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制及び事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制について検討する。

また、道路災害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の作成を検討する。

(イ) 防災関係機関の相互連携体制の強化

県、警察、自衛隊等と災害時における協力体制や役割分担について事前に協議しておく。

オ 救助・救急、医療救護及び消火活動体制の整備

(ア) 救助・救急体制

町及び消防本部は、必要な救急車等の車両、道路災害に対応した救急救助用資機材を検証し、必要性に応じ、順次、整備を進めていく。

(イ) 医療救護体制

第2章第11節「医療救護活動」を参照

(ウ) 消火体制

消防本部と平常時より連携を図り、道路災害における消火活動に備えておく。

カ 交通の確保・緊急輸送体制の整備

各道路管理者は、災害応急対策活動の円滑な推進のため緊急通行車両の事前届出をしておく。第1章第12節「輸送体制の整備」を参照。

キ 危険物等流出防除活動体制の整備

消防本部では、高圧ガス、火薬類等についての事故取扱要領が整備されているが、それ以外の危険物については適宜対応する体制となっている。町は、各種の危険物等の流出時に適切な防除活動が行えるよう検証し、必要な資機材の整備を進める。

ク 応急復旧活動体制の整備

災害時の道路啓開や応急復旧は、各道路管理者が適宜、業者を選定して対応しているが、迅速・的確に活動を実施するため、建設業協会の協力により、必要な人員・資機材を確実に活用できる体制を整備する。また、必要に応じ、重要な施設の構造図等の資料整備も進める。

(2) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練

ア 防災知識の普及・啓発

道路災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、道路災害に際しての対応等の防災知識の普及・啓発に努める。

イ 防災訓練

県の行う総合防災訓練と連携し、訓練の充実を図る。

なお、訓練の後には事後評価を実施し、課題等を整理し、必要に応じた体制の改善を図る。

2 災害応急対策

大規模な事故や災害等の発生により道路構造物の被災等が発生した場合の各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 事故情報等の連絡

大規模な事故、災害等の発生時には、情報交換を迅速かつ的確に図る。

イ 被害情報等の収集・伝達

道路災害の情報について、町は、県、自衛隊、警察署等、その時点で特に伝達する必要のある機関に対し、優先してきめ細かい情報を伝達するなど、その対応に努める。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知する。

なお、災害応急活動体制については、**第2章第1節「初動体制の確立」**を参照。

(3) 救助・救急、医療救護及び消火活動

各道路管理者は、町、県、警察署、消防本部等の要請により、救出・救助の初期活動に協力することが求められた場合、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関の連携について調整し、活動を実施する。

ア 救助・救急活動

第2章第10節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護

第2章第11節「医療救護活動」を参照

ウ 消火活動

(ア) 消防本部の体制

町は、町域内の道路災害により消火活動の必要が認められた場合、迅速に消防体制を確立し、消防活動を実施する。

(イ) 他の消防機関に対する応援要請

第2章第9節「消防活動」を参照

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請

自衛隊の災害派遣要請については、**第2章第6節「自衛隊の災害派遣要請」**を参照。

(4) 交通の確保・緊急輸送活動

道路災害発生時には、道路交通事情の悪化等による交通渋滞が発生し、救助・救急、消火活動等への支障が予想される。このため、迅速かつ適切に交通規制を実施することにより、救助・救急、消火活動等のための交通を確保する必要性がある。

ア 交通規制等

第2章第12節「交通確保対策」を参照

イ 緊急輸送手段の確保

第2章第13節「緊急輸送」を参照

(5) 危険物等流出に対する応急対策

道路災害により危険物等流出事故が発生した場合は、消防本部が事故対応を実施するが、対応しきれない場合等は、道路管理者は、消防本部のほか警察署等関係機関と密に連絡をとり、初動段階から相互に連携した防除活動、避難誘導活動等を実施し、危険物による二次災害の防止に努める。

(6) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第4節「災害広報」**に準じて行う。

3 災害復旧

(1) 復旧事業

道路管理者は、あらかじめ定めてある物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を実施する。大規模災害時において、復旧のための資機材や人員が不足する状況下では、優先順位（第1次、第2次、第3次の緊急輸送道路の順）を付けながら実施するなど規模に応じた対応を実施し、早急な復旧に努める。

なお、応急復旧の優先度については、ネットワークとしての通行機能が十分に確保できるような手段で設定する。

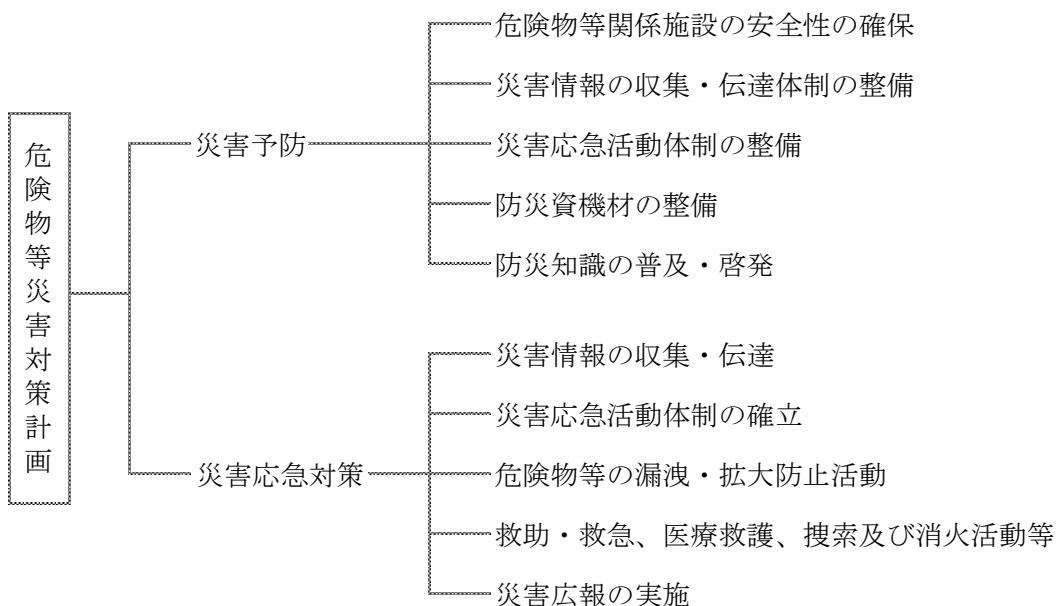
また、応急復旧を円滑に遂行するため、通行を禁止又は制限している区間における道路情報について、道路利用者に対して積極的な広報等を行う。

(2) 緊急点検

復旧事業と併せて、被災箇所以外の道路施設について、再発防止のための緊急点検を実施する。応急復旧活動とは別に、点検に必要な体制を確立できるように努める。

第3節 危険物等災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

危険物等災害による被害を未然に防ぐため、危険物等関係施設の安全性の確保、災害情報の収集・伝達体制の整備、災害応急活動体制の整備、防災知識の普及・啓発に係る基本的な対策を推進する。

(1) 危険物等関係施設の安全性の確保

町、県及び消防本部は、災害による危険物等災害を未然に防止し、被害拡大防止対策を講ずるため、危険物等施設の安全性の向上を図るとともに、危険物等施設の管理者に対し自主的な保安体制を強化するなどの防災指導を推進する。

ア 消防法に定める危険物

過去の災害事例に基づき、消防法及び関係法令が改正され、施設の設置基準は強化されており、災害に対する構造上の安全対策は講じられているが、老朽化や管理的要因により危険物等災害が発生する場合があるので、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する指導の強化や予防思想の徹底等普及・啓発を図る。また、危険物等施設の管理者にあっては自主的な保安体制の強化に努める。

イ 高圧ガス施設

町、県及び消防本部は、高圧ガスによる災害を防止し、公共の安全を確保するため、関係法令（高圧ガス保安法・液化石油ガス法）に基づき、関係事業者に対する指導の強化や保安意識の啓発等を図る。また、高圧ガス施設管理者にあっては、自主的な保安体制の強化に努める。

ウ 毒劇物取扱施設

町は、県と協力して毒劇物取扱施設の実態把握に努める。

- (ア) 研修会等で防災教育の徹底
- (イ) 立入検査時の施設の安全化指導
- (ウ) 毒劇物の流出等の防止及び中和等の除去等活動体制の整備
- (エ) 緊急連絡、資材確保等のマニュアルの整備
- (オ) 治療方法を記した書類の整備

エ 火薬類施設

火薬類等は火薬類取締法及び武器等製造法に基づき、製造、販売、貯蔵、消費及びその他の取扱いが規制されている。しかし、万一、被害が発生した場合にはその影響が大きい。

このため、町、県及び消防本部は実態把握に努めるとともに、関係事業者に対する法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等を図る。

(2) 災害情報の収集・伝達体制の整備

危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるときには、多種多様かつ多量の災害情報が発生する。

町、県、消防本部及び関係機関が迅速かつ的確に防災対策を実施するには、これらの災害情報を迅速かつ的確に収集・伝達・処理するソフト・ハード両面の仕組みの整備が必要である。そのため、無線等の伝達機器の整備を図るとともに、災害時に的確に使用できるよう日常業務又は訓練を通じて、使用方法等について習熟を図る。

(3) 災害応急活動体制の整備

各危険物施設並びにその周辺及びそれ以外の地域において、危険物等災害により多数の死傷者を伴う大規模な災害が発生したとき、又は発生するおそれがあるとき、効果的な応急対策を実施できるよう、町は防災体制を整備し、県等の関係機関との相互連携体制を確立する。

ア 参集及び動員の体制

町は、大規模な危険物等災害に備え、迅速かつ的確な応急対策が実施ができるよう、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

イ 応急活動マニュアルの整備

職員に周知するとともに、活動手順、使用する資機材や装備の使用方法等の習熟、他の職員、機関等との連携についての応急活動のためのマニュアルの作成を検討する。

(4) 防災資機材の整備

危険物災害に備えて化学消火剤を備蓄し、これを有効に活用する計画をたて、さらに年次

計画に基づいて備蓄化を図る。その他にも各種危険物等の性質を考慮し、必要な防災資機材の整備を図る。

(5) 防災知識の普及・啓発

町は、危険物等災害の危険を軽減するため、防災訓練や広報紙の活用等様々な方法・機会を通じ、防災知識の普及・啓発に努める。

2 災害応急対策

危険物等災害が発生した場合、被害が広範囲にわたるおそれがあるため、県をはじめとする各機関と連携し、各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

危険物等災害への対応を効果的に実施するため、相互の密接な連携の下に危険物の種類、性状、量、拡散状況等についてできるだけ正確かつ詳細な情報の入手に努める。

伝達系統としては、その状況下において最も迅速かつ確実な手段により行うが、県総合防災情報システムを有効に使用する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、**第2章第1節「初動体制の確立」**を参照

(3) 危険物等の漏洩・拡大防止活動

危険物等が流出・漏洩した場合は、施設管理者が初期対応を実施するが、対応しきれない場合等は、町は防除活動、避難誘導活動等に協力し、危険物等による被害の拡大防止に努める。

(4) 救助・救急、医療救護及び消火活動

危険物等災害が発生した場合の救助・救急、医療救護及び消火活動に当たっては、各危険物施設管理者と消防機関に協力する。

ア 救助・救急活動

第2章第10節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護

第2章第11節「医療救護活動」を参照

ウ 消火活動

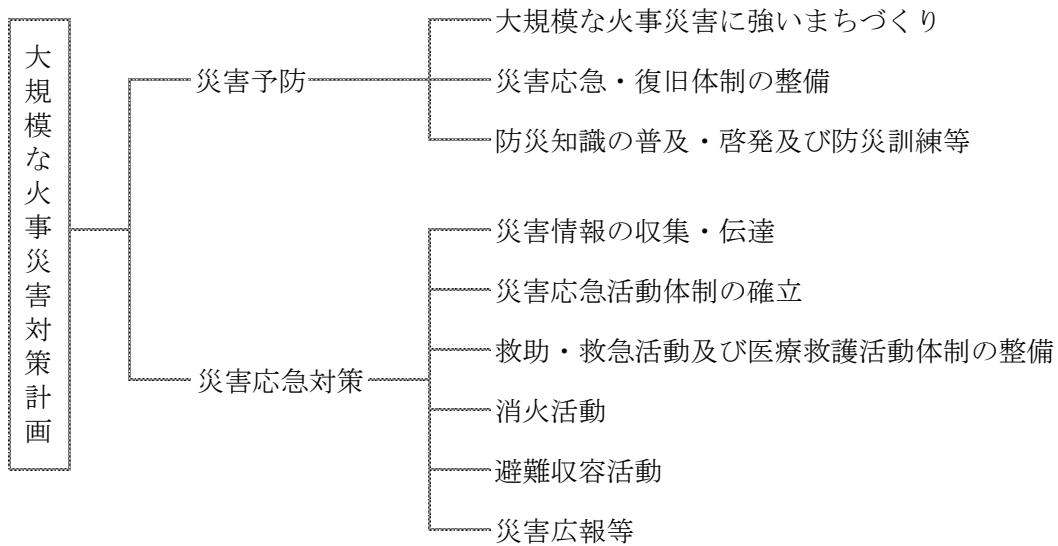
第2章第9節「消防活動」を参照

(5) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第4節「災害広報」**に準じて行う。

第4節 大規模な火事災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

大規模火災による被害を未然に防ぐため、まちの不燃化の推進や災害応急活動体制の整備、防火防災知識の普及・啓発等基本的な対策を推進する。

(1) 大規模な火事災害に強いまちづくり

ア 災害に強いまちの形成

大規模な火事災害の拡大を防ぎ、又は被害を軽減できる災害に強いまちづくりを推進するため、関係各課、関係機関は、都市等の基盤整備を進めるなど、防災環境を整備するための事業を継続して実施する。

イ 大規模な火事災害に対する建築物の安全化

大規模な火事災害時には、出火状況や気象条件等により広範囲にわたる延焼・焼失等の被害が予想される。特に、庁舎、医療機関、学校等の防災機関施設、地域生活の根幹をなす水道、電力、ガス、通信等のライフライン施設が被害を受けた場合、その影響は極めて大きい。このため、建築物の安全性を確保し、大規模な火事災害に強い公共施設等を整備することにより、建築物・公共土木施設等災害の防止対策を推進する。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 情報収集・伝達体制の整備

(ア) 火災警報等の伝達体制の整備

町は、住民に対し、火災警報の内容及び発表されたときの措置を周知徹底しておくとともに、広く警報等を伝達できるよう、防災行政無線、サイレン、消防信号等の情報伝達手段を整備する。

a 火災警報の発表基準

町長は、知事より通報のあった場合のほか、地域的気象状況により自ら判断し、必要と認めた場合に発表する。

(イ) 県総合防災情報システム等の活用体制の整備

防災関係職員の県総合防災情報システムの活用方法の習熟を促進するほか、火災の発見から応急活動実施過程での気象情報の収集・伝達等、システムの活用体制の整備を進める。

(ウ) 夜間・休日等における体制の整備

町は、県等関係機関相互において、夜間、休日の場合等にも対応できる情報の収集・伝達体制の整備を図る。

(エ) 通信体制の整備

防災行政無線、一般加入電話、無線電話機等、町は現状の通信体制について、より一層の整備に努める。

イ 災害応急体制の整備

町は、火災の規模に応じた各段階における参集配備体制について、風水害の動員配備体制に準じた体制を整備する。

また、大規模災害に対応できる職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

ウ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

エ 消火活動体制の整備

(ア) 消防機関の警戒体制

警戒のための組織体制、警戒区域の責任分担、警戒出動要員の出動の伝達方法は消防法の定めるところにより、消防団長が適切に措置する。

(イ) 消防水利の整備

消火栓のみならず、防火水槽の整備、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多様化を図り、その適正配置に努める。

(ウ) 住民との連携

町は、消防署、消防団、各地区等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、消防署等は、火災発生時の消防活動への協力について周知しておく。

(エ) 資機材の整備

町は消防署と連携し、消防用機械・資機材等の整備を進める。

オ 避難収容活動体制の整備

第1章第9節「避難体制の整備」を参照

カ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災体制の整備」を参照

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 防災知識の普及・啓発活動

全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対して大規模な火事の被害想定等の活用により、地域の危険性の周知や災害発生時にとるべき行動、避難行動等の防災知識の普及・啓発を図る。

また、教育委員会・各学校等においては、火災予防等防災に関する教育の充実を図る。

イ 各種防災資料等の配布

地域住民の適切な避難や防災活動の促進のため、防災マップ、避難時の心得等の作成に努め、住民等に配布する。

ウ 防災訓練の実施

町は、地域、職場、学校等において定期的な防災訓練を実施するよう指導し、住民の大規模な災害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

エ 要配慮者への配慮

防災知識の普及・啓発活動や防災訓練等を実施する場合、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

2 災害応急対策

大規模な火事災害が発生した場合における各種応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

ア 発生直後の災害情報の収集・伝達

(ア) 被害情報等の収集・連絡

町は、火災の発生状況、人的被害の状況、建築物等の被害の状況等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。県は、町等から情報収集し、自らも被害規模について概括的な情報を把握し、消防庁に報告し、必要に応じ関係省庁に連絡することとなっている。また、県警察は被害に関する情報を把握し、警察庁に連絡することとなっている。

(イ) 通信手段の確保

町は、直ちに情報収集連絡のための各種通信手段を確保する。

イ ヘリコプターによる被害状況の把握

町は、大規模火事災害時において県防災ヘリコプターを活用し、その機動性を活かして被災状況等の情報収集、緊急物資輸送等の措置を実施する。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策を要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、災害応急活動体制については、**第2章第1節「初動体制の確立」**を参照。

(3) 救助・救急活動及び医療救護活動体制の整備

ア 救助・救急活動

町は、迅速に救出・救助体制を確立し、関係機関と連携し、救助・救急活動を実施する。

イ 医療救護活動

(ア) 医療機関相互の連絡・連携体制の確立

医療救護活動において、町は、医療機関、日赤島根県支部、消防本部等との連携を強化し、体制を確立する。

(イ) 医薬品・医療用資材等の整備

県及び日赤島根県支部の協力を得て、必要な医薬品や輸血用血液等のリストを作成し、供給体制を確立する。

(4) 消火活動

町は、防災関係機関と連携し、迅速に消防体制を確立する。同時に住民、各地区、事業所は初期消火に努める。

(5) 避難収容活動

町、消防本部及び警察署は、次のことに留意し、連携して地域住民に対する避難勧告・指示及び避難誘導を行う。

ア 避難所は、本計画に定める施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

イ 避難は、火災現場の風下に位置する住民から高齢者、障がい者、病人、子供等の避難行動要支援者を優先し、車両等を使用せず徒歩を原則とする。

ウ 避難経路は安全で消防活動を阻害しない経路を選定する。

エ 消防団員、町職員等により避難者の実態の把握及び避難所の警戒に当たる。

(6) 災害広報等

ア 住民及び被災者への対応

町及び防災関係機関は、住民や被災者等に対し、大規模な火事災害の状況、安否情報、公共施設等の復旧状況、医療機関等の情報、各関係機関の施策の実施状況、交通規制情報、施設等の復旧状況、義援物資の取扱い等について、連携して迅速、適切な情報伝達活動を実施する。

情報伝達に当たり、町、消防本部等は、避難行動要支援者に配慮し、防災行政無線、掲示板、広報紙、広報車等を活用した広報を実施するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を得るなど広く情報を伝達できるよう努める。

なお、町等は、報道機関の個別取材等に対しては、災害応急対策に支障が出るおそれがあるので、それぞれの体制を整備し対応する。

イ 問い合わせ等の対応

住民等からの各種問い合わせに対し、迅速な対応ができるよう、町は、窓口・人員を配置し、専用電話を設置するなどの措置を講じ、災害応急対策に支障が出ないよう努める。

3 災害復旧

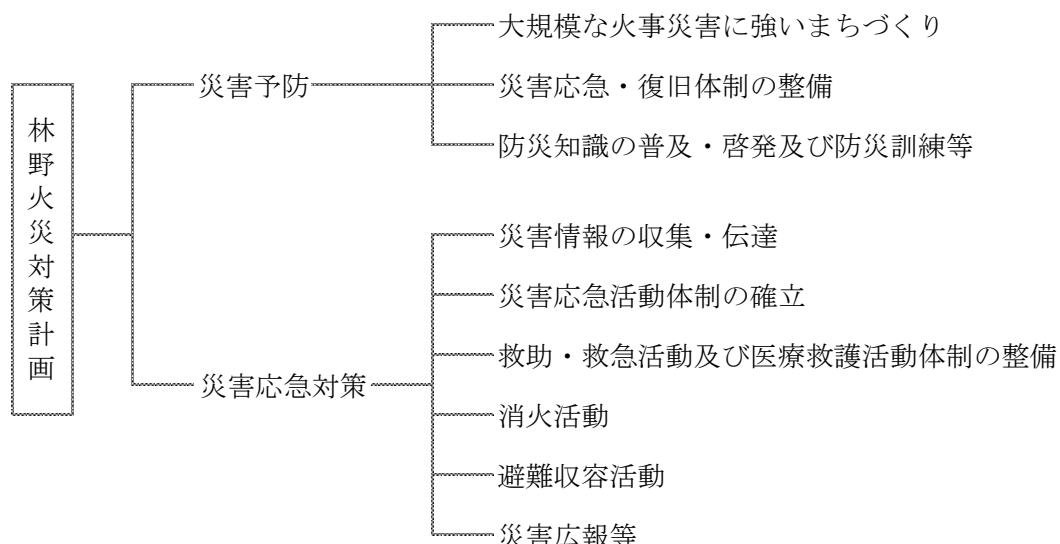
町は、物資、資材の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した被災施設の復旧事業を実施する。

ライフライン・交通輸送関係機関等は、復旧に当たり可能な限り地区別の復旧予定時期を明示する。

なお、被災施設の復旧に当たっては、現状復旧を基本としつつも、再度災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧等を行う。

第5節 林野火災対策計画

施策体系図



1 災害予防

近年、森林レクリエーションなどで山林に入る人が多くなり、たき火の不始末・飛び火、たばこの投げ捨てなどによる出火の危険性が高まっている。このため、火災による広範囲にわたる林野の焼失等による被害の防止、又はその軽減を図るための対策を推進する。

(1) 林野火災に強い地域づくり

ア 林野火災に強い森林の造成

森林所有者等は、森林内の尾根、林道周辺、住宅地周辺、渓流沿い等において、耐火性のある樹種を植栽し、防火林道、防火樹帯の整備を検討する。

また、下刈の励行、除伐、間伐を行うことで林内を整備し、地上可燃物を減らすように努める。

イ 消防水利の整備

森林内の調整池、水源地域整備事業に係るダムなどが消防水利に役立つと考えられるため、町は県及び消防本部と連携してそれらを把握するとともに、防火水槽、ドラム缶等の簡易防火水槽、貯水槽の整備及び海水、河川水等の自然水利、水泳プール、ため池等の活用などにより、消防水利の対応化を図り、その適正配置に努める。

ウ 防火線等の設置

森林所有者等は、火災の延焼拡大を防ぐため、必要に応じ防火線の配置を進める。防火線の配置に当たっては、地形や風の条件、過去の火災の記録等から最大限の効果が得られるよう慎重に決定する。

なお、森林内の歩道・自動車道の存在は、焼け止まりや火勢を衰えさせる効果があり、防火線等の機能も備えているため、消火活動の交通路・拠点としても重要である。町、県、消防本部等は状況を把握し、新設路線の選定には防火面にも配慮する。

また、消防車両が進入できる林道の整備を進めるとともに、消防本部は、森林内で消防車両が通行できる道路を把握しておく。

エ 住宅地開発における指導

林地開発による住宅地造成においては、林野と住宅が近接（おおむね10m未満）し、相互の延焼危険性が高くならないよう、間に道路などの防火帯を設置するなど計画段階から必要な指導を検討する。

また、必要な場合には、消防車両等のため、幹線道路と2方向でつながり、車両の相互通行が可能な幅員の道路の設置指導を検討する。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 災害応急体制の整備

町は、林野火災が住宅に延焼するおそれのある場合など、迅速な対応ができるよう必要な体制を風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、大規模な火事災害に対応した職員の応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第2編第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

ウ 消火活動体制の整備

(ア) 空中消火体制の整備

空中消火体制については、島根県防災ヘリコプター運航管理要綱が定められ、陸上自衛隊出雲駐屯地及び消防本部において資機材の配備等がなされているため、町はヘリポートの整備に努める。また、効果的な消火活動を実施するには空中消火隊と地上消火隊の緊密な連携が不可欠であるため、訓練等を通じて連携の確保を図る。

(イ) 住民との連携

町は、県及び消防署、消防団、住民組織等の災害時の連携体制について、平常時から体制の強化を図る。

特に、火災の通報や家屋への予備注水などの初期消火活動において、近隣住民等の協力が得られるよう、火災発生時の消火活動への協力について周知しておく。

(ウ) 残火処理体制

大規模林野火災においては、広範な焼損区域を人海戦術により残火箇所を発見し、適切に対処する必要があるため、必要に応じてこれに協力する。

エ 避難収容活動体制の整備

第1章第9節「避難体制の整備」を参照

オ 広域応援体制の整備

第1章第6節「防災体制の整備」を参照

カ 二次災害の防止活動

林野火災後の二次災害防止のための応急復旧事業等について、組織の整備やマニュアルの作成等を検討する。

また、流域の荒廃、その後の降雨等による土砂災害の危険について、危険度を応急的に判定する技術者の養成、事前登録等の施策について検討する。

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 事前点検及び警戒巡視の実施

町は県及び消防本部、森林組合等と協力し、地域の森林等において、過去に林野火災が発生した地域、入山者が多い森林など林野火災が発生しやすい区域を把握する。

多発期、多発時間及び火災警報発表時並びに出火の危険性が多い地域を重点的に取り上げ、関係機関と連携のもと、総合的な巡視及び監視を計画的に実施する。

イ 防災知識の普及・啓発

林野火災の出火原因は、人為的なものが大部分であり、特にたき火、たばこ、火あそび、マッチによる失火が占めている。

したがって、出火防止対策を講ずるに当たっては、これらの出火原因を排除することに重点を置くものとし、林野火災多発期における山火事予防運動の実施など防火思想の普及宣伝に努める。

ウ 防災訓練の実施

県が実施する林野火災を想定した防災訓練等に参加する。

2 災害応急対策

林野における火災の発生に対し、迅速に消火を実施し、被害の拡大を防ぐため必要な対策を実施する。

(1) 災害情報の収集・伝達

町は消防署と連携し、火災の発生状況、人的被害の状況、林野の被害の状況等を収集し、大規模火災の懸念から森林管理署に連絡、また県総合防災情報システムにより県に連絡する。

なお、休日・夜間等においても、林野火災が発生した場合には、体制を確保し、迅速な情報収集・連絡に努める。

(2) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、**第2編第2章第1節「初動体制の確立」**を参照。

(3) 救助・救急及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

第2章第10節「救急・救助活動」を参照

イ 医療救護活動

第2章第11節「医療救護活動」を参照

(4) 消火活動

ア 消防署と住民等との連携

消防署は速やかに火災の状況を把握し、迅速に消火活動を行うが、住民及び各地区等においても、発生後の初期段階において自発的に初期消火活動を行う。また、消防署が協力を求めた場合、町はそのための連絡調整に努める。

なお、住民による消火活動の実施に当たっては、住民等に危険が及ばない範囲での活動にとどめ、安全に十分配慮するよう努める。

イ 応援要請等

第2章第9節「消防活動」を参照

(5) 交通の確保・緊急輸送活動

第2章第12節「交通確保対策」、第13節「緊急輸送」を参照。

(6) 避難収容活動

避難収容活動については、**第2章第8節「避難活動」**を参照

なお、避難所は、本計画に定める施設のうち、火災現場から風上、風横にある施設を指定する。

(7) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第4節「災害広報」**に準じて行う。

(8) 二次災害の防止活動等

ア 治山事業等

町は県と協力し、降雨等による二次的な土砂災害等を防止するため、専門技術者等を活用し、危険箇所の点検等を実施するとともに、危険性の高い箇所では、周辺住民への周知を図り、警戒避難体制を整備する。

イ 自然環境への対応

林野火災による被害が自然環境に及んだ場合、県（農林水産部、環境生活部）と連携を図り、影響を最小限にくい止めるために必要な応急・復旧活動に協力する。

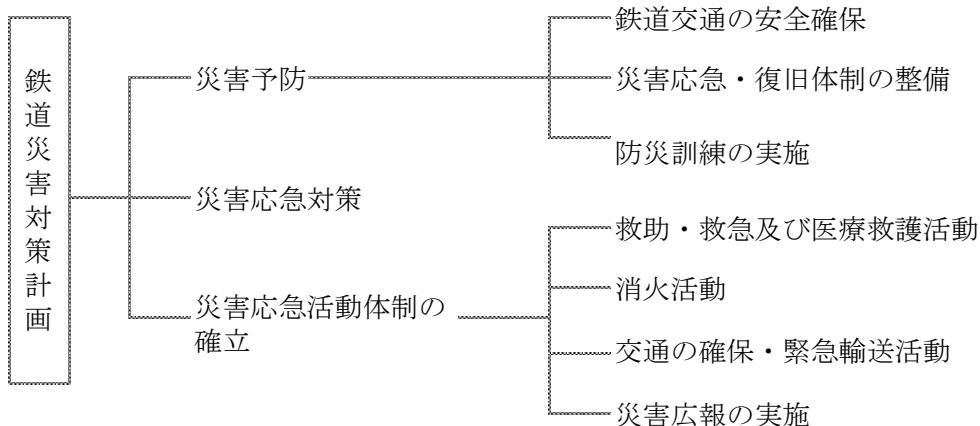
3 災害復旧

町は、あらかじめ定めてある物資、資財の調達計画及び建設業者等との連携により、迅速かつ円滑に被災した施設等の復旧事業を実施又は支援する。

なお、町は県と連携し、林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。

第6節 鉄道災害対策計画

施策体系図



1 災害予防

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害に対して、被害の発生又はその拡大を防止する対策を推進する。

(1) 鉄道交通の安全確保

鉄道施設の重要な地域において、土砂災害対策を進めるため、町は、県、鉄道事業者と協議し、対策の実施を検討する。

また、町は、鉄道事業者と協議し、必要に応じて、踏切道の立体交差化、構造の改良、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 災害応急活動体制の整備

町は、事故災害の規模に応じた職員の非常参集体制等について検討する。

また、鉄道災害に対応した応急活動マニュアル等の整備について検討する。

イ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照。

ウ 消火活動

消防組合は、機関相互及び鉄道事業者との間で鉄道災害時の連携体制の強化を図る。

(3) 防災訓練の実施

町は、鉄道事業者も参加し、県警察本部、消防組合、その他関係機関が相互に連携した防災訓練の実施を検討する。

訓練を実施するに当たっては、鉄道災害及び被害の想定を明らかにし、実施時間を工夫するなど実践的なものにする。

なお、訓練の実施後は、評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

2 災害応急対策

鉄道における列車の衝突等により多数の死傷者等が発生するなどの鉄道災害が発生した場合、被災者の救出や被害の拡大を防止する対策を実施する。

3 災害応急活動体制の確立

大規模な鉄道災害が発生した場合において、町は、県、防災関係機関と一致協力して、災害の拡大防止及び被災者の救援救護に努め、被害の発生を最小限にとどめるため、収集された情報に基づき、必要な組織、動員その他の災害応急体制を速やかに確立する。

(1) 救助・救急及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

第2章第10節「救急・救助活動」を参照。

イ 医療救護活動

第2章第11節「医療救護活動」を参照。

(2) 消火活動

ア 鉄道事業者と消防組合との連携

町は、各鉄道事業者及び消防組合等と連携し、初期消火活動の必要が生じた場合、迅速に消火活動体制を確立し、消火活動を実施する。

イ 他の消防本部に対する応援要請

(ア) 島根県下市町村及び消防にかかる一部事務組合の相互応援に関する協定

所轄の消防力では、鉄道災害に伴う火災の防御が困難な場合、消防組合は、県内の他の市町村・消防一部事務組合に対し、消防機関による応援の要請を行う。

(イ) 緊急消防援助隊等による応援

知事は、県内の消防力を結集しても、鉄道災害に伴う火災の防御が困難であると認められる場合、消防組織法第24条の3の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊や他の都道府県及び消防機関が保有するヘリコプターの派遣を求める広域航空応援等の要請を行う。

(3) 交通の確保・緊急輸送活動

第2編第2章第12節「交通確保対策」、第13節「緊急輸送」を参照。

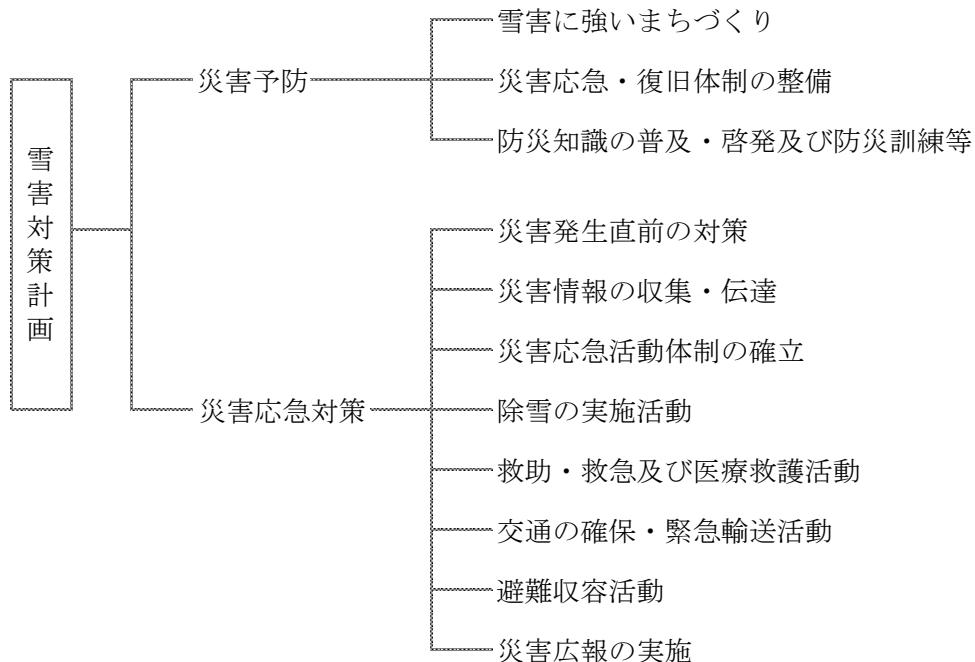
(4) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第4節「災害広報」**に準じて行う。

町は県及び関係機関との情報交換を密にし、鉄道灾害対策に関する各種情報を収集・整理する。

第7節 雪害対策計画

施策体系図



1 災害予防

豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立、雪崩災害等の雪害を防止又はその被害を軽減するため、雪害に強いまちづくりを実施するほか、災害応急・復旧体制を整備し、町民の自主防災体制が確立できるよう防災知識普及・啓発に努めるなどの基本的な予防対策を推進する。

(1) 雪害に強いまちづくり

ア 雪害に強いまちの形成

町及び関係機関は、冬期における交通の確保を図るとともに、危険箇所等の把握に努める。

また、県と連携を図り、防雪施設等の整備・充実に努める。

また、雪崩危険箇所、特に家屋裏山の立木は保護林として計画伐採を行うよう指導する。

未立木地又は幼齢林が家屋裏にある地域については、防雪柵の設置を図る。

イ 除雪体制の整備

雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、気温が上がって雪が緩みやすくなった時等、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

(ア) 道路除雪体制

豪雪時の道路交通の確保を図り、町及び町内業者の除雪機械及び要員の確保等除雪体制の整備に努める。

また、県・国・市町村の道路管理者が連携した除雪体制を構築し、除雪路線の優先順位や相互支援計画等を作成する。

(イ) 除雪援助体制

山間部等の多雪地域においては、独り暮らし高齢者世帯、障がい者世帯やひとり親家庭では、豪雪時の除雪活動がうまく進まないおそれがある。このため、町は、こうした世帯に対しては、除雪依頼をした場合の費用援助や民生児童委員、警察官、近隣住民、自治会、ボランティア等からなるコミュニティによる除雪を促進するなど除雪援助体制の整備を検討する。

また、平常時から、住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難な場合や危険な場合においては、必要に応じ、消防団、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

ウ ライフライン施設等の機能の確保

町管理の水道等のライフライン関連施設やコンピューターシステム等について、雪害に対する安全性を検証し、必要な場合は安全確保のための措置を講ずる。

また、ライフラインの被災は安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動等に支障を与えるとともに避難生活環境の悪化等をもたらすことから、町、県及びライフライン事業者は、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン関連施設や廃棄物処理施設について、雪害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保を進めるものとする。

エ 雪害に対する建築物の安全性の確保

町、県及び施設管理者は、劇場・駅等不特定多数の者が使用する施設、住宅、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者に関わる社会福祉施設、医療施設等について、雪害に対する安全性の確保に配慮するものとする。

また、庁舎、災害拠点病院等の施設については、停電に備えたバッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備を進める。

(2) 災害応急・復旧体制の整備

ア 災害発生直前対策関係

(ア) 警戒・避難体制の整備

雪崩危険箇所を監視する体制の整備を進めるとともに、雪崩が発生する危険のある場

合等の避難勧告・指示や気象警報等を住民等に伝達する体制について検証し、必要な措置を講ずる。

(イ) 住民の避難誘導体制の整備

積雪、融雪等に配慮した避難所・避難路の指定、住民への周知、避難計画の策定、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施等、避難誘導活動のための対策を検討する。

また、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者に関する情報を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、避難誘導体制の整備を図るものとする。

イ 災害発生直後の情報収集・連絡体制の整備

町は、県等関係機関相互において連携を図り、情報の収集・連絡に努めるとともに、夜間、休日の場合等にも対応できる体制の整備を図る。

また、平常時において無線通信設備の点検を実施し、県及び消防本部等と連携して通信訓練等を行うなど、災害時の通信手段確保のための対策を進める。

県は必要に応じ、該当市町村に対して支庁・県土整備事務所等の職員を派遣し、情報収集に当たらせる。状況によっては、本庁から職員の派遣を行う。

ウ 災害応急活動体制の整備

(ア) 参集及び動員の体制

雪害に関する警報発表時や被害が発生した場合等における具体的な職員の非常参集体制等については、風水害の動員配備体制に準じた体制を検討する。

また、雪害に対応した、職員の応急活動マニュアル等の整備を検討する。

(イ) 防災関係機関相互の連携体制

現在、県においては、「中国地方5県災害等発生時の広域支援に関する協定」、「中国・四国地方の災害等発生時の広域支援に関する協定」、「島根県及び県内の市町村の災害時の相互応援に関する協定書」等の協定に基づき、雪害時の孤立地区対策として、特に町による食料、飲料水、燃料等生活必需品、医薬品、血液製剤及び所用の資機材の調達等に関して、より一層の応援体制の充実に努める。

また、防災関係機関及び民間企業等との連携を図り、応急活動及び復旧活動において、幅広く相互応援を図れるような体制にしていくことを検討する。

エ 救助・救急及び医療救護活動体制の整備

第1章第10節「救急・救助・医療体制の整備」を参照

オ 緊急輸送活動体制の整備

(ア) 積雪時の異常事態の発生による交通対策については、「島根県雪害対策実施要領」に基づき、警察署と連携を図り、多重化、代替性を考慮した交通対策を検討していく。

(イ) 孤立地区対策

町は、豪雪時において長期的に自動車交通が不能となるなどの理由により孤立するお

それのある地区を把握し、除雪体制の整備等必要な交通路を確保するための対策を整備する。

カ 避難収容活動体制の整備

(ア) 避難・収容活動

町は、避難所（収容避難施設）・避難路の指定並びに住民への周知、避難計画の策定、避難行動要支援者の避難誘導体制の整備及び避難訓練の実施を図る。

避難所の指定に当たっては、積雪期の避難を考慮し、適切な避難距離・時間にある屋内施設を指定するとともに、指定された避難場所・避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器等、常備薬、炊き出し道具、毛布、仮設トイレ、マット等のほか、空調、洋式トイレ等高齢者、障がい者、児童・乳幼児、妊産婦等の要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な施設・設備・物資の備蓄に努める。

また、避難所の暖房設備については、各施設の状況を検証し、必要な整備を実施する。

なお、電気・ガス等の供給停止に備えて補助暖房設備を検討しておく。

(イ) 応急仮設住宅

災害時の応急仮設住宅の建設については、雪崩災害の危険に配慮した用地選定、資材の供給体制等、積雪期の災害発生を想定した体制の整備を図る。

町及び県は、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅や空き家等の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるよう、あらかじめ体制を整備する。

また、民間賃貸住宅の借り上げの円滑化に向け、その際の取扱い等について、あらかじめ定めておくものとする。

キ 食料、飲料水及び生活必需品の調達、供給体制の整備

今後、豪雪等に伴う交通の途絶による集落の孤立が起きた場合の被害に対し、交通が途絶している中での輸送体制や物資一時集積場所の積雪対策等を考慮した備蓄・調達体制の整備を検討する。

また、県は災害の規模等に鑑み、町が自ら物資の調達・輸送を行うことが困難な場合にも被災者に物資を確実かつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図る。

(3) 防災知識の普及・啓発及び防災訓練等

ア 防災知識の普及・啓発

(ア) 雪崩の危険に関する普及・啓発

町は、住民に対し土砂災害等予防のための防災知識について普及・啓発に努めているが、併せて雪崩等に関する早期避難に対しても同様の対策を検討する。

a 雪崩危険箇所、特にがけ崩れのあった箇所について、適宜査察を実施し、赤旗等による標示を行うとともに、雪崩の早期発見に努める。

b 雪崩注意報を住民に周知徹底すること。

c 気象上昇等により、雪崩の危険が増大したときの住民に対する警告又は避難について、自治会長等と連携を密にし対策を講ずる。

(i) 自主的な除雪活動等の普及

各地区等による自主的な除雪の普及対策について検討するとともに、除排雪に伴う事故（雪降ろし中の転落事故等）や屋根雪の落下等による人身事故の防止等の注意喚起を図る。

イ 防災訓練の実施

雪害や積雪期の災害を想定した県の総合防災訓練が今後実施された場合、町は、県、消防本部、民間企業、ボランティア団体等関係機関と連携し、訓練の参加を図る。

2 災害応急対策

豪雪に伴う交通の途絶等による集落の孤立、雪崩災害等の応急的な予防や被害軽減を図るために、関係機関は相互に連携を図り、住民と一緒にとした総合的な対策が必要である。このため、雪害発生時において、町及び関係機関は必要な対策を実施する。

(1) 災害発生直前の対策

町は県と連携し、迅速に雪崩に対する警戒・監視体制を確立するとともに、専門技術者等により危険箇所の点検を実施し、危険箇所を発見した場合は、雪庇落とし、人工雪崩等の応急措置により事前の危険を排除する。また、危険箇所の住民に対する周知を図り、事前避難が必要と判断される場合は、避難勧告・指示等を行い適切な避難誘導を実施する。

(2) 災害情報の収集・伝達

町は、災害の発生直後において、人的被害の状況、建築物被害情報等を収集し、県総合防災情報システムにより県に連絡する。

特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、町は、住民登録の有無にかかわらず、町の区域内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。

また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち旅行者等住民登録の対象外の者は外務省）又は県に連絡するものとする。

各関係機関は、ともに円滑な情報の伝達に努める。

(3) 災害応急活動体制の確立

町長は、災害の規模及び範囲から、特に対策に要すると認めた場合、災害対策本部の設置を決定し、速やかに災害対策の推進に関し総合的かつ一元的な応急活動体制を確立する。

また、災害対策本部等を設置したときは、県をはじめ防災関係機関に通知するものとする。

なお、その他の災害応急活動体制については、**第2章第1節「初動体制の確立」**を参照。

(4) 除雪の実施活動

ア 除雪対策の組織

除雪は通常の場合、建設課長が行うものとするが、豪雪等異常積雪時の場合は、前記の3に準じて災害応急活動体制を設け、総合的な応急対策を実施する。

なお、国土交通省、県、隣接市町村等と連絡を密にし、協力体制を確保する。

イ 除雪路線の緊急順位

県の除雪計画に従い、重要な町道及び消防上必要な道路について緊急除雪するものとする。その他の道路についても住民の協力を得て必要に応じ除雪に当たる。

なお、町は、住民等に広報を実施する等により、除排雪に伴う二次災害（雪下ろし中の転落事故等）の防止に十分留意するよう努める。

ウ 消防団員等の出動要請及び資機材の確保

(ア) 消防団員等の出動要請

主要交通路を確保するとともに緊急に除雪作業を行うため、消防団員に応援を要請する。

また、必要に応じてボランティア団体等に対し、協力を要請する。

(イ) 資機材の確保

除雪機械を必要とするときは、町内の当該機械所有者又は県に対し、優先貸与又は配置を要請する。

(5) 救助・救急及び医療救護活動

ア 救助・救急活動

第2章第10節「救急・救助活動」を参照。

イ 医療救護活動

第2章第11節「医療救護活動」を参照。

(6) 交通の確保・緊急輸送活動

第2章第12節「交通確保対策」、第13節「緊急輸送」を参照。

なお、雪害に伴う輸送拠点等を確保するため、町や道路、鉄道交通等各施設の管理者等は、必要な連絡を取りながら連携して、除雪、障害物の除去、応急復旧を図る。

(7) 避難収容活動

避難収容活動については、**第2章第8節「避難活動」**を参照。

なお、除雪により避難路の確保を図るとともに、避難誘導に当たっては、避難所及び避難路に対する孤立地区の対策を考慮する。

また、避難住民を収容する避難施設及び応急仮設住宅の設置に当たっては、積雪期の気候、要配慮者等について考慮する。

(8) 災害広報の実施

災害広報の実施については、**第2章第4節「災害広報」**に準じて行う。

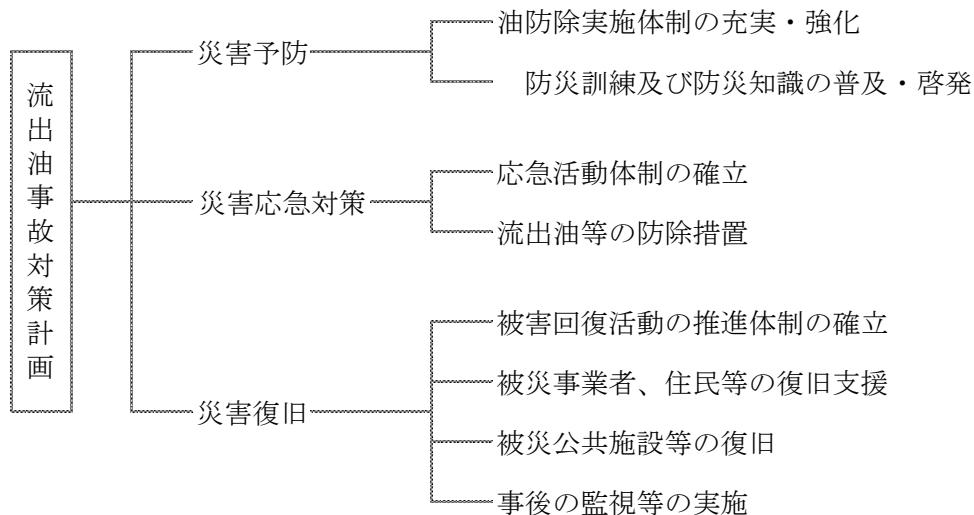
なお、町は県及び関係機関との情報交換を密にし、雪害対策に関する各種情報を収集・整理する。

(9) り災証明の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請等、各種の支援措置を迅速かつ的確に処理し、被災者の各種支援措置を早期に実施するため、災害発生後早期にり災証明の交付体制を確立し、速やかに住宅等の被害の程度を認定し、被災者にり災証明を交付できるよう、体制の整備を図ることとする。

第8節 流出油事故対策計画

施策体系図



1 災害予防

流出油事故による災害発生時に効果的に対応できるよう、流出油事故の油防除並びに回収油の処理等の実施体制の整備に努める。また、流出油事故に関する防災訓練、防災知識の普及・啓発に努める。

(1) 油防除実施体制の充実・強化

流出油事故が発生した場合に、被害を最小限に止めるためには、早急に初動体制を確立し油防除（除去）活動等、実施体制の確立を図る。

油防除（除去）活動には、多くの資機材が必要となるため、オイルマット等資機材の整備に努める。

(2) 防災訓練及び防災知識の普及・啓発

流出油事故発生時には、町職員も防除作業に関わることとなるため、必要な知識等を修得しておく必要がある。

このため、海上災害防止センター等が実施する各種研修へ職員を参加させることについて検討し、人材の育成に努める。

2 災害応急対策

油等危険物が流出した場合、町は、防災関係機関及び関係事業所の対策に協力し、防除作業が速やかに実施できる協力体制を確立し、的確な防除措置の実施を図る。

(1) 応急活動体制の確立

流出油災害が発生した場合、その影響範囲が複数の市町村の流域等広域にわたり、また、地元住民やボランティアも含む数多くの機関、団体が関与することとなる。

したがって、町は、収集・連絡された情報に基づき、迅速かつ的確に応急措置を実施することができるよう、直ちに必要な活動体制をとり、流出油による二次災害の防止に努める。

(2) 流出油等の防除措置

町は、関係機関及び関係事業所等との密接な連携のもとに、それぞれが保有する人員、設備、資機材を活用して次の防除措置に協力する。

ア 流出油等の拡散状況の調査

イ 流出油等の拡散の防止

ウ 流出油等から発生する可燃性ガスの検知の実施

エ 付近住民に対する火気使用の制限と、必要により避難の指示、又は勧告

オ 作業員及び資機材の確保

カ 回収油等の回収・処理

3 災害復旧

被災地の復旧は、被災者、住民等の生活支障の解消を支援し、環境に配慮した施設の復旧を図るとともに、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧を図る。

(1) 被害回復活動の推進体制の確立

町は、県と連携し、油流出による各種被害からの回復を総合的に推進する必要があると認められるときは、関係部課で構成する被害回復推進会議を設置し、災害復旧対策の基本方針等を検討する。

(2) 被災事業者、住民等の復旧支援

町は県と連携し、流出油により被害を受けた商工観光業関係者、住民等の回復を支援するため、総合的な相談窓口の設置、各種資金の貸付等の実施、必要に応じた租税の徴収猶予又は減免措置を実施する。

(3) 被災公共施設等の復旧

町は、国及び県と連携し、迅速かつ円滑に、被災した河川管理施設等の公共施設の復旧事業を行う。

なお、復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示するとともに、環境に配慮しつつ、必要な措置を講ずる。

(4) 事後の監視等の実施

流出油事故による生態系等環境への影響は、回復に長期間を要することから、水質、底質、野生生物等への影響の調査を段階的・継続的に実施し、必要に応じて適切な措置を要請する。